博　士　論　文

性ビジネス従事女性への民間団体の活動に関する研究
－フランス・モロッコの民間支援を参照した日本における「昼職移行支援」の可能性－

A Study of the Activities of Non-Governmental Organizations for Women Engaged in the Sex Business: Possibilities for Assistance in Transitioning to Employment Other Than the Sex Business in Japan, with Reference to Public Support for Non-Governmental Organizations in France and Morocco

2026 年度

日 本 福 祉 大 学 大 学 院
福 祉 社 会 開 発 研 究 科
社 会 福 祉 学 専 攻 博 士 課 程

氏　　名: 米 津　敦 子

論 文 要 旨

◆論文題目

性ビジネス従事女性への民間団体の活動に関する研究

－フランス・モロッコの民間支援を参照した日本における「昼職移行支援」の可能性－

◆要　　旨

序章　研究の背景・目的と方法

2024 年 4 月 1 日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下，困難女性支援法）」のもとでは，困難への対処として性的サービスの提供等を通じて収入を得る女性も，支援対象として位置づけうる．しかし，売春防止法のもとで性売の一部が違法行為とされる一方，性産業への従事にも社会的スティグマが伴うため，困難を抱える女性が相談や支援につながりにくい状況がある．こうした状況は，性ビジネスに依拠しない生活手段への移行を望む場合にも必要な支援への接続を困難にし，性売や性産業への従事の長期化・固定化につながる可能性がある．また，性売や性産業従事は，収入源であるだけでなく，自己承認や居場所を得る場として機能する場合もあり，昼職移行は生活手段や居場所の再構築という課題を伴う．本研究では，本人が望む場合の「昼職移行支援」を女性支援における重要な取り組みと捉え，日本の民間団体の実践を検討し，昼職移行支援の可能性と課題を，国際的動向およびフランス・モロッコの制度・民間団体の実践を参照枠として明らかにする．

第Ⅰ部　国際動向を踏まえた性ビジネス従事女性の支援　―日本への示唆を求めて―

第１章　性ビジネス従事女性の現状と社会構造

全世界で約 4,000 万～4,200 万人が性ビジネスに関与し（European Parliament 2014），諸外国における性ビジネスでは「女性」の比重が高く，「移住者」の文脈が重要であることを確認した．日本の性ビジネス従事は，景気や雇用環境などの社会変容に加え，性産業の非店舗化や SNS 等を介した性売の個人化が重なり合うなかで，その形態が多様化および若年化している．諸外国と日本のいずれにおいても，性ビジネス従事に至る背景は，ジェンダー不平等を背景として，貧困，暴力，孤立などの困難が重なり，生活上の選択肢が狭められるなかで，現実的な選択肢として浮上する場合があることを確認した．

第２章　性ビジネス関連法と女性支援制度

性ビジネス関連法を，NSWP（Global Network of Sex Work Projects）のデータにもとづき，「犯罪化モデル」「合法化モデル」「非犯罪化モデル」に整理した．国際的議論の中心は，犯罪化モデルに位置づけられる「北欧モデル」と，これと異なる視点を持つ「非犯罪化モデル」である（森田 2021）．両モデルは立場の相違を有しつつ，希望者に対して性ビジネスに依拠しない生活手段への移行を含む離脱の選択肢を提供することを求める点等で重なり合う．日本では，売春防止法が「売春」を禁止しつつ勧誘行為等を取締りの対象と

してきた一方，風営法により一定の規律の下で営業可能な性産業の領域が制度上把握されてきた．2024 年に施行された困難女性支援法は，売春防止法に依拠した「保護更生」の枠組みから，福祉の増進，人権の尊重，個別的・包括的支援を理念とする女性支援体系への転換を示し，官民協働を前提とした支援プロセスを構想している．しかし，性ビジネス従事女性は，スティグマや制度の想定とのずれにより支援の入口に接続しにくく，民間団体は，接点形成と伴走支援を担いうる主体として位置づけられる．

第３章　性ビジネス従事者に関連する民間団体の活動

性ビジネス従事に関連する活動について，諸外国では反差別・アドボカシーを中心とする性ビジネス従事者運動が国際的ネットワークの形成を通じて展開されてきた経緯を概観した．また，要（2017）にもとづき，日本の支援実践を「①参入防止」「②従事者の権利擁護」「③福祉接続」の三つのアプローチとして整理し，近年，性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点に，必要に応じて福祉的資源への接続や本人の意思に基づく昼職移行も支援する「課題横断」アプローチを実践する民間団体の存在が示唆され，全国規模のデータベース検索等により５団体を確認し，第Ⅱ部における分析対象として 2 団体を選定した．

第４章　フランスとモロッコの性ビジネス関連法・支援枠組みと民間団体の位置づけ

日本の民間支援を検討する参照枠として，フランスとモロッコの関連法・政策，支援枠組みおよび官民協働の取り組みをアソシアシオン（団体 H，団体 K）の活動実態を踏まえつつ概観した．フランスでは，2016 年法のもとで，性を売る側を犯罪化せず，性を購入する側を処罰する枠組みへと転換し，性ビジネス離脱および社会的・職業的統合に向けた支援が制度上位置づけられていることを確認した．一方，モロッコでは，性売を制度的に承認しない法的枠組みや，婚外性交をめぐる法・社会規範のもとで，性ビジネス従事者支援を前面化しにくい状況がある．しかし，アソシアシオンの独自活動を基盤としつつ，国家の制度枠組みとの接続のもとで女性支援の制度化･組織化が進展してきたことを整理した．以上を通じて，フランスは「性ビジネス従事者に特化した制度化された移行支援」，モロッコは「性ビジネス従事を前面化しにくい状況における包括的女性支援と民間団体の役割」という，異なる参照枠を示していた．

第Ⅱ部　性ビジネス従事女性支援の「昼職移行支援」の可能性と課題
－民間団体による「昼職移行支援」の有用性と民間団体への公的支援の課題－
第５章　日本の性ビジネス従事女性を支援する民間団体の「昼職移行支援」

性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点とする「課題横断」アプローチに取り組む，団体 A および団体 B の活動実践を検討した．団体 A は，現場でのアウトリーチから一時的居場所の提供，相談・同行支援へと段階的に接続することで，女性の生活安定化と制度接続を支える実践を展開していた．団体 B は，性風俗店勤務を前提とする相談設計により心理的負担を軽減し，課題の可視化を起点に支援へとつなげていた．両団体はいずれも，支援や制度との距離が生じやすい性ビジネス従事女性との接点を形成し，これを基盤に複合的な課題に対応する支援実践を展開していた．女性は，アウトリーチ，

相談，居場所，情報提供等を通じて民間団体とつながり，自身の困難や希望を整理する過程のなかで,昼職移行が選択肢として具体化する場合があることを確認した.そのうえで,民間団体による昼職移行支援は，①移行の前提条件を整える支援，②昼職への接続を支える支援，③移行後の継続も含む伴走支援として整理した.

第６章　元性ビジネス従事女性の発言内容にみる昼職移行の困難

性ビジネスの周辺に存在する大都市繁華街やホストクラブをめぐる「居心地のよさ」は，社会からの排除，承認や居場所の欠如と深く結びついていた．また，女性側の「つながりにくさ」と行政・支援側にとっての女性の「みえにくさ」による支援・制度の接続困難は，二つの「にくさ」の悪循環のなかで性ビジネス従事への固定化と結びついていた.「居心地のよさ」は，女性の性ビジネス従事の継続を支え，固定化が進むほど「キャリアの断絶」「移行の前提条件の不足」「移行時の生活・就労上のハードル」によって昼職移行は困難になりやすい．これらは，従事以前からの社会的排除と，従事の継続によって累積するリスクが重なるなかで生じる社会構造上の課題であるとした．昼職移行は，本人の意思とタイミングを尊重し，別の居場所や選択肢を示す他者の存在，生活再建や昼職移行を伴走的に支える支援関係によって支えられる必要があるとした.

第７章　日本における性ビジネス従事女性の「昼職移行支援」に関する考察
－民間団体による「昼職移行支援」の有用性と民間団体への公的支援の展望－

昼職移行支援は，性ビジネスから直線的に切り離す支援ではなく，生活基盤の調整，昼職接続，移行後の伴走と居場所形成を含む支援関係の形成として捉える必要がある．民間団体の実践からは，性ビジネス従事を前提として受け止める相談や居場所を通じた接点形成，制度接続，移行前後の伴走に，民間団体の有用性が確認されたが，財政的・制度的に十分支えられておらず，移行後の定着支援等に課題が残されている．フランスの性ビジネス従事者に特化した制度化された移行支援と,モロッコの包括的な女性支援を参照すると,日本では，柔軟な女性支援の枠組みのなかに性ビジネス従事女性を位置づけ，民間団体の支援関係を公的に支える官民協働の仕組みを整備することが求められる．以上を踏まえ,性ビジネス従事女性が望むときに「別のところに行ける橋」を用意し,「辞めたいときに辞められる社会」を支えるための昼職移行支援プロセスを提示した.

終章　本研究の結論，意義および今後の課題

日本の民間団体の実践から明らかになった「昼職移行支援」の有用性と，制度的・財政的支援および移行後の定着支援等の課題を踏まえ，第７章で提示した官民協働による昼職移行支援プロセスを本研究の結論として位置づけた．本研究の意義として，日本の性ビジネス従事女性支援をフランスとモロッコの制度および民間団体の実践を参照枠として位置づけ，昼職移行支援を検討する視点を拡張した点，日本の民間団体実践に内在する「昼職移行支援」の実践と課題を明らかにした点，民間団体の支援実践から抽出した昼職移行支援のプロセスを，元性ビジネス従事女性の発言内容を踏まえて捉え直した点を示した.

今後の研究課題として,提示した昼職移行支援プロセスの射程,昼職移行の契機の検討,フランスおよびモロッコの制度と民間団体の実践に関する実証的検討をあげた.

Abstract of Doctoral Dissertation

Surname, First name : Atsuko YONEZU

【Title】

A Study of the Activities of Non-Governmental Organizations for Women Engaged in the Sex Business: Possibilities for Assistance in Transitioning to Employment Other Than the Sex Business in Japan, with Reference to Public Support for Non-Governmental Organizations in France and Morocco

【Abstract】

Introduction: Background, Objectives, and Methods

Under the Act on Support for Women Facing Difficulties, enforced on April 1, 2024, women who obtain income by providing sexual services as a response to difficulty may be positioned as targets of support. However, sex selling remains partly subject to control under the Anti-Prostitution Act, and work in the sex industry is accompanied by strong social stigma. These conditions make it difficult for women to connect with consultation services and public support, even when they wish to move toward another means of livelihood. Because the sex business may also function as a source of income, recognition, relationships, and belonging, support for transitions to employment other than the sex business must be understood as support for rebuilding livelihoods and places of belonging, not merely as job placement. This study examines the activities of non-governmental organizations (NGOs) in Japan and clarifies the possibilities and challenges of such support, using international trends and the institutional and NGO practices of France and Morocco as reference frames. The study is based on prior research, laws, policy documents, organizational materials, semi-structured interviews, and field observations.

Part I: International Trends and Support for Women Engaged in the Sex Business

Chapter 1: Current Conditions and Social Structures

This chapter confirms that an estimated 40 to 42 million people worldwide are involved in the sex business (European Parliament 2014), and that the contexts of women and migrants are especially important. In Japan, sex business involvement has diversified and become younger through economic and employment changes, non-store-based forms of the sex industry, and the individualization of sex selling through social networking services. In both Japan and other countries, involvement may emerge as a realistic option when poverty, violence, isolation, and other difficulties accumulate against a background of gender inequality.

Chapter 2: Sex Business-Related Laws and Women's Support Systems

This chapter classifies sex business-related legal frameworks into criminalization, legalization, and decriminalization models. International debate has centered on the Nordic Model and the decriminalization model, which differ in principle but overlap in

requiring options for those who wish to move away from reliance on the sex business. In Japan, the Anti-Prostitution Act and the Entertainment Business Act have produced a dual legal framework. The Act on Support for Women Facing Difficulties represents a shift from protection and rehabilitation to a women's support system grounded in welfare promotion, human rights, and individualized and comprehensive support. Nevertheless, stigma and gaps between institutional assumptions and actual circumstances make it difficult for women engaged in the sex business to enter support systems. NGOs can therefore play an important role in forming points of contact and providing accompanying support.

Chapter 3: NGO Activities Related to Sex Business Involvement

This chapter reviews NGO activities related to sex business involvement. In other countries, sex worker movements centered on anti-discrimination and advocacy have developed through international networks. In Japan, support practices can be organized into three approaches: prevention of entry, protection of rights, and connection to welfare resources. In recent years, some NGOs have practiced a cross-issue approach that begins with women's difficulties, regardless of their continuation in or withdrawal from the sex business, and connects them to welfare resources and, when based on their own wishes, to transition support. This study identified five relevant organizations and selected two for detailed analysis in Part II.

Chapter 4: Laws, Support Frameworks, and NGOs in France and Morocco

This chapter examines France and Morocco as reference cases. In France, the 2016 law penalized the purchase of sexual services while not criminalizing those who sell sex, and institutionalized support for leaving the sex business and for social and vocational integration. In Morocco, legal and social norms make it difficult to foreground support specifically for people engaged in the sex business, but women's support has developed through associations and their connections with national institutional frameworks. Thus, France provides a reference frame of institutionalized transition support specific to sex business involvement, whereas Morocco provides a reference frame of comprehensive women's support in a context where such involvement is difficult to make explicit.

Part II: Possibilities and Challenges of Transition Support

Chapter 5: Transition Support by Japanese NGOs

This chapter analyzes two Japanese NGOs that practice a cross-issue approach. Organization A forms contact with women through field outreach, temporary places of belonging, consultation, and accompanying support. Organization B reduces psychological barriers to consultation by designing its services on the assumption that the consultee works in the sex industry. Both organizations form points of contact with women who tend to remain distant from public institutions and respond to complex difficulties on the basis of these relationships. Their transition support can be organized into three processes: preparing the preconditions for transition, connecting

women to employment other than the sex business, and providing accompanying support that continues after transition.

Chapter 6: Difficulties in Transition Found in Former Workers' Statements

This chapter examines the difficulties of transition through the statements of women formerly engaged in the sex business. The sense of comfort or belonging found in entertainment districts, host clubs, and the surrounding spaces of the sex business was deeply connected to experiences of social exclusion and the lack of recognition and belonging elsewhere. A vicious cycle emerged between women's difficulty in connecting with support and their invisibility to administrative and support agencies. As involvement becomes fixed, transition becomes more difficult because of career discontinuity, insufficient preconditions, and barriers to living and working during transition. These are structural issues produced by the overlap of exclusion before entry and risks accumulated through continued involvement. Support must therefore respect the individual's will and timing and provide alternative places, options, and accompanying relationships.

Chapter 7: Discussion of Transition Support in Japan

This chapter argues that transition support should not be understood as linear support that simply separates women from the sex business. Rather, it should be understood as the formation of support relationships that include adjustment of the living foundation, connection to employment, and accompaniment and place-making after transition. The practices of Japanese NGOs demonstrate their usefulness in forming points of contact, connecting women to institutions, and accompanying them before and after transition. At the same time, these activities are not sufficiently supported financially or institutionally, and post-transition settlement support remains limited. Reference to France and Morocco suggests that Japan needs to position women engaged in the sex business within a flexible women's support framework and establish public-private cooperation that publicly supports NGO support relationships. On this basis, this dissertation presents a transition support process that prepares a bridge to somewhere else when women wish to move, supporting a society in which they can leave the sex business when they want to do so.

Conclusion: Findings, Significance, and Future Research

The conclusion positions this public-private transition support process as the central finding of the dissertation. The study is significant in that it situates support for women engaged in the sex business in Japan in relation to the institutional and NGO practices of France and Morocco, clarifies the practices and challenges of transition support embedded in Japanese NGO activities, and reconstructs the process identified from NGO practices in light of the statements of former workers. Future research should examine the scope of the proposed process, turning points for transition, and the institutional and practical details of public support for NGOs in France and Morocco.

目次

序章　研究の背景・目的と方法 5

第１節　研究の背景 5

第２節　主要用語の説明 6

１．「性ビジネス」の用語の扱い 6

２．「民間支援」に含まれる二つの支援内容 7

３．「昼職移行支援」の説明 7

第３節　性ビジネス従事女性に関連する先行研究の検討 8

１．日本の性ビジネス従事女性をめぐる先行研究 9

２．フランス・モロッコの民間団体活動・公的支援に関する先行研究 12

第４節　研究の目的と枠組み 14

１．研究の目的 14

２．研究の枠組み 14

第５節　研究の課題・方法および論文の構成 16

１．研究の課題および方法 16

２．論文の構成 19

第Ⅰ部　国際動向を踏まえた性ビジネス従事女性への支援
―日本への示唆を求めて― 21

第１章　性ビジネス従事女性の現状と社会構造 23

第１節　諸外国の性ビジネス従事女性と社会の構造 23

１．諸外国の性ビジネス従事者 23

２．性ビジネス従事女性を取り巻く社会の構造 27

第２節　日本の性ビジネス従事女性と社会の構造 34

１．日本の性ビジネス従事者 34

２．性ビジネス従事女性を取り巻く日本社会の構造 39

第３節　小括 43

第２章　性ビジネス関連法と女性支援制度 46

第１節　性ビジネス関連法の国際的動向 46

１．法的枠組みの類型整理 46

２．性ビジネス政策をめぐる二つの主流モデル 50

第２節　売春防止法の規制内容・運用と課題.....56
１．売春防止法の規制内容－定義と取締まり.....56
２．売春防止法への批判と課題.....57
第３節　婦人保護事業から困難女性支援法へ.....58
１．婦人保護事業の枠組み.....58
２．婦人保護事業の実績と課題.....61
３．困難女性支援法による制度転換と官民協働.....64
第４節　小括.....67
第３章　性ビジネス従事者に関連する民間団体の活動.....70
第１節　性ビジネス従事者に関連する民間団体の活動.....70
１．性ビジネス従事者に関連する活動分類.....70
２．性ビジネス従事者を支援する日本の民間団体.....74
第２節　日本の性ビジネス従事女性を支援する民間団体の抽出と整理.....77
１．性ビジネス従事女性が支援対象に含まれる可能性のある民間団体の抽出...77
２．性ビジネス従事者に関連する民間団体の整理と調査対象団体の選定.....80
第３節　小括.....84
第４章　フランスとモロッコの性ビジネス関連法・支援枠組みと民間団体の位置づけ..86
第１節　フランスの性ビジネス関連法と支援.....86
１．フランスの性ビジネス従事者と性ビジネス関連法.....86
２．フランスの性ビジネス従事者支援（PSP）.....88
３．フランスの民間団体によるPSP実施.....93
第２節　モロッコの性ビジネス関連法と女性支援.....94
１．モロッコの性ビジネス従事者と性ビジネス関連法.....94
２．モロッコの女性支援.....99
３．モロッコの民間団体による職業訓練・経済的自立支援.....104
第３節　小括.....106
第Ⅱ部　性ビジネス従事女性の「昼職移行支援」の可能性と課題.....109
第５章　日本の性ビジネス従事女性を支援する民間団体の「昼職移行支援」....111
第１節　方法・倫理的配慮.....111
１．方法.....111
２．倫理的配慮.....112

第２節　団体の支援実践.....112
１．団体Aの支援実践.....112
２．団体Bの支援実践.....115

第３節　考察.....119
１．民間団体の「昼職移行支援」.....119
２．団体Aおよび団体Bの実践をふまえた「昼職移行支援」のプロセス分類..123
３．小括.....124

第６章　元性ビジネス従事女性の発言内容にみる昼職移行の困難.....126

第１節　　対象・方法と倫理的配慮.....126
１．対象・方法.....126
２．倫理的配慮.....128

第２節　元性ビジネス従事女性の発言等の検討.....128
１．「居心地のよさ」とリスク　－④-1の女性の発言内容から－.....128
２．性ビジネス従事と昼職移行をつなげる意識 －④-2の女性二名の発言内容から－ 130

第３節　民間団体代表の発言にみる昼職移行の障壁.....133
１．性ビジネス従事女性の置かれた状況と「居場所」の意味.....133
２．民間団体からみる性ビジネス従事女性の昼職移行時の障壁.....134

第４節　考察.....135
１．「居心地のよさ」と性ビジネス従事の継続・固定化リスク.....135
２．性ビジネス従事の継続と昼職移行の困難.....137
３．小括.....139

第 7 章　日本における性ビジネス従事女性の「昼職移行支援」に関する考察
－民間団体による「昼職移行支援」の有用性と民間団体への公的支援の展望－.....141

第１節　「昼職移行支援」を目指す上での支援関係形成の課題と有用性.....141
１．二つの「にくさ」の悪循環.....141
２．困難をともに乗り越える支援関係の形成－「昼職移行支援」の有用性...143

第２節　「昼職移行支援」の民間団体への公的支援の必要性.....146
１．フランスの制度設計と民間団体の位置づけ.....146
２．モロッコの制度設計と民間団体の位置づけ.....147
３．フランス・モロッコの参照枠からみる日本への示唆.....148

第３節　日本における昼職移行支援の展望－支援関係重視のプロセス.....149
１．日本における官民協働による昼職移行支援の展望.....150
２．移行後の伴走支援と「企業・事業所連携」の課題.....152

終章　本研究の結論，意義および今後の課題.....154
第１節　本研究の結論.....154
第２節　本研究の意義.....157
第３節　今後の課題.....158
謝辞.....159
参考・引用文献.....160
資料.....171

序章　研究の背景・目的と方法

第１節　研究の背景

戦後日本では，男女平等を促進する法制度や政策が整備され，女性の社会参加の機会は拡大してきた．総務省「労働力調査」によれば，2024年における15～64歳女性の年間平均就業率は74.1％に達し（総務省統計局 2025a），「女性は家庭」の社会通念も徐々に薄れつつある．しかしその一方で，女性をめぐる貧困や暴力被害などの問題はなお解消されておらず，「単身女性，3人に1人が貧困」（朝日新聞 2011）と報じられたように，とりわけ女性の生活困難は，社会的課題として広く認識されてきた．

こうしたなかで，2014年のNHK番組における「社会保障は性産業に敗北した」という民間団体関係者の発言は，住居や保育などの環境を備えた性産業が，一部の女性にとってセーフティーネットのような機能を果たしていることを，社会に広く知らせる契機となった．さらに，2020年初頭の新型コロナウイルス感染症の拡大期においては，家庭等に居場所のない若年女性の存在が顕在化した．近年では「トー横」や「グリ下」と呼ばれる都市部繁華街の一角に，「ここにいれば誰かに会える」と居場所を求めて若年女性らが集まる．これらの場所はピア的な居場所として機能する一方で，その周辺では性売の相手を探す女性の存在も指摘されている．

女性の貧困や孤立などが社会課題として可視化されるなかで，日本における女性に特化した公的支援は，長らく売春防止法に基づく婦人保護事業を中心に展開されてきた．そして，制度の枠内では十分に対応しきれない困難を抱える女性に対し，2010年代以降を中心に登場した民間団体は，アウトリーチ等を起点としながら相談支援，同行支援，生活支援，居住支援などを組み合わせた実践を展開している．そのようななか，2024年4月1日，「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下，困難女性支援法）」が施行された．この新法のもとでは，さまざまな困難への対処のなかで性的サービスの提供等を通じて収入を得ることを「やむを得ない選択」としている女性も，支援の対象として位置づけうる．

しかしその一方で，売春防止法は依然として存続し，個人が路上等で性売の相手方となるように勧誘したり，客待ちをしたりすることは違法行為とみなされる．届出等のもとで営業する性産業に従事する女性についても，性的サービスの提供を通じて収入を得ることに対する社会的スティグマが存在している．それゆえに，困難な問題を抱え選択肢が限られた状況での従事であったとしても，相談や支援を求めにくく，女性が昼職移行を望む際の困難に結びつき，性売や性産業従事の長期化や固定化につながることが示唆される．また，性売や性産業従事は，収入源であるだけでなく，自己承認や居場所を得る場として機能する場合もあり，昼職移行は，これらをどのように再構築していくかという課題にもつながる．これらを踏まえ，本研究では性ビジネス従事女性への支援のうち，本人が望む場合の「昼職移行支援」を重要な取り組みと捉える．

先行研究においては，第３節で確認するように，売春防止法等の性ビジネス関連法や

婦人保護事業を含む女性支援制度に関する精力的な研究（青山 2014；要 2017；戒能・堀 2020；宮本 2013a，2013b；丸山 2021；湯澤 2019，2022，2025a，2025bなど），制度につながりにくい女性への民間団体による支援実践に関する研究（木下・及川 2016；荒井 2018，2019；坂爪 2024；武子・児島 2022，2024；要 2017，2020など）がある．これらの研究は，日本の女性支援制度の歴史的変遷や構造上の限界，支援実践におけるアウトリーチや関係形成，資源への接続の重要性等を明らかにしてきた．しかし，性売や性産業従事女性の「昼職移行支援」に関する議論，およびその支援を担う民間団体を公的に支える仕組みについては，なお十分に蓄積されているとはいいがたい．

筆者はこれまでに，アフリカのフランス語圏諸国を中心に国際協力に携わり，モロッコでは女性支援の民間団体と関わる機会もあった．その過程で，貧困や雇用機会の乏しさ，ジェンダー不平等のもとで，女性が限られた選択肢のなかに置かれる状況を見てきた．しかし，こうした状況は開発途上国に固有の問題ではなく，日本においても，女性が周辺化されやすい状況と重なる側面がある．この経験を通じて，女性が性ビジネスに従事する背景を，個人の選択の問題としてではなく，社会構造や支援制度との関係から捉える必要があると考えるに至った．

この問題意識にもとづき，本研究は，国際的な動向にも触れつつ，フランスおよびモロッコを参照枠として位置づけ，日本における性ビジネス従事女性を支援する民間団体の実践に着目し，昼職移行支援の可能性と課題を検討する．

第２節　主要用語の説明

本節では，議論に先立ち，論文題目に含まれる「性ビジネス」および「民間支援」「昼職移行支援」の三つの用語について説明する．

１．「性ビジネス」の用語の扱い

「性ビジネス」とは，性的サービスの提供によって金銭等の対価の授受が生じる営みのすべてを指し，法的に許容されるものに加え，禁止されているものや，いわゆるグレーゾーンに位置するものを含む．なお，「性ビジネス」には，性的サービスを提供する者だけでなく，これを経営，運営，斡旋，管理する者も存在するが，本研究では混乱を避けるため，そのうち自らの性を商品としてサービスを提供し対価を得る者を主たる対象とする．そして，こうした人々を，文脈に応じて「性ビジネス従事者」あるいは「性ビジネスに従事する者」と表記し，属性が女性である場合は「性ビジネス従事女性」あるいは「性ビジネスに従事する女性」と表記する．

加えて，本研究では「性産業」および「性売」の用語も繰り返し用いる．これらは「性ビジネス」を上位概念とし，その下位に「性産業」および「性売」を位置づける．

「性産業」とは，「性ビジネス」の下位概念であり，一般的には「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下，風営法）」の第二条第五項にある「性風俗関連特殊営業」に該当するものを指す．これには，性的なサービスの提供に関わる者のほか，こ

れらを経営，運営，管理する者や，店舗等で業務に従事する者も含まれる．しかし，本研究では混乱を避けるため，そのうち自らの性を用いてサービスを提供し対価を得る者を主たる対象とする．そして，こうした人々を，文脈に応じて「性産業従事者」あるいは「性産業に従事する者」と表記し，属性が女性である場合は「性産業従事女性」あるいは「性産業に従事する女性」と表記する．なお，第Ⅱ部で用いる「性風俗店勤務」等の表現は，性産業従事の一部を指すものであり，本研究における「性産業従事者」に含まれる．

「性売」とは，「性ビジネス」の下位概念であり，性産業以外の領域において，性的サービスの提供と引き換えに金銭等を受け取ることを指す．本研究では，個人が路上等で客待ちや勧誘を行う場合を含め，性産業として制度上位置づけられていない性的サービスの提供を指す用語として，「売春」の語に代えて用いる．ただし，法令名，制度名，文献中に示される「売春」の表記については，そのままの表現を用いる．

本研究では，文献中の記載を引用する場合や，制度上・概念上の差異を示す必要がある場合を除き，「セックスワーク」および「セックスワーカー」の表現は用いず，文脈に応じて「性ビジネス」「性ビジネス従事者」「性ビジネスに従事する者」等の表現を用いる．

また，インタビューや啓発イベント等における発言を引用する場合には，話者の表現を尊重し，「売春」「風俗」の表現は，そのまま用いる．

２．「民間支援」に含まれる二つの支援内容

論文題目の副題にある「民間支援」には，民間団体が性ビジネス従事女性に直接行う支援を含むとともに，強調点としては，国や自治体等が民間団体の活動を支えるために行う公的支援を指している．いいかえれば，性ビジネス従事女性をめぐる支援には，民間団体が性ビジネス従事女性に対して行う相談，同行，居場所の提供，福祉的資源への接続，就労等に関する支援実践と，国や自治体がこれら民間団体の活動を，委託，補助等によって支える公的支援がある．以下の記述においては，前者を可能な限り「民間団体による支援活動」，後者を「民間支援」としている．その結果，本論文の表題における「性ビジネス従事女性への民間団体の活動」とは，性ビジネス従事女性に対して民間団体が行う支援活動を指し，「フランス・モロッコの民間支援」では，民間団体が活動を継続・展開するために，国や自治体等から受ける公的支援に力点がある．

３．「昼職移行支援」の説明

本研究では，「昼職移行」を，性ビジネス従事女性が，本人の希望にもとづき，性ビジネスに依拠しない生活手段へと移行していく過程として捉える．そして，「昼職移行支援」とは，その過程を支える支援を指す．

接待を伴う飲食店や性ビジネスに関連する分野では，その営業等が主として夕方から夜間に営まれることから，これらを広く「夜職」と呼ぶ用法がみられる．また，女性支援を担う団体や，接待を伴う飲食店等での仕事および性ビジネス従事経験者を対象とする就労・転職支援の場面においても，「夜職」，そしてこれに対する「昼職」という用語は，勤

務時間帯を厳密に示す語というより，従事する領域を示す象徴的な語として用いられている．

そこで，本研究では，こうした社会的・実践的な用法を踏まえつつ，従事する領域に着目し，「夜職」を，勤務時間にかかわらず，風営法上の風俗営業のうち接待を伴う飲食店等での仕事，ならびに性ビジネスに関わる収入を伴う活動を指す用語として用いる．これに対して，「昼職」は，風俗営業のうち接待を伴う飲食店等での仕事および性ビジネスに関わる活動以外の仕事や生計維持の手段を指す用語として用いる．したがって，病院における夜勤や夜間警備など，夜間の勤務であっても，風俗営業や性ビジネスに該当しないものは「昼職」に含める．それゆえ「昼職移行」は，「夜職」から「昼職」への移行を意味することになる．

第３節　性ビジネス従事女性に関連する先行研究の検討

まず先行研究をあらかじめ整理しておくと，図表序－1のようになる．図表序－1では，参入背景・心理的影響に関する研究，法制度・公的支援をめぐる研究，民間団体による女性支援実践に関する研究を整理した．なお，最下段には，以下の本論文の国際的動向において触れている文献を補足的に整理している．

図表 序－1　日本の性ビジネス従事女性をめぐる先行研究

領域	主な研究	主な知見
参入背景・心理的影響	櫻庭ら（2001），小澤・岡野（2014），中園ら（2003）	家庭・学校への不適応，承認の欠如，心的外傷体験，機能不全家族，対人関係上の脆弱性，人的サポート環境の不足などが，性ビジネスへの参入背景や従事後の心理的困難に関わることを示した．
法制度・公的支援	青山（2014, 2022），青山・Le Bail（2023），戒能・堀（2020），宮本（2013a，2013b），丸山（2021），湯澤（2019，2022，2025a, 2025b），婦人保護事業等調査研究WT（2018），森田（2021）	性ビジネス規制，人身取引対策，売春防止法，婦人保護事業，困難女性支援法などをめぐり，法政策が従事者の安全や人権保障に影響すること，また女性支援制度には歴史的・構造的課題があることが示されてきた．
民間団体による支援実践	木下・及川（2016），荒井（2018, 2019），坂爪（2024），武子・児島（2022，2024），要（2017，2020）	アウトリーチ，関係構築，若年女性支援，ソーシャルワーク実践，交差的困難への対応，性産業従事者支援など，制度につながりにくい女性への民間団体による支援実践が検討されてきた．
性ビジネス関連法や支援をめぐる国際的動向に触れている文献		
青山・Le Bail（2023），森田（2021），要（2017，2020）		犯罪化，合法化，非犯罪化，人身取引対策と性売取締りなどをめぐり，国際的にも法政策や支援の方向性に相違があること，また法政策のあり方が性ビジネス従事者の安全，人権保障，支援への接続に影響することが検討されてきた．

（出典）筆者作成

1．日本の性ビジネス従事女性をめぐる先行研究

性ビジネス従事女性に関連する先行研究については，公衆衛生学，社会学，社会福祉学などのさまざまな領域において蓄積がある．ここでは，そのなかから第一に，参入背景・心理的影響に関する研究，第二に，法制度・公的支援をめぐる研究，第三に，民間団体による女性支援実践に関する研究に焦点を当てて整理する．

（1）参入背景・心理的影響に関する先行研究

性ビジネス従事の参入背景については，坂爪（2021，2022，2023）や角間（2018）をはじめ，現場の実態を扱ったルポルタージュが一定数みられる．学術研究としては，「援助交際」や「パパ活」に関連する研究があり，櫻庭ら（2001）は，女子高校生による援助交際の背景要因を検討し，家庭や学校への不適応感が不安感や空虚感を強め，それが同調圧力や賞賛欲求と結びつく過程を示している．さらに同研究では，援助交際経験者や抵抗感の低い者は「ありのままの自分を受け入れてもらう体験」に乏しく，不安や空虚感を埋め合わせるために，同調や金銭至上主義に傾く傾向が明らかにされている．

性ビジネス従事の心理的影響については，小澤・岡野（2014）による，高級ソープランドに従事する20代女性を対象とした研究がある．幼少期からの心的外傷体験（性的虐待やいじめ等），機能不全家族，愛着不全などによる不全感や居心地の悪さが，より居心地のよい環境へ移行したいという願望を生み，性産業従事の契機となる可能性を示唆している．また，性産業従事後も，過度な気遣いを必要とするサービス提供や，客との関係における心への侵襲性，身体の道具化などが強いストレスを生じさせ，解離傾向や空虚感，仕事への依存などの心理的問題として現れることを明らかにしている．つまり，同研究は，幼少期からの心的外傷体験等を背景に性産業従事へ向かう一方で，性産業従事そのものが新たな外傷体験を生じさせるという「パラドキシカルな外傷体験」を指摘している．中園ら（2003）の性感染症リスク要因および性行動変容要因に関する研究では，性ビジネス従事者の家庭関係の脆弱性，ストレス処理における家族や信頼できる友人の関与の少なさ，朝食欠食や食事を一緒にする友人の少なさ，さらに精神的・人間関係的ストレスへの対処能力の不足がみられることを示し，性行動変容には，日常的な（当たり前の）ストレス処理を支える社会環境と人的サポート環境が重要であることを示唆している．

このように，性ビジネスへの参入背景・心理的影響に関する研究では，家庭・学校における不適応，承認の欠如，対人関係上の脆弱性，心的外傷体験などが，参入の背景や従事後の心理的困難に関わる要因として示されてきた．他方で，これらの研究は，そうした背景や困難の解明に重点が置かれており，そこからいかに昼職移行支援を構想するかについては十分に検討されていない．

（2）法制度・公的支援をめぐる先行研究

次に，性ビジネス従事女性をめぐる法制度・公的支援に関する研究は，売春防止法と，これを根拠とする婦人保護事業を起点としつつ，近年では困難女性支援法の制定を背景と

して展開している．まず，法制度に関しては，青山（2014）は，日本の売春防止法と風営法のあいだに合法・非合法の境界が曖昧なグレーゾーンが形成されてきたことを指摘し，これら法制度が，性ビジネス従事者を犯罪化あるいは管理の対象とし，社会的に排除していることを指摘している．さらに，青山（2022）は，「犯罪化」「合法化」「非犯罪化」という法的枠組みを比較し，法政策の選択がセックスワーカーの安全や人権保障に直結することを論じている．そして青山・Le Bail（2023）は，人身取引対策と連動した性ビジネス取締りの強化が，かえって性ビジネス従事者の安全性を十分に保障せず，脆弱性を高めていることを指摘している．なお，この文脈のなかで，要（2017）は，国際機関や国際的アクターの間でも，性ビジネス従事者をめぐる法政策の方向性には相違があることを指摘し，性ビジネス従事者本人の声が政策形成に十分反映されてこなかったことを批判している．さらに要（2020）は，諸外国では反差別，アドボカシー，人権擁護を主軸とする性ビジネス従事者運動が確認される一方，日本では課題解決型の実践が中心となり，複数の課題を横断する社会連帯運動が形成されにくいことを指摘している．これらの研究とは異なる視点から法制度を論じている研究として，森田（2021）がある．森田は，性売買を資本主義と男性支配のもとにおける女性への性的搾取や暴力として捉え，性ビジネスを労働の一形態とみなす議論を批判し，性ビジネスを個人の選択とするのではなく，構造的要因との関係において捉え，性ビジネスの非犯罪化を批判している．

婦人保護事業や女性支援政策に関する研究としては，戒能と堀（2020）が，60年に及ぶ婦人保護事業の歴史的展開と課題を整理し，困難女性支援法への政策的転換のプロセスを明らかにしている．同研究は，婦人保護事業が「保護」を前提としてきたことの限界を指摘し，人権保障型支援への構造転換の必要性を論じている．そのなかでは，民間団体が公的支援とどのように関係し，支援の担い手として位置づいてきたのかについても，一定の検討がなされている．婦人保護施設に焦点を当てた研究としては，宮本（2013a；2013b）と丸山（2021）が確認できる．宮本（2013a）は，社会福祉施設としての婦人保護施設を整理し，売春防止法が，社会秩序を乱す悪い主体は女性だと主張しており，ラベリングされた女性の受け皿が婦人保護施設であるなど，売春防止法が持つ女性観について，批判的に論じている．さらに，宮本（2013b）は，東京都の五つの婦人保護施設において利用者の調査を行っている．婦人保護施設の利用者の三割は何らかの形で性売体験をし，その八割近い利用者が経済的困窮を挙げており，経済的困窮をベースに何らかの要因が加わることで性売体験へとつながり，それは生き延びるための選択肢として強力な生活手段になっていることを示唆している．丸山（2021）は，婦人保護施設「生野学園」の約50年にわたる記録分析を通じて，入所女性が抱える困難には，性売行為，暴力，貧困，障害などの共通性がみられる一方，時代によって注目される焦点が変化してきたことを明らかにしている．また，売春防止法に依拠する婦人保護事業の実施場面には，法が内包するジェンダー規範に批判的な視点や実践も存在したことを示している．また，湯澤（2019，2022，2025a，2025b）は，婦人保護事業や母子福祉事業，婦人相談員，困難女性支援法などを対象に，女性支援の制度構造やその変容を検討している．そこでは，売春防止法や

家族政策が女性のセクシュアリティや生活を規定してきた構図や，婦人相談員の専門性と役割の重要性，困難女性支援法や改正売春防止法に内包するジェンダーおよびセクシュアリティ上の課題が示されている．

「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」ワーキングチーム（2018）は，婦人保護事業をはじめとする支援の現状と課題を明らかにする調査のなかで，若年女性を支援する民間団体へのインタビューを実施している．そこでは，大都市部繁華街でのアウトリーチにおいて，帰宅困難や家庭内に居場所がない若年女性が宿泊費や食費を得るために援助交際に関わるケースや，自傷行為，妊娠，性感染症などのニーズを抱えるケースが報告されている．そして，これらの女性は，幼少期より家庭や学校で問題が見過ごされてきた背景を持ち，体を売って自立することの何が悪いのか，という意識を抱く場合があることを示している．これは，制度や支援の現場において，性ビジネスに関わる若年女性が何らかの困難を抱えていることを表すものといえる．

このように，法制度や婦人保護事業，女性支援政策に関する研究は，制度の歴史的変遷や構造的限界，女性支援の転換の必要性について検討されている．また，公的支援との関係のなかで，民間団体がどのように位置づけられてきたのかについても，示唆的な議論がみられる．他方で，これらの研究は，法制度や女性支援制度の変遷，制度構造，支援枠組みの課題を明らかにすることに重点が置かれており，性ビジネス従事女性の昼職移行支援それ自体を主題化したものではない．

（3）民間団体による女性支援実践に関する先行研究

近年では，制度につながりにくい女性たちへの対応として，民間団体による支援実践に関する研究も広がりをみせている．木下と及川（2016）は，性産業従事女性への民間団体によるアウトリーチ実践について，立ち上げから相談会開催に至るまでのプロセスを体系的に整理している．相談会は風俗店の待機室などで行われ，要支援者の発見から相談支援体制の構築と支援の展開まで，七つの工程を経ていたことを明らかにし，アクションリサーチの視点，情報収集力と交渉力，ボランタリー組織の利点，相談体制の調整とルーティン化の重要性を示唆している．

荒井（2018）は，「若年被害女性等支援モデル事業」を対象として，民間団体による直接接触型アウトリーチの実践方法を分析し，大都市繁華街等での声掛けが，どのように若年女性との関係構築につながるのかを整理している．また，荒井（2019）は，児童家庭福祉から零れ落ちる若年層の性ビジネスに関わる人々に焦点をあて，直接接触型アウトリーチが，参入前の若年者には一定の有効性を持つ一方，すでに性ビジネスに参入している若年者との関係構築は難しいことを明らかにしている．しかし一方で，参入前の若年者の約半数とは関係構築につながり，直接接触型アウトリーチによる早期介入に有効性があり，若年者に役割を与えることが団体活動への参加ハードルを下げ，関係性構築の入り口を開くきっかけになることを示唆している．

坂爪（2024）は，性風俗店などで働く女性が抱える問題は，社会福祉に関わる多くの

人々によって十分に把握されてこなかったため，支援や救済の対象として十分に位置づけられてこなかったと指摘している．そして，性ビジネスに従事しながら孤立や困窮の状況にある女性の現状と課題が一定程度可視化されつつあるなかで，社会福祉およびソーシャルワーカーに求められることとして，アウトリーチを通じたつながりの形成，女性が抱える困難の傾聴と受容，必要な資源への接続，さらにソーシャルアクションを通じた理解と支援の輪の拡大を挙げている．これらの実践を通じて，女性が抱える困難と，性ビジネス従事女性に対する社会的偏見の双方を軽減していく必要性を示している．

さらに，武子と児島（2022，2024）は，反抑圧アプローチの視点から，知的障害のある女性と性に関する課題を検討している．2022年の研究では，婦人保護施設で働く職員が知的障害のある女性の性に関する主訴をどのように認識・支援しているかを明らかにし，知的障害と性を中核とする課題の交差性を示している．2024年の研究では，性産業従事を経た知的障害のある女性を対象に，ジェンダーと障害という二重の抑圧要素に着目しつつ，知的障害の有無によって性産業従事の経験は質的に異なることを指摘している．そのうえで，ソーシャルワークの実践においては，従事者特有の経験を尊重し，女性自身の声を出発点として，社会的抑圧に挑む反抑圧アプローチが有効であることを示している．

以上のように，民間団体やソーシャルワーク実践に関する研究は，アウトリーチ，関係構築，支援アプローチの多様化，交差的困難への対応など，実践的課題を新たな検討対象としている．そこで中心的に論じられているのは，接点形成や支援方法，あるいは支援対象の困難の把握であるといえる．

以上を踏まえ，先行研究では，性ビジネス従事女性の参入背景や心理的影響，法制度や婦人保護事業を含む女性支援の枠組み，さらに民間団体によるアウトリーチや支援実践については一定の研究蓄積がみられる．また，2024年の困難女性支援法施行などの公的支援の変容のなかで，民間団体がどのように位置づけられてきたのかについても，示唆的な議論がみられる．他方で，性ビジネス従事女性の昼職移行支援それ自体に焦点を当て，接点形成，移行前後の伴走，移行後の定着までを含めて検討した研究，およびその支援を担う民間団体を公的に支える仕組みを検討した研究は十分に確認できない．

２．フランス・モロッコの民間団体活動・公的支援に関する先行研究

本研究は，フランスとモロッコを参照枠として位置づけ，日本における性ビジネス従事女性を支援する民間団体の実践に着目し，昼職移行支援の可能性と課題を検討する．そのため，ここではフランスおよびモロッコの民間団体活動と公的支援に関連する先行研究についても概観する．なお，図表序－1は日本の性ビジネス従事女性をめぐる先行研究を中心に整理したものであるため，以下で扱うフランスおよびモロッコに関する先行研究は，本文中で補足的に整理する．

フランスに関しては，2016年の性ビジネス関連法およびアソシアシオンに関する先行研究・資料を確認できる．青山・Le Bail（2023）は，移住を伴う性取引を「セックスワークか人身取引か」の二分法で捉えるのではなく，移住した性ビジネス従事者の在留資格，

出身国・エスニシティ，社会的ネットワーク，受入国の法制度によって脆弱性が左右される連続体として理解する必要性を指摘している．「フランスでは移住ワーカーや人身取引の被害者を支援するNPO/NGO等市民団体が広範なネットワークを形成している」（青山・Le Bail 2023：455）というように，例えば中国人の性ビジネス従事者にとっては，性サービスの購入者からの暴力に対し，市民団体は日常的に利用する社会資源であると述べている．一方で，日本においては，人身取引被害者支援を目的とする団体は確認できるが，移住した性ビジネス従事者への実践的・継続的な支援が実現されていないことを指摘している．

また，性ビジネス従事者支援に関連する研究としては，Giametta and Le Bail（2023）がある．同研究は，フランスにおける2016年の性ビジネス関連法にもとづき創設された性ビジネス離脱および社会的・職業的統合に向けた支援（PSP）について，性ビジネス従事者および民間団体への聞き取り調査にもとづき，その実施の過程と結果を分析している．そして，PSPが社会的・職業的統合を目的とする支援制度である一方，移民に対する厳しい政策の影響を受けているため，支援対象の選別や制度利用の困難を生じさせていることを指摘している．

また，フランスにおけるアソシアシオン（民間団体）と公的支援の関係を示す研究として，檜谷（2001）および柿本（2021）がある．檜谷（2001）は，フランスでは，少なくとも1980年代以降，住宅困窮や社会的排除への対応において，アソシアシオンの制度的位置づけが強化され，公的部門と連携しながら困難を抱える人々への支援を担う仕組みが展開されてきた背景を整理している．柿本（2021）は，フランスのDV被害者支援におけるアソシアシオンと国家の協働を，「国家のフェミニズム」の観点から検討し，アソシアシオンが政府に対して提言やオブザーバーとしての役割を果たすとともに，専門的支援の実施主体としても機能していることを示している．

モロッコについては，イスラム的規範や家族法改革をめぐる議論を背景に，女性支援を担う民間団体の役割の重要性を示す研究を確認できる．Sadiqi（2012，2013）は，モロッコのフェミニズム運動において家族法改革が中心的課題であり，その改革過程に女性団体が関与してきたことを整理している．また，モロッコにおける女性アソシアシオンの活動を，民主化過程との関係から検討している．同研究は，モロッコにおけるアソシアシオンには，国家の不十分な社会・経済的支援を補うサービス提供型の団体と，女性の法的権利や市民的権利の保障を求めるアドボカシー・ロビー活動型の団体があることを示している．さらに，アソシアシオンの活動が，女性の権利保障に関する政策形成や開発政策にも影響を与えてきたことを述べている．Outaleb and Sadiqi（2021）は，2004年の家族法改革（Moudawana）を，モロッコ国内の研究者，宗教者，女性団体，政治家による「土着的なイスラム・フェミニズム」の成果として分析している．

これらの研究は，性ビジネス従事女性支援を直接扱うものではないが，モロッコにおける女性支援が，女性アソシアシオンの活動と国家の法制度改革・民主化過程との関係のなかで展開されてきたことを理解するうえで重要である．

以上の先行研究から，フランスでは性ビジネス従事者支援において民間団体が公的制度と接続しながら支援を担っていること，またモロッコでは女性アソシアシオンが法制度改革や女性支援の担い手として国家政策と関係してきたことが確認できる．本研究では，これらの知見を手がかりとして，民間団体による支援活動と，それを支える公的支援との関係に着目しながら，日本における性ビジネス従事女性の昼職移行支援の可能性を検討する．

第４節　研究の目的と枠組み

１．研究の目的

本研究は，日本における性ビジネス従事女性を支援する民間団体の実践を検討し，昼職移行支援の可能性と課題を，国際的動向およびフランス・モロッコの参照枠を踏まえて明らかにすることを目的とする．

性ビジネス従事女性は，相談や支援にアクセスしにくい立場に置かれるなかで，性ビジネスへの従事が継続・固定化する可能性がある．そして，従事の継続・固定化は，本人が性ビジネスに依拠しない生活手段を望む場合にも，昼職移行に伴う困難をより大きくする可能性を持つことが示唆される．そこで，本研究では，本人が望む場合の昼職への移行を選択肢の一つとして位置づけ，その移行に伴って生じる困難の緩和・軽減を図る民間団体による「昼職移行支援」を，女性支援における重要な取り組みと捉える．

このような問題意識にもとづき，本研究が注目するのは次の二点である．一つは，性ビジネス従事女性をめぐる日本の政策および支援実践は，ジェンダー不平等の是正や，人身取引・性的搾取をめぐる国際的な政策動向とも一定の連動関係がみられる点である．近年日本においてみられる「性を買う側」への罰則をめぐる議論も，こうした国際的動向と無関係ではないと考えられる．もう一つは，選択肢の乏しいなかで性ビジネスに従事する女性に対し，本人が希望する場合に，性ビジネスに依拠しない生活手段への移行を支えることが，諸外国においても重要な課題の一つとなっているとともに，国や自治体等による公的支援に支えられながら，民間団体が大きな役割を果たしていることである．

これら二点を踏まえ，本研究では，諸外国における性ビジネス従事女性をめぐる社会構造や関連法を整理し，国や自治体等による公的支援に支えられながら，性ビジネス従事者支援または女性支援に取り組む民間団体の活動が展開されているフランスおよびモロッコに着目する．そして，両国における制度，民間支援（すなわち，民間団体への公的支援），民間団体の実践を参照枠として，日本の支援状況を相対的に捉え，日本の民間団体による昼職移行支援の可能性と課題を考察する．

２．研究の枠組み

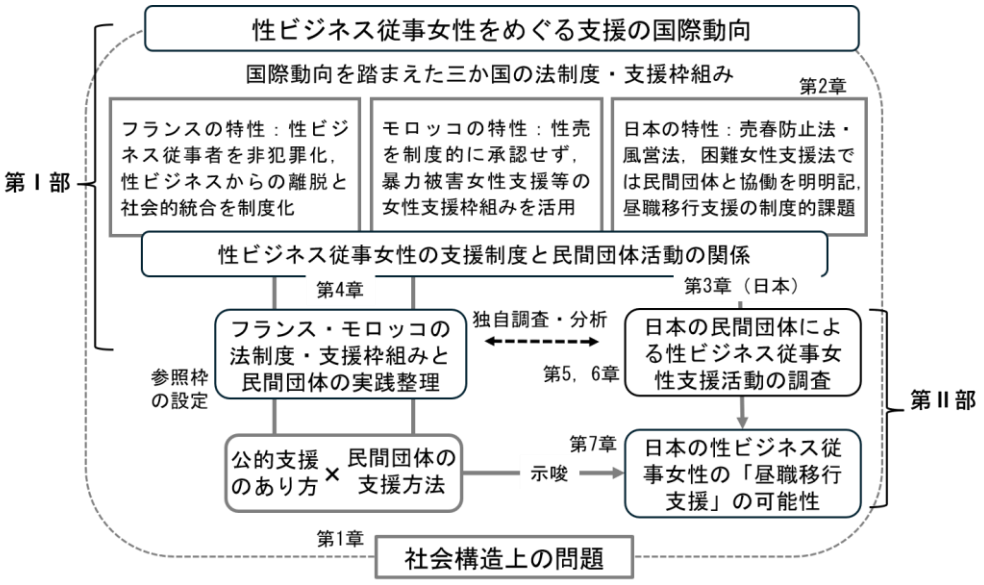
本研究は，性ビジネス従事女性の昼職移行をめぐる困難を，個人の問題としてではなく，社会構造，法制度，支援枠組みとの関係のなかで捉える枠組みを設定している．性ビジネス従事は，ジェンダー不平等な社会のなかで，貧困，暴力，障害，孤立などの複合的

困難を背景としてやむを得ない選択肢の一つとして現れる可能性がある．そして，性ビジネスへの従事の継続や固定化は，昼職移行を望む場合の困難に結びつきうる．そこで，本研究ではこうした問題を社会構造，法制度，支援枠組みとの関係から整理し，日本における昼職移行支援の可能性と課題を検討する．

本研究における研究枠組み（図表序－2を参照）の特徴は，次の三点である．第一の特徴は，性ビジネス従事女性の昼職移行をめぐる困難を，個人の問題としてではなく，社会構造，法制度，支援枠組みとの関係のなかで，国際的動向を踏まえて捉える点にある．あわせて，日本の売春防止法，風営法，困難女性支援法をはじめとする法制度の変遷についても重視している．

第二の特徴は，日本における性ビジネス従事女性支援に関わる民間団体の実践を国際的な文脈のなかで相対化し，その有用性と今後の可能性や求められる公的支援の方向性を明らかにする点にある．そのために，フランスとモロッコを参照枠として取り上げる．その理由は，両国が性ビジネス従事者支援または女性支援の領域における就労支援において民間団体が重要な役割を果たし，その活動が公的支援，すなわち民間団体への公的支援と接続していることが，公的資料や政府の公式ウェブサイト上で確認できるためである．また，両国は支援枠組みのあり方が異なっており，日本を検討するための参照枠として有用であると考える．

図表 序－2　研究の枠組み



（出典）筆者作成

第三の特徴は，先のような制度的な参照枠を踏まえつつ，フランス・モロッコおよび日本の民間団体の活動の実際に視点を進め，日本における民間団体の昼職移行支援の展望を明らかにしようとする点にある．そのために，本研究では二つの調査・分析の方法を採用している．一つは，フランスおよびモロッコについて，性ビジネスに依拠しない生活手

段への移行に関わる相談支援，就労・職業訓練，自立支援との接続に着目し，二つの参照事例として取り上げるアソシアシオン（民間団体）の活動を，政府資料，公式ウェブサイト，公開報告書等をもとに分析する．もう一つは，日本について，民間団体による昼職移行支援活動に関する資料調査，代表者への半構造化インタビューおよび民間団体の啓発イベント等における参与観察を組み合わせた独自調査をもとに，昼職移行を経験した元性ビジネス従事女性が登壇する啓発イベントにおける参与観察を試みる．これらフランス・モロッコと日本の二つの分析結果を統合するなかで，フランス・モロッコの性ビジネス関連法，支援枠組み，民間団体の活動実践と公的支援との関連を参照し，日本における昼職移行支援の可能性と方向性を示す．

第５節　研究の課題・方法および論文の構成

１．研究の課題および方法

（１）研究課題

第４節で設定した目的を達成するため，本研究では以下の三つの研究課題を設定する．

課題１：性ビジネス従事女性をめぐる国際的動向の中で日本の現状を位置づけるとともに，フランスおよびモロッコの法制度，民間団体への公的支援のあり方，民間団体の実践を，日本における昼職移行支援を検討するための参照枠として整理する（第Ⅰ部：第1～４章）．

課題２：日本の民間団体による，性ビジネス従事女性の抱える複合的な課題への対応と，そのなかで行われる昼職移行支援の位置づけと実践を検討する．あわせて，元性ビジネス従事女性の発言内容等の検討を通じて，昼職移行を困難にする社会構造上の課題を明らかにする（第５章および第６章）．

課題３：第Ⅰ部で整理した参照枠と第５章および第６章の検討を踏まえ，日本における性ビジネス従事女性の昼職移行支援の可能性と方向性を明らかにする（第７章）．

（２）研究方法

本研究は，日本における性ビジネス従事女性への昼職移行支援の可能性と課題を明らかにするため，文献・制度の整理，公開情報の整理，民間団体実践の把握，参与観察および発言内容の検討を組み合わせて行う研究である．また，本研究の中心的な対象は，日本において性ビジネス従事女性を支援する民間団体の実践である．とくに，性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点にしつつ，必要に応じて福祉的資源等への接続や本人の意思に基づく昼職移行を支援する実践に着目する．他方，フランスおよびモロッコについては，日本の支援実践を並列的に比較する対象としてではなく，日本の特徴と課題を相対化するための参照枠として位置づけるものである．

本研究は，具体的には次の方法によって進める．

研究課題1に関しては，性ビジネス従事女性の現状，社会構造，法制度，支援枠組み，民間支援および民間団体の位置づけを整理するため，学術論文，統計資料，政府公文書，国際機関資料，信頼性のある書籍・報告書，団体公式ウェブサイト等を資料として用いる．性ビジネス関連法の国際的潮流については，既存研究，国際的報告書，関連団体の公式データベース等を参照し，文献・制度分析を行う．また，日本の民間団体の動向整理にあたっては，「内閣府NPO法人ポータルサイト」「NPO法人データベース『NPOヒロバ』」，「CANPAN FIELDS『NPO団体情報データベース』」等を活用する．さらに，フランスおよびモロッコに関しては，各国政府の公式資料，公式ウェブサイト，公開報告書等を用いる．そのうえで，各国における制度，民間支援と民間団体の関係を具体的に示すため，参照事例としてフランスの団体Hおよびモロッコの団体Kについても検討する．

図表 序－3　フランス・モロッコにおける参照事例の抽出・選定

国	確認に用いる主な資料	抽出・選定の観点	参照団体
フランス	政府公式資料，PSP関連資料，団体公式ウェブサイト，公開報告書等	PSP制度との接続，性ビジネス従事者支援，社会的・職業的統合，就労支援，継続的フォローの内容が確認できること	団体H
モロッコ	政府公式資料，女性支援関連資料，団体公式ウェブサイト，公開報告書等	女性支援制度との接続，相談支援，保護，職業訓練，経済的自立支援の内容が確認できること	団体K

（出典）筆者作成

研究課題2に関しては，第3章で抽出した日本の民間団体の「昼職移行支援」の実践と，昼職移行を困難にする社会構造上の課題を明らかにするため，第5章では以下の①，②および③を用いて，民間団体による支援実践を検討し，第6章では④の方法を用いて元性ビジネス従事女性等の発言内容を検討する．

① 民間団体の公式ウェブサイト，公開報告書，関連資料等を用いた資料調査
② 民間団体の代表者への半構造化インタビュー
③ 民間団体が登壇する啓発イベント等の参与観察
④ 元性ビジネス従事女性および民間団体代表が登壇する啓発イベント等の参与観察

日本の民間団体調査においては，インタビューについては録音データをもとに逐語録を作成し，参与観察については当日の手書きメモをもとに登壇者の発言内容および観察事項を文章として記録する．そのうえで，第5章では，公開資料の整理，半構造化インタビュー，参与観察から得られた内容をもとに，支援対象，支援内容，支援への接近方法，制度・他機関との接続，昼職移行支援の位置づけ，移行後の伴走という観点から，各団体の支援実践を整理・検討する．また，第6章では，一般公開の啓発イベント等における参与

観察記録をもとに，元性ビジネス従事女性および民間団体代表者の発言内容のうち，参入，継続・固定化，昼職移行に関わる内容を抽出し，参入背景，受け皿機能，継続をめぐる要因とリスク，昼職移行の障壁という論点に即して整理し，昼職移行を困難にする社会構造上の課題を考察する．

②～④の具体的な方法は，以下の図表序－4から図表序－6に整理する．なお，倫理審査については，各章のなかで触れておく．

図表 序－4　団体Aに関する調査概要（半構造化インタビュー：②，啓発イベント参与観察：③）

方法	実施日	形式	協力者	備考
半構造化インタビュー ②-1	2023年4月 2024年11月	オンライン 対面	代表 代表	録音をもとに逐語録作成
啓発イベント参与観察* ③-1	2024年1月 2024年4月 2024年6月 2024年11月 2025年2月	対面 オンライン オンライン オンライン 対面	代表 代表 代表 代表 代表	手書きメモにもとづき，発言内容を文章として記録

*団体A代表が登壇した他団体主催啓発イベント

（出典）筆者作成

図表 序－5　団体Bに関する調査概要

（半構造化インタビュー：②，活動・報告会・啓発イベント参与観察：③）

方法	実施日	形式	協力者/ 主な登壇者	備考
半構造化インタビュー ②-2	2023年2月	対面	代表	録音をもとに逐語録作成
活動参与観察　③-2	2023年2月	活動同行	代表・職員	手書きメモにもとづき，発言内容を文章として記録
報告会参与観察　③-3	2021年12月	オンライン	代表	
	2024年10月	オンライン	職員（弁護士・ソーシャルワーカー数名）	
啓発イベント参与観察 ③-4	2025年3月	オンライン	職員（弁護士・ソーシャルワーカー数名）	

（出典）筆者作成

図表 序−6　性ビジネス従事女性をめぐる発言内容に関連する調査概要

（啓発イベント等の参与観察：④）

方法	実施日	形式	協力者/ 主な登壇者	備考
啓発イベント参与観察（団体B主催）④-1	2024年1月	対面	団体A代表，団体B代表，元性ビジネス従事女性1名	手書きメモにもとづき，発言内容を文章として記録
啓発イベント参与観察（団体E主催）④-2	2025年1月	対面	団体A代表，団体E代表，元性ビジネス従事女性2名	
啓発イベント参与観察（民間団体ネットワーク主催院内集会）④-3	2024年4月	オンライン	団体A代表	
講座（自治体主催）④-4	2025年11月	オンライン	団体A代表	
団体E啓発イベント参与観察 ④-5	2025年6月	オンライン	団体E代表	

（出典）筆者作成

2．論文の構成

本論文は，第Ⅰ部と第Ⅱ部の二部構成をとる．

第Ⅰ部は，第Ⅱ部において日本の民間団体による昼職移行支援の実践と課題を検討するための基盤として，性ビジネス従事女性を取り巻く社会や法制度の国際的動向および日本の状況を概観し，性ビジネス従事女性を主な支援対象とする民間団体の存在を確認する部分である．

第１章では，社会構造が女性を性ビジネスに接続させる条件を形成しうるという観点にもとづき，性ビジネス従事女性の現状を整理する．あわせて，ジェンダー不平等を含む社会構造との関連から，困難な問題を抱える女性にとって，制約された選択肢のなかで性ビジネスが現実的な選択肢として現れる状況を整理する．まず諸外国の状況を整理し，ついで日本の状況を整理する．

第２章では，性ビジネス関連法と女性支援制度を対象とする．まず，性ビジネス関連法の国際的動向を整理し，性ビジネス政策における二つの異なる主流的政策モデルの特徴を概観する．そのうえで，日本の性ビジネス関連法の中心に位置づけられている売春防止法と風営法の併存によって形成されてきた規制構造の特徴を確認し，売春防止法をめぐる批判と課題を検討する．さらに，婦人保護事業から困難女性支援法への制度転換に着目し，官民協働による支援プロセスと，そのなかでの民間団体の位置づけを整理するとともに，昼職移行支援の必要性を示す．

第３章では，性ビジネス従事者に関連する民間団体の活動分類を確認する．そのうえで，性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点にしつつ，必要に応じて福祉的資源への接続や本人の意思に基づく昼職移行も支援する「課題横断」アプローチの担い手となりうる民間団体を，公開情報にもとづき抽出・整理し，第Ⅱ部における分析対象団体を確定する．

第 4 章では，日本の民間団体による支援実践を検討するための参照枠として，フランスとモロッコの性ビジネスの状況，関連法・政策，女性支援制度，官民協働の取り組みを概観する．その目的は，日本における民間団体の昼職移行支援の実践を相対化し，性ビジネス従事女性支援におけるその位置づけと課題を検討するための参照視点を得ることである．

第Ⅱ部は，日本における性ビジネス従事女性支援に関わる民間団体の実践調査と，参与観察で得られた元性ビジネス従事女性の経験も手がかりとして，フランスとモロッコの参照枠を踏まえつつ，昼職移行支援をめぐる可能性と課題を提示する部分となる．

第 5 章では，性ビジネス従事を否定せず，直面する困難への対応を起点に，複数領域にまたがって支援を展開する「課題横断」アプローチに取り組む二つの民間団体の活動実践を検討し，昼職移行に関する支援が実践全体のなかでどのように位置づけられ，どのような形で行われているのかを整理する．

第 6 章では，昼職移行の困難を理解する前提として，啓発イベント等における元性ビジネス従事女性の発言内容，および支援実践を通して女性の状況を把握する民間団体代表の発言内容をもとに，性ビジネスへの参入背景，大都市繁華街やホストクラブ等の受け皿機能，従事の継続・固定化リスク，昼職移行の障壁を整理し，昼職移行を困難にする社会構造上の課題を明らかにする．

第 7 章では，第 5 章と第 6 章を踏まえ，日本における性ビジネス従事女性の昼職移行をめぐる民間団体による支援活動の有用性と，それを支える公的支援の課題を考察する．なお，この際，フランスとモロッコの活動を参照枠として用いている．

最後に終章で，本研究の結論，本研究の意義および今後の課題を示す．

第Ⅰ部　国際動向を踏まえた性ビジネス従事女性への支援
―日本への示唆を求めて―

現在の日本の女性支援は，困難女性支援法のもとで官民協働の取り組みとして制度的に位置づけられている．困難な問題を抱え，他の選択肢を見いだしにくい状況のなかで性ビジネスに従事する女性への支援も，この支援の枠組みに包含される形で展開されることとなる．一方で，先行研究が示すように，性ビジネス従事の継続は新たな困難を生じさせるリスク要因ともなる（小澤・岡野 2014）．そこで本研究では，性ビジネス従事女性への支援のうち，昼職への移行を一つの選択肢として扱い，その移行に伴う固有の困難の緩和・軽減を図る民間団体による「昼職移行支援」を女性支援における重要な取り組みと位置づける．

第Ⅰ部では，昼職移行支援の可能性を検討するための前提として，民間団体の個別実践のみならず，性ビジネス従事女性を取り巻く社会構造，関連法・政策の特徴，そして支援の担い手となる民間団体の位置づけを，参照枠としてあらかじめ整理しておく．また，日本の支援実践は，ジェンダー不平等の是正や，人身取引・性的搾取に対する国際的な政策動向とも一定の連動関係にあることから，国際的な枠組みと比較可能な視点を確保する．つまり，第Ⅱ部において日本の民間団体による昼職移行支援の実践と課題を検討するための基盤として，諸外国と日本に焦点をあて，性ビジネス従事女性とその支援の現況を概観するのが，第Ⅰ部の役割となる．

第１章は，社会構造が女性を性ビジネスに接続させる条件を形成しうるという観点にもとづき，性ビジネス従事女性の現状を整理する．あわせて，ジェンダー不平等を含む社会構造との関連から，困難な問題を抱える女性にとって，制約された選択肢のなかで性ビジネスが現実的な選択肢として浮上する状況を整理する．

第２章は，性ビジネス関連法の国際的動向を整理するとともに，主要な政策モデルの特徴を概観する．そのうえで，日本の性ビジネス関連法について，売春防止法を中心に，その規制構造と批判・課題を検討する．さらに，売春防止法に依拠してきた婦人保護事業から困難女性支援法への制度転換に着目し，官民協働による支援プロセスと民間団体の位置づけを確認する．あわせて，性ビジネス従事女性が制度上の支援に接続しにくい可能性を踏まえ，女性が安心して接近できる入口の整備と伴走支援の必要性を整理する．

第３章は，性ビジネス従事者に関連する民間団体の活動分類を確認し，諸外国における性ビジネス従事者運動の展開と，日本における支援実践を整理する．そのうえで，性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点にしつつ，必要に応じて福祉的資源への接続や本人の意思に基づく昼職移行も支援する「課題横断」アプローチを位置づける．さらに，その担い手となりうる民間団体を公開情報にもとづき抽出・整理し，第Ⅱ部における分析対象団体を確定する．

第４章は，日本の民間団体による昼職移行支援の実践を検討するための参照枠として，フランスとモロッコの性ビジネスの状況と関連法・政策，支援枠組みおよび民間団体の位

置づけを概観する．そのねらいは，日本における民間団体の昼職移行支援の実践を相対化し，性ビジネス従事女性支援におけるその位置づけと課題を検討するための比較視点を得ることである．

第１章　性ビジネス従事女性の現状と社会構造

本章では，諸外国および日本における性ビジネス従事女性の現状を整理するとともに，ジェンダー不平等を含む社会構造との関連から，困難な問題を抱え，制約された選択肢のもとで性ビジネスが現実的な選択肢として浮上する状況を確認する．第１節では諸外国の動向を，第２節では日本に焦点を当てて整理する．

第１節　諸外国の性ビジネス従事女性と社会の構造

１．諸外国の性ビジネス従事者

（１）諸外国の性ビジネス従事者人口推計

欧州議会の資料には，全世界で約4,000万～4,200万人が「prostitution」あるいは「forced prostitution」に関与しているとの記載があるが（European Parliament 2014），全ての国の性ビジネス従事者人口を示す資料は確認できていない．そこで，136の国・地域（country/area）の「sex workers」の人口推計値を確認できる，国際連合エイズ合同計画（Joint United Nations Programme on HIV and AIDS（以下，UNAIDS））が公開するデータベース「Key Populations Atlas」を参照する．「Key Populations Atlas」とは，HIV感染リスクが高いとされる人々（Key Populations = sex workers，男性間性交渉者，薬物注射使用者，トランスジェンダー，受刑者）に対する効果的な対応を促進するため，医療サービス分野におけるスティグマ，差別，法的環境などのデータを抽出して地図化し，感染対応の障壁となる構造的課題をより的確に把握するためのツールであると説明がある．なお，UNAIDSは「sex workers」を「18歳以上の女性，男性，トランスジェンダーおよび多様なジェンダー・アイデンティティをもつ人々で，定期的にあるいは時折，性的サービスと引き換えに金銭または物品を受け取る者」と定義している（UNAIDS 2024a）．一方，欧州議会は「Prostitution」と「Forced prostitution」の表現を用いており，両者の性ビジネス従事者の概念は必ずしも一致していない点に留意が必要である．

このデータベースでは，「sex workers」の最も高い推計値を示すのはブラジルで，次いでインド，ナイジェリア，コンゴ民主共和国と続く．しかし，SNSを介して取引が行われる性ビジネスや性的搾取の被害者など，可視化されにくい形態が反映されているかは不明であり，また，本研究の対象である日本およびフランスの数値は収録されておらず，推計値は網羅的なものではないといえる．しかし，この資料は，多くの国・地域でUNAIDSの定義による「sex workers」が存在することを示している．

図表 1－1　136の国・地域の性ビジネス従事者人口推計値

※五十音順

国名	推計年	人口推計値
アイルランド	2011	1,000
アゼルバイジャン	2022	26,400
アフガニスタン	2019	11,000
アルジェリア	2024	11,600
アルゼンチン	2013	75,000
アルメニア	2021	8,100
アンゴラ	2017	54,000
ｱﾝﾃｨｸﾞｱ･ﾊﾞｰﾌﾞｰﾀﾞ	2014	800
イエメン	2011	54,000
イラン	2018	138,000
インド	2022	995,500
インドネシア	2023	271,800
ウガンダ	2023	179,100
ウクライナ	2018	86,600
ウズベキスタン	2012	22,000
ウルグアイ	2020	13,100
エクアドル	2014	34,400
エジプト	2024	218,200
エストニア	2016	1,000
エスワティニ	2020	7,000
エチオピア	2020	35,000
エリトリア	2013	1,600
エルサルバドル	2023	23,700
オーストラリア	2012	20,500
オーストリア	2024	5,200
オランダ	2011	25,000
ガーナ	2011	51,900
カーボベルデ	2013	1,400
ガイアナ	2016	5,300
カザフスタン	2019	20,300
ガボン	2011	400
カメルーン	2023	32,900
ガンビア	2023	5,500
カンボジア	2022	52,338
北マケドニア	2011	3,600
ギニア	2024	51,600
ギニアビサウ	2017	7,900
キューバ	2017	82,500
ギリシャ	2014	900
キリバス	2022	620
キルギスタン	2022	13,000
グアテマラ	2024	89,500
クック諸島	2022	100
グレナダ	2017	1,000
クロアチア	2014	13,000

国名	推計年	人口推計値
ケニア	2020	197,100
コートジボワール	2024	27,800
コスタリカ	2017	3,000
コモロ	2018	1,000
コロンビア	2023	336,700
コンゴ共和国	2017	9,700
コンゴ民主共和国	2022	525,719
サモア	2016	400
サントメプリンシペ	2014	100
ザンビア	2020	126,000
シエラレオネ	2021	11,500
ジブチ	2023	2,500
ジャマイカ	2024	16,900
ジョージア	2024	6,700
シリア・アラブ共和国	2011	25,000
シンガポール	2016	800
ジンバブエ	2016	40,500
スイス	2011	20,000
スーダン	2012	212,500
スペイン	2011	70,300
スリナム	2011	2,200
スリランカ	2018	30,000
セイシェル	2015	600
セネガル	2018	22,000
セルビア	2023	15,000
ｾﾝﾄﾋﾞﾝｾﾝﾄ・ｸﾞﾚﾅﾃﾞｨｰﾝ	2018	200
セントルシア	2017	1,700
ソマリア	2016	3,700
ソロモン諸島	2017	700
タイ	2024	109,200
タジキスタン	2022	18,444
タンザニア	2023	155,800
チャド	2024	22,400
中央アフリカ共和国	2019	3,900
チュニジア	2011	25,000
ツバル	2022	10
トーゴ	2021	29,400
ドミニカ	2017	230
ドミニカ共和国	2024	103,700
トンガ	2016	1,000
ナイジェリア	2022	906,895
ナミビア	2022	8,489
ニカラグア	2023	17,700
ニジェール	2024	66,100
ニュージーランド	2024	3,400

国・地域	推計年	人口推計値
ネパール	2024	115,900
ハイチ	2023	87,600
パキスタン	2016	228,800
パナマ	2022	8,711
バヌアツ	2022	630
パプアニューギニア	2022	52,200
パラオ	2022	60
パラグアイ	2020	9,000
バングラディシュ	2023	161,800
東ティモール	2023	5,600
フィジー	2014	900
フィリピン	2024	127,900
ブータン	2019	600
ブラジル	2013	1,401,600
ブルガリア	2011	10,000
ブルキナファソ	2022	50,606
ブルンジ	2013	51,500
ベトナム	2019	86,000
ベナン	2021	40,200
ベラルーシ	2020	18,600
ペルー	2023	69,600
ﾎﾞｽﾆｱ・ﾍﾙﾂｪｺﾞﾋﾞﾅ	2012	4,000
ボツワナ	2017	6,700
ボリビア	2018	13,500
ホンジュラス	2022	28,455
マーシャル諸島	2022	240
マダガスカル	2018	191,200
マラウイ	2022	39,000
マリ	2023	54,900
マレーシア	2018	22,000
ミクロネシア連邦	2016	300
南アフリカ	2024	140,400
南スーダン共和国	2022	45,000
ミャンマー	2024	76,600
メキシコ	2019	240,000
モーリシャス	2014	6,200
モーリタニア	2020	8,500
モザンビーク	2012	27,300
モルドバ	2024	11,600
モロッコ	**2017**	**72,000**
モンゴル	2022	7,333
ラオス	2024	17,300
リベリア	2017	163,100
ルワンダ	2022	37,647
レソト	2018	7,500
レバノン	2018	4,300

（出典）UNAIDS (2025) Key Populations Atlasの「SEX WORKERS : Population size estimate」のうち，各国・地域における最新年の推計値を抽出し，筆者が国・地域名を日本語訳のうえ，五十音順に整理して作成

（2）性ビジネス従事者の属性構成と移住背景

次に，性ビジネス従事者の構成について，移住者である性ビジネス従事者の権利と健康の促進に取り組む欧州ネットワーク（European Network for the Promotion of Rights and Health among Migrant Sex Workers（以下，TAMPEP））の欧州25か国の性ビジネス従事者を対象とした調査では，性ビジネス従事者全体の87%が女性，7%が男性，6%がトランスジェンダーであることが明らかにされている（TAMPEP 2009）．また，フランスでは，性ビジネス従事者の85%が女性，10%が男性，5%がトランスジェンダーであるとの調査報告がある（Le Mouvement du Nid・PSYTEL 2015）．その他，タイでは62%が女性，13%が男性，25%がトランスジェンダー（UNAIDS 2024b），南アフリカでは，91.7%が女性[1)]，4.6%が男性，3.7%がトランスジェンダー，との報告もある（Impact Consulting 2013）．このように，複数の報告において性ビジネス従事者は女性の割合が高いことが示されている．

さらに，移住者の多さに関する報告も数多くある．TAMPEPの欧州25か国の性ビジネス従事者を対象とした調査では，性ビジネス従事者に占める移住者の割合は，女性で47%，男性で32%，トランスジェンダーで47%にのぼるとし，旧EU加盟国（2004年拡大以前の加盟国）[2)]では移住者が70%を占めていると報告されている（TAMPEP 2009）．フランスの「女性に対する暴力からの保護および人身取引対策に関する省庁間ミッション（La Mission interministérielle pour la protection des femmes contre les violences et la lutte contre la traite des êtres humains（以下，Miprof））」の2015年報告によれば，2014年に「客引き（racolage）」で被疑者として扱われた，あるいは摘発対象となった女性のうち，93%が外国籍であり，主な出身地域・国は，東欧（ルーマニア，ブルガリア），西アフリカ（ナイジェリア）および中国であることが報告されている（Miprof 2015）．また近年は，推計40,000人のフランスにおける性ビジネス従事者のうち，53%がフランス国籍であると報告されており，残り47%が外国籍であることが示唆される（Miprof 2024）．スペインの平等省が策定した「Plan Camino（2022–2026）」では，Médicos del Mundo（民間団体）の活動報告を引用し，性ビジネス従事女性の支援の中で92.76%が移住者（migrantes），7.24%がスペイン国籍者であることを記している（Ministerio de Igualdad 2022）．また，Médicos del Mundoの報告書には，2020年に支援した性ビジネス従事者8,177人のうち97%は女性で，そのうち91.3%が移住女性であり，多くが不正規滞在であると述べている（Médicos del Mundo 2020）．ドイツの統計によれば，登録済み性ビジネス従事者28,280人のうち，ドイツ国籍は18%であり，その他はルーマニア国籍が35%，ブルガリア国籍が11%，スペイン国籍が6%，ウクライナ国籍が1.7%を占めるとの報告がある（Statistisches Bundesamt 2023）．ドイツでは，法のもとで性ビジネス従事者と関連事業主に許可取得が義務づけられており，不正規滞在で未登録の性ビジネス従事者はこのなかに含まれていないと考えられる．また，イタリアについては，性ビジネス従事女性の約80%がナイジェリア出身であると報じられている（Le Monde diplomatique 2018）．

このように，性ビジネス従事者については，複数の国際的な報告や各国資料において，女性が多数を占める一方で，男性やトランスジェンダーも含む多様な構成を有していることが示されている．とりわけ欧州諸国においては，移住者の比重が高いことも確認できる．

（3）性ビジネス従事をめぐる理由の多様性

性ビジネス従事に至る背景については，国際人権団体のアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）が2016年に発表したポリシーに整理がある．なおポリシーは「sex workers」の用語を用いており，その定義は，「全てのジェンダーの成人（18歳以上）で，定期または不定期で，金銭や物品と引き換えに同意に基づく性サービスを提供する人をさす」とある．これはUNAIDSと概ね共通する定義枠組みである．

アムネスティ・インターナショナルの2016年ポリシーには，性ビジネス従事者は多様な人から成る集団であり，異なる出自とアイデンティティを持つ人々が様々な理由で性ビジネスに従事していると説明する．そして「労働時間を自分で調節できる」「他の仕事より割が良い」という合理性にもとづき性ビジネスを選択する人々の他に，仕事の選択肢が限定されているなかで性ビジネスを選ぶ人が多いと述べる．加えて，女性，性的指向，性自認，人種，カースト，民族，先住民，移住者，その他の地位を理由にした差別に直面する人々は，性ビジネスのなかに占める割合が高いことも指摘している．そして，例えば非正規移住者のように非公式な仕事に依存せざるを得ない人々にとっては，性ビジネスが数少ない収入源となる場合もあるとも述べている（Amnesty International 2016）．

しかし，性ビジネスへの従事は選択によるものだけではない．国連薬物犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crime（以下，UNODC））の報告によれば，2017年から2020年の世界の人身取引被害者187,915人のうち，人身取引組織によって借金を負わされ，先進国などに違法に渡航させられたうえで，渡航先で借金返済を口実に性ビジネス従事を強いられた人々が含まれていることが報告されている（UNODC 2022）．また国際労働機関（International Labour Organization（以下，ILO））によれば，世界に推定2,090 万人の強制労働の被害者が存在し，そのうちの 22%（450万人）が人身取引による性的搾取の被害者であり，こうした搾取の多くは女性や移住者に集中する傾向があることを指摘している（ILO 2012）．

以上を整理すると，国際的な文脈において性ビジネス従事に至る背景は，合理性にもとづく選択，差別や経済的不平等によって選択肢が狭められた状況下での選択に加え，人身取引による性的搾取のように選択の余地を奪われた形での従事が併存していることが示されている．つまり，性ビジネス従事に至る背景は単一ではなく，異なる経路が併存するものとして把握する必要がある．とりわけ移住者については，言語の壁や在留資格の不安定さ，また母国に残した家族への責任といった要因を背景に，交渉力の低下や社会的孤立などを通じて，搾取リスクが高まることが示唆される．

これらを踏まえ，次に，こうした性ビジネス従事の背景にある社会構造，とりわけジェンダー不平等とその状況が女性にもたらす影響，そして性ビジネスを生み出す社会との関連から検討する．

２．性ビジネス従事女性を取り巻く社会の構造

（１）持続可能な開発目標とジェンダー

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals（以下，SDGs））は，2000年の国連ミレニアム宣言を基に整理されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継である．SDGsは，2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され，2030年までに持続可能で，よりよい世界を目指す17の国際目標と169のターゲットから構成されている．地球上の「Leave no one behind（誰一人取り残さない)」を宣言し，すべての国が取り組むユニバーサル（普遍的）なものである（外務省 2024）とするSDGsは，目標5に，「ジェンダー平等を達成し，すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」と掲げ，6のターゲットを設定している．ジェンダー（Gender）の語については，その概念の広さが特徴であるが，内閣府はSDGsの文脈でのジェンダー平等とは「性別に関わらず，平等に責任や権利や機会を分かちあい，あらゆる物事を一緒に決めてゆくことを意味しています.」と説明している（内閣府男女共同参画局 2021：4)．ジェンダー平等に関するSDGs目標5は，図表1－2のとおりである．

図表 1－2　持続可能な開発目標（SDGs）目標5

目標5　ジェンダー平等を達成し，全ての女性及び女児の能力強化を行う
5.1　あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する．
5.2　人身売買や性的，その他の種類の搾取など，全ての女性及び女児に対する，公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する．
5.3　未成年者の結婚，早期結婚，強制結婚及び女性器切除など，あらゆる有害な慣行を撤廃する．
5.4　公共のサービス，インフラ及び社会保障政策の提供，ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて，無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する．
5.5　政治，経済，公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において，完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する．
5.6　国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領，ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い，性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する．
5.a　女性に対し，経済的資源に対する同等の権利，ならびに各国法に従い，オーナーシップ及び土地その他の財産，金融サービス，相続財産，天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する．
5.b　女性の能力強化促進のため，ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する．
5.c　ジェンダー平等の促進，ならびに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する．

（出典）外務省（2026)「SDGグローバル指標(SDG Indicators)」から抜粋
（注)「5.1」のように末尾が数字のものは目標，「5.a」のように末尾がアルファベットのものは達成手法を示す．

SDGs目標5を踏まえ，各国政府が行う様々な取り組みにおいて，ジェンダー平等の視点を確保し，施策に反映していく「ジェンダー主流化（＝gender mainstreaming）」が進

められている（外務省 2025）．なお「ジェンダー主流化」とは，国連経済社会理事会（United Nations Economic and Social Council (ECOSOC)）の定義によれば，立法・政策・プログラムを含む，あらゆる分野・あらゆるレベルの計画された行動が女性と男性に及ぼす影響を評価し，政策・プログラムの企画・実施・モニタリング・評価に，女性と男性双方の関心と経験を不可欠な要素として組み込むための戦略であり，究極的な目標はジェンダー平等の達成である（ECOSOC 1997）としている．

（2）国際指標によるジェンダー平等の達成状況

ジェンダー主流化の取り組みのもとで，現在，各国がどのくらいジェンダー平等を達成しているかは，世界経済フォーラム（World Economic Forum（以下，WEF））のジェンダーギャップ報告書で確認することができる．WEFはグローバル・ジェンダー・ギャップ指数（Global Gender Gap Index）により，「経済参画」「教育」「保健」「政治参画」の4領域における男女の同等性を測定している．指数の値はギャップがどの程度解消されたかを示し，0から1（0～100%）の範囲で示され，0は完全な不平等，1は完全な平等を意味する．

図表 1－3　グローバル・ジェンダー・ギャップ指数順位（WEF 2025年）

※上位20か国

順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	イギリス	0.838
5	ニュージーランド	0.827
6	スウェーデン	0.817
7	モルドバ	0.813
8	ナミビア	0.811
9	ドイツ	0.803
10	アイルランド	0.801
11	エストニア	0.799
12	スペイン	0.797
13	オーストラリア	0.792
14	デンマーク	0.791
15	バルバドス	0.786
16	コスタリカ	0.786
17	スイス	0.785
18	ニカラグア	0.783
19	リトアニア	0.783
20	フィリピン	0.781

※下位20か国

順位	国名	スコア
129	タジキスタン	0.646
130	スリランカ	0.645
131	インド	0.644
132	サウジアラビア	0.643
133	パプアニューギニア	0.638
134	オマーン	0.637
135	トルコ	0.633
136	レバノン	0.632
137	**モロッコ**	**0.628**
138	モルジブ	0.626
139	エジプト	0.625
140	マリ	0.617
141	アルジェリア	0.614
142	ニジェール	0.613
143	コンゴ民主共和国	0.601
144	ギニア	0.595
145	イラン	0.583
146	チャド	0.571
147	スーダン	0.570
148	パキスタン	0.567

（出典）World Economic Forum (2025) Global Gender Gap Report 2025 (Insight Report, June 2025) の p.13「The Global Gender Gap Index 2025 rankings」をもとに筆者作成

ジェンダー平等化の長期にわたる各国取り組みの結果，女性を取り巻く環境は大幅に改善し，世界全体で見れば教育・保健分野のジェンダー不平等は縮小されている．しかし，国や地域で差がみられ，いまだ多くの女性が社会参画の面で不利な状況に直面している．

2025年のWEFのジェンダーギャップ報告書によれば，ジェンダー平等の達成度は全8地域中で北アメリカが首位（75.8%），欧州が2位（75.1%），中東・北アフリカが最下位（61.7%）である．図表1－3が示すとおり，148カ国の指数を確認すると，ギャップが小さい上位20か国には欧州の国々を中心に，ナミビア（サハラ以南アフリカ）や，ニカラグア（ラテンアメリカ・カリブ海地域），フィリピン（東アジア・太平洋地域）が含まれる．一方で下位20か国は，中東・北アフリカやサハラ以南アフリカの国々に加え南アジアの国々も複数含まれており，社会経済的脆弱性が大きい地域に低数値の国々が集中しているといえる．なお，2025年の報告書では，現在の進捗状況を基準にすると，完全なジェンダー平等の達成には123年を要する見通しであるとされており，SDGsが掲げる2030年の目標からみれば，大きく遅延している（WEF 2025）．また，政治的，経済的地位の向上においては，開発途上国と先進国に共通する課題とされている（外務省 2020）．

WEFの指数が男女の同等性（ギャップ解消度）を示すのに対し，国連開発計画（United Nations Development Programme（以下，UNDP））は不平等がもたらす人間開発上の損失に着目した指標として，ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index（以下，GII））を示している．

GIIは「リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）」「エンパワーメント」「労働市場への参加」の，三つの側面における男女間の不平等による潜在的な人間開発の損失を映し出す指標である．指数の値は「0」から「1」の範囲で示され，「0」の「女性と男性が完全に平等」から「1」の「すべての側面で男女の一方が他方より不利な状況に置かれている場合」までの範囲となる．

図表1－4　ジェンダー不平等指数（UNDP 2024）

※（166か国中，上位（不平等指数の低い）20か国抜粋）

順位	国名	ジェンダー不平等指数 指標	妊産婦死亡率（出生10万人あたり死亡数）	若年出生率（15～19歳の女性1,000人あたりの出生数）	議席占有率（女性が占める%）	中等教育以上の教育を受けた人口（25歳以上%）		労働市場への参加率（15歳以上%）	
						女性	男性	女性	男性
		2022年	2020年	2022年	2022年	2022年		2022年	
1	デンマーク	0.009	5.00	1.80	43.60	95.10	95.20	59.40	67.40
2	ノルウェー	0.012	2.00	2.20	45.00	99.10	99.30	62.50	69.60
3	スイス	0.018	7.00	2.20	39.00	96.90	97.50	61.50	71.90
4	スウェーデン	0.023	5.00	3.30	46.40	92.40	92.70	63.70	70.40
5	オランダ	0.025	4.00	2.70	37.80	89.80	92.70	63.60	72.40
6	フィンランド	0.032	8.00	4.10	45.50	99.20	98.90	58.20	64.20
7	アラブ首長国連邦	0.035	9.00	2.80	50.00	82.00	86.10	55.30	89.50
8	シンガポール	0.036	7.00	2.50	29.10	80.50	85.90	63.40	77.00
9	アイスランド	0.039	3.00	5.10	47.60	99.80	99.70	70.70	78.30
10	ルクセンブルク	0.043	6.00	4.20	33.30	96.60	89.30	58.00	65.10
11	ベルギー	0.044	5.00	5.10	44.30	88.70	90.70	50.80	59.50
12	オーストリア	0.048	5.00	5.20	41.00	100.00	100.00	56.60	66.70
13	スロベニア	0.049	5.00	4.40	33.10	97.80	98.80	54.30	63.60
14	イタリア	0.057	5.00	3.90	33.00	78.60	86.10	40.70	58.10
15	スペイン	0.059	3.00	6.30	41.40	78.50	83.20	53.20	62.90
16	韓国	0.062	8.00	2.10	18.60	83.80	93.50	55.00	73.70
17	オーストラリア	0.063	3.00	7.70	44.50	94.60	94.40	62.30	71.10
18	カナダ	0.069	11.00	6.60	35.00	97.80	97.60	61.50	69.50
19	ドイツ	0.071	4.00	7.20	34.80	95.40	95.90	56.10	66.60
20	アイルランド	0.072	5.00	5.90	27.40	88.60	86.40	86.40	59.40

（出典）United Nations Development Programme（2024）Human Development Report 2023-2024：Breaking the gridlock,Reimagining cooperation in a polarized world，p.293-6「Gender Inequality Index」をもとに筆者作成

図表 1－5　ジェンダー不平等指数（UNDP 2024）

※（166か国中，下位（不平等指数の高い）20か国を抜粋）

順位	国名	ジェンダー不平等指数 指標	妊産婦死亡率（出生10万人あたりの死亡数）	若年出生率（15～19歳の女性1,000人あたりの出生数）	議席占有率（女性が占める%）	中等教育以上の教育を受けた人口（25歳以上%）		労働市場への参加率（15歳以上%）	
						女性	男性	女性	男性
		2022年	2020年	2022年	2022年	2022年		2022年	
147	トーゴ	0.578	399	77.0	18.70	13.50	33.10	79.80	98.60
148	マラウイ	0.579	381	117.2	22.90	12.70	26.20	63.10	74.60
149	ガンビア	0.585	458	60.7	8.60	26.00	40.70	59.00	64.50
150	モーリタニア	0.603	464	76.8	20.30	16.10	27.60	31.00	65.70
151	パプアニューギニア	0.604	192	54.3	1.70	26.30	37.50	46.00	48.00
152	コンゴ民主共和国	0.605	547	107.5	14.80	38.80	65.70	60.00	66.40
153	マリ	0.607	440	147.7	28.60	8.00	15.50	51.50	85.00
154	ギニア	0.609	553	112.2	29.60	7.50	20.00	44.60	67.00
154	ニジェール	0.609	441	168.0	25.90	2.60	4.50	64.60	96.50
156	コートジボワール	0.612	480	103.3	15.60	13.50	29.30	54.50	71.20
157	シエラレオネ	0.613	443	97.9	12.30	14.50	33.90	48.30	55.90
158	ハイチ	0.621	350	51.8	2.70	28.00	36.90	48.80	66.00
159	ギニアビサウ	0.631	725	85.8	13.70	10.90	24.60	52.10	66.10
160	ベナン	0.649	523	90.8	7.40	9.20	21.50	51.60	67.80
161	リベリア	0.656	652	122.0	9.70	19.70	45.80	43.50	50.10
162	アフガニスタン	0.665	620	79.7	27.20	7.00	24.10	23.30	77.10
163	チャド	0.671	1063	135.7	25.90	3.70	15.00	51.10	75.00
164	ソマリア	0.674	621	116.1	20.70	4.40	17.80	22.30	49.30
165	ナイジェリア	0.677	1047	99.6	4.50	42.40	57.80	77.00	85.70
166	イエメン	0.82	183	52.5	0.30	23.70	38.20	5.80	64.70

（出典）The United Nations Development Programme（2024）Human Development Report 2023-2024：Breaking the gridlock, Reimagining cooperation in a polarized world p.293-6「Gender Inequality Index」をもとに筆者作成

UNDPの人間開発報告書をもとに，上位20か国（GIIが低値）と下位20か国（GIIが高値）を整理すると，上位は欧州を中心とする開発先進国が多く，下位はサハラ以南アフリカを中心とする開発途上国が多い（UNDP 2024）.

以上より，WEFのグローバル・ジェンダー・ギャップ指数およびUNDPのGIIはいずれも，国・地域間の達成度に差があり，指標上の完全値（WEFは1，GIIは0）に到達した国が確認できないことを示している．そして，男女不平等の社会において，保健，教育，政治など，様々な分野において女性が不利な状況に置かれる可能性があるといえる.

そこで次に，国際的な文脈における，こうしたジェンダー平等達成の遅れの背景にある社会構造を整理し，ジェンダー不平等が女性を周縁化し，さらに人身取引や性的搾取と接続しうることを検討する.

（3）ジェンダー不平等が女性にもたらす影響

ジェンダー不平等が大きな社会では，性別役割規範や差別的慣行を背景に，女性が経済的に不利な条件に置かれやすく，生活基盤が脆弱になりやすい．また，家事，育児，介護などの無償ケア労働を女性が担う割合が高い場合，就業の継続や職業選択が制約され，所得機会の格差が生じやすい（ILO 2014；UN Women 2017）．女性への暴力はジェンダー不平等や暴力を容認する規範に根差しており，それらによって助長・反復されやすい（WHO 2024）．以上は例示に過ぎないが，ジェンダー不平等が大きな社会のもとでは，経済的困難と安全が脅かされる状況が重なり合うことで，女性が孤立し，周縁化されやすい構造が生じる．

こうした構造は，2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症パンデミックにおいて一層可視化された．アメリカの女性政策研究所（Institute for Women's Policy Research）のC・ニコル・メイソン所長は，新型コロナウイルス感染拡大の経済的影響を「She-cession（She+Recession =女性+不況）」と呼び，パンデミックが女性に大きな経済的打撃をもたらしたことを指摘した（Audrey 2020）．また，国連の政策概要 「Policy Brief : The Impact of COVID-19 on Women」には，パンデミック下で女性や女児への暴力が世界的に増加する一方，司法・警察・医療の支援サービスやシェルターの運営が逼迫し，難民，紛争地域居住者，貧困下にある女性など，脆弱な立場に置かれた女性に対する影響が一層深刻化したことが指摘されている（United Nations 2020）．このように，危機時において，ジェンダー不平等の社会がいかに女性の経済的困難を深刻化させ，安全を脅かし，また深刻化させやすいか，社会的構造の課題がパンデミック時に再認識されたといえる．

さらに，国際的な文脈で見ると，ジェンダー不平等は女性が他国への移住を決断する要因の一つといえる．女子差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women（以下，CEDAW））は，移住の背景に，貧困，職業的機会の追求，紛争又は人道上の緊急事態に加え，ジェンダーに基づく構造的・文化的慣行や固定観念，性別・ジェンダーに起因する暴力をあげている．そして，女性の尊厳が尊重される条件下で，移住は女性のエンパワーメントにつながり，新たな社会的・経済的機会の獲得に寄与するが，不正な経路で移動せざるを得ない場合や非正規移住者となった場合には，移住サイクルのあらゆる段階（移動，宿泊施設滞在，国境通過，目的国到着等）において，人身取引に巻き込まれるリスクが高まると指摘している．また，性的搾取を含む人身取引によって負わされた障害や重い病気の負担により，状況の一層の悪化の可能性も示唆している（CEDAW＝2020）．

CEDAWは，女性と女児の人身取引の根底には，性別やジェンダーに基づく差別や構造的不平等，貧困の女性化があるとし，人身取引の犠牲となる可能性が最も高いのは「周縁化された状況に属する女性・女児（例：農村・僻地居住者，先住民・少数民族，障害のある者，非正規移住者，難民等[3)]）」であると指摘する．そして，人身取引のリスクが高まる「周縁化された状況」を，以下のように具体的に示す．

「こうした集団に属する者は，社会的，政治的，経済的疎外を経験していることが多い．その結果，貧困，無教育又は低教育，未登録又は不法滞在，失業又は不完全雇用の状態にあったり，家事・育児の責任を負わされたり，国からの給付や保護，サービスへのアクセスが限られたり，近親者間暴力や家庭内暴力，家庭内での虐待・ネグレクトを経験したり，養護施設に入所していたり，児童婚や強制結婚・奴隷結婚させられたり，寡婦であるために困窮したりする可能性が高い．」（CEDAW＝2020：5）．

このように，周縁化された状況にある者の移住が人身取引へと接続する具体例として，ナイジェリアから欧州等への移住をめぐる事例が挙げられる．ナイジェリアでは治安不安や経済的困難等を背景に，欧州等への国外移住が志向されることがある．しかし，渡航費用等の捻出が容易ではない場合，移住の過程で搾取的関係に組み込まれ，人身取引へと接続するリスクが高まる．Lavaud-Legendre（2012）は，ナイジェリアの人身取引組織は，国外への移住を希望する女性に対し呪術的儀式等を用いて心理的拘束を強めつつ，交通費等を名目として数万ユーロ規模の債務を負わせ，移住先で性ビジネスに従事させる構造を明らかにしている．契約違反に対して家族への危害をほのめかすことで脅迫し，さらに移住先からの家族への連絡や送金等に制裁を科すことで，女性が債務から離脱できない状況が作り出されていたと説明する．当初から性ビジネスに従事させられることを知っていた者もいれば，そうでない者もいたとされるが，いずれの場合も組織による脅迫的支配下に置かれ，深刻な状況にあっても助けを求められず，事実を語ることすら困難な環境下にあったとされる（Lavaud-Legendre 2012）．

この事例は，周縁化された状況にある人が移住を通じて新たな機会を得る可能性がある一方で，不正な経路での移動や非正規化等を通じて脆弱性が増幅され，とりわけ女性や女児が人身取引や性的搾取に巻き込まれうることを示すものである．これは個人の脆弱性に還元される問題ではなく，社会構造上の問題として捉える必要があり，ジェンダー不平等が女性にもたらす影響は人権上の課題であると同時に，国家間格差や移住をめぐる不均衡な関係とも密接に関わる．

ただし，性ビジネスへの接続は，送り出し側の貧困や周縁化のみによって生じるものではない．受入れ側の社会における需要，規範，制度的条件もまた，性ビジネスを形成・維持する要因となる．

（4）性ビジネスを形成・維持する社会的条件

Rocha ら（2021）は，国際オンライン広告上のプロフィール情報を用いて性ビジネス従事者の国際移動のつながりを分析し，高所得国（とりわけ欧州）が従事者の国境を越えた移動ネットワークの「中心部（コア）」を形成すること，また国家間の関係が相互的ではなく，性ビジネス従事者の送り出しが多い国と受入れが多い国に分かれる不均衡な関係にあることを明らかにしている．つまり，欧州などの開発先進国において，移住背景をも

つ性ビジネス従事者が多く存在していることは，移住が機会の獲得に結び付く可能性を持つ一方で，国家間格差を背景とした依存関係が生み出され，搾取を生じさせやすい条件となることを示唆する（Rocha et al. 2021）.

CEDAWは，移住を受け入れる側の社会において，製造・サービス部門における性別分業が進み，賃金労働を目的に単身で移住する女性が増加する一方で，移住先の社会には男性中心の娯楽文化があり，女性に「娯楽提供者」としての役割を求める構造が生み出されていることを指摘している（CEDAW＝2008）．さらに，根強い男性優位の規範や固定観念に加え，男性支配や権力を強化しようとするニーズが存在し，家父長制的なジェンダーの役割や男性の性的特権，さらには強制と支配の構造を支えていることも指摘している（CEDAW＝2020）．これらから，受入れ社会の規範・文化もまた，性ビジネスの形成・維持に関与し，移住背景をもつ者が性ビジネスに接続されやすい条件を形成していることが示唆される．

アムネスティ・インターナショナルは，移住者が置かれやすい制度的条件も，性ビジネスへの接続を容易にすると指摘する．就業許可が認められないことや非正規移住であることは，非公式な仕事への依存を強め，性ビジネスへの従事が数少ない収入源となる場合がある．もっとも，性ビジネス従事者は移住した人々のみで形成されているわけではなく，異なる出自とアイデンティティを持つ人々が様々な理由で従事しており，自国で緊急の必要に迫られ性ビジネスに従事する人も存在することが考えられる．その一方で，ジェンダー不平等や差別の帰結として生じる移住をめぐる制度的条件は，性ビジネスへの接続やその維持に影響を及ぼす側面があるといえる．

以上より，国際的文脈においては，性ビジネスを形成・維持する社会的条件として，国家間格差と男性中心の規範・文化があり，さらに，移住・就労をめぐる制度や差別による排除と不安定化を通じて，女性が性ビジネスに接続されやすくなる条件を形成していると整理できる．

第２節　日本の性ビジネス従事女性と社会の構造

１．日本の性ビジネス従事者

（１）日本の性ビジネス従事者人口推計

日本の性ビジネス従事者は，ここでは，性風俗関連特殊営業を行う事業者（店舗型・無店舗型）に属する性産業従事者と，事業者に属さず法の枠外で性売を行う者とに分けて整理する．日本の性ビジネス従事者の人口推計については，全体像を示す統計は確認できないが，中村（2014）の方法を参照し，性産業従事者数の把握を試みることとする．

中村は，性ビジネス従事者のうち事業者に所属する女性の数を「各種性風俗店舗総数×25～30人（在籍女性人数推測）」の方法で推計し，32万5,000～39万人と見積もっている（中村 2014）．2025年の警察白書に掲載されている統計では，店舗型性風俗特殊営業のうち，第1号営業（ソープランド等）1,201件，第2号営業（店舗型ファッションヘルス等）646件，無店舗型性風俗特殊営業のうち第1号営業（派遣型ファッションヘルス等）

21,346件（警察庁 2025）であり，これら合計23,193件をもとに中村（2014）の係数（各店舗25～30人在籍）を機械的に適用すると，粗い推計ではあるが，事業者に所属する性産業従事者数は57万9,825～69万5,790人に達する可能性がある．

しかし，事業者に所属せずSNSや路上で性売の相手方を探す人々などは，上記数に含まれていない．そこで，参考として売春防止法違反の「勧誘等」の検挙人員を確認すると，令和6年においては235人と報告されている（警察庁 2025）．もっとも，当該数値は路上やインターネット上の取締の影響を強く受けるため，全体的な規模を示すものではなく，またSNSを介して行われる交渉は可視化されにくいため，実態の把握は難しい．

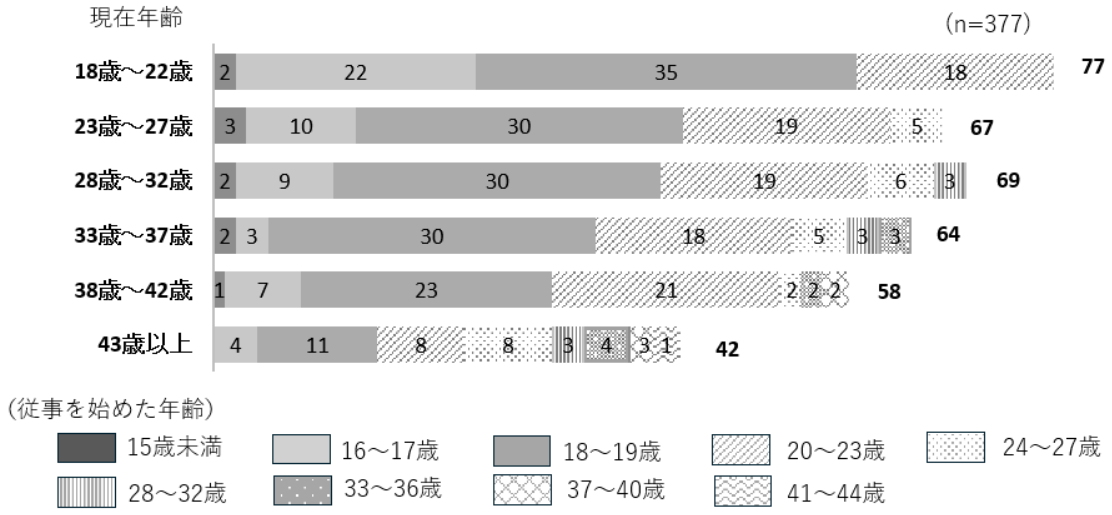
これらを踏まえ，日本の性ビジネス従事者数は相当規模におよぶ可能性がある．

（2）日本の性ビジネス従事者層の広がりと従事形態

日本においても性ビジネス従事者の内実は一様ではなく，女性，男性，トランスジェンダー，移住者など異なる属性の，そして幅広い年齢層の従事者の存在が示唆される．

生駒（2022）は，平成時代は短大生，大学生，社会人女性などがアルバイト感覚で性産業に従事し始め，2008年のリーマン・ブラザーズ証券破綻による世界金融危機後は，厳しい経済事情の中でさらに幅広い年齢層の女性が性産業に従事するようになったと述べている．坂爪（2018；2019）は，性産業に従事する女性の中には，シングルマザーや妊娠・出産期にある女性，障害や精神疾患等を背景に就労が制約される女性など，多様な生活状況・属性にある人々が含まれることを示している．角間（2017）の調査では，女性が性産業従事を始めた年齢について，20歳未満が約60%を占めており，若年層での開始が相対的に多いことを明らかにしている（図表1－6）．

図表 1－6　性産業従事を始めた年齢



（出典）角間 惇一郎（2017）「風俗嬢の見えない孤立」のp.118「図表6 性風俗産業の仕事を始めた動機と年齢（再掲）」より

また，2000年以降には，女子高校生（JK＝Joshi Kousei）を売りにしたJKビジネスが拡大した．これにより，若年層の性的搾取が社会問題として注目され，例えば東京都では2017年に「特定異性接客営業等の規制に関する条例」を施行し，18歳未満の異性への接客，姿態を見せる，同伴する，等の役務の営業等を禁止している[4]．

なお，矢島と宮台（1997）は，個人の性売に関連し「援助交際[5]」を取り上げ，1980年代前半の愛人バンクにおける「長期的愛人契約」（第1ルーツ），1990年代前半のダイヤルQ２を利用した性売（第2ルーツ），女子高校生デートクラブの間で行われた性売（第3ルーツ）に整理している．この整理は通信の発展が新たな性売形態を生み出してきたこと，それに伴う性ビジネスの若年層への広がりを示しているといえる．近年は「援助交際」に代わり「パパ活[6]」の語が用いられるようになり，また「立ちんぼ」（大都市繁華街に立ち，性売相手を探す行為）をする女性も増加しているが，2024年の取締りでは16歳の少女も含まれており（NHK NEWS WEB 2024），若年層女性が店舗ではなく個人性売に接続する可能性を示唆している．

なお，日本の性ビジネスを考察するうえで重要な文脈として，外国籍の性ビジネス従事者にも触れる必要がある．平成2年（1990年）の警察白書には，観光等の短期滞在や興行等の在留資格で入国した，いわゆる「じゃぱゆきさん」が，売春防止法違反等の風俗関係事犯に関与する事案が多発していたことが報告されている．また平成3年（1991年）の警察白書には，暴力団が外国籍女性の不正規就労に関与し，性売を強要していたとの報告もある（警察庁 1990；1991）．現代においてはグローバル化が一層進み，国と国との往来がより容易になった中で，2025年にはタイ国籍の少女が性的サービスを伴う店舗で働かされていた事件も報じられており，外国籍女性に対する性的搾取は，社会課題として改めて留意する必要がある．

以上より，日本の性ビジネス従事をめぐっては，景気・雇用環境などの社会変化と連動した従事者層の変化と，従事形態の変化（非店舗化・個人化）が重なり合い，多様化および若年化し，外国籍女性をめぐる性的搾取や人身取引の問題も存在すると整理できる．そして，日本の性ビジネス従事者をめぐる議論においては，女性が主要な焦点として位置づけられてきたことが確認できる．

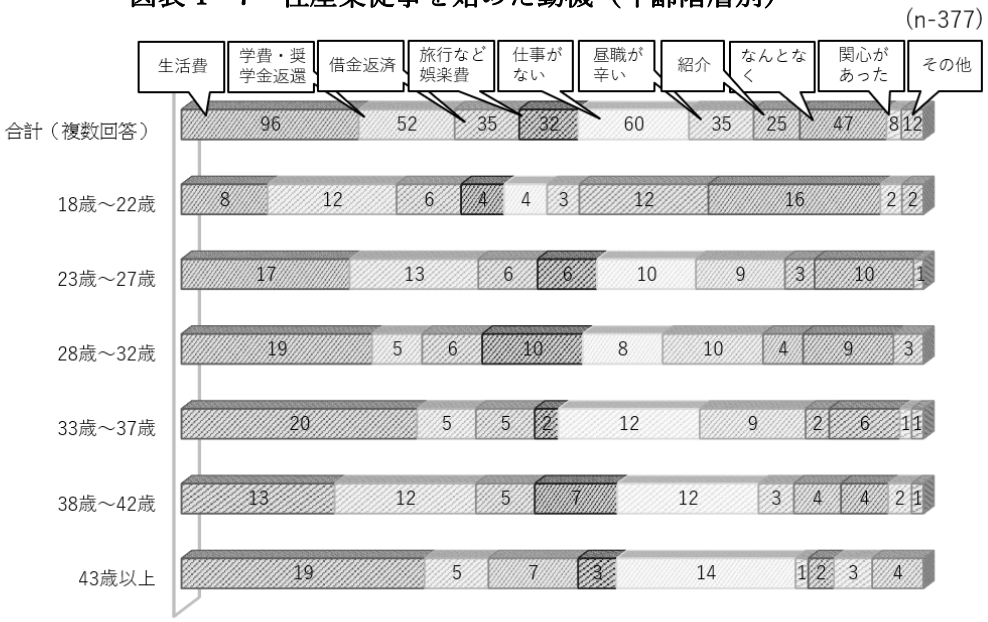
（３）性ビジネス従事をめぐる理由の多様性

先にも示したとおり，アムネスティ・インターナショナルは，性ビジネス従事の理由は様々であると述べている．日本においても，性ビジネス従事に至る背景や従事形態は一様ではない．また，日本では，風営法等の規制枠組みのもとにある性産業と，売春防止法上の規制と関わる性売が併存しており，既存調査の対象も異なる．そこで以下では，性産業と性売を分けて既存調査を整理する．

まず，性産業従事に至る背景について，角間（2017）の調査を確認すると，性産業従事の動機として最も多く挙げられたのは「生活費」である（図表1－7）．ただし「生活費」の回答の中には，生存のために不可欠な支出を賄うためのものもあれば，生活水準の維

持・向上を求める場合も含まれ，必ずしも困窮状態に置かれていることを意味するとは限らない．他方，「仕事がない」「昼職がつらい」といった回答は，従事の背景に社会的困難がある可能性を示している．

図表 1－7　性産業従事を始めた動機（年齢階層別）



（出典）角間惇一郎（2017）「風俗嬢の見えない孤立」のp.118「図表6 性風俗産業の仕事を始めた動機と年齢（再掲）」より

性風俗店でフィールドワークを行った熊田は，女性たちが性産業に従事し始める主たる理由は共通して「お金を稼ぐこと」であると述べている．熊田は，性産業が「生存するだけの生を避けるための手段」であり，「より厳しい状況にある『おんなのこ』にとっては生存という目的においてさえも，最後の砦となりうる」と指摘する（熊田 2017：41）．熊田の調査は限定的であるともいえるが，この知見は，生活困窮と性産業従事の関連性を示すとともに，制度との接続が困難な状況のもとで，性産業が生活を支える選択肢となる場合があることを示唆している．これに関連して，戒能と堀も現場において，「支援に結びつかず生活が破綻し，社会に埋没したまま，生活のために性産業で生きていく女性が少なくない」と述べ（戒能・堀2020：112），性産業に頼らざるを得ない人々が存在することを指摘している．

性産業の提示する条件が，複合的困難を抱える女性を性産業に引き寄せる，という視点もある．坂爪は，風俗店への所属という選択は，「月に10日程度の勤務で15万円を稼げる」「面接時に過去を詮索されない」「扶養照会や資産調査がない」「待機室にキッズスペースがある」「女性スタッフによる生活支援がある」「保育園手続きや確定申告のサポートも受けられる」「完全自由出勤・現金日払い」という条件の中で，公的扶助よりも合理的選択になりうると指摘する（坂爪 2018）．さらに坂爪は，性産業従事は「複雑にもつれ合

った困難を断ち切る『快刀』であり，生活を立て直すための唯一の『解答』」にもなると考察する（坂爪 2018：80-81）．

事業者に属さずに行われる性売については，荻上（2012）が100人を対象に行った調査を参照できる（図表1－8）．同調査では，生活費を得るために性売を始めた人が最も多く，次いでカードローン返済やホスト遊びのツケ，学費などの「支払い」が挙げられている．荻上は，出会い系サイトや出会い喫茶，テレクラなどの出会い系メディアを活用した個人的な性売を「ワリキリ」と呼び，その背景を，仕事や住居がなく生活のためのお金が必要な「貧困型売春」と，生活が困窮している状況ではないが理想の生活とのギャップを埋めるための「格差型売春」の二つに分類している．いずれにしても，個人性売は媒介者がいない場合には裁量が大きく，自由度や収入面で好条件が整っているようにもみえる．しかし近年は，悪質ホストクラブに起因する債務が路上での客待ちへと向かわせる要因として指摘されており，単純に「自由で高収入の選好」として理解することには留意が必要である（悪質ホストクラブ対策検討会 2024）．

図表 1－8　ワリキリ（性売）を始めた理由

（n=100）

理由	人数
生活費（家賃，光熱費，食費など）	43人
支払い（カードローン，ホストのツケ，学費など）	31人
遊び代（旅行，欲しいものがあったなど）	8人
携帯代	2人
貯金	1人
特になし（友達に誘われた，ワリキリを試してみたかった）	15人

（出典）荻上チキ（2012）『彼女たちの売春（ワリキリ）』のp.97およびp.326

柴田（2015）は，性産業に結びつくプロセスの背後に，①障害・低学歴・育児困難・精神疾患等による就労困難を通じた経済的困窮，②虐待やDV等による居場所の喪失，③性被害のトラウマや性に起因する生きづらさという三つの問題群があると述べる．これらが重なり合った場合に困窮へと帰結する可能性があるとし，そのような状況において，必要な生活インフラや環境が一定程度整っており，すぐに現金収入を得やすい性産業に頼ることには，一定の合理性があるとしている．

ただし，複合的に困難を抱える状況が，性ビジネス従事に直結するわけではない点には留意が必要である．家族や周囲からの支援が得られないこと，公的扶助や就労支援等に接続しにくいこと，債務や暴力などの支配関係から離脱しにくいことなどの環境要因と結びつくなかで，結果として性ビジネスが現実的な選択肢として浮上しうる．

一方で，このような説明枠組みは，性ビジネス従事を「貧困ゆえのやむを得ない選択」として理解する言説へと接続しやすい側面もあるとの指摘がある．要（2019）は，近年，性ビジネスと女性の貧困を結び付ける報道等が相次いだことを「セックスワーク×女子貧

困ポルノ」と批判する．性ビジネス従事者を貧困問題の対象として調査すれば，性ビジネス従事者が排除されてきたプロセスのデータばかりが蓄積される傾向があり，その結果，性ビジネス従事者のスティグマを強化する危険性があると指摘している．角間（2017）は，2014年から2016年頃は「貧困×風俗嬢コンテンツブーム」があり，「ないもの扱いされてきた風俗の世界に，社会的関心が集まったのも大きな前進」であると評価する．しかし，全ての性産業従事女性が悲惨な過去を背負っているわけでも，金銭的に不幸な状態にあるわけでもないと，性産業に従事する女性を貧困の文脈に還元する視点には批判的である（角間 2017：82-3）．

なお，性ビジネス従事の理解は「貧困」や「被害」の枠組みに尽きない．宮台は援助交際を「性的承認説」とし，家庭や学校で得られない承認を補おうとする行為と解釈している（宮台 1994）．一方，上野は金銭の授受を通じて「身体の自己所属」を宣言する実践であると主張する（上野 2010）．このように，性ビジネス従事に至る背景やその意味づけは多様であり，承認や主体性をめぐる解釈枠組みによっても説明されてきた．

以上を踏まえると，既存の調査結果等から性ビジネス従事は，合理性にもとづく選択，複合的困難のもとで他の選択肢が狭められた結果としての選択が確認できる．また，2025年のタイ国籍少女の事件にみられるような人身取引による性的搾取など，選択の余地を奪われた形での従事等も存在することが明らかである．これらを整理すると，日本における性ビジネス従事に至る背景は，諸外国と同様に多様であることがわかる．

そして，困難な問題を背景に性ビジネスへとつながっていく過程が，研究・報道・ルポルタージュにおいて強調されてきたことに対する批判的視点はあるものの，それまで「自己責任」とされ，支援や議論の対象外とされてきた女性の存在を可視化し，議論の対象へと押し上げた点において，意義を持つといえる．しかし同時に，要（2019）が指摘するように，その可視化がスティグマの強化につながる危険性も含んでおり，性ビジネスをめぐる議論および研究においては，この点を常に念頭に置くことが求められる．

2．性ビジネス従事女性を取り巻く日本社会の構造

（1）国際指標による日本のジェンダー平等の達成状況

性ビジネス従事に至る背景が多様であるとしても，「複合的困難の帰結としてのやむを得ない選択」として性ビジネスが浮上するならば，その背景には，困難の解消を支える社会的条件が十分に整備されていないという構造的要因があると考えられる．こうした状況は，国際指標が示す日本のジェンダー平等達成の遅れにも表れているといえる．

2070年に日本の総人口は8,700万人に減少し，高齢化率は38.7%の水準になると推計されている（国立社会保障・人口問題研究所 2023a）．人口減少は様々な側面に影響するが，2012年の男女共同参画会議報告書には，今後の男女別・年齢別労働力率に変化がなければ，2030 年には日本の労働力率は53.7%まで低下し，その結果，経済力の低下や社会保障制度等の担い手が不足することを危惧している．そして活力ある日本の再生には，経済社会における女性の活躍促進が重要な鍵となり，それは女性が希望する生き方や，結婚や

子どもを持つことなどの，家族形成に関する男女の希望の実現につながり，世帯収入の増加や生活困難のリスクの低減にも寄与すると，報告書で述べている（佐藤 2012）．

Steinberg・中根も（2012），急速な高齢化が進む日本においてはキャリアコースの女性雇用者数を増やす政策を検討すべきであり，とりわけ働く母親への一層の支援強化が求められると論じている．また，手本となる女性幹部数の増加が，労働市場への参加を望む女性を増加させ，さらに保育所の改善や育児休暇制度の延長など，柔軟な労働環境への改善が，出産後に労働人口から外れる女性を減らす手助けとなると結論付ける．

こうした議論や社会的要請を背景として，2014年，内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置された．これは女性が希望を実現し社会の中で能力を最大限に発揮することが，日本社会を活性化させ，結果として日本の持続的成長に寄与する，という考えに基づくものである．その流れの中で，2016年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下，女性活躍推進法)」が施行された．つまり，日本社会では人口減少と高齢化を背景に，女性に対して労働力としての活躍が強く期待されてきたのである．

同法を含む政策展開の下で，近年，女性の就業状況には大きな変化がみられる．2016年に15歳～64歳の就業率は男性が82.5%，女性66.0%であったが，2024年には男性84.5%，女性74.1%と女性の就業率が大きく上昇した（総務省統計局 2017；総務省統計局 2025a）．2016年には専業主婦世帯668万世帯，共働き世帯1,136万世帯であったのに対し，2023年には専業主婦世帯は517万世帯へと減少し，共働き世帯は1,278万世帯へと増加している（独立行政法人労働政策研究・研修機構 2024a）．これらの変化の背景には，待機児童問題の改善，育児休業制度の拡充，また男性の育休取得促進など，制度整備の進展があると考えられる．そして，従来の「男性は仕事，女性は家庭」という性別役割分担を前提とするモデルから，男女がともに経済活動へ参加する社会へと移行しつつあることを確認できる．

しかし，こうした国内統計上の変化にもかかわらず，日本の男女平等の到達度を国際比較でみると依然として低位にある．2025年のWEFジェンダーギャップ報告書によれば，日本のスコアは0.666，148か国中118位，G7諸国の中では最下位にとどまっている．評価項目の4分野「経済参画」，「教育」，「健康」，「政治参画」のうち，日本の中で最も大きな格差があるのは「政治参画」（スコア0.085，125位）であり，次いで「経済参画」（スコア0.613，112位）が低い（WEF 2025）．この格差は，家庭内の無償労働の偏在や雇用形態・賃金格差，貧困，暴力被害といった問題とも連動しうる．

（2）ジェンダー不平等が日本の女性にもたらす影響

先に示したジェンダー不平等が，日本女性にどのように影響しているかを，次に具体的に確認する．

総務省の2021年「社会生活基本調査」の結果[7]によれば，家事関連時間[8]（週全体平均の1日当たり）は，男性0時間51分に対し女性3時間24分と，大きな差がある（総務省統計局 2022）．無償労働の偏在は，女性の就業継続や昇進の機会を制約し，結果として賃金格

差にも影響を及ぼす．厚生労働省はこの状況に対し，「女性の管理職比率」と「女性の継続就業率」の向上が不可欠であるとする（厚生労働省雇用環境・均等局 2024）．なお，2024年の一般労働者（常用労働者のうち短時間労働者以外の者）の賃金[9]平均額は，男性363.1千円であるのに対し，女性275.3千円と，男性を100.0とした場合の女性の所定内給与額は75.8となっている（厚生労働省 2025）．

就業構造の面からみても，男女の格差は明確である．2024年平均の就業者数は男性3,699万人，女性3,082万人[10]である．雇用形態（役員を除く）をみると，男性の正規の職員・従業員は2,355万人，非正規の職員・従業員の2024年平均は682万人であるのに対し，女性の正規の職員・従業員は1,299万人，非正規の職員・従業員は1,444万人と，非正規の職員・従業員の割合は依然として男性よりも女性の方が高い（総務省統計局 2025a）．さらに女性が非正規の職員・従業員を選択した理由は「自分の都合のよい時間に働きたいから」が506万人と最も多く，次に「家計の補助・学費等を得たいから」が289万人，そして「家事･育児･介護等と両立しやすいから」の218万人（全体の15%）と続く．男性の2024年の非正規の職員・従業員の総数682万人の中では，「家事･育児･介護等と両立しやすいから」を理由に非正規の職員・従業員を選択したのは9万人（全体の1.3%）にとどまっている（総務省統計局 2025b）．非正規雇用は，低賃金となりやすく，昇給や退職金等の面でも不安定さを伴いやすいため，長期的なキャリア形成を困難にさせる要素となっている．新型コロナウイルス感染拡大時には，正規の職員・従業員がテレワークをする中で，非正規の職員・従業員は休業手当不支給，雇止め等の不利益を受けるケースが相次ぎ，待遇格差の深さを一層浮き彫りにした．

経済的脆弱性は，とりわけ母子世帯に集中している．「令和3年度全国ひとり親世帯等調査（実施日：2021年11月1日）」によれば，母子世帯の数は約119.5万世帯にのぼり，全ひとり親世帯の88.9%を占める．母子世帯の平均就労収入は236万円で，父子世帯の（492万円）の半分以下である．母子世帯の母親の就業率は86.3%に達するものの，正規の職員・従業員の率は49.0%にとどまる[11]（厚生労働省 2022）．母子世帯とふたり親世帯の相対的貧困率は減少傾向であり，母子世帯では，2012年の65.7%から2022年には52.2%へと改善傾向を示すが，それでも半数以上の母子世帯は相対的貧困に陥っている状況である（独立行政法人労働政策研究・研修機構 2024b）．阿部の調査では，相対的貧困率は，10～14歳と20～24歳の時期は男性の方が高いが，その他の年齢層では女性の方が高く，とりわけ女性高齢期（75歳以上）の貧困率（25%）が高いことを指摘している（阿部 2024）．内閣府の報告でも，66歳以上の貧困率は，男性16.6%，女性22.8%と，高齢女性の脆弱性の高さが確認されている（内閣府男女共同参画局 2024a）．

さらに，出産や育児を契機とした離職も依然多く，第一子出産後に離職する割合は約3割にのぼると報告されている（国立社会保障・人口問題研究所 2023b，厚生労働省 2023a）．非正規の職員・従業員が産休育休を要望した場合，業務削減や勤務態度を理由に雇止めとなるケースも報告されている（中國新聞デジタル 2025）．また，妊娠，出産お

よび育児休業に関するハラスメントを受けた女性は26.1%にのぼり，男性も24%に達している（PwCコンサルティング合同会社 2024a）．

暴力被害の面でも格差は深刻である．2023年に配偶者暴力相談支援センターが受けた相談総数126,743件のうち，女性からの相談は123,274件，男性からの相談 3,340件，その他 129件と，相談件数上は，女性からの相談が圧倒的に多い（内閣府男女共同参画局 2024b）．また，性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターが受けた相談件数も年々増加し，2023年は69,100件に達している．その内訳として，電話相談の81.7%，面談の97.5%が女性であることが示されている（内閣府男女共同参画局 2024c）．

以上のように，日本社会には女性の就業率の上昇や制度整備の進展といった成果がみられる一方で，経済，雇用，家庭責任，貧困，暴力など多方面において，依然として顕著なジェンダー不平等が確認できる．こうした不平等は，女性の選択肢や可能性を制約し，結果として様々な困難を生じさせやすい．困難が複合化するなかで，性ビジネス従事がやむを得ない現実的な選択肢として浮上する可能性がある．つまり，本人の努力のみでは解消しがたい社会制度上・社会構造上の制約は，性ビジネス従事に至る背景要因の一つであり，ジェンダー平等の実現がなお発展途上であることに関連するといえる．これに加え，性別役割分担を前提とする価値規範や評価の偏りが女性をさらに圧迫している現状を，次に確認する．

（3）日本社会に根付く女性観と社会的偏見

こうした状況をふまえ，政府は，「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」にて，働き方改革や仕事と育児・介護の両立支援の推進のほか，固定的な性別役割分担意識の解消，女性の健康支援，配偶者等からの暴力への対策及び性犯罪・性暴力対策の強化等，今後の対応策を提示している（すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部 2024）．

しかし，ジェンダー平等に向けた制度的対応が進められる一方で，日本社会には女性をめぐる価値規範や評価の偏りが残存していることも指摘されている．阿部（2020）は，最も貧困率の高い高齢女性や，若年女性の枠に入らない30歳以上の女性の貧困について社会の関心が薄いと指摘する．そして，女性問題は出産や子育てに帰着されがちで，議論の中心はいつも育休取得や保育，教育の拡充であると批判する．結婚や出産を選ばない，あるいは選択肢を持たなかった女性への関心は，不足する「労働力」の補完としてのみ向けられ，必ずしも女性の自由なキャリア選択を推し進めるものではない，とも指摘する．

一方で，働く女性，とりわけ子育て期の女性をめぐっては，家庭責任と結びついた評価の偏りが生じうる．例えば男女共同参画局の調査では，男女の地位について「男性の方が優遇されている（小計）」とする回答は，「職場」で63.8%，「社会通念・地域の慣習・しきたりなど」で78.2%にのぼり，性別役割分担を前提とした認識がなお残存していることがうかがえる（内閣府男女共同参画局 2025）．

このような認識が残る状況では，夫婦共働きは一般化したものの，女性の収入は依然として家庭内で補助的なものとして位置づけられやすい可能性がある．また「家庭との両立は大変」，「女性だから責任のある地位に就くのは負担だろう」という女性に向けられる無意識の偏見もいまだ残り，さらに家庭と仕事を両立するべきという社会的通念が広まれば，その両立が困難な女性は批判の対象となりかねない．

ジェンダー不平等や女性に対する社会の圧力・偏見は，多くの女性にとって生きづらさの原因となる．女性が希望を実現し社会の中で能力を最大限に発揮できることをめざす女性活躍推進法は，令和7年改正により有効期限を10年間延長し，令和18年3月31日までとなった．しかし，法制度の延長のみでは十分とは言えない．女性が多様な生き方を自由に選択し，社会の中で自信をもって活躍できる社会を実現するためには，制度的支援に加えて，人々の価値観そのものの変革が不可欠である．

第3節　小括

本章では，諸外国および日本における性ビジネス従事女性の現状を整理するとともに，性ビジネス従事女性を取り巻く社会構造を検討した．

第1節では，欧州議会の資料によれば，全世界で約4,000万～4,200万人が性ビジネスに関与し（European Parliament 2014），UNAIDSのデータベースでは，136の国・地域においてUNAIDSの定義による「sex workers」の人口推計値が示されていることを確認した．諸外国における性ビジネスのなかで「女性」の比重が高く，「移住者」の文脈が重要であることを整理した．そして，性ビジネス従事に至る背景は単一ではなく，異なる経路が併存するものとして把握する必要があり，とりわけ移住者については，言語の壁や在留資格の不安定さ，母国に残した家族への責任といった要因を背景に，搾取リスクが高まる可能性が示唆された．また，こうした背景にはジェンダー不平等な社会構造があり，SDGs目標5「ジェンダー平等」のもとで各国が取り組みを進めているものの，格差是正は依然として十分とはいえない状況を概観した．そのうえで，国際的文脈においては，性ビジネスを形成・維持する社会的条件として，国家間格差と男性中心の規範・文化があり，さらに，移住・就労をめぐる制度や差別による排除と不安定化を通じて，女性が性ビジネスに接続されやすくなる条件を形成している構図を整理した．

第2節では，日本の性ビジネス従事者について，事業者に属さずSNSや路上で性売の相手方を探す人々は把握されにくく，全体数の算出には限界があり，しかしその数は相当規模に及ぶ可能性があることを確認した．日本の性ビジネス従事をめぐっては，景気や雇用環境などの社会変容に加え，性産業の非店舗化やSNS等を介した性売の個人化が重なり合うなかで，従事者層や従事形態が多様化・若年化してきた過程を整理した．そして，日本の性ビジネス従事者をめぐる議論においては，女性が主要な焦点として位置づけられてきたことを確認した．性ビジネス従事をめぐる理由は多様であるが，既存の調査結果からは，合理性にもとづく選択，あるいは複合的困難のもとで他の選択肢が狭められた結果として，性ビジネスに従事する女性の存在を確認した．また，人身取引による性的搾取のように，

選択の余地を奪われた形で性ビジネスに従事させられる事例も整理した．さらに，ジェンダー平等に到達していない社会において，女性の選択肢や可能性が制約され，様々な困難を生じさせ，また困難が複合化するなかで，性ビジネス従事がやむを得ない現実的な選択肢となる可能性が示唆された．そして，日本社会には女性をめぐる価値規範や評価の偏りが残存し，女性が多様な生き方を選択し，自信をもって活躍できる社会の実現には，制度的支援に加え社会の価値観の変容が不可欠であると整理した．

以上を踏まえると，諸外国と日本のいずれにおいても，性ビジネス従事に至る背景は多様であることが確認された．しかし，その一部には，ジェンダー不平等を背景として，貧困，暴力，孤立などの困難が重なり，生活上の選択肢が狭められるなかで，性ビジネスが現実的な選択肢として浮上する場合があることも確認できた．したがって，性ビジネス従事女性への支援を検討する際には，従事の是非や本人の責任に還元するのではなく，社会構造との関係から捉える必要がある．

次章では，性ビジネス従事女性を取り巻く法制度と女性支援制度について，国際的動向と日本の制度変遷を検討する．

注釈

1) 性ビジネス従事者に占める女性の割合は記載されていないが，性ビジネス従事者全体推計150,029人のうち，「Female sex workers」が 137,641人，「Male」が6,882人，「Transgender 」が5,506人とされている（Impact Consulting 2013）．これらの数値にもとづき，女性の割合を約91.7%と算出した．
2) TAMPEP 2009でいう「旧加盟国（old EU / old member states)」は，オーストリア，ベルギー，デンマーク，フィンランド，フランス，ドイツ，ギリシャ，イタリア，ルクセンブルク，オランダ，ポルトガル，スペイン，英国をさす．
3) CEDAWは「人身取引の犠牲となる可能性が最も高い女性・女児は，周縁化された集団に属する女性・女児である.」とし，「例えば，農村・僻地に住む女性・女児，先住民や少数民族のコミュニティに属する者，障害を有する女性・女児，在留資格が非正規の女性・女児，強制移住者・無国籍者又は無国籍となるリスクを抱える者，難民及び庇護を希望する女性・女児（申請が却下された者を含む)，紛争中又は紛争後の状況の中で生活している，又は，そうした状況から逃れてきた女性・女児，養護を受けていない，又は，代替的養護を受けている女児が挙げられるが，こうした女性・女児は，人生経験の中でひどく権利を奪われてきたことが特徴である.」と述べている（CEDAW 2020）．
4) 「特定異性接客営業等の規制に関する条例」を施行したものの，JKビジネスの無店舗型は残存し，若年層が依然としてここに組み込まれている．

5) 「援助交際」は必ずしも性交を含まず，行為としては交際から性行為までの異質の内容を含むものであるが（菊島・松井・福富1999），矢島・宮台によれば性売色が強くなっていると述べられている．

6) 圓田は「パパ活」を「女性側が就活，婚活などのように，『パパ』を得るための活動である．」とし，「性的魅力（若い，かわいい，清楚など）のある女性が，「大人」をちらつかせながらお茶や食事，デートなどの性的行為ではない方法で自分たちと20歳から30歳くらい離れた男性から金銭的搾取を行う活動であり，男性は直接的な性的搾取である「大人」を求めて女性に対して間接的な性的搾取を行うことである．」と定義している（圓田2022：16）．

7) 5年ごとに実施される社会生活基本調査．直近では令和3年調査があり，昭和51年以来10回目の調査にあたる（総務省統計局 2021）

8) 「家事」,「介護・看護」,「育児」及び「買い物」の時間（総務省統計局 2022：4）．

9) 「賃金」とは「調査実施年６月分の所定内給与額の平均をいう．『所定内給与額』とは，労働契約等であらかじめ定められている支給条件，算定方法により６月分として支給され現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち，超過労働給与額（①時間外勤務手当，②深夜勤務手当，③休日出勤手当，④宿日直手当，⑤交替手当として支給される給与をいう．）を差し引いた額で，所得税等を控除する前の額をいう」とする（厚生労働省2024）

10) 15～64歳の就業者数は，2024年平均で，男性3161万人，女性2690万人である（総務省統計局 2025a）．

11) 「令和３年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告（令和３年11月1日現在）」に記載の数値は推計値であり，論文では政府統計ポータルサイトのe-Statに掲載されている実数値を記載している．

第２章　性ビジネス関連法と女性支援制度

本章では，第１節で性ビジネス関連法の国際的動向を「犯罪化モデル」「合法化モデル」「非犯罪化モデル」の分類をもとに概観し，そのなかでも，犯罪化モデルに位置づけられる「北欧モデル」と，それに対置される「非犯罪化モデル」という，二つの国際的議論における主流的な政策モデルの立場を整理する．第２節では日本に焦点を当て，売春防止法と風営法の併存によって形成されてきた規制構造の特徴と，売春防止法をめぐる批判・課題を検討する．第３節では，婦人保護事業から困難女性支援法への制度転換に着目し，官民協働による支援プロセスと民間団体の位置づけを整理する．

第１節　性ビジネス関連法の国際的動向

１．法的枠組みの類型整理

（１）NSWPによる性ビジネス関連法の整理

性ビジネスに関する法律は国や地域によって多様である．性ビジネス従事者の国際的なネットワーク組織「The Global Network of Sex Work Projects（以下，NSWP)」 は，日本を含む諸外国の性ビジネスに関連する法を13類型に整理している（NSWP 2021a)．NSWPの分類は，「Criminalised」「Legalised」「Decriminalised」の三つの単語を単独，あるいは「Sex work is legalised and organising is criminalised」のように組み合わせ，各国・地域の法的状態を示している．本論文ではこれら13類型を，青山（2022）も用いる「犯罪化（Criminalisation)」「合法化（Legalisation)」「非犯罪化（Decriminalisation)」の三つの型に整理し直す．そのうえで，法的枠組み名を「犯罪化モデル」「合法化モデル」「非犯罪化モデル」の三モデルとして把握し，図表2－1のとおり整理した．なお表内にある「組織化」とは，性ビジネス店の運営・経営，管理，斡旋等，第三者が関与する組織的活動を指す．

図表 2－1　NSWPの性ビジネス関連法13類型と法的枠組み

NSWPの性ビジネス関連法13類型	規制の方針	法的枠組み
① Selling criminalised（性を売ることを犯罪化）	性ビジネスの一部を犯罪化	犯罪化モデル
② Purchase criminalised（性を買うことを犯罪化）		
③ Organising criminalised（性ビジネスの組織化を犯罪化）		
④ Selling AND purchase criminalised（性を売ることと買うことを犯罪化）		
⑤ Selling AND organising criminalised （性を売ることと性ビジネスの組織化を犯罪化）		
⑥ Purchase AND organising criminalised （性を買うことと性ビジネスの組織化を犯罪化）		
⑦ Selling, purchase AND organising criminalised （性を売ること，買うことおよび性ビジネスの組織化を犯罪化）	性ビジネスを犯罪化	
⑧ Selling criminalised, and other data is unavailable （性を売ることを犯罪化，その他のデータなし）	性ビジネスの一部を犯罪化	
⑨ Sex work is legalised and organising is criminalised （性ビジネスを合法化，性ビジネスの組織化を犯罪化）	性ビジネスを合法化， 一部を犯罪化	合法化モデル
⑩ Sex work is legalised, and purchase and organising are both criminalised （性ビジネスを合法化，性を買うことと性ビジネスの組織化を犯罪化）		
⑪ Sex work is legalised（性ビジネスを合法化）	性ビジネスを合法化	
⑫ Sex work is decriminalised（性ビジネスを非犯罪化）	性ビジネスに関する刑事罰なし	非犯罪化モデル
⑬ Data incomplete or unavailable（データ不完全，またはデータなし）		

（出典）The Global Network of Sex Work Projects（2021a）Global Mapping of Sex Work Lawsをもとに筆者作成

まず「犯罪化モデル」の前提となる「犯罪化」について整理すると，アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）が2016年に発表したポリシーにおいて，「犯罪化」を，同意に基づく成人の性ビジネスを禁止し，法律で罰則を定める過程と定義している．犯罪化は以下のとおり主に三つの形態があり，様々に組み合わせて適用されると説明している．

Ⅰ．同意に基づく成人の性ビジネスを犯罪とし，例えば勧誘に関する法律など，性ビジネス従事者自身を処罰の対象とする法律．
Ⅱ．同意に基づく成人の性ビジネスの組織化を犯罪とし，性ビジネスのための施設経営，性ビジネスの斡旋，性ビジネス向けの店舗賃貸，他者の性ビジネスによる収益で生計を立てること，性ビジネスを助長するための情報提供や支援等を禁止する法律．
Ⅲ．成人の同意による性の購入を犯罪とし，購入者を処罰の対象とする法律（Amnesty International 2016）．

現状として，アムネスティ・インターナショナルの説明によれば，上記の三つの形態はⅠ＋Ⅱ，Ⅱ＋Ⅲなど様々に組み合わせて適用される．NSWPの十三類型では，「犯罪化モデル」は①～⑧（計八類型）が該当するが，「②性を買うことを犯罪化」と「⑧性を売

ることを犯罪化，その他のデータなし」の二つは該当国がないため，NSWPのデータにおいて犯罪化モデルとして該当国が確認できるのは，実質的には六類型である．

次に「合法化モデル」は，性ビジネスの地域や場所を限定する，店の経営や斡旋等の組織的な活動を違法とするなど，一定の制限を設けたうえで性ビジネスを認める法的枠組みである．つまり，性ビジネスが全面的に自由化されているわけではなく，営業地域や従事条件に一定の制限が課されるものである．青山（2018）は合法化モデルを，地域を限定した営業許可「ゾーニング（特区制度)」，免許を発行し基準を満たした人の営業を許可する「ライセンシング（許認可制度)」に分け，NSWPの分類では三類型としている．

「非犯罪化モデル」は性ビジネスそのものを犯罪として扱わない．「売買春そのものだけではなく，ピンプ[1)]行為や売春店の経営，路上売春など，売買春に関わるほとんどすべての法規制を撤廃して自由化するべきであるという立場」であり，「包括的非犯罪化」（あるいは「全面的非犯罪化」や「完全非犯罪化」）と呼ばれている（森田 2021：136）．

図表 2－2　NSWPの性ビジネス関連法13類型と法的枠組み三モデルの該当国

法的枠組み	NSWPの性ビジネス関連法13類型	該当国（一部地域を含む）※順不同
犯罪化モデル	① 性を売ることを犯罪化	パラグアイ
	② 性を買うことを犯罪化	該当国なし
	③ 性ビジネスの組織化を犯罪化	コロンビア，ベネズエラ，チリ，ニカラグア，グアテマラ，キューバ，コスタリカ，シエラレオネ，チャド，エリトリア，アンゴラ，モザンビーク，キルギスタン，エストニア
	④ 性を売ることと買うことを犯罪化	アフガニスタン
	⑤ 性を売ることと性ビジネスの組織化を犯罪化	ブラジル，メキシコ，ベリーズ，ガイアナ，スリナム，ジャマイカ，バハマ，トリニダード・トバゴ，**モロッコ**，アルジェリア，リビア，ニジェール，モリタニア，マリ，ブルキナファソ，ギニア，ガーナ，コートジボワール，ベナン，トーゴ，ガボン，カメルーン，央アフリカ，赤道ギニア，南スーダン，エチオピア，ケニア，ウガンダ，タンザニア，ブルンジ，コンゴ民主共和国，マラウイ，ザンビア，ジンバブエ，レソト，ボツワナ，ナミビア，ジブチ，エスワティニ，オマーン，ヨルダン，クウェート，レバノン，UAE，グリーンランド，スペイン，ポルトガル，イタリア，デンマーク，ポーランド，アルメニア，ロシア，ベラルーシ，アゼルバイジャン，ウクライナ，モルドバ，チェコ，ハンガリー，スロバキア，クロアチア，ボスニアヘルツェゴビナ，コソボ，ブルガリア，モンテネグロ，マケドニア，ルーマニア，カザフスタン，ウズベキスタン，トルクメニスタン，タジキスタン，モンゴル，インド，バングラデシュ，スリランカ，ミャンマー，タイ，カンボジア，マレーシア，インドネシア，フィリピン，バヌアツ，パプアニューギニア，ソロモン，オーストラリア（南オーストラリア州，タスマニア州）
	⑥ 性を買うことと性ビジネスの組織化を犯罪化	スウェーデン，ノルウェー，アイスランド，カナダ，キプロス，ナウル
	⑦ 性を売ること，買うことおよび性ビジネスの組織化を犯罪化	アメリカ合衆国（※一部地域を除く），アルゼンチン，南アフリカ，マダガスカル，コンゴ共和国，ナイジェリア，リベリア，ギニアビサウ，ガンビア，チュニジア，ソマリア，スーダン，エジプト，**フランス**，イギリス，フィンランド，アイルランド，セルビア，アルバニア，リトアニア，カタール，イスラエル，シリア，サウジアラビア，イラク，イエメン，イラン，パキスタン，ジョージア，ネパール，ブータン，ベトナム，ラオス，ブルネイ，ミクロネシア，パラオ，サモア，フィジー，マーシャル，中国，韓国，北朝鮮，**日本**
	⑧ 性を売ることを犯罪化，その他のデータなし	該当国なし
合法化モデル	⑨ 性ビジネスを合法化，組織化は犯罪化	セネガル，ラトビア，ドミニカ共和国
	⑩ 性ビジネスを合法化，性を買うことと性ビジネスの組織化を犯罪化	ルクセンブルク
	⑪ 性ビジネスを合法化	アメリカ（ネバダ州），ボリビア，ウルグアイ，ペルー，エクアドル，オランダ，トルコ，ギリシャ，ドイツ，オーストリア，スイス，オーストラリア（クイーンズランド州），台湾
非犯罪化モデル	⑫ 性ビジネスを非犯罪化	オーストラリア（ニューサウスウェールズ州，ノーザンテリトリー準州，ビクトリア州），ニュージーランド
—	⑬ データ不完全，またはデータなし	パレスチナ，パナマ，西サハラ，バチカン市国

（出典）The Global Network of Sex Work Projects (2021a) Global Mapping of Sex Work Lawsおよび (2021b) Mapping-country listをもとに筆者作成

（注）NSWPのGlobal Mapping of Sex Work Laws (2021a) は2021年12月時点の立法情報（最終更新：2021年12月）に基づくため，2022年以降の変更（例：ベルギー）は表に反映していない．

（2）性ビジネス関連法の現状と分布

NSWPが2021年に作成したデータによれば，最も多くの国で確認されるのは犯罪化モデルで，148か国が該当する．犯罪化モデルの八類型のなかでは，「⑤性を売ることと組織化を犯罪化」とする国が83か国と圧倒的に多く，次に「⑦性を売ること，買うこと，組織化を犯罪化」とする国が43か国ある．「⑥性を買うことと組織化を犯罪化」には，「北欧モデル」の枠組みを導入するスウェーデン等が含まれる．「北欧モデル」は，性を売る側を処罰対象とせず，性を買う側等を処罰対象とすることで，性ビジネス従事者を保護・支援の対象として位置づける法的枠組みであり，詳細は次項で述べる．⑦に位置づけられる日本は，性交類似行為を含む性サービス提供のすべてが処罰対象となるわけではなく，他方で同じ⑦に含まれるサウジアラビア等の一部の国では，宗教規範や性規範を背景として，婚外性交渉自体が処罰対象とされる場合がある．さらに，「④性を売ることと買うことを犯罪」に位置づけられるアフガニスタンのように，性を売ることと買うことの双方が犯罪化される一方で，NSWPの分類上，性ビジネスの組織化に関する情報が示されていない国もある．このように，犯罪化モデルは各国の法制度，社会的・文化的背景，宗教規範等によって内容に多様性があり，性ビジネスの定義も各国で異なり，性ビジネス従事者に対する捉え方も，国によって犯罪者，あるいは保護・支援の対象と，同一ではないことがわかる．

合法化モデルは，15か国とアメリカおよびオーストラリアの一部地域が採用する．性ビジネス従事者を労働者として扱い，登録や健康診断の受診を義務付ける国もある．しかし性ビジネスが可能な地域を制限する，既婚者の性ビジネスへの参入を禁止するなど，一部犯罪化の要素が含まれている．性ビジネス従事者，あるいは性ビジネス全体を政府の管理下に置き，社会保障やその他の法的保護の権利を一定程度保障するという点では，労働環境の改善や公衆衛生上の向上にも寄与する可能性がある．

非犯罪化モデルは，性ビジネス従事者の権利擁護と公正な労働条件確保を図る法的枠組みである．現時点（2026年6月）ではニュージーランド，ベルギー，そしてオーストラリアの一部地域のみで採用されており，多くの国で非犯罪化モデルの導入が進んでいないことがうかがえる．しかし性ビジネス従事者の権利運動の中では，非犯罪化モデルが理想的なゴールであるとされ（青山 2018），性ビジネス従事者を中心にその実現に向けた取組が続いている．

2．性ビジネス政策をめぐる二つの主流モデル

（1）「北欧モデル」と「非犯罪化モデル」

諸外国の性ビジネス関連法を，NSWPの分類をもとに「犯罪化モデル」「合法化モデル」「非犯罪化モデル」の三つのモデルへと整理したが，森田によれば，現在，国際的な議論の主流となる性ビジネス政策は，「北欧モデル」と「非犯罪化モデル」であるとされる（森田 2021）．

「北欧モデル」は，「犯罪化モデル」に含まれる政策類型の一つに位置づけられ，基本的には，性を売る側を処罰対象とせず，性を買う側を処罰対象とする法的枠組みである．「スウェーデン・モデル（Swedish Model）」「アボリショニスト・モデル（Abolitionist Model）」「平等モデル（Equality model）」とも呼ばれるが，本研究では「北欧モデル（Nordic Model）」の呼称を用いる．

森田は北欧モデルを「新しい廃止主義」とし，単なる法政策ではなく，法を一つの手段として，性ビジネスをはじめとするすべての商業的搾取と，それらに結びつく女性に対する暴力の根絶を目指すもので，長期的で総合的な社会的取組の一環であると説明する．北欧モデルには四つの柱があり，第一は，性の売買を風俗犯罪や道徳的な悪とみなすのではなく，女性に対する搾取と暴力，性差別の一形態であるとの基本認識に立ち，その廃絶の一環として立法し執行すること，第二は，自己の性を買われる（売らされる）側の女性を被害者とみなして非犯罪化し，買い手を直接の加害者として処罰し，同じくピンプ，性ビジネス業者，斡旋業者，その他の便宜供与者などを搾取者ないし共犯者とみなして厳しく処罰すること，第三に，性ビジネスからの離職および転職を支援し，性ビジネス従事者が必要とする生活上・教育上・医療上・精神上の様々なサービスと支援を積極的に提供すること，第四は，女性を性ビジネスに追いやり誘導する様々な差別構造に総合的に取り組み，それらの縮小と克服を公的機関と市民の協力によって実現することと整理する．北欧モデルは1999年にスウェーデンが採択したのに続き，2009年にノルウェーおよびアイスランド，2014年にカナダ，2015年に北アイルランド，2016年にフランス，2017年にアイルランド，そして2018年にイスラエルが採用している[2)]（森田 2021）．北欧モデルは，NSWPの分類の中で「⑥性を買うことと組織化は犯罪」が最も近いが，⑥に含まれているキプロスとナウルは北欧モデルを採択しておらず，北欧モデルの採択を公言している上記7カ国と1地域（北アイルランド）のうち，フランス，アイルランド，イスラエルは⑦に整理されている．したがって，⑥を北欧モデルと単純にみなすのは適切でない．つまり，北欧モデルは，NSWPの13類型のうち特定の一類型に一対一に対応するものではなく，性を売る側の非犯罪化，性を買う行為および第三者による搾取の犯罪化，離職・転職支援を組み合わせる政策理念として理解する必要がある．

もう一つの主流である非犯罪化モデルについて，西島は，「性ビジネスの非犯罪化という政策は，経験則上犯罪化・禁圧による廃絶が不可能という客観的事実を認識した上で，売春に関係する行為を原則として処罰しないことでアングラ化から来る弊害を除去するスキーム」とし，ニュージーランドが2003年に制定した性ビジネス改革法「Prostitution Reform Act 2003」は，転職を目指す性ビジネス従事者の支援など，「ソフトな形で売春そのものを減じていこうとする姿勢も含まれている」と述べている（西島2007：174）．合法化モデルは特定法を定め，そこから逸脱する行為を犯罪とするため，一定程度は犯罪化モデルの要素が含まれているのに対し，非犯罪化モデルは性ビジネスに対して限定した法律を設けず，一般法の範囲内で性ビジネスを営むことを可能にするものであり，性ビジネ

ス従事者の権利運動の中で非犯罪化モデルが理想的なゴールとされている，と青山は述べている（青山 2018）．

（2）国際的アクターの立場　―法的枠組みをめぐる対立

国際機関および国際的アクターの間では，「北欧モデル」と「非犯罪化モデル」のいずれを支持するかで立場が分かれている．

例えば欧州議会（European Parliament）は2014年2月26日に「Sexual exploitation and prostitution and its impact on gender equality（性的搾取および性売買がジェンダー不平等に及ぼす影響）」を採択し，購入者処罰を含む立場から北欧モデルに近いアプローチを支持する方向を示した（European Parliament 2014）．また2024年5月に国連人権理事会の女性・女子に対する暴力に関する特別報告者Alsalemが公表した報告書「Prostitution and violence against women and girls」は，性ビジネスを女性と少女に対する暴力の一形態であると位置づけ，各国に対し「北欧モデル」を支持する立場を示している（Alsalem 2024）．

これに対し，公衆衛生・保健分野を中心とする国連合同エイズ計画（UNAIDS），世界保健機関（WHO），国際連合人口基金（UNFPA），国際連合開発計画（UNDP）などは，性ビジネスの非犯罪化を支持してきた．また国際法律家委員会（ICJ）等が2023年に公表した「The 8 March Principles（3月8日原則）」は，成人間の同意の上での性サービスの提供を一律に犯罪化することに慎重であるべき，との原則を示している（International Commission of Jurists 2023）．

このように，国際的アクターの間では，北欧モデルと非犯罪化モデルのいずれを支持するかをめぐって立場が分かれている．さらに，両モデルはいずれも，その効果や限界について批判の対象となっている．

「非犯罪化モデル」を支持する性ビジネス従事者やその権利擁護を支援する団体は，「性ビジネス従事者の保護」を目指す「北欧モデル」を代表とする法的枠組みが，実際には従事者の生活と安全をより脆弱にし，性ビジネス従事者のニーズや主体性を軽視していると批判する．また，北欧モデルは性を売る側を処罰対象としない一方で，性を買うことおよび性ビジネスの組織化を犯罪化する枠組みであるため，こうした批判は犯罪化アプローチ全般への批判とも接続する．UNAIDSは「生命を救うために非犯罪化を（Save lives: Decriminalise）」のスローガンを掲げ[3)]，性ビジネス従事者を何らかの形で犯罪とする法律は，すでに社会から排除されがちな人びとへのスティグマと差別をさらに強めると批判する（UNAIDS 2023）．一部の国・地域では警察が性売という犯罪の証拠としてコンドームを押収するため，性ビジネス従事者はその使用を控えざるを得ず，その結果，性感染症の罹患リスクが高まり，健康を守る権利の侵害であるとアムネスティ・インターナショナルは指摘する（Amnesty International 2016）．UNAIDSの報告によれば，性ビジネスを刑罰対象とする社会においては，性ビジネス従事者や性サービス利用者がHIV予防，治療および支援へのアクセスが制限される傾向にあると指摘する（UNAIDS 2014）．さらに，サ

ハラ以南のアフリカ10か国[4]において，2011年から2018年に7,259人の性ビジネス従事女性を対象に行われた調査では，性ビジネスを犯罪化している国では，部分的に合法化または保護的法制度を持つ国と比較して，HIVに感染している確率が7.17倍高いことを明らかにしている（UNAIDS 2021）．この結果をふまえ，Lyonsらは性ビジネスに対するスティグマと関連法が相乗的に作用し，従事者が医療や福祉制度から排除されることでHIV感染リスクが増大する可能性を指摘する（Lyons et al. 2020）．

他方で，非犯罪化モデルに対しては，性ビジネスを原則として違法としないことが，性ビジネス従事者を増加させ，経済的困窮者・非正規移住者の参入拡大を招くのではないかという懸念が示されている．また，非正規移住者の性ビジネスは人身取引組織を経由していることが多く，制度上の保護や支援にアクセスしにくく，より周縁化するとの指摘もある（Euronews 2024）．なお，性ビジネスを規制の下で許可する合法化モデルも，登録制の運用が性ビジネス従事者にとって負担やリスクとなる場合がある．たとえばセネガルでは，登録すると警察からの恐喝を受けるケースがあるため，性ビジネス従事者全体の85%が未登録であるとの報告があるとされる（NSWP 2021c）．

このように，議論の主流となる「北欧モデル」と「非犯罪化モデル」は，性ビジネス従事者の位置づけや支援のあり方について異なる問題関心を持っている．そのため，国際的アクターのレベルでは，両モデルをめぐる対立構造がみられる．

（3）性ビジネス従事者の権利保障に基づく異なる立場

上記の整理から，性ビジネスをめぐる対立は，どのような人権を重視するかの違いとして二つの立場に整理することができる．

一つ目は，ラディカル・フェミニズム[5]の立場に依拠し，性ビジネスを搾取と暴力の温床，ひいては女性に対する構造的差別の一部と位置づけるものであり，「選択としての性ビジネス」という表現は，経済的・社会的困難のもとで他の選択肢がない人々を見落とし，いかにも自己決定のように見せてしまう危険性がある．そして，性ビジネス従事者は「被害者」の側面を有し，このような人々の権利と尊厳を守ることを最優先とすべき，という主張である．ラディカル・フェミニズムの代表的論者であるRaymondは，性ビジネスの大半は自由な意思による選択とはいえず，貧困，暴力，差別といった要因により，社会に「選ばされた」結果であると主張する．性ビジネスを非犯罪化（あるいは合法化）することは人身取引や性差別を助長し，女性は買われる存在であることを制度的に容認すると厳しく批判している（Raymond 2003）．フランスではこの主張に依拠する性の購入を禁止する法律が2016年に施行されたが，2019年12月に，同法律が欧州人権条約第２条（生命に対する権利），第３条（拷問の禁止），および第８条（私生活の尊重）に違反し，性ビジネス従事者の身体的および精神的な健康・安全を深刻な危険にさらすものであり，私生活の尊重に対する権利，ならびに個人の自律と性的自由を含むその顧客の権利を著しく侵害していると，261名の性ビジネス従事者が欧州人権裁判所に提訴した．しかし，欧州人権

裁判所はフランスの法が欧州人権条約第8条に違反しないと判断している（la Cour européenne des droits de l'homme 2024）.

二つ目は，成人間の同意に基づく性ビジネス従事を「選択」として捉え，従事者の権利尊重を重視する立場である．アムネスティ・インターナショナルは，2016年に公表したポリシーにおいて，同意に基づく性ビジネスの犯罪化・処罰化は，生命に対する権利，自由，自己決定，安全に対する権利，平等の権利，差別を受けない権利，公正で好ましい労働条件の権利，人権侵害からの回復の権利，などの多岐にわたる権利にマイナスの作用をもたらす，と主張する．そして，各国に以下の対応を要請している．

- 性ビジネス従事の権利を尊重し，公正で望ましい労働条件への権利を保障すること．
- 規制の枠組みは国際人権法に準拠し，性ビジネス従事者の安全と人権の尊重を最優先の目的とすること．
- 規制の枠組みを策定するにあたり，様々な形態の差別を受けている人も含む性ビジネス従事者の，意味ある参加と意見の聴取を行うこと．
- 性ビジネス従事者には，団結する権利，労働組合を結成し加入する権利があることを認めること（Amnesty International 2016）.

UNAIDS（2021）は，いかなる形であれ性ビジネスを犯罪とすることは公衆衛生の改善を妨げ，暴力被害を増加させ，福祉に深刻な悪影響を及ぼすと指摘し，さらに2023年の「The 8 March Principles」は，人権擁護のために非犯罪化が不可欠であると提言している（ICJ 2023）.

このように，性ビジネス従事における主張は「選択肢が制約された状況下（または強制下）に置かれた者の人権（搾取からの自由・安全・救済へのアクセス等）の保護」と，「同意に基づく成人の従事に対する人権（自己決定・プライバシー・健康・労働等）尊重」の，二つの主張に大別される．ただし，実際の従事者の背景は多様であり，この二項的な整理の間にグラデーションが存在することに留意が必要である．いずれにしても第１章第１節で整理したように，「女性」と「移住者」が中心の，諸外国の性ビジネス従事者の尊厳や人権をどのように守るのか，という問いに対し，異なる視点から形成されてきた法的枠組みであるといえる．

図表 2−3　「北欧モデル」と「非犯罪化モデル」の立場の比較

比較項目	北欧モデル	非犯罪化モデル
基本立場	性ビジネスを暴力・搾取・性差別に結びつく構造として位置づける立場（人権保護）	「Sex work is work」，労働者としての権利保障を重視する立場（人権尊重）
目指す政策	購入者・業者・ピンプ等の処罰による需要削減と廃絶を志向	従事者の権利・健康の確保と差別・暴力・搾取の低減を志向
性ビジネス従事者の位置づけ	性ビジネス従事の選択は貧困や暴力等の構造的制約の影響を受けやすく，社会に「選ばされた」結果であるとの立場	本人の主体性は尊重され，本人の声を中心に捉えるべきとの立場
組織・ピンプの捉え方	搾取者／取締りの対象	強制・搾取は処罰／同意に基づく第三者関与の一律犯罪化には慎重な立場
性を買う側	性的搾取者／処罰の対象	買う側の処罰はアンダーグラウンド化を招き，性ビジネス従事者の安全確保や保健・支援アクセスを損なうとして慎重な立場
性を売る側	処罰対象とせず，保護/支援の対象	労働者としての権利を持つ．警察・社会福祉において平等な保護を要求

（出典）筆者作成

しかし，こうした対立する立場の間にも，共通点が認められる．すなわち，性ビジネス従事者を人権保障の主体として捉え，司法や保健を含む公共サービスへの平等なアクセスを確保するとともに，希望者には性ビジネスからの離脱の選択肢（支援）を提供すべきであるという点である．

北欧モデルを導入したフランスでは，性の購入を処罰対象とするだけではなく，「Parcours de sortie de la prostitution et d’insertion sociale et professionnelle（性ビジネス離脱および社会的・職業的統合に向けた支援)」を制度化し，住居，医療・心理支援，就労・職業訓練等を伴走する仕組みを整備している．他方，非犯罪化モデルを支持するアムネスティ・インターナショナルの2016年ポリシーも，性ビジネスからの離職を希望する者に，給付金，教育，訓練，自由に選べる代替職業などの提供を適時，適切に提供すること，性ビジネス従事の経験をふまえ，個々を尊重した支援プログラムを立案・実行すること，別の職業への従事や性ビジネス離職のために犯罪歴や職歴確認などの法的障害をなくすこと，過去の性ビジネス従事による差別から擁護する措置を取ること，等の取り組みを求めている（Amnesty International 2016）．

以上より，両モデルは立場の相違を有しつつも，性ビジネス従事者を人権保障の主体として捉える点，公共サービスへの平等なアクセスを確保する点，さらに希望者に対して性ビジネスに依拠しない生活手段への移行を含む離脱の選択肢を提供する点において，重なり合う部分を有している．

第２節　売春防止法の規制内容・運用と課題

１．売春防止法の規制内容－定義と取締まり

（１）売春防止法における「売春」の定義

日本の性ビジネスに関連する法的枠組みの中核には，売春防止法と風営法がある．第２章第１節にて確認したように，日本はNSWPの分類において「犯罪化モデル（⑦性を売ること，買うことおよび性ビジネスの組織化を犯罪化)」として位置づけられているが，現実には相当数の女性が性産業に従事していることを踏まえ，日本の法がいかなる行為を規制し，取締りの対象としているのかを，改めて確認する．

売春防止法は，「売春」を「対償を受け，又は受ける約束で，不特定の相手方と性交することをいう」と定義しており，1956年5月9日の第24回国会衆議院法務委員会では，政府委員が「性交類似行為」は「性交」とみなさない旨の補足説明を行っている（衆議院事務局 1956）．片居木（2018）は，売春防止法における「売春」構成要素を，「対償の授受」「事前約束」「不特定多数の相手方」「性交」の四点と整理し，男性器と女性器の結合の有無に着目することで，「性交類似行為」を含まない概念構成になっていると説明する．
もっとも，個室内で行われる行為に「性交」が含まれるか否かは外部から判別し難く，売春防止法で定める「売春」と性産業の一線は極めて曖昧であると中村が指摘するように（中村 2014)，売春防止法上の定義と実際の性産業との間には，明確に切り分けにくい領域が存在している．

では，売春防止法は，売春行為それ自体をどのように位置づけ，いかなる行為を取締りの対象としていたのか．上記1956年の委員会では，次のような説明がなされている．

> 「売春をしようとするものがみずからその相手方を勧誘する行為等のうち，社会の風紀を害し一般市民に迷惑を及ぼすものを取り締まる趣旨であります．これによって，常習として売春をする悪質な者は，売春行為それ自体を罰しないまでも，これによりましてかなりの程度まで処罰することができると考えております.」（衆議院事務局 1956）

この説明から，売春防止法は，性売行為そのものは処罰対象にしないという建前をとりつつ，社会の風紀を害し，一般市民に迷惑を及ぼす勧誘行為等を取締りの対象とすることで，個人の性売を減少させる目的であると理解することができる．ここからは，困難を抱え選択肢の少ないなかで性ビジネスに従事していた女性の救済や権利保障よりも，風紀の維持と社会秩序の保全が前面に出ていたことがうかがえる．

（２）性売の取締りと性産業の変容

第二次世界大戦後，売春防止法の施行後，性売に対する取締り件数は数値上では減少したことが確認できる．売春防止法が全面施行された翌年，1959年の性売「勧誘等」に

おける検挙件数は14,217件であり，以後，減少傾向を示し，2001年以降は一貫して200件台を中心に推移している．これに対し，性産業はその存在を維持し続け，特に1985年の風営法改正により深夜営業が禁止され，1998年には無店舗型性風俗特殊営業（デリバリーヘルス等）が明文化されたことにより，性風俗関連特殊営業の届出総数は増加傾向を示し，2005年には42,583件にまで達している．もっとも，2006年には，人身取引防止および違法営業抑止を目的とした改正風営法が施行されたことで，届出総数は急減したが，2022年において性風俗関連特殊営業の届出数は32,926件であり，その後も一定規模を維持している（警察庁 2023）．

このように，売春防止法によって「性交」を伴う性の売買そのものは規制され，一方で風営法の整備や改正を通じて規律の下で営業可能な性産業の領域が拡大し続けてきた点に，日本の特徴がある．さらにSNSの普及は，風営法の枠組みに収まらない個人による性売を拡大させており，性ビジネスの不可視領域を一層広げている．そのため，売春防止法違反の検挙件数の減少は必ずしも実態の縮小を意味するものではなく，現状との乖離が存在すると考えられる．

２．売春防止法への批判と課題

（１）先行研究にみる取締り・保護更生の対象としての女性

売春防止法については，施行当初から多くの批判があり，先行研究においても女性を取締り・保護更生の対象として構成してきた点が指摘されている．片居木（1996）は売春防止法の目的条文において，「売春が人としての尊厳を害し」という法原理（尊厳原理）と，後半の「性道徳に反し，社会の善良の風俗をみだすものである」という法原理（性秩序原理）が併存し，法は尊厳原理のみで女性の人権を保障する法として再構築すべきであり，性秩序原理はむしろ弊害になると論じている．宮本（2013a）は，売春防止法が性売を行う女性の問題を「性道徳観や行動特性」へと矮小化し，その結果として女性個人の処罰・矯正・更生に力点が置かれてきた点を批判する．青山（2014）は，売春防止法や風営法などの性ビジネス関連法の目的は，「公序良俗」の維持であり，性売する女性を犯罪者あるいは逸脱者とし，社会的排除または更生保護の対象とするバイアスがあると論ずる．そして性の購入を犯罪としながらも罰則を設けず，法の基準は娯楽を享受する能力を持つ「健康な成人」とされる一方，女性は，守られるべき性売をしていない「善い女性」と，性売をする「悪い女性」に分断されており，法律が，男女に対する性のダブルスタンダードの固定化と，これを基盤とする女性の分断を生じさせていると指摘する．

このように先行研究は売春防止法が性売を行う女性を取締り・保護更生の対象として構成してきた点，およびその背景に「尊厳」と「秩序」という二重の論理が併存する点を批判的に論じている．

（2）社会変化との乖離

宮本（2013a）は売春防止法に対し，半世紀以上にわたり基本的な枠組みに関して見直しや改正はおろか，不適切な用語の見直しもされていない点を厳しく批判し，社会福祉分野が進展するなかで同法が取り残されてきたことを次のように指摘する．

> 「『女性』に着目していえば，この半世紀の間にフェミニズムの激しい運動などを通じ，ジェンダー概念の定着とともに女性の尊厳と人権尊重を中心に女性の社会参加，女性の自立に関する新たな社会認識の形成がされてきた．しかし，基本枠が改正されない売防法は，それらの動きからは無縁であったといえる．ほかの社会福祉分野の福祉関連法はそのときどきの社会福祉の理念などの影響を受けて，特に人権意識や当事者の主体尊重を法制度の仕組みのなかに具体的に取り入れて変化を遂げてきているのに，これら社会の動きから断絶した売防法の存在はある意味驚くべきことでもあり，社会福祉の中の女性の扱われ方の象徴のようにも思える．」（宮本 2013a：36-7）

この指摘が示すのは，売春防止法が女性の人権や主体尊重を重視する社会福祉の展開から切り離されたまま存続してきたという点である．すなわち，売春防止法は，戦後の性道徳観とジェンダー秩序を背景に制定された結果，性売を行う女性に対して「性道徳の欠如」であるという偏見を助長し，スティグマ化させる仕組みを内包してきたといえる．

社会福祉全体を見れば，実際に法制度や実践がこの半世紀で大きく進展し，母子家庭やDV被害者に対する支援も大きく前進した．それに対し，売春防止法はこうした動きに連動せず，性ビジネスに従事する女性のうち，複合的困難を抱える層への支援が取り残されてきたといえる．そしてこの不均衡は，長らく支援の現場から課題として指摘されていた（朝日新聞 2025）．

こうした状況のもとで，2022年5月25日，新たな女性支援法（困難女性支援法）が公布され，売春防止法の目的から「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずる」の一文と，第三章「補導処分」および第四章「保護更生」の規定が削除された．これは，性売を行う女性を補導・更生の対象として把握してきた従来の枠組みからの制度的転換を意味する．

しかし売春防止法は存続し[6]，大都市繁華街では取締りによって，路上で性売相手を探す女性が今なお検挙され続けている．困難女性支援法が施行されたとはいえ，やむを得ず性ビジネスに従事する女性が，取締りとスティグマのはざまで支援の枠組みから取り残されるおそれがある．

第3節　婦人保護事業から困難女性支援法へ

1．婦人保護事業の枠組み

（1）婦人保護事業とその対象

第２節で概観したように，売春防止法は制定当初の理念と社会の変化との間に大きな隔たりを抱えながら維持されてきた．その具体的な制度として位置づけられるのが，売春防止法に基づき創設された婦人保護事業である．本事業は，2024年4月1日に困難女性支援法が施行されるまで，売春防止法の第四章「保護更生」に規定されていた．その実施は「婦人相談所」「婦人相談員」「婦人保護施設」の三機関を軸とし，その他関連機関と連携しつつ運営されていた．2022年の困難女性支援法の制定を受け，婦人保護事業は全面的に見直され，関連機関も新たな名称と枠組みへ移行した．

婦人保護事業の実施要領は1963年に発出され，以降，社会状況の変化に合わせ，数度の改正が行われたことが確認できる．最終改正にあたる実施要領では，その目的に，要保護女子等の早期発見に努め，相談，調査，判定，指導・援助，一時保護および収容保護を行う，と明記している（厚生労働省 2004）．なお，ここにある「要保護女子」とは，「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」と，改正前売春防止法で定義されている．当時の労働省婦人少年局（1958）がまとめた「売春に関する資料第3号」に掲載されている，1957年の厚生省事務次官通達「売春防止法第三章保護更生関係施行に関する件[7)]」をみると，「要保護女子」を「いわゆる赤線区域等において，現に売春を行っている女子のみをいうのではなく，家出，浮浪等により，転落のおそれのある女性をも広く含むものである」と定義している（労働省婦人少年局 1958：39-40）．

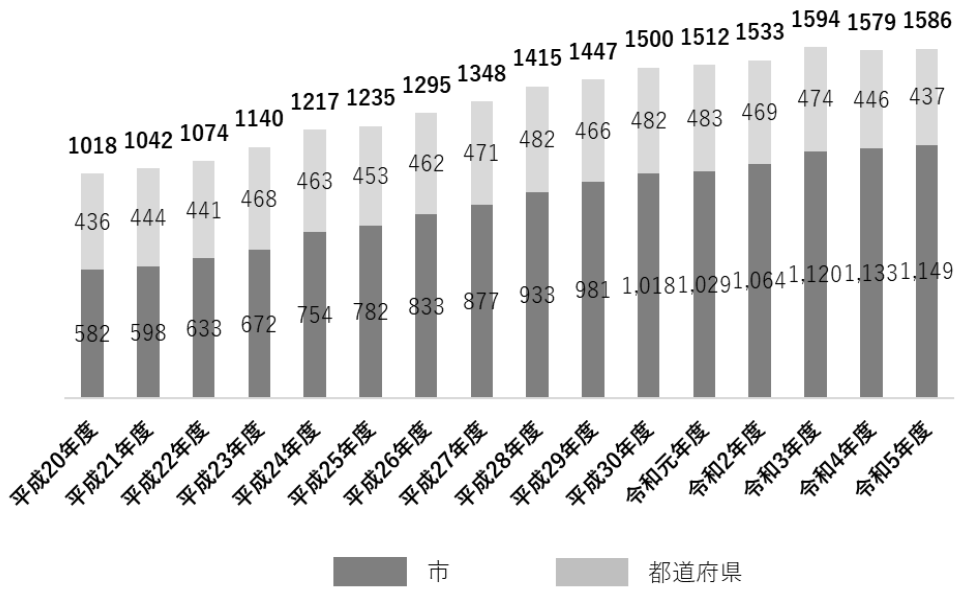
しかし，戦後の取締りや社会経済状況の変化，女性の就業機会の拡大等に伴い，婦人保護事業の対象者は減少し，変化する社会課題に対応しながら展開されていくことになる．2001年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下，DV防止法）」，2013年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下，ストーカー規制法）」が関連法として位置づけられ，事業の対象が拡大した．また2004年には「人身取引対策行動計画」の策定に伴い，政策的な裏付けのもとで人身取引被害者も含まれるようになった．これにより，対象は「売春を行うおそれのある女性」に限定されず，DV被害者，人身取引被害者，ストーカー被害者へと広がり，女性を取り巻く多様な社会課題に対応する枠組みへと変容していった．他方で，風営法の規制枠組みの下で展開する性産業に従事する女性は，支援制度の射程からこぼれ落ち，把握されにくいままであった可能性がある．

（２）婦人保護事業の支援体制

婦人保護事業の支援体制は，「婦人相談所」「婦人相談員」「婦人保護施設」が軸であり，支援の入り口として位置づけられていた「婦人相談所（現：女性相談支援センター）」は，2023年4月1日時点（困難女性支援法施行前），全国49か所に設置されていた（PwCコンサルティング合同会社 2024b）．また実施要領にも，社会福祉，公衆衛生，法務・警察，司法，教育，雇用・労働，男女共同参画等の関係機関に加え，民生委員児童委員，保護司，民間団体等との緊密な連携を図ることが明記されており，婦人保護事業が幅広い機関との協働を前提としていたことがわかる（厚生労働省 2004）．

相談支援は，婦人相談所に加え福祉事務所に配置された婦人相談員によっても行われていた．2023年4月1日時点における婦人相談員の総数は1,586人であり，そのうち437人が都道府県（義務設置），1,149人が市（任意設置）から委嘱されていた．なお婦人相談員は図表2－8のとおり近年増加傾向にあり，特に市の増加率が顕著であった．

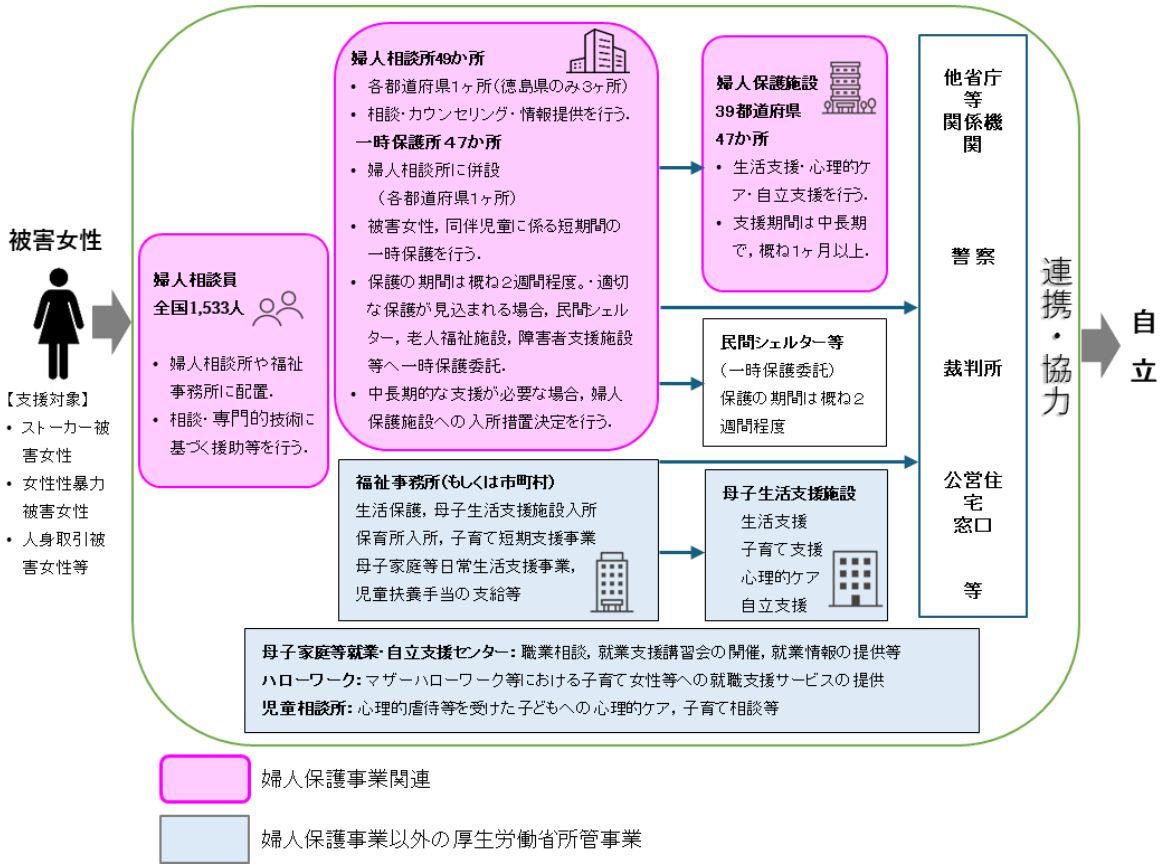
図表 2－8　婦人相談員の推移　　（単位：人）



（出典）厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室（2024）「困難な問題を抱える女性への支援について」p.50

婦人相談所は改正前売春防止法において，「婦人相談所には，要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない」とされていた．根拠法の追加等により，一時保護の対象は「要保護女子」に限定せず，暴力被害女性及び同伴家族，人身取引被害女性，困難な問題を有し保護・援助を必要とする状態の女性等へと広がっていった．また一時保護は安全確保を中心に行われていたが，同時に課題の把握と支援方針の整理が進められ，その後の支援（婦人保護施設の利用，母子生活支援施設・シェルター・公営住宅等の活用，福祉・医療・司法手続等への接続）へつなげる役割を担っていた．就業支援も，生活再建に不可欠な要素として，こうした支援過程に位置づけられていた（図表2－9）．

図表 2－9　婦人保護事業の概要



（出典）厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課（2022）「『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』について」p.22
（注）厚生労働省の資料には「(注) 婦人相談員，婦人相談所及び婦人保護施設の数は令和２年４月１日現在．配偶者暴力相談支援センターの数は令和2年11月1 日現在.」の記載あり（厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室2024：22）

以上のように，婦人保護事業は他機関との連携の下で，女性が地域で生活を再構築することを想定した支援の体系を構築していたといえる．しかし，他方で，対象が拡大し支援ニーズが複合化するなか，制度設計と運用の間にギャップが生じ，支援が十分に機能しない局面が指摘されてきた．

２．婦人保護事業の実績と課題

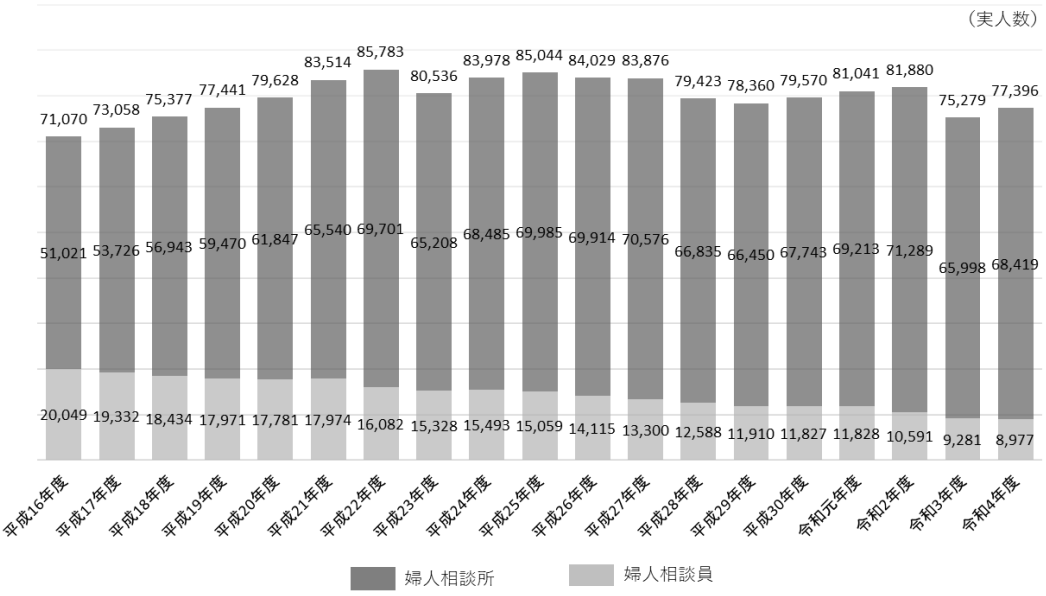
（１）支援の実績

婦人保護事業は，社会の変化とともに対象を拡大してきたが，厚生労働省の報告からは，近年，婦人相談所等における来所相談件数は大きく増加しておらず，この20年ほど概ね横ばいで推移していたことが確認できる（図表2－10）．

相談内容をみると，「夫等からの暴力」「子・親・親族からの暴力」「交際相手等からの暴力」など，暴力に関する相談が全体の過半を占めており，婦人相談所がDVセンター機

能を担うようになったことで，DV以外の相談が統計上相対的に見えにくくなる「ねじれ構造」が生じていたことが指摘されている（戒能・堀 2020）.

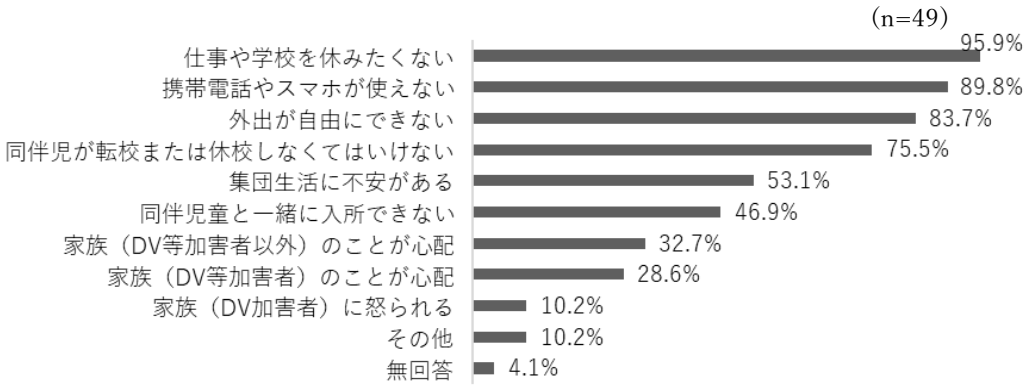
図表 2－10　婦人相談所及び婦人相談員による来所相談人数の推移



（出典）厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室（2024）「困難な問題を抱える女性への支援について」p.13

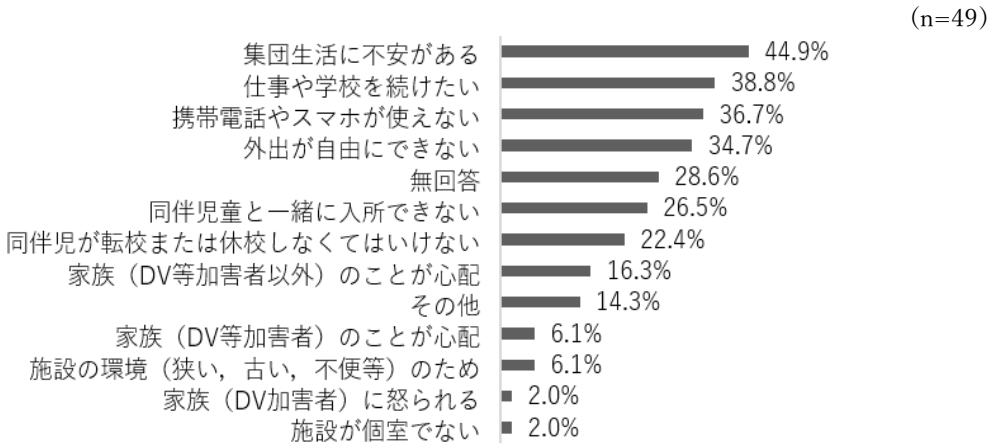
また，一時保護や婦人保護施設入所の局面では，「仕事や学校を休みたくない」「携帯電話やスマホが使えない」「外出が自由にできない」「集団生活に不安がある」など，生活上の制約への不安が，支援の同意形成の障壁として共通して確認される（図表2－12，図表2－13）．さらに，相談後に一時保護や施設入所につながりにくい層として，若年女性，同伴児のいる女性，障害者，高齢者が多いことも示されている．

図表 2－12　一時保護（婦人保護事業）の同意が得られない理由（※複数回答）



（出典）「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」ワーキングチーム（2018）「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究報告書」p.80

図表 2－13　婦人保護施設入所の同意が得られない理由（※複数回答）



（出典）「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」ワーキングチーム（2018）「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究報告書」p.83

以上から，婦人保護事業は対象拡大をしながらも，相談件数が大きく増加していなかったこと，また相談内容が暴力相談に偏在していたこと，一時保護および施設入所の局面では，生活上の制約が利用の障壁となっていたことが確認できる．これらを踏まえ，次に婦人保護事業が抱えていた課題について整理する．

（２）婦人保護事業が抱えていた課題

2017年から2018年にかけて行われた「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」において，婦人保護事業の課題は①運用上の課題，②制度上の課題，③連携の仕組みの構築，④根拠法である売春防止法に関連する課題，の四点に整理されている．

第一に，運用上の課題として，職員・相談員の専門性向上と人材育成，支援プログラムの開発・実装，施設環境・運営上の改善が挙げられている．とりわけ施設運営に関しては，母子・障害・高齢等への環境配慮が十分でないことに加え，「安全確保のため生活上の制約が必要な利用者」と「自立支援の観点からは制約が不利益となりうる利用者」が同一施設内に混在することにより，支援の齟齬が生じやすい点が課題として報告されている．

第二に，制度上の課題として，人員および専門職配置の脆弱さが挙げられている．相談所業務と一時保護所業務の兼務，夜間・休日を含む体制の不足，支援範囲の広さに対する人的資源の不足等が，職員の負担感を高め，結果として利用者の不利益につながりうることが示唆されている．また，ナショナル・スタンダードの欠如により支援に地域差が生じやすいこと，一時保護への接続がボトルネックとなり，施設利用へつながりにくい点も指摘されている．

第三に，連携の仕組みの構築として，いずれの実施機関においても，他法・他施策，あるいは関係機関との連携が重要課題であり，人的資源，物的資源，行政運用レベルを横断した総合的支援システムの確立を求められている．

第四に，根拠法である売春防止法に関する課題として，婦人保護事業が「保護更生」という位置づけであるため，社会福祉事業としての事業理念が明確ではなく，「自立支援」も明記されていないことが挙げられている．さらに，法定の対象概念（要保護女子）と実際の支援対象の多様性が整合しないことにより，実施機関間の対象把握に差が生じ，他機関にとっての制度の分かりにくさを生む点が指摘されている．また，市区町村の責務規定と基本方針・計画規定の欠如も，地域実装や役割分担の不明確さをもたらす制度的要因として挙げられている（「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」ワーキングチーム 2018）．

以上のように，婦人保護事業は，運用・制度・連携・根拠法の各層にわたる課題を抱えていた．他方で性ビジネス従事者支援の現場からは，支援の個別性の乏しさが指摘されている．角間は，性ビジネス従事者の抱える「しんどさ」には多様性があるにもかかわらず，支援が「様々な病状の患者がやってくる病院で，延々と風邪薬だけ処方され続けるようなもの」であるとして，支援の一律性を問題視する（角間 2017：82-84）．宮本は，婦人保護施設の現場においても女性個人の性行などの問題として把握される場合があり，「性的にふしだらな特殊な女性の特別な問題」として個別化されやすく，性売は社会構造の中で生じるという女性全体の課題として普遍化しにくい傾向があると指摘している（宮本 2013a：37）．また要（2019）は，性ビジネス従事者以外の視点でニーズを「きれいに」パッケージ化してしまわないために，性ビジネス従事者による評価を受けるべきであり，従事者の声に基づく支援の展開の必要性を指摘している（要 2019：30-31，35）．

これら指摘は，婦人保護事業が対象拡大を経て支援ニーズが多様化したにもかかわらず，支援の設計・運用が多様性に十分に対応できていなかったことを示している．本研究が焦点を当てる「昼職移行」をめぐっては，画一的な支援設計では個別の就労上の障壁や生活条件に対応しにくいことから，性ビジネス従事者自身の経験等を踏まえた支援の構築が重要となる．

３．困難女性支援法による制度転換と官民協働

（１）困難女性支援法の理念

2024年4月に施行された困難女性支援法は，先述した婦人保護事業が抱えていた運用・制度上の課題等を踏まえ，売春防止法に依拠した支援枠組みから，独自の理念に基づく支援体系へと移行するものとして位置づけられる．そして，困難女性支援法の制定に伴い，売春防止法から第三章「補導処分」および第四章「保護更生」は削除された．

困難女性支援法の目的は，困難な問題を抱える女性の「福祉の増進」を図りつつ，「人権が尊重され，及び女性が安心して，かつ，自立して暮らせる社会の実現」に寄与することとしている（第一条）．また支援対象は「困難な問題を抱える女性」であり，「性的な被害，家庭の状況，地域社会との関係性その他のさまざまな事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む.）」と定義され（第二条），この対象には，困難を抱え，他の選択肢を見いだしにくい状況のなかで性

ビジネスに従事する女性が含まれうる．なお，ここでいう困難は「女性」という属性それ自体から生じるのではなく，ジェンダーに基づく差別や不平等といった社会構造のもとで生み出されるものとして理解する必要がある．

さらに困難女性支援法の基本理念として，①個別の状況に応じた最適な支援を包括的に提供する体制整備（福祉の増進），②関係機関と民間団体の協働による早期から切れ目ない支援，③人権の擁護と男女平等が掲げられている（第三条）．すなわち，同法は「発見」から「自立」までの包括支援であり，その実装において官民協働を制度として位置づけた点に特徴がある．

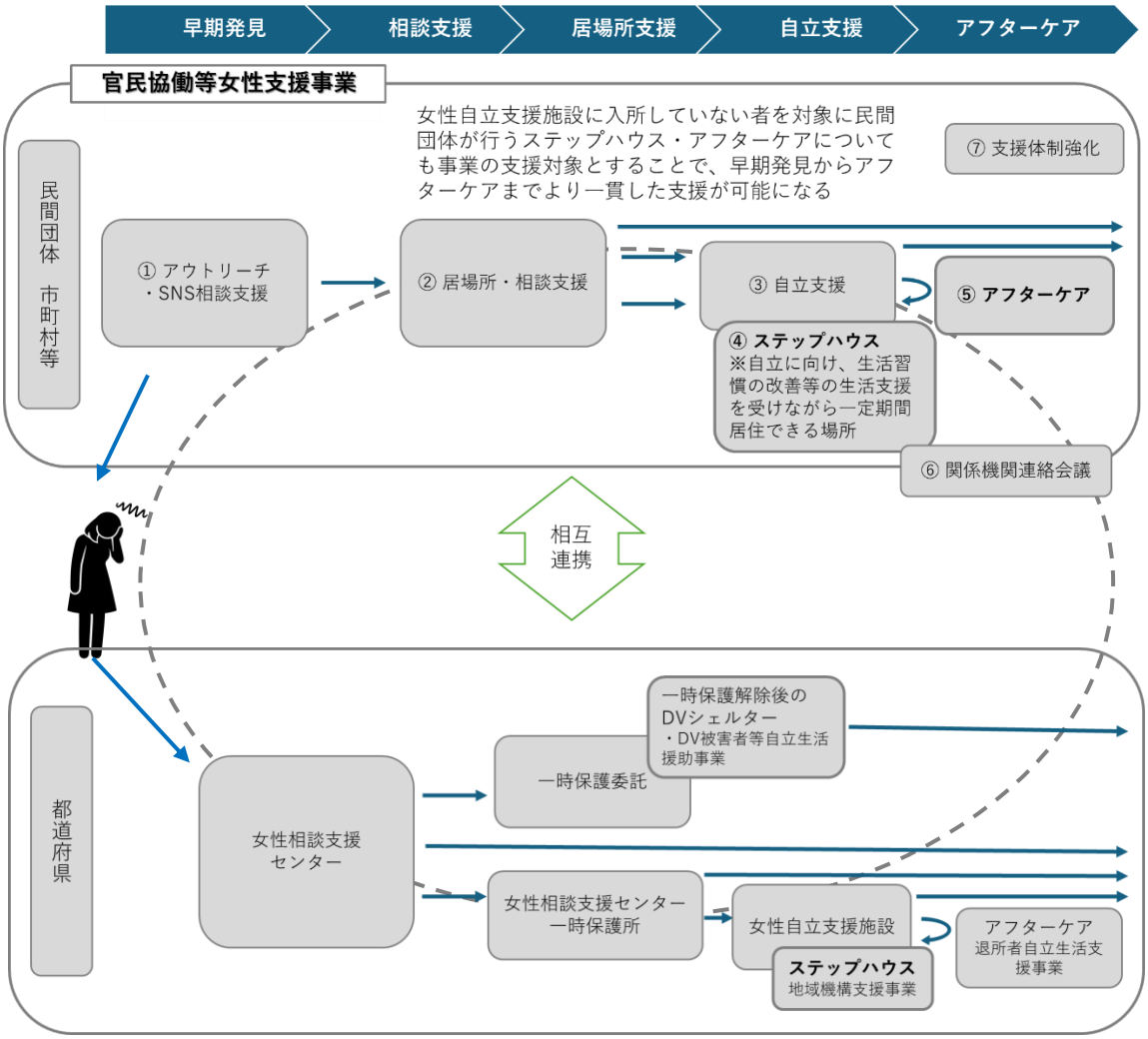
そこで次に，困難女性支援法における官民協働がどのような支援プロセスとして構想されているのかを確認し，民間団体の位置づけを整理する．

（2）官民協働による支援プロセスと民間団体の位置づけ

厚生労働省の資料によれば，困難女性支援を「本人の立場に寄り添って相談に応じ，様々な機関と連携・協力して，一人一人のニーズに応じて包括的な支援を実施」する枠組みとして説明されている．さらに同資料は，先駆的な女性支援を実践してきた民間団体との協働という視点も取り入れた新たな支援体系を構築することを強調している（厚生労働省 2025：3，6）．

民間団体との協働の方向性を具体化する施策としては，令和7年度に「官民協働等女性支援事業」が位置づけられている．その具体像として，図表2－14のとおりアウトリーチ（SNS相談を含む）から居場所・相談，自立支援，ステップハウス，アフターケアまでを切れ目なくつなぐ支援の流れ（例）が提示されている（厚生労働省 2025：92）．

図表 2－14　官民協働等女性支援事業による切れ目のない支援の流れ（例）



（出典）厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室（2025）「困難な問題を抱える女性への支援について」p.92
（注）「⑤アフターケア」は地域生活を定着させるための継続的な支援をさしている．

もっとも，図表2－14のプロセスが機能するためには，支援の入口が女性にとって実質的に「開かれた」ものであり，女性の主体性と要望に基づく支援の実施が必要である．しかし，性ビジネス従事女性に関しては，制度上の支援の入口が存在していても，それが本人にとって安心して接近できる入口として機能するとは限らない．すなわち，支援の入口が存在することと，女性がそこに困難を共有し，支援や制度へ接続できることとは同一ではない．その理由は二つ挙げられる．

第一に，女性自身がその存在を認識していない可能性があり，また，認識していたとしても性ビジネスに対する社会的スティグマにより，相談や制度利用への接近を妨げる可能性があることである．

第二に，性ビジネス従事が，女性にとって収入源であるだけでなく，相談やつながりの場，さらには居場所として機能している場合，女性にとって制度につながる必然性がないことが挙げられる．外部からは「困難」と認識され得る状況であっても，女性本人にとっては，性ビジネス従事が生活維持に必要なものとして位置づけられていることがある．

したがって，性ビジネス従事女性への接近は，支援の入口を女性に周知してもらうために有効であり，そこから信頼関係を構築し，従事の状況を直ちに否定しない相談窓口の設置により，女性が安心して困難を共有できるようなると考える．そのうえで，本人の意思と生活条件に即して制度利用へつなぐことが重要となるが，困難女性支援法においては，官民協働が制度上位置づけられたことにより，性ビジネス従事女性に接近し，本人の状況に応じて関係を築きながら支援へとつなぐ民間団体の活動が，実践上重要な意味をもつ．

さらに，本研究の焦点である昼職移行支援に着目すると，官民協働等女性支援事業が想定する就労支援やアフターケア等は，性ビジネス従事女性にそのまま適用するだけでは十分ではない．ただし，性ビジネスから昼職への移行は，性ビジネス従事そのものを否定するものではなく，本人からの要望を起点とし，本人が望むタイミングで進められる必要がある．そのうえで，昼職への移行は，性ビジネス従事からの変化に伴う，特有の困難が生じる可能性を踏まえた支援が必要とされることが示唆される．つまり，性ビジネス従事によって維持されてきた収入，生活リズム，人間関係，居場所機能等を，どのように代替し，あるいは再編していくかという課題が含まれている．また，就労先で過去の経歴を問われることによる心理負担，職場内の人間関係への適応，収入減少への不安など，新たな困難を抱える可能性もある．そのため，性ビジネス従事女性の昼職移行は，性ビジネスから昼職へ移行する場合に，就労への接続を図るだけではなく，移行前から移行後までを視野に入れた継続的な伴走により，個別の就労上の障壁への対応，そして再び孤立しないための関係性の維持が求められる．

第 4 節　小括

本章では性ビジネス関連法に焦点をあて，諸外国の動向を概観したうえで，日本の性ビジネス関連法と，そのもとで展開されてきた女性支援制度を検討した．あわせて，婦人保護事業から困難女性支援法への制度転換に着目し，官民協働による支援プロセスと民間団体の位置づけを確認した．

第 1 節では，諸外国の性ビジネス関連法について，NSWP（Global Network of Sex Work Projects）のデータを基に，「犯罪化モデル」「合法化モデル」「非犯罪化モデル」に整理し，国際的動向を概観した．そのうえで，現代における議論の主流となる二つの性ビジネス政策モデル，すなわち「北欧モデル（Nordic Model）」と「非犯罪化モデル」（森田 2021）の立場を整理した．前者は性ビジネスを暴力・搾取・性差別に結びつく構造として捉えるのに対し，後者は性ビジネス従事を労働として捉え，権利保障を重視する立場である．他方で，両モデルは立場の相違を有しつつも，性ビジネス従事者を人権保障の主

体として捉える点，司法や保健を含む公共サービスへの平等なアクセスを確保する点，さらに希望者に対して性ビジネスに依拠しない生活手段への移行を含む離脱の選択肢を提供することを求める点において，重なり合う部分を有していた．

第２節では，日本の性ビジネス関連法に着目し，売春防止法が想定する「売春」概念と，規制構造，およびその課題を検討した．その結果，売春防止法は，「性交」を伴う対償関係としての「売春」を禁止しつつも，罰則を伴う取締りの対象を勧誘行為等に置いてきたこと，風営法の整備や改正を通じて，一定の規律の下で営業可能な性産業の領域が制度上把握されてきたことを確認した．また，売春防止法は，性売を行う女性を取締り・保護更生の対象として構成しつつ，その枠組みを大きく改めないまま維持してきたこと，そしてこうした枠組みが社会福祉の進展に十分連動せず，複合的困難を抱える層への支援が取り残されてきたことを確認した．

第３節では，売春防止法に依拠していた婦人保護事業の枠組みとその変容を整理した．婦人保護事業は，当初「要保護女子」を対象とする保護更生の制度として位置づけられていたが，社会状況の変化に伴い，対象を拡大してきた．しかし，支援ニーズの複合化が進むなかで，来所相談件数は大きく増加せず，相談内容は暴力相談に偏在し，一時保護や施設入所に伴う生活上の制約が利用の障壁となっていた．また，運用・制度・連携・根拠法の各層において，個別的な支援ニーズに十分対応しきれない課題が指摘されていた．
こうした課題を踏まえて制定された困難女性支援法は，売春防止法に依拠した「保護更生」の枠組みから，福祉の増進，人権の尊重，個別的・包括的支援を理念とする女性支援体系への転換を示すものであることを確認した．困難女性支援法は，関係機関と民間団体の協働による早期から切れ目ない支援を位置づけ，アウトリーチ，居場所，相談，自立支援，アフターケアを含む支援プロセスを構想している．

ただし，性ビジネス従事女性については，スティグマや制度の想定とのずれにより，自らを支援対象として位置づけにくく，支援の入口に接続しにくい可能性がある．そのため，性ビジネス従事を直ちに否定しない相談の入口を確保し，本人の意思と生活条件に即して制度利用へつなぐ民間団体の役割が重要となることを整理した．また，昼職移行支援においては，就労への接続にとどまらず，収入，生活リズム，人間関係，居場所機能等の再編を含め，移行前から移行後までを視野に入れた継続的な伴走支援が求められることが示唆された．

次章では，官民協働の担い手として位置づけられる民間団体に着目し，日本における性ビジネス従事者に関連する民間団体の存在と活動の類型化を検討する．

注釈

1) ピンプ（Pimp）は性ビジネス斡旋業者を指す語．

2) この他，2023年にメイン州がアメリカで初めて北欧モデルを採択している．

3)「Save lives: Decriminalise」は Zero Discrimination Day 2023のテーマとしてUNAIDSが明示したもの.

4) ブルキナファソ，セネガル，コートジボワール，ギニアビサウ，ガンビア，トーゴ，アフリカ，カメルーン，レソト， エスワティニ，南アフリカの10か国.

5) 森田の説明によれば，ラディカル・フェミニズムは，第二次世界大戦後，主に1960年代以降に展開した第二波フェミニズムの中で，マルクス主義フェミニズムと並んで中心的な潮流を担った思想と実践．両者はいずれも社会システム全体の根本的変革や打倒を目指す点で共通する．女性の抑圧の主たる原因を，女性労働（とくに家事労働）の支配・搾取に見いだしたのがマルクス主義フェミニズムであるのに対し，ラディカル・フェミニズムは女性のセクシュアリティの支配・領有にその根源を見い出した．なお第一波フェミニズムは19世紀から20世紀初頭にかけて展開した（森田 2021）.

6) この状況に対し，2025年11月11日の衆議院・予算委員会で高市早苗首相が売春防止法の処罰対象に「買う側」を含め得るか等，性の購入側の規制について検討の開始を法務大臣に指示した.

7) 売春防止法では「保護更生」は第四章に規定されるが，本論文で参照する1957年厚生省事務次官通達は，労働省婦人少年局（1958）所収資料では「売春防止法第三章保護更生関係施行に関する件」と表記されている.

第３章　性ビジネス従事者に関連する民間団体の活動

本章では，まず第１節において性ビジネス従事者に関連する民間団体の活動分類を確認し，諸外国における性ビジネス従事者運動の展開を概観する．そのうえで，日本における性ビジネス従事者に関連する支援実践を整理し，性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点にしつつ，必要に応じて福祉的資源への接続や本人の意思に基づく昼職移行も支援する取り組みを，本研究における「課題横断」アプローチとして位置づける．

続く第２節では，日本の女性支援において民間団体との協働が制度上位置づけられていることを踏まえ，第１節で位置づけた「課題横断」アプローチの担い手となりうる民間団体を，公開情報にもとづき抽出・整理する．そのうえで，抽出・整理した団体群を検討し，第Ⅱ部の分析対象となる支援団体を確定する．

第１節　性ビジネス従事者に関連する民間団体の活動

１．性ビジネス従事者に関連する活動分類

（１）民間団体の活動主体と活動内容の類型

性ビジネス従事者に関連する民間団体の活動は多様である．要（2020a）はグローバルな視点を踏まえつつ，図表3－1が示すようにその特徴を整理している．なお，要の論考は，「セックスワーク」「セックスワーカー」「当事者」「非当事者」の語を用いているため，ここでは一部これら表現をそのまま使用する．

要は，性ビジネス従事者に関連する活動の主体を「（性ビジネス従事の）当事者／非当事者」に，活動内容を「反差別／アドボカシー／課題解決」に整理し，これらを組合わせた五類型（①当事者＋反差別，②当事者＋アドボカシー，③当事者＋アドボカシー＋課題解決，④当事者＋課題解決，⑤非当事者＋課題解決）を提示している．もっとも，要が述べるように団体の活動は明確にこの五つに区切れるものではなく，それぞれが重なり合い，グラデーション的に存在するものである．ここで「反差別」は，「セックスワーカー」への差別や社会のスティグマの解消に向けた取り組み，「アドボカシー」は権利擁護や制度改善に関する取り組み，「課題解決」は現場および日常生活の課題に対する具体的支援（相談，居場所，医療・福祉・就労等への接続含む）と理解できる．

図表 3－1　要（2020a）の「セックスワーカー支援団体の特徴」（筆者作成）



（出典）要友紀子（2020a）「夜の街バッシング“正義”は権力と一緒に暴走した（特集 コロナ・パンデミックと人権問題）」のp.55「図1 セックスワーカー支援団体の特徴」をもとに筆者作成
（注）活動例は，各類型の特徴が伝わるものを抜粋した．

要の五分類を本論文の記述に即して整理すると，図表3－2のようになる．なお，要（2020a）のいう「当事者」は「性ビジネス従事経験者」，「非当事者」は「性ビジネス従事経験のない者」，「課題解決」は「課題対応（具体支援）」と表記している．

図表 3－2　性ビジネス従事者に関連する民間団体の活動
（要 2020aにもとづく活動主体と活動内容の類型）

類型	活動主体	活動内容
①	性ビジネス従事経験者中心	反差別（スティグマ解消等）
②	性ビジネス従事経験者中心	アドボカシー（権利擁護・政策／制度改善）
③	性ビジネス従事経験者中心	アドボカシー（権利擁護・政策／制度改善） ＋ 課題対応（具体支援）
④	性ビジネス従事経験者中心	課題対応（具体支援）
⑤	性ビジネス従事経験のない者中心	課題対応（具体支援）

（出典）要友紀子（2020a）「夜の街バッシング“正義”は権力と一緒に暴走した（特集 コロナ・パンデミックと人権問題）」のp.55「図1 セックスワーカー支援団体の特徴」をもとに筆者作成

要（2020a）は，諸外国では反差別やアドボカシーを中核とする「セックスワーカー運動」が比較的多く展開してきた一方で，日本では課題対応（具体支援）に活動の比重が置かれてきたことを述べている．本研究では，課題対応（具体支援）を行う民間団体を主たる分析対象とするが，その活動を位置づけるためには，まず，反差別・アドボカシーを中心とする性ビジネス従事者運動の展開を整理しておく．そのうえで，日本において課題対応を中心としつつ，反差別やアドボカシーの要素も含みうる民間団体の存在を検討する．

（2）性ビジネス従事者の運動

性ビジネス従事者の運動は，1960年代から1970年代にかけてのゲイ・ライツ運動やフェミニズム運動の流れのなかで誕生し，1980年代にHIV/AIDSの流行が国際的課題として顕在化したことを背景に，自らの仕事における安全性，健康，そして権利を確保する運動へと広がっていった（青山2014）．

そして，1990年パリで開催されたNGOによるエイズ関連会議での議論を端緒として，1992年アムステルダムで開催された国際エイズ会議において非公式の国際ネットワークとしてGlobal Network of Sex Work Projects（以下，NSWP）が立ち上げられた．NSWPは，性ビジネス従事者（女性・男性・トランスジェンダー）の声を地域社会につなぐ活動を支援し，性ビジネス従事者の経験にもとづく実証的アプローチを支持することで，世界的な議論と地域経験を結び付ける役割を果たしている（青山2014）．

NSWPの基本理念は「性ビジネスを労働として認識する（Acceptance of sex work as work）」「性ビジネスに関するあらゆる犯罪化およびその他の法的抑圧に反対すること（Opposition to all forms of criminalisation and other legal oppression of sex work）」「性ビジネス従事者の自立的な組織化と自己決定を支持する（Supporting self-organisation and self-determination of sex workers）」である（NSWP 2025a）． なお，二点目の理念における法的抑圧の対象には，性ビジネス従事者だけでなく，客，第三者，家族，パートナー，友人等も含まれる．

NSWPに加盟する団体は，性ビジネス従事者（経験者）を中心に形成される団体のほか，大規模組織内に設けられた非公式団体，性ビジネス従事者の権利擁護に携わる支援団体等であり，いずれも性ビジネス従事者の健康と福祉に関わる人権問題に取り組む（NSWP 2025b）．

現在，NSWPは世界5地域（アフリカ，アジア太平洋，ヨーロッパ（東ヨーロッパと中央アジアを含む），ラテンアメリカ，北米およびカリブ地域）に地域拠点を有し，110か国340団体（2025年9月11日時点）が加盟する．1994 年に横浜で開催された国際エイズ会議において，アジア地域の性ビジネス従事者をつなぐネットワーク「Asia Pacific Network of Sex Workers（APNSW）」が設立され，この動きを受け，日本国内でも1990年代後半から性ビジネス従事者の健康や権利に関する活動を行う団体が設立された（要 2020b）．また，2025年9月11日時点で，NSWPの団体データベース上，日本から加盟している団体は1団体であることが確認できる（NSWP 2025c）．

NSWPへの加盟条件は，①性ビジネス従事者（経験者）が主導する団体であること，②NSWPの三つの基本理念「性ビジネスを労働として認識する」，「性ビジネスに関する全ての形態の犯罪化およびその他の法的抑圧に反対する」，「性ビジネス従事者の自立的な組織化と自己決定を支持する」に同意していること，そして③性ビジネス従事者の人権・健康・労働の観点を重視し，実際の活動実績があること，の三つである．性ビジネス従事経験者が主体ではない民間団体（NGO等）は，サポートメンバー（Supporting member）

としての参加は可能であるが，意思決定には関与できず，観察的な立場に限定される（NSWP 2025d）．

NSWPに加盟している団体の拠点国は図表3－3のとおりであり，性ビジネス従事者運動は国際的なネットワークの形成を通じて，各地域の経験を共有しつつ拡大してきたことが確認できる．

図表 3－3　NSWPの地域ネットワークと加盟団体の所在国

2025年9月11日時点

地域拠点	NSWP加盟団体の所在国	地域拠点	加盟団体数
アフリカ地域	African Sex Workers Alliance (ASWA) 拠点：ナイロビ（ケニア） 設立：2009年	アンゴラ，ベナン，ボツワナ，ブルキナファソ，ブルンジ，カメルーン，中央アフリカ，コンゴ民主共和国，コートジボワール，エジプト，エチオピア，ガーナ，ケニア，リベリア，マラウイ，マリ，**モロッコ**，モザンビーク，ナミビア，ナイジェリア，ルワンダ，セネガル，シエラレオネ，南アフリカ，タンザニア，トーゴ，ウガンダ，ザンビア，ジンバブエ（計29か国）	148団体
アジア太平洋地域	Asia Pacific Network of Sex Workers (APNSW) 拠点：バンコク（タイ） 設立：1994年	オーストラリア，バングラデシュ，カンボジア，中国，フィジー，インド，インドネシア，**日本**，カザフスタン，ラオス，マレーシア，ミャンマー，ネパール，ニュージーランド，パキスタン，パプアニューギニア，フィリピン，シンガポール，タイ，ベトナム（計20か国）	62団体
ヨーロッパ地域（東ヨーロッパおよび中央アジアを含む）	International Committee for the Rights of Sex Workers in Europe (ICRSE) 拠点：アムステルダム（オランダ） 設立：2006年 Sex Workers' Rights Advocacy Network for Central and Eastern Europe and Central Asia (SWAN) 拠点：ブダペスト（ハンガリー） 設立：2012年	アルメニア，オーストリア，ベルギー，チェコ，デンマーク，フィンランド，**フランス**，ジョージア，ドイツ，ギリシャ，ハンガリー，アイスランド，アイルランド，イスラエル，イタリア，カザフスタン，キルギスタン，リトアニア，ルクセンブルク，モンテネグロ，オランダ，北マケドニア，ノルウェー，ポーランド，ポルトガル，セルビア，スペイン，スウェーデン，スイス，トルコ，ウクライナ，イギリス（計32か国）	84団体
ラテンアメリカ地域	Plataforma LatinoAmerica de Personas que EjeRcen el Trabajo Sexual (PLAPERTS) 拠点：マチャラ（エクアドル） 設立：2014年	アルゼンチン，ボリビア，ブラジル，コロンビア，エクアドル，エルサルバドル，ホンジュラス，メキシコ，ニカラグア，パナマ，パラグアイ，ペルー，ウルグアイ（計13か国）	76団体
北米およびカリブ地域	Caribbean Sex Workers Coalition (CSWC) 拠点：ガイアナ（ジョージタウン） 設立：2011年	ベリーズ，カナダ，ガイアナ，ハイチ，ジャマイカ，スリナム，トリニダード・トバゴ，アメリカ（8か国）	61団体

（出典）The Global Network of Sex Work Projects（NSWP）（2025a）Members by countryのデータをもとに筆者作成

（注）NSWP加盟団体の所在国は，安全上の理由からウェブ上に公開していない場合があり，NSWPの公式ウェブサイトと団体データベース（上記表）の数値に差異が生じている．また加盟団体については，団体の地域支部全てがウェブサイトで掲載されている等の理由により，NSWPの公式ウェブサイトに示されている「総数340団体」よりも団体データベース（上記表）の数が多くなっている．

他方で，要（2017）は，日本においては反差別やアドボカシーを前面に掲げる運動体よりも，生活上の困難に対する課題対応（具体支援）を担う民間団体の活動が相対的に中心となってきたことを指摘している．また，NSWPの加盟状況を見る限り，日本からは1団体の加盟にとどまる一方，本研究の参照枠として取り上げるフランスは6団体，モロッコは2団体が確認できる（NSWP 2025c）．

次に，日本における性ビジネス従事に関連する民間団体の活動を整理し，そのアプローチを検討する．

２．性ビジネス従事者を支援する日本の民間団体

（１）日本の民間団体実践の整理

先に確認したように，要（2020a）は，グローバルな視点を踏まえつつ，日本における性ビジネス従事に関連する活動は，課題対応（具体支援）に活動の比重が置かれてきたことを指摘している．

さらに，要（2017）は，日本で観察される民間団体の実践について，性ビジネス従事をどのように位置づけるかという観点から，三つのアプローチを整理している．なお，ここでは，要（2017）の整理を紹介する箇所では，「セックスワーカー（あるいはその略語の「SW」）」，「当事者」等の表現をそのまま用いる．

要（2017）は日本における性ビジネス従事に関連する民間団体の活動として，第一に「性風俗参入を防止する活動」，第二に「セックスワーカー当事者を守る活動」，第三に「性風俗で働く人々を福祉につなげる活動」の三つのアプローチを挙げている．「性風俗参入を防止する活動」は，「性風俗で働く予定や意向などない『一般婦女子』を性風俗から守る活動」であり，また「性風俗で働く人々を福祉につなげる活動」は，近年にみられる動向として位置づけている（要 2017：118）．これらを踏まえ，本研究では性ビジネスに関連する実践を，「参入防止」「従事者の権利擁護」「福祉接続」の三つのアプローチとして整理する．

さらに要（2017）は，日本の性ビジネス従事者支援を「有徴化」と「脱有徴化」の二つの方向があると整理している．「有徴化」とは「セックスワーカーを他の労働者とは違う扱い，見方をすることで，他の労働者にはない特別支援・特別課題が設定される」とし，多くは従事経験をもたない支援者が中心となり，性ビジネスからの移行を最終目的とする支援メニューにつながる．その内容は，職業訓練や金銭感覚の是正，調査における性ビジネスへの参入背景の追求（「なぜSWになんかになってしまったのか」），そして，性の購入者に対する処罰化が強調される傾向にあり，福祉フレーム化しやすく，（性ビジネスの）労働課題の視点が希薄になると位置づけている．

「脱有徴化」は「セックスワーカーを他の労働者と区別せず，特別支援ではなくセックスワーカーの全部の悩み，被害，問題すべてを課題解決の対象とする」立場であり，ハームリダクションと権利保障を重視する．差別撤廃や協同組合など，他産業でも用いられ

る仕組みを性ビジネスのなかで適用することを目指すものと位置づけている（要 2017：121-2）.

もっとも近年は，性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点にしつつ，必要に応じて福祉的資源への接続や本人の意思に基づく昼職移行の実践がみられる．こうした実践は，性ビジネスへの参入防止や，性ビジネスからの移行を最終目的とする「有徴化」の実践とは異なる．同時に，性ビジネス従事者を他の労働者と同等に位置づけようとする「脱有徴化」の立場とも異なり，性ビジネス従事者本人が直面する困難そのものに焦点を当てる点に特徴がある．

本研究では，このような実践を「課題横断」アプローチとして位置づけ，次節ではその存在を把握するため，性ビジネス関連キーワードおよび女性支援関連キーワードを用いた団体抽出の枠組みを提示する．

図表 3－4　要（2017）の対象の捉え方と本研究によるアプローチ分類

整理の位置づけ（方向性等）	支援対象の捉え方	アプローチ分類（筆者整理）
要 (2017)	参入防止： 性風俗で働く予定や意向のない「一般婦女子」を性風俗から守るべき対象とする	① 参入防止
	脱有徴化： セックスワーカーを他の労働者と同様に権利とニーズをもつ主体とみなし、ハームリダクション／権利保障を重視する立場から支援対象として捉える	② 従事者の権利擁護
	有徴化： セックスワーカーを「他の労働者とは異なる存在」とみなし、矯正・更生・移行支援（脱性風俗）へと接続する対象とする	③ 福祉接続
本研究による追加整理	**性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点にしつつ，必要に応じて福祉的資源への接続や本人の意思に基づく昼職移行も支援する**	**④ 課題横断**

（出典）要友紀子（2017）「第73回ジェンダーセッション『性風俗で働く人々と"女性自立支援"』」をもとに筆者作成

（注）①～③は要（2017）の整理を踏まえた筆者分類であり，④は本研究による追加整理である．

（２）支援活動が直面する社会的制約と矛盾

上記（１）で示した分類を踏まえつつ，本章第２節（民間団体抽出）に入る前提として，日本の支援活動が直面する社会的制約と矛盾を整理しておく．

要（2020a）は，諸外国の団体活動においては，反差別やアドボカシー，マイノリティーとの連携を基盤とした人権擁護のプラットフォーム形成が前提とされている一方で，日本の団体活動は，性ビジネス従事者が抱える個人の課題解決に焦点が当てられる傾向が強いと指摘する．さらに，日本で支援活動が事業型として制度内に取り込まれる過程で，とりわけ，「一般婦女子」の保護を目的とする団体，すなわち性ビジネスの犯罪化を求める

側に立つ団体は，国や議員によるヒアリングの対象となりやすく，行政との協働の機会や助成金の獲得にもつながりやすいことを批判的に論じている．他方で，性ビジネスの非犯罪化を支持する反差別やアドボカシーを重視する「当事者団体」は，政策形成過程において意見が求められる機会がほとんどなく，実態調査への参加もほぼ皆無であると指摘する（要 2017）．要によるこれらの指摘は，日本における性ビジネス従事者支援をめぐる重要な論点を示すものである．すなわち，政策形成過程や資源配分において，特定の支援枠組みが可視化されやすい一方で，反差別やアドボカシーを重視する団体の活動が周縁化されやすい状況は，性ビジネス従事に関連する活動の内部において，異なる視点を持つ団体同士の対立構造を助長しかねない．

もっとも問題の本質は「当事者団体」か「非当事者団体」かという団体の種類のみにあるわけではない．「性産業」「性風俗」「風俗嬢」「売春」のような，性ビジネスに関わる分野や人に支援が結びつくこと自体に，強く拒否反応を示す社会風潮が，不均衡な資源配分を生み出している側面がある．

坂爪（2021）は，性ビジネス従事者を支援する民間団体が「世間の共感が得づらい存在」であり，ひいては「資金が集まりづらい」という構造的な課題を抱えていることを指摘している．実際，新型コロナウイルス感染拡大期には，性ビジネス従事者からの相談が急増したにもかかわらず，「性風俗従事者」を支援する団体には十分な資金が集まらず，弁護士やソーシャルワーカーを十分に確保できなかった状況を報告している．これは，従事者と支援が結びつくこと自体への社会的抵抗感が，支援資源の不足に影響している可能性を示唆する．こうした社会の姿勢には，支援の必要性を語りながら，実際の支援資源の確保には消極的であるという矛盾がみられる．

この矛盾は，性ビジネス従事者に対し「困難を抱える女性」や「支援が必要な人々」という単純化されたイメージが共有される一方で，実際には福祉的制度や公的支援へのアクセスが困難な構造が残されている点にも表れている．性ビジネス従事女性への社会的支援の必要性が語られる一方で，性ビジネス従事に至る過程や，従事のなかで生じる困難等を自己責任論として扱われやすい現実がある．そして，支援を必要とする性ビジネス従事女性に手を差し出す民間団体そのものにもスティグマが付与され，結果として二次的な不利益が生じていることが示唆される．

さらに，要（2020a）は，日本の支援活動が「いかに社会に受け入れられるか」を重視する傾向にあると指摘し，社会の側に変化を促すような運動の展開が難しい現状を示している（要 2020a：56）．この指摘は，性ビジネス従事者かそうでないか，という区分を超え，性ビジネス従事者に関する活動全体が直面する課題であり，社会全体の理解と構造的変革の必要性を問い直す，重要な示唆を与えている．

以上のように，日本における性ビジネス従事者に関連する支援活動は，社会的スティグマや資源配分の偏りのもとで展開されていることが指摘されており，団体の存在や活動が必ずしも同じ程度に可視化されているとは限らない．そのため，第 2 節で民間団体を抽

出する際には，公開情報やキーワード検索によって把握されやすい団体と，把握されにくい団体が生じる可能性がある点に留意する必要がある．

第２節　日本の性ビジネス従事女性を支援する民間団体の抽出と整理

本節では，第１節で位置づけた「課題横断」アプローチに着目し，その担い手となりうる民間団体を把握するため，性ビジネス関連キーワードおよび女性支援関連キーワードを用いた団体の抽出と整理を行う．そのうえで，抽出・整理した団体群を検討し，第Ⅱ部の分析対象となる支援団体を確定する．

もっとも，性ビジネス従事者支援は一般的な女性支援の枠組みに埋め込まれて実践される場合も多く，団体の自己記述や支援対象の表現によって把握されやすさが左右されうる．そこで以下では，性ビジネス関連キーワードおよび女性支援関連キーワードを併用し，段階的に民間団体を抽出・確認する手順を示す．なお，本節における「性産業」「性ビジネス」等の用語法は序章で示した定義に従う．

１．性ビジネス従事女性が支援対象に含まれる可能性のある民間団体の抽出

（１）性ビジネス関連キーワードによる民間団体の検索

一般社団法人若草プロジェクト（以下，若草プロジェクト）と特定非営利活動法人日本NPOセンター（以下，日本NPOセンター）は，2022年に「生きづらさを抱える女性の支援にかかわる団体の活動実態調査」を実施している．本調査は「貧困，暴力，DV，いじめ，望まない妊娠などの困難により生きづらさを抱える女性」を対象概念として設定し，NPO法人データベース「NPOヒロバ」等を通じて団体に調査依頼を行った結果，回答のあった228団体のうち161団体が「生きづらさを抱える女性」を対象に何らかの支援を実施していると報告している．これらの団体は，2012年以降に設立・支援開始した団体が一定割合を占め，支援領域としては暴力・虐待被害や貧困・経済的困窮が相対的に多い．また年間予算5,000万円未満の団体が多数を占め，全体として小規模団体が広く分布していることが示されている（若草プロジェクト・日本NPOセンター 2023）．

これら女性支援団体の中には，性ビジネス従事女性を支援対象とする民間団体も含まれる可能性がある．そこで，本研究では公開情報からこれらの民間団体を把握するため，三つの全国規模のデータベースを用いたキーワード検索を行った．

具体的には，全国の特定非営利活動法人の情報が検索可能な「内閣府NPO法人ポータルサイト（以下，内閣府ポータルサイト）」（内閣府NPOホームページ 2025）に加え，「NPO法人データベース：NPOヒロバ（以下，NPOヒロバ）」（日本NPOセンター 2025），法人格を問わず公益活動等を実施する団体が登録される全国規模のデータベース「CANPAN FIELDS」（日本財団 2025）を用いた．検索キーワードは「性ビジネス」「性産業」「性風俗」「夜職」「セックスワーク」「アダルトビデオ」「性搾取」「性的搾取」「性被害」とし，性ビジネス従事者支援を明示しやすいと思われる語を用いて検索を行った．

その結果，内閣府ポータルサイトでは，「性ビジネス」0団体，「性産業」0団体，「性風俗」1団体，「夜職」0団体，「セックスワーク」0団体，「アダルトビデオ」0団体，「性搾取」1団体，「性的搾取」2団体，「性被害」2団体，の延べ6団体が表示された．次にNPOヒロバで検索すると，「性ビジネス」0団体「性産業」2団体，「性風俗」1団体，「夜職」1団体，「セックスワーク」0団体，「アダルトビデオ」1団体，「性搾取」1団体，「性的搾取」5団体，「性被害」10団体，の延べ21団体が表示された．CANPAN FIELDSでは検索結果が広範となるため，法人種類として「一般社団法人」「特定非営利活動法人」「認定特定非営利活動法人」を選択，活動分野として「男女共同参画」に限定したうえで検索したところ，「性ビジネス」1団体，「性産業」1団体，「性風俗」1団体，「夜職」0団体，「セックスワーク」0団体，「アダルトビデオ」1団体，「性搾取」3団体，「性的搾取」3団体，「性被害」6団体，の延べ16団体が表示された．

図表 3−5　性ビジネス関連キーワードを用いた民間団体検索結果

（2025年5月11日時点）

キーワード	内閣府NPO法人ポータルサイト	NPO法人データベース「NPOヒロバ」	CANPAN FIELDS 団体情報データベース
性ビジネス	0	0	1
性産業	0	2	1
性風俗	1	1	1
夜職	0	1	0
セックスワーク	0	0	0
アダルトビデオ	0	1	1
性搾取	1	1	3
性的搾取	2	5	3
性被害	2	10	6
延べ数（重複を含む）	6団体	21団体	16団体

（出典）内閣府の「内閣府NPO法人ポータルサイト」，日本NPOセンターの運営する「NPO法人データベース」，日本財団の運営する「CANPAN FIELDS」の民間団体検索サイトの結果をもとに筆者作成

検索結果を確認すると，分野を横断して活動する民間団体については，異なる検索ワードで同一の団体が繰り返し表示されていた．さらに，三つの検索サイト間でも団体が重複していた．そこで，重複する民間団体を削除した．また，「性被害に関する情報提供活動が主で相談支援を現在実施していない団体」「性ビジネス従事者が支援対象だが国外での活動を主とする団体」「育児相談・産後ケア活動を主とする団体」「一般的な妊産婦支援を行う団体」「すでに解散・活動停止が確認できる団体」は対象外とし，その結果，5団体に整理した．

（2）女性支援関連キーワードによる民間団体の検索

先の結果から，各データベースにおいて性ビジネス関連の用語の使用が極めて少ないことが確認された．この背景には，性ビジネス従事女性が支援対象に含まれる可能性のある民間団体であっても，性ビジネス関連語を明示していない場合があることに加え，性ビジネスに対するスティグマを踏まえた用語選択の慎重さが影響していると考えられる．そこで，女性支援関連キーワードによる追加検索を試みた．具体的には，先の検索と同様に，「内閣府NPO法人ポータルサイト」「NPO法人データベース：NPOヒロバ」，そして「CANPAN FIELDS」を用い，検索キーワードとして「生きづらさ 女性」,「困難 女性」（いずれもスペース区切り）を設定した．

その結果，内閣府ポータルサイトでは,「生きづらさ 女性」で4団体,「困難 女性」で29団体，延べ33団体が表示された．次にNPOヒロバでは,「生きづらさ 女性」で4団体,「困難 女性」で49団体，延べ53団体が表示された．CANPAN FIELDSでは検索結果が広範となるため，法人種類を「一般社団法人」「特定非営利活動法人」「認定特定非営利活動法人」，活動分野を「男女共同参画」に限定したうえで,「生きづらさ 女性」で検索すると6団体,「困難 女性」で26団体，延べ32団体が表示された．

図表 3−6 「生きづらさ　女性」と「困難　女性」のキーワードを用いた民間団体検索結果

（2025年5月11日時点）

キーワード	内閣府NPO法人 ポータルサイト	NPO法人データベース 「NPOヒロバ」	CANPAN FIELDS 団体情報データベース
生きづらさ　女性	4	4	6
困難　女性	29	49	26
延べ数（重複を含む）	33団体	53団体	32団体

（出典）内閣府「内閣府NPO法人ポータルサイト」，日本NPOセンター「NPO法人データベース」　日本財団「CANPAN FIELDS」の団体検索サイトの結果をもとに筆者作成

検索結果を確認すると，異なる検索ワードで同一の民間団体が繰り返し抽出されており，また，三つの検索サイト間でも団体が重複していた．そこで，重複している団体と，すでに解散・活動停止している団体を削除した結果，88団体となった．

この88団体について，各団体のウェブサイトや活動報告書等で確認したところ,「性別を限定せず幅広い年齢層や属性の人々を支援対象とする団体」「子どもを主な対象とする団体」「国外の人々を支援する団体」「環境保全活動を主とする団体」など，本研究が焦点をあてる，困難を抱える女性等への直接的支援とは主たる活動領域が異なる団体が含まれていた．本研究では，性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点にしつつ，必要に応じて福祉的資源への接続や本人の意思に基づく昼職移行も支援する「課題横断」アプローチに対応しうる団体を把握するため，これらを対象外とし，20団体を候補団体として整理した．

2．性ビジネス従事者に関連する民間団体の整理と調査対象団体の選定

（1）性ビジネス従事者を主たる支援対象として明示する民間団体の確認

ここまで，性ビジネス従事女性を支援対象に含む可能性のある民間団体を把握するため，性ビジネス関連キーワード「性産業」「性風俗」「セックスワーク」「夜職」「アダルトビデオ」「性搾取」「性的搾取」「性被害」「性ビジネス」による検索から5団体，「困難 女性」「生きづらさ 女性」（いずれもスペース区切り）による検索から20団体，計25団体を候補団体として確認した．

次に，これら25団体の公式ウェブサイトおよび活動報告書等を確認した結果，性ビジネス従事者を主たる支援対象として明示しているのは3団体（図表3－7のNo.1，2，19）にとどまった．

図表 3－7　性ビジネス関連キーワードおよび女性支援関連キーワードにより確認した25団体の主な対応課題別整理

（2025年5月11日時点）

主な対応課題	No.	主な活動
性ビジネス従事者の抱える問題	1	性ビジネス従事を含む夜職従事女性が抱える困難の解決支援
	2	性風俗店勤務者支援，自助グループ運営支援
女性（子どもを含む）の困難・生きづらさ	3	困難を抱える子どもと女性に対する相談支援，宿泊施設運営，自立支援
	4	援助を必要とする女性と子ども等への相談・心理的支援
	5	困難を抱える女性とその子どもたちに対する相談支援，居場所提供支援
	6	10代女性（中高生世代）に対する相談支援，食事提供，シェルター運営
	7	困難を抱える女性の相談支援，シェルター運営，就労支援
	8	生きづらさを抱えた少女及び若年女性の相談支援
	9	困難な状況にある女性と子どものための相談支援，シェルター運営
	10	孤独，不安，生きづらさを感じている女性に対する相談支援，生活支援
DV	11	DV等からの女性と子どもの一時保護，自立支援
	12	施設や病院を出た障害をもつ人の相談支援，被害者支援，生活自立支援
	13	女性および子どものDV被害者のための相談支援，シェルターおよびステップハウス運営
	14	DV被害者の相談支援，緊急支援，自立支援
	15	DV，虐待により困難を抱える女性と子どもの相談支援，生活支援，自立支援
	16	DV加害者から離れて暮らす女性と子どもの相談，教育的介入
	17	DV被害女性のための相談支援，自立支援
性被害・性的搾取	18	性暴力等を受けた人を応援
	19	デジタル性暴力，AV業界／性産業等で生じる問題の相談支援，性的画像の削除支援
	20	性暴力被害相談支援
妊娠，持病・女性に関連する疾患	21	妊娠中，予期しない妊娠の相談
	22	若年女性の妊娠相談支援
	23	女性に関連する疾患，心身の問題，困難に対する相談支援
シングルマザーの就労	24	シングルマザーの就労支援
障害をもつ女性の生活・就労	25	女性障害者の生活および就労支援

（出典）内閣府「内閣府NPO法人ポータルサイト」，日本NPOセンター「NPO法人データベース」日本財団「CANPAN FIELDS」の団体検索サイトの結果をもとに筆者作成

No.1は性ビジネス従事者を含む夜職従事女性が直面する困難への対応を掲げ，No.2は性風俗店従事を前提とする相談支援を担っている．No.19はデジタル性暴力およびAV業界・性産業にかかわって生じる困りごとに関する相談支援と性的画像の削除要請等に取り組み，性産業従事者が支援対象に含まれることを明示している．

なお，図表3－7の「性産業」「性ビジネス」の用語法は序章で示した定義に従い，各民間団体の公式ウェブサイト等の記載に基づき作成した．

（2）性ビジネス従事者主体の団体と自助グループ等の補足検索

要（2017）は，日本において性ビジネス従事者主体の民間団体と自助グループが，一定数存在すると述べている．他方で，ここまでのデータベース検索では，性ビジネス従事者主体の民間団体は表示されなかった．そこで，次に，一般検索を用いて性ビジネス従事者主体の民間団体および自助グループの補足検索を行い，抽出結果を補完した．なお，以下では便宜上，民間団体や自助グループ等を総称して「民間団体」と記す．

補足検索の方法は，具体的には，ポータルサイト「Yahoo! JAPAN」を用い，「セックスワーカー 団体」「風俗嬢 支援団体」「風俗 自助グループ」（いずれもスペース区切り）のキーワードで追加検索を行った．その結果，最終的に6団体を抽出・整理した．この追加検索で確認した6団体を図表3－8に示す．

図表 3－8　追加検索により確認した性ビジネス従事者に関連する6団体の概要

（2025年5月11日時点）

主な対応課題	主な活動
性ビジネス従事者の権利・健康課題	性ビジネス従事者の権利向上，性感染症予防啓発活動，労働実態調査，国外のグループとのネットワーク構築
性産業従事者の差別，スティグマ，困難	反差別・スティグマ低減，性産業従事者の相談支援，自助グループ運営支援
性産業従事に伴う被害	性産業従事に伴う被害等の相談支援
夜職従事者の就労・経営上の困難，権利	経営者を含む夜職従事者の相談支援，権利擁護活動
現・元性産業従事者の孤立・情報不足	現・元性業従事女性・トランスジェンダー女性間の交流の場の提供
夜職従事シングルマザーの生活困難，キャリア形成	夜職従事シングルマザーのための食料支援，セカンドキャリア支援，自助グループ運営支援，勉強会開催

（出典）「Yahoo! JAPAN」における検索結果にもとづき筆者作成

（3）「課題横断」アプローチを担う民間団体の選定

2．（1）で抽出・整理した性ビジネス従事者を主たる支援対象として明示している3団体（No.1，2および19）に，追加検索で確認した6団体を加え，性ビジネス従事に関連

する団体として計9団体を確認した．これら９団体は，性ビジネス従事者を主たる支援対象として相談支援を行う民間団体に加え，性ビジネス従事者主体の民間団体，自助グループ，交流コミュニティが含まれる．なお番号（No.）については，改めてふり直している．

図表 3－9　性ビジネス従事に関連する9団体の整理

（2025年5月11日時点）

主な対応課題	対象 （参加者・利用者像）	No.	主な機能・活動
性ビジネス従事者の抱える問題	性ビジネスを含む夜職従事女性	1 （図表3－7 No.1）	性ビジネスを含む夜職従事女性の抱える困難の解決支援
性産業従事者の抱える問題	性産業従事者	2 （図表3－7 No.2）	性風俗店勤務者支援，自助グループ運営支援
性被害・性的搾取	性産業従事者	3 （図表3－7 No.19）	デジタル性暴力，AV業界／性産業等で生じる問題の相談支援，性的画像の削除支援
権利・健康課題	性ビジネス従事者	4	性ビジネス従事者の権利向上，性感染症予防啓発活動，労働実態調査，国外のグループとのネットワーク構築
差別，スティグマ，従事に伴う困難	性産業従事者	5	反差別・スティグマ低減，性産業従事者の相談支援，自助グループ運営支援
性産業従事に伴う被害	性産業従事者	6	性産業従事に伴う被害等の相談支援
就労・経営上の困難，権利課題	経営者を含む夜職従事者	7	経営者を含む夜職従事者の相談支援，権利擁護活動
孤立・情報不足	（現・元）性産業従事女性，トランスジェンダー女性	8	性産業従事者間の交流の場の提供（おしゃべり・情報交換等）
生活困難，キャリア形成	夜職に従事するシングルマザー	9	夜職従事シングルマザーのための食料支援，セカンドキャリア支援，自助グループ運営支援，勉強会開催

（出典）内閣府「内閣府NPO法人ポータルサイト」，日本NPOセンター「NPO法人データベース」日本財団「CANPAN FIELDS」および「Yahoo! JAPAN」における検索結果にもとづき筆者作成

（注）本図表では，団体・自助グループ・交流コミュニティを含む．なお，No.1，2および3は図表3－7における該当No.を示す．

一方で本研究の第Ⅱ部では，性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点にしつつ，必要に応じて福祉的資源への接続や本人の意思に基づく昼職移行も支援する「課題横断」アプローチの実践に着目する．そこで，以下では，第１節２．（１）の図表3－4に示した要（2017）の三つのアプローチを参照しつつ，図表3－9の9団体を，「①参入防止」「②従事者の権利擁護」「③福祉接続」「④課題横断」のいずれのアプローチに位置づけられるかという観点から整理する．そのうえで，「④課題横断」アプローチに位置づけられる団体のなかから，第Ⅱ部の分析対象を選定・確定する．

まず「①参入防止」アプローチについては，要（2017）がいう「性風俗参入を防止する活動」（一般婦女子の保護を目的とし，参入の抑止を志向する活動）に該当する団体は確認できなかった．

「②従事者の権利擁護」アプローチについては，性ビジネス従事者が中心的対象として掲げるNo.4が最も明確である．No.5は性産業従事に対する職業差別の解消や偏見のない社会の形成を掲げており，②に分類できる．またNo.7については現・元従事者に加え，風俗店経営者や行政書士等の専門職が参画し，性産業における権利擁護活動を行っていることから②に分類できる．

「③福祉接続」アプローチについては，No.1，2，3，6および9に，福祉的資源への接続や生活課題への対応という要素が確認できる．他方で，これら団体は，性ビジネス従事を直ちに否定するのではなく，本人の尊厳や安全確保，権利侵害への対応等にも取り組み，「②従事者の権利擁護」と重なりうる実践も同時に確認できる．そのため，上記5団体は「③福祉接続」の要素を有しつつ，「②従事者の権利擁護」の要素を含む対応を行うものとして，「④課題横断」アプローチに整理できる．一方，No.8は交流コミュニティとしての性格が強く，①〜④のアプローチのいずれにも分類しない．

これらを踏まえると，本論文第Ⅱ部の分析対象の候補としては，No. 1，2，3，6，9が挙げられる．もっとも，No.3については被害者救済の比重が相対的に大きく，他の団体と比較して，被害状況からの回復・救済に接続する支援を重視する傾向が示唆され，本研究が着目する「課題横断」アプローチの実践の検討とは焦点が一部異なる．またNo.9は支援対象がシングルマザーに限定されており，本研究とは異なる観点からの検討が求められる領域である．さらにNo.6については，調査時点において，公式ウェブサイト等の公開情報から継続的な活動実績を十分に確認できなかった．

そこで本論文第Ⅱ部では，困難女性支援法が掲げる官民協働の理念を踏まえ，性ビジネス従事女性を主な支援対象とし，一定の支援実績が確認でき，かつ公式ウェブサイト上で公的機関との連携・協働が確認できるNo.1（以下，団体Aとする）とNo.2（以下，団体Bとする）を第Ⅱ部の分析対象として取り上げ，その支援実践を検討する．

図表 3－10　性ビジネス従事に関連する9団体の支援・活動アプローチ分類

主な対応課題	対象 （参加者・利用者）	No.	主な機能・活動	支援・活動 アプローチ分類
性ビジネス従事者の抱える問題	性ビジネスを含む夜職従事女性	1 （図表3－7 No.1） 団体A	性ビジネスを含む夜職従事女性の抱える困難の解決支援	**④ 課題横断**
性産業従事者の抱える問題	性産業従事者	2 （図表3－7 No.2） 団体B	性風俗店勤務者支援，自助グループ運営支援	**④ 課題横断**
性被害・性的搾取	性産業従事者	3 （図表3－7 No.19）	デジタル性暴力，AV業界／性産業等で生じる問題の相談支援，性的画像の削除支援	**④ 課題横断**
権利・健康課題	性ビジネス従事者	4	性ビジネス従事者の権利向上，性感染症予防啓発活動，労働実態調査，国外のグループとのネットワーク構築	② 従事者の権利擁護
差別，スティグマ，従事に伴う困難	性産業従事者	5	反差別・スティグマ低減，性産業従事者の相談支援，自助グループ運営支援	② 従事者の権利擁護
性産業従事に伴う被害	性産業従事者	6	性産業従事に伴う被害等の相談支援	**④ 課題横断**
就労・経営上の困難，権利課題	経営者を含む夜職従事者	7	経営者を含む夜職従事者の相談支援，権利擁護活動	② 従事者の権利擁護
孤立・情報不足	（現・元）性産業従事女性，トランスジェンダー女性	8	性産業従事者間の交流の場の提供（おしゃべり・情報交換等）	①～④のいずれにも分類しない
生活困難，キャリア形成	夜職に従事するシングルマザー	9	夜職従事シングルマザーのための食料支援，セカンドキャリア支援，自助グループ運営支援，勉強会開催	**④ 課題横断**

（出典）内閣府「内閣府NPO法人ポータルサイト」，日本NPOセンター「NPO法人データベース」，日本財団「CANPAN FIELDS」および「Yahoo! JAPAN」における検索結果，ならびに要 (2017)「第73回ジェンダーセッション『性風俗で働く人々と"女性自立支援"』」をもとに筆者作成

（注）本図表では，団体・自助グループ・交流コミュニティを含む．なお，No.1，2および3は図表3－7における該当No.を示す．

第 3 節　小括

本章では，性ビジネス従事者に関連する民間団体の活動分類を確認し，諸外国における性ビジネス従事者運動の展開と，日本における支援実践を整理した．あわせて，「課題横断」アプローチに着目し，その担い手となりうる民間団体を公開情報にもとづき抽出・整理し，第 II 部の分析対象を選定した．

第 1 節では，性ビジネス従事に関連する活動について，要（2020a）の「セックスワーカー支援団体の特徴」五類型（①当事者＋反差別，②当事者＋アドボカシー，③当事者＋アドボカシー＋課題解決，④当事者＋課題解決，⑤非当事者＋課題解決）を整理した．そのうえで，諸外国では反差別・アドボカシーを中心とする性ビジネス従事者運動が国際的

ネットワークの形成を通じて展開されてきた経緯を概観した．一方，日本については要（2017）にもとづき，支援実践を「①参入防止」,「②従事者の権利擁護」，そして近年にみられる「③福祉接続」の三つのアプローチとして整理した．さらに，日本の性ビジネス従事者支援における「有徴化／脱有徴化」の二つの方向性を検討しつつ，小牛田動向の中で，日本においては性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点に，必要に応じて福祉的資源への接続や本人の意思に基づく昼職移行も支援する「課題横断」アプローチを実践する民間団体の存在が示唆された．加えて，日本における社会的制約と矛盾として，性ビジネス従事に関連する民間団体の活動が「いかに社会に受け入れられるか」を重視する傾向（要 2020a）や，支援活動が「共感を得にくい存在」であるがゆえに資源確保が困難になりやすい点（坂爪 2021）を整理し，支援活動を取り巻く社会的条件を検討する必要性を確認した．

第 2 節では，性ビジネス関連キーワードと女性支援関連キーワードを用いて，全国規模のデータベースにより民間団体の検索を行い，確認した25団体のうち，性ビジネス従事者を主たる支援対象として明示している3団体を確認した．さらに性ビジネス従事者が主体となる団体と自助グループ等を，一般検索により補足的に確認し，6団体を追加した．これにより，性ビジネス従事者に関連する団体として計9団体を確認した．そのうえで要（2017）の三つのアプローチを参照しつつ，本研究が追加した「④課題横断」アプローチを含め，これら9団体を分類し，そのなかから，性ビジネス従事女性を主な支援対象とし，一定の支援実績が確認でき，かつ公的機関との連携・協働が確認できる2団体を，第 II 部における分析対象として選定した．

次章では，日本の民間団体による支援実践を検討する参照枠として，フランスおよびモロッコの性ビジネス従事者の概況と制度枠組み（法制度・支援枠組み）を概観する．

第４章　フランスとモロッコの性ビジネス関連法・支援枠組みと民間団体の位置づけ

本章では，第Ⅱ部において検討する日本の民間団体による昼職移行支援の実践を相対化し，その位置づけと課題を検討するための比較視点を得ることを目的として，フランスとモロッコに焦点を当てる．

フランスとモロッコは，性ビジネス従事者支援または女性支援の領域において，民間団体が重要な役割を果たしており，その活動が国や自治体等による公的支援と接続している点で，本研究の参照対象となる．ただし，両国の支援枠組みは対照的である．フランスは，性ビジネスからの離脱および社会的・職業的統合に向けた支援を制度上明確に位置づけ，認可されたアソシアシオンがその実施主体となっている．一方，モロッコは，イスラム教的規範や婚外性交をめぐる法・社会規範等を背景に，性ビジネス従事者支援を前面に出しにくい社会的文脈を有している．しかし，女性に関連する法制度や支援枠組みの形成・運用には，アソシアシオンが大きな影響を与えてきた歴史があり，国も女性支援における重要な担い手としてアソシアシオンを位置づけ，公的支援や政策枠組みを通じてその活動を支えてきた．

以上を踏まえ，本章では，フランスおよびモロッコの性ビジネスの状況，関連法・政策，官民協働の取り組みおよびアソシアシオンによる支援実践を概観する．

第１節　フランスの性ビジネス関連法と支援

フランスは，性ビジネス従事者支援が法制度上に位置づけられ，認可されたアソシアシオン（民間団体）との協働のもとで実施されている．生活基盤の安定から社会的・職業的統合，ならびに性ビジネスからの移行支援までを含む支援枠組みは，本研究が性ビジネス従事女性の昼職移行支援を検討するうえで，制度設計と運用の両側面から参照しうる対象である．そこで，第１節ではフランスの性ビジネス関連法，性ビジネス従事者支援，およびアソシアシオンによる昼職移行支援の実践を，各国政府の公式資料，公式ウェブサイト，公開報告書等もとに検討する．

１．フランスの性ビジネス従事者と性ビジネス関連法

（１）フランスの性ビジネス従事者の概況

フランスにおける性ビジネス従事者数は，「男女平等および差別撤廃担当省（Le Ministère chargé de l’Égalité entre les femmes et les hommes et de la Lutte contre les discriminations)」（以下，Ministère de l'Égalité）によれば推定約4万人，そのうち30％が未成年であるとされる（Ministère de l'Égalité 2024）．また，「女性に対する暴力からの保護および人身取引対策に関する省庁間ミッション（Miprof)」は，同じく推定約4万人のうち85％が女性，53％がフランス国籍であり，フランス国籍者のうち60％が未成年であるこ

とを示している．性ビジネス従事に関連する相談を行った女性のうち65%が外国籍で，そのうち63%がEU域外出身であったことが報告されている（Miprof 2024）．

近年の性ビジネス従事の傾向として，Miprof（2024）は，路上で性売の相手を探さず，アパートやホテルを拠点にSNS等を通じて性の購入希望者と接触する「宿泊型（prostitution logée）」が増加しており，フランス公衆衛生局の性教育プログラム（OnSEXprime）のサイトには，「Michetonnage[1)]」や「Escorting[2)]」などの用語説明が掲載されている（Santé publique France 2023）．これらを踏まえ， SNS等を介した交渉形態の広がりが示唆されるなかで，上記の約4万人という数が過小評価であるという指摘が，Miprofの資料上に記されている（Miprof 2024）．

なお，Miprof（2024）に掲載されたフランス内務省安全保障統計局（Le Service Statistique Ministériel de la Sécurité Intérieure du ministère de l'Intérieur et des Outre-Mer（以下，SSMSI））の集計によれば，2023年に警察・憲兵により記録された性買あるいはその斡旋による被害者数は1,485人と報告されている（SSMSI 2023）．

図表 4－1　フランスにおいて警察・憲兵に記録された性的搾取関連犯罪の被害者数（2023年）

―うち性買・性売周旋に関連して記録された被害者数（SSMSI）―

属性／被害内容	女性				男性			
	未成年		成人		未成年		成人	
	家庭内	家庭外	家庭内	家庭外	家庭内	家庭外	家庭内	家庭外
性的搾取（総数）	**11470人**							
	8773人				**2697**			
	7477人		**1296**		**2462**		**235**	
	1196	**6281人**	**115**	**1181**	**488**	**1974**	**21**	**214**
（うち）性買および性売周旋に関する被害者数	1485							
	1401				84			
	517		884		31		53	
	26	491	77	807	7	24	0	53
（うち）性買に関する被害者数	160		不明		21		不明	
（うち）性売周旋に関する被害者数	357		不明		10		不明	

（出典）La Mission interministérielle pour la protection des femmes contre les violences et la lutte contre la traite des êtres humains (Miprof) (2024) Lettre de l'Observatoire national des violences faites aux femmesに掲載されたService statistique ministériel de la sécurité intérieure (SSMSI（2023）Base des victimes de crimes et délits 2023をもとに筆者作成

（注）未成年とは18歳未満をさす．

（2）フランスの「北欧モデル」にもとづく性ビジネス関連法

フランスでは，2003年の治安対策法により，公の場での性サービス購入者への勧誘行為について，受動的な態度を含めて犯罪化するなど，性ビジネス従事者側への取締りが強化

された．しかし2016年に「délit de racolage passif（受動的勧誘罪）」を廃止し，代わって性を購入する側を罰する「Loi n° 2016-444 du 13 avril 2016 visant à renforcer la lutte contre le système prostitutionnel et à accompagner les personnes prostituées（性ビジネス制度への対策強化および性ビジネス従事者への支援を目的とする2016年4月13日No.2016－444法律）」（以下，2016年法）を成立させた．この法が北欧モデルに位置づけられることは，第２章で述べたとおりである．

2016年法は，性サービスの購入者に対し，初犯では1,500ユーロ，再犯では3,750ユーロの罰金等を科すことにより，性ビジネスの「需要（購入側）」を抑制する．また同法は「システムとしての性ビジネス」が深刻な暴力を生むとの認識にもとづき，社会の認識変容を促すことも意図していると整理される．そして最大の特徴は，国家政策として「Parcours de sortie de la prostitution et d'insertion sociale et professionnelle（性ビジネス離脱および社会的・職業的統合に向けた支援（以下，PSP））」を制度上位置づけ，離脱を希望する者への支援枠組みを設けた点にある．これは，性的サービスの購入者の抑制と並行して，性ビジネス従事者の，性ビジネスからの離脱と昼職移行の条件整備を図る点で，日本の枠組みとは異なる特徴を有する．

２．フランスの性ビジネス従事者支援（PSP）

（１）PSPの制度設計と実施体制

PSPは，性ビジネスからの離脱および社会的・職業的統合に向けた支援として①個別伴走支援（身体および精神的ケアへのアクセス，セカンドキャリア形成等），②住居支援（住居・宿泊施設の提供），③社会的統合のための財政支援（Aide financière à l'insertion sociale （以下，AFIS），④一時滞在許可（Autorisation provisoire de séjour （以下，APS）を柱として構成する．基本的に支援期間は6か月間であるが，最大24か月まで（三回の更新）が可能となっている．

PSPの参加（開始・更新）は，各県に設置される「Commission départementale de lutte contre la prostitution, le proxénétisme et la traite des êtres humains aux fins d'exploitation sexuelle（県レベル性売対策委員会）」（以下，CDLP）の意見を踏まえ，県知事（Préfet）が許可する．AFISについても，同様にCDLPの意見を踏まえて県知事が決定する仕組みである（図表4－2）．CDLPは，2024年5月時点でフランスのすべての県に設置されており（Ministère de l'Égalité 2024），2025年の資料では101のCDLPが設置済みであることが示されている（Miprof 2025）．PSPへの参加申請は「性ビジネス活動の停止に関する宣誓書（Attestation sur l'honneur de la cessation de l'activité de prostitution）」の提出が必要であり，性ビジネスから離脱意思を明示したうえで，申請が受理される仕組みとなっている．

図表 4－2　社会的統合のための財政支援（AFIS）の対象条件

・PSP（性ビジネス離脱および社会的・職業的統合に向けた支援）に参加していること
・18歳以上であること
フランス国籍であること．または欧州連合（EU）加盟国，欧州経済領域（EEA）加盟国，スイス連邦国籍を有していること．またはCESEDA第L.311-1条で言及されている滞在許可証，これらの滞在許可証の更新申請の受領証，もしくは職業活動を行う権利を有する一時滞在許可証を所持していること．
連帯所得手当（RSA：Revenue de Solidarité Active[3)]）/ 難民申請者手当（ADA：l'Allocation pour Demandeur d'Asile）/一時待機手当（ATA：l'Allocation Temporaire d'Attente ）を受給していない，または申請していない
申請時点で世帯収入が連帯所得手当（RSA：Revenu de solidarité active）の基準額を下回ること（単身者は646.52ユーロ，夫婦（カップル）は969.78ユーロ等）．

（出典）Le Ministre du Travail, de la Santé, des Solidarités et des Familles (2026) Parcours de sortie de la prostitution et aide à l'insertion sociale et professionnelle (AFIS)をもとに筆者作成

AFISの支給金額は，以下のとおりとなっている．

図表 4－3　社会的統合のための財政支援（AFIS）支給額一覧

（2025年12月1日より適用）

状況	AFIS月額
単身者	559.43ユーロ/月
子ども1人を扶養する場合	665.51ユーロ/月
子ども2人を扶養する場合	771.59ユーロ/月
子ども3人を扶養する場合	877.67ユーロ/月
扶養する子どもが1人増えるごと	106.08ユーロ/月の追加支給

（出典）Le Ministre du Travail, de la Santé, des Solidarités et des Familles（2026）Parcours de sortie de la prostitution et aide à l'insertion sociale et professionnelle (AFIS)をもとに筆者作成

なお，PSPを管轄するのは，2013年に「女性に対する暴力防止と人身取引対策に関する省庁横断的機関」として設置されたMiprofである．Miprofは，女性に対する暴力および人身取引等を構造的課題として位置づけ，省庁間連携の促進等を通じて政策の推進を担う．

PSPの参加状況として，2017年の制度開始から2023年末までにPSPの対象となった者は累計1747人であり，そのうち845人が継続中とされる．また，2023年にCDLPがPSP参加審査（新規および更新）のために協議会を開催した状況をみると，60県で複数回，26県で1回のみ，14県では未開催であった．さらに，制度開始の2017年以降，一度もPSPを実施していない県が29県存在しており，地域格差が顕著な課題として指摘されている（Miprof 2024）．

PSP実施が集中しているのはパリを含むイルドフランス地方で，2017年以降では同地域が478件，とりわけパリ市では2017年から2023年の間に344人が参加し，全体の約20％を

占める．なおこの344人のうち，181人がPSP最長期間の24か月を経て支援を修了し，完了時点で95%が職業的に統合され，そのうち57%が無期限雇用契約（CDI）に就いている．一方で41%は有期雇用，一時雇用，職業訓練等，あるいは求職中とされる（Miprof 2024）．

滞在許可証を持たない外国籍参加者に対しては，一時滞在許可証（APS）が発給されており，2023年は，初回発給341件，更新723件と報告されている．また社会的統合のための財政支援（AFIS）については，2017年以降に累計1342人が受給し，2023年の申請者（988人）をみると女性申請者の98%，男性申請者の100%がEU域外出身であり，年齢は男女とも77%が18歳～35歳，うち18%が18歳～25歳である（Miprof 2024）．

図表 4－4　フランスPSPの仕組み

項目	内容
対象者	性ビジネス従事の状況にある18歳以上の者で，性ビジネスからの離脱および社会的・職業的統合を希望する者（性的搾取目的の人身取引被害者を含む）
申請窓口	県知事（Préfet）の認可（agrément）を受けたアソシアシオン（association agréée）に相談し，本人同意の下でアソシアシオンが申請（PSP計画）を作成・提出
決定機関	県レベル委員会（CDLP）の意見を踏まえ，県知事（Préfet）がPSPの開始／更新の許可（不許可）を決定
支援内容	・認可アソシアシオンによる個別伴走支援（健康・福祉・就労等への接続，統合計画の実施） ・AFIS（社会的統合のための財政支援）：PSP参加者が申請し，資力・給付受給状況等の要件を満たす場合に支給 ・APS（一時滞在許可）：外国籍の参加者は，PSP許可に基づき付与される（原則6か月，更新可） ・住居・宿泊支援：PSPの支援項目に位置づけられ，実務上は一般の住居・宿泊支援制度（例：115（緊急宿泊等につなぐ全国番号），SIAO（115を含む受入・オリエンテーション機能）等）やシェルター等と連携して確保
期間	原則6か月．更新により最長24か月（3回更新）
モニタリング	6か月ごとに進捗を確認し，CDLPの意見を踏まえて県知事（Préfet）が更新または終了を決定

（出典）Miprof（2024）lettre de l’Observatoire national des violences faites aux femmesおよびLa Préfecture de la région d’Île-de-France, Direction régionale aux droits des femmes et à l’égalité.（n.d.）Repérage et accompagnement des personnes en situation de prostitution : Guide pratique à destination des professionnel.le.s. Parisをもとに筆者作成

（2）PSP受託アソシアシオン

PSPの実施は，少なくとも三年以上前から適法に届出され，定款上，性ビジネスの状況にある人，人身取引被害者，暴力被害女性，困難な状況にある人々への支援を掲げるアソシアシオンのうち，県知事（Préfet）から認可（agrément）を受けたアソシアシオンに委ねられる．「アソシアシオン」とは，檜谷の説明によれば「フランスにおける民間非営利

組織（NPO）の主要な形態であるが，その規模や性格，活動分野はきわめて多様である．」（檜谷2001：74）と説明している．現在フランス本土および海外県において，計121のアソシアシオンが認可を受けてPSPを実施している（Ministère de l’Égalité 2024）．これらを一括して掲載する政府資料については確認ができていないが，省庁の公式ウェブサイトで断片的なリストが掲載されており，また公式ウェブサイトにて認可が確認できたアソシアシオンもある．これらの資料等を基に，PSPの主要認可アソシアシオンを図表4－5に整理した．

図表にある６つのアソシアシオンをみると，アソシアシオンC，D，Fは全国展開し，複数拠点を有する大規模アソシアシオンであり，アソシアシオンEとHは複数拠点を有する中規模アソシアシオン，Gはパリ市とその周辺を拠点とする小規模アソシアシオンとして位置づけられる．なかでもアソシアシオンHは，2017年に設立された比較的新しい団体であり，現在はフランス国内に5拠点を有し，PSPを実施している．公式ウェブサイト等からは，平均24か月の支援過程，就労支援の内容と実績，参加者に関する成果や到達状況，PSP修了後の継続的フォローが比較的具体的に確認できる．また，支援内容を「社会的・職業的インサーション（insertion sociale et professionnelle）」として示しており，とくに就労支援に特徴を有する．そこで本研究では，アソシアシオンH（以下，団体H）を，PSP制度と認可アソシアシオンによる支援実践の関係を具体的に示す参照事例として取り上げる．

図表 4−5　フランスにおけるPSP認可アソシアシオンの概要（主要アソシアシオン）

団体名	PSP参加者情報	職業訓練・就労支援	社会的統合支援	設立／支部数／展開地域
団体C	2024年：131人	・大都市圏：フランス語＋職業統合準備（8か月） ・海外都市圏：裁縫研修（国家認証資格に対応），女性主体のブランド認証ラベル　取得，自営伴走 ・地方都市圏：企業連携によるファッション・料理・販売分野の有給研修 ・地方都市圏：フランス語＋料理研修	法律相談，同行支援，予防教育，政策提言	・1937年設立 ・全国最大規模，地域ごとに特色ある研修を展開 ・25支部＋3アンテナ，30以上の県で活動 ・2024年PSP認可：16支部
団体D	地域別に人数公表 (全国集計は未確認) パリ2024年：新規34人，累計164人が参加	宿泊・生活安定支援＋就労移行支援（生活基盤安定後に訓練機関・雇用サービスに連携）	住居支援，同行支援，地域連携	・1946年設立 ・地域密着型で居住支援に強み
団体E	PSP委託団体に認可 参加者数は未確認	・独自プログラムとして女性対象の裁縫アトリエ，若者対象の建築塗装入門研修提供 ・就職市場での基礎スキルを提供し社会的統合を目指す.	路上アウトリーチ， 住居・行政サポート	・1981年設立 ・路上アウトリーチ型支援， 具体的職業訓練を展開 ・パリを中心に複数都市で展開
団体F	参加者数は未確認	法律相談・就労相談・研修 （具体職種は未確認）	暴力被害者支援， 啓発，社会的研修	・1972年設立（パリ） ・民間団体であるが，政府認可・補助金を基盤に運営 ・女性と家族の権利保護という公共的役割を担う点で準公的性格を持つ ・98のCIDFFがフランス本土・海外領土を含む全土に設置され，うち24のCIDFFがPSP認可
団体G	2024年参加者：20人（新規5人，継続15人）	・外部研修機関に連携：2024年は37人が研修参加，うち20人が2024年新規参加 ・2024年就労・研修契約：計22人 CDI（無期雇用）7件 CDD（有期契約）3件 CDDI（社会的インクルージョン契約）12件 ・2024年研修：8名(語学研修，受付，警備員研修(RATP連携)，病院職員研修，介護助手研修等)	住所登録，宿泊支援，心理相談，健康支援（迅速診断検査・歯科・心理士巡回）	・1994年設立活動開始1990年／法人設立 ・移動型アウトリーチ（バス，週16サイト訪問）にて相談，啓発，感染症迅速診断等に対応 ・現・元性ビジネス従事者を対象 ・パリ拠点，イルドフランス広域
団体H	2024年参加者：新規11人，修了10人	外部研修＋自前雇用（清掃，社員食堂等，クリーニング（予定）），フランス語研修	心理的伴走、住居支援、難民保護申請支援	・2017年設立 ・新興の就労特化型団体 ・現在5拠点 ・2022年PSP認可

（出典）筆者作成

（注）本表は，複数の報告書，公式ウェブサイト等を照合して作成したものであり，全てのアソシアシオンを網羅するものではない.

（注）CDDI（Contrat à durée déterminée d'insertion）は，就労困難者を対象に，IAE（就労を通じた社会的・職業的インサーション）の枠組みで締結される支援付き有期雇用契約であり，一般に4〜24か月の期間で更新可能とされる.

3．フランスの民間団体によるPSP実施

団体Hは，他団体でボランティア活動をしていた人物が，性売に従事する若い数人の女性と出会い，彼女たちがその生活から離れ，新たな生活を始めたいと望んだことを契機として，2017年にフランスの地方都市で設立された．2022年にPSPの実施に関する認可を受け，現在は全国に5拠点を有し，PSPを実施している．

団体Hの社会的・職業的統合支援は，公式ウェブサイト上では①事前段階，②自己の再建，③未来の構築，④飛び立ち，の4段階で示されており，平均24か月を要するとする．各段階の具体的内容は，図表4－6に整理したとおりであり，生活基盤の安定，職業スキルの習得，社会的自立の三本柱で構成されていると整理できる．また，支援終了後も，長期的なつながりが提供されていることが確認できる．

図表 4－6　団体HのPSPプロセス各段階の具体的内容

事前段階	1年目　自己の再建	2年目　未来の構築	飛び立ち
現状，希望，解決すべき困難（支配・住居・健康・子ども）の把握（面談）	PSP正式参加	国際保護取得： 多くの参加者が，人身取引ネットワークの被害者として「国際保護（難民認定・補完的保護）」取得	修了後の伴走支援： 修了後3か月間は積極的にフォロー，職業プランが順調に進むよう支援
専門機関連携（医療，心理，住居，亡命申請等）	雇用契約（週24時間勤務）の締結（無期雇用(CDI)，あるいは社会的包摂雇用契約(CDDI)）	自立のための住居確保	安心して戻れる拠点： 希望があれば無期限で支援を継続，「安心して戻れる拠点」として存在し続ける
社会的・職業的統合プログラムの紹介	基礎研修（2週間）： 団体が提供する就労分野（清掃業，飲食，クリーニング等）の入門研修	就労面談	・平均して24か月を経て修了 ・フランス語力の向上による訓練・就労応募可能な状態 ・プログラム修了後への主な移行先は，飲食業や対人支援分野（保育，介護など）
就労分野（清掃業，飲食業など）の短期インターンシップ	フランス語研修： 専門機関による授業（週6時間，就業時間内）	報酬を維持したままの職業体験	
フランス語，文化入門ワークショップ（ボランティア等）	定期面接	求職活動準備： 履歴書（CV）や面接練習、職業紹介フォーラムへの参加	
PSP参加申請書提出	必要に応じて専門機関へつなぐ（医療、心理支援、住居、法的支援等）	フランス語学学習の継続： 専門機関に授業（週6時間，勤務時間内）	
	職務スキルの継続研修： ホテル，レストラン，清掃，ランドリー／クリーニングでの技術強化	生活面の伴走： 必要に応じて面談，自立に向けた支援継続	
	就労面談： 職場で直面する困難を乗り越えるためのサポート		

（出典）団体公式ウェブサイトの図表をもとに筆者作成

公式ウェブサイトでは，職業訓練の場として，ホテルや会社の清掃業，社員食堂などの飲食業，衣類クリーニング業が紹介され，100社以上の企業と連携していることが示されている．ここでいう企業連携は，就職先の紹介にとどまるものではなく，企業から清掃等の業務を受託し，実際の職場に近い環境で就労経験を積む機会を確保するものとして位置づけられる．団体Hは，ホテル，オフィス，観光用宿泊施設等の清掃業務を担い，参加者は就労時間内に職業訓練やフランス語学習を受けながら，職場で求められる技能や態度を身につけていく．さらに，2024年には社員食堂等の飲食分野への展開が進められ，飲食関連企業との連携が形成されている．このように，団体Hの就労支援は，支援内部で完結す

る訓練にとどまらず，企業との業務連携を通じて，労働市場との接点を段階的に形成する仕組みであるといえる．

2024年の報告書には，参加者の証言として，「就業準備，計画の立て方，チームでの協力の仕方を学んだ」と記されているように，団体Hは，職業訓練を単なる特定職種への就労準備と位置づけるのではなく，多職種にも応用できる「横断的スキル」と，就労の持続性に不可欠な「職業的スキルと態度」の獲得の機会として位置づけている．また，別資料に掲載された参加者の証言には，就労経験や給与を伴う活動を通じて，収入を得るだけでなく，生活が変化し，承認や自由を感じ，自分で行動できる範囲が広がったことも示されている．この点から，団体Hの就労支援は，単に雇用に接続する支援ではなく，生活の再建と自信の回復を伴う支援として機能しているといえる．そのうえで，支援職種の選定基準として，①未経験・無資格でも取り組めること，②フランス語能力や母語の識字が十分でなくても従事可能であること，③人材不足のため労働市場で需要が高い分野であること，の三条件を挙げており，これらに適合する職種として「清掃」「飲食」「クリーニング」を位置づけている．

すなわち，団体Hにおける企業連携は，参加者を労働市場へ直ちに送り出すための単なる就職先の紹介ではなく，生活の安定，職業経験の獲得，横断的スキルの獲得，その後の持続的就労への移行を段階的に支え，伴走する実践として位置づけられる．

第２節　モロッコの性ビジネス関連法と女性支援

モロッコは女性に関連する法制度や支援枠組みの形成・運用に対してアソシアシオンが強い影響を及ぼしてきた点に特徴がある．これは，民間団体の実践や提言を背景に女性支援制度が形成されてきた日本の文脈とも，共通する論点を有している．

他方でモロッコはイスラム教を国教とし，婚外性交渉に対する文化的禁忌が存在することにも関連し，フランスのPSPのような性ビジネス従事者を対象とする支援の制度化は容易ではないと考えられる．この点は，法制度や宗教的背景は異なるものの，性ビジネス従事者を名指しした支援が前面化しにくいという意味で，日本の文脈とも比較可能な論点を有している．

このような点から，モロッコにおける女性支援とアソシアシオンの実践を検討することは，日本における官民協働による支援枠組み，とくに生活基盤の安定から昼職移行支援までを含む支援のあり方を検討するための参照枠となりうる．そこで，第２節では，モロッコの性ビジネス関連法，女性支援枠組み，およびアソシアシオンによる女性の職業訓練・経済的自立支援の実践を，各国政府の公式資料，公式ウェブサイト，公開報告書等をもとに検討する．

１．モロッコの性ビジネス従事者と性ビジネス関連法

（１）モロッコの性ビジネス従事者の概況

モロッコの性ビジネス従事者数については政府統計としての数値は確認できないが，2011年にモロッコ保健省が実施した調査（ラバト，フェズ，タンジェ，アガディール）に関する報道によれば，首都ラバトは7,333人，調査対象4都市全体で合計19,000人の性ビジネス従事者が存在すると推定されている（Le360 2015；Médias24 2015）．また，主要観光都市のカサブランカおよびマラケシュなどを含め，全国で約5万人の性ビジネス従事者が存在するとの報告もある（Fondation Scelles 2019）．さらに，第１章第１節に示した図表1－1のとおり，UNAIDSの公開データベース「Key Populations Atlas」によれば，2017年のモロッコの「Sex Workers」の推計人口は７万2,000人であるとされ（UNAIDS 2024a），一定数の性ビジネス従事者が存在することが確認できる．

2011年の保健省調査に関する報道によれば，性ビジネス従事者のうち2%が既婚，62～73%が24歳前に離婚あるいは死別を経験し，50～80％は単身世帯で，45～85%の女性が3人以上の扶養家族を抱えているとし（Le360 2015），経済的困窮と性ビジネスの関連がうかがえる．初回性交は配偶者であったとする回答が多い一方で，11～25%が性暴力（強制）経験を報告している．なお，既婚女性が性売行為をした場合は夫から姦通罪として告訴される可能性があり，たとえ性ビジネス従事を夫から強制されていた場合でも証明が困難で，多くの場合は女性だけが罪に問われる．その結果，社会的差別や否定的評価を内面化し，自らを価値のない存在として認識してしまう傾向にあり，アルコールや薬物に依存してしまう場合も少なくないことが指摘されている（Fondation Scelles 2019）．さらに観光産業を背景とした性的搾取（sex tourism）や，児童の性的搾取も課題として指摘されており，この点からも経済的要因と関連が想定される．

なお，2025年のWEFのジェンダーギャップ報告書によれば，モロッコは148か国中137位（0.628）と，ジェンダー不平等が相対的に大きい国（下位20か国）に位置づけられており，特に「経済参画」が148か国中143位と低位にある（WEF 2025）．

また，世界銀行の資料によれば，モロッコにおける2024年の労働力率は女性19.5%，男性68.4%と大きな開きがあり，女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者割合）は2024年で17.48%にとどまる（World Bank 2025）．さらに，女性の就労拡大を阻む要因として，現代においても持続する社会規範（伝統的役割分担）のほか，交通や保育などのインフラ未整備が指摘されている（World Bank 2021）．このような女性の就労機会が制約されやすい社会の構造において，生存のための「やむを得ない選択」として性ビジネスを選ぶ女性の存在が示唆される．

以上の概況を踏まえ，次にモロッコにおける性ビジネスをめぐる法的枠組みを概観する．

（２）モロッコの性ビジネス関連法

モロッコでは日本の「売春防止法」のような，性売を専ら取り扱う法律は確認できず，1962年に公布され，1963年に施行されたモロッコ刑法典「Code pénal du Maroc / القانون الجنائي المغربي（以下，モロッコ刑法）」において，性犯罪や性売の周辺行為に関連し規定されている．具体的には，性的道徳に対する罪／性犯罪に関する規定（第483条～488条），同

性愛行為の禁止（第489条），婚外性交・性売およびその周辺行為（第490条～503条）に関する条文が示されている．

第498条1～3号には「性売の助長」「性売の収益の一部を受け取る，または性売等を常習する者から金銭的給付を受ける」「性売等を常習する者と同居して生活する」等が明示されている．性売行為自体を直接的に禁止する条文はないが，婚外異性間性交（第490条），第三者による性売の斡旋・収益化・仲介（第498条），性売を目的とする施設運営を処罰する内容（第501条）に加え，公共の場における勧誘（racolage public）を禁止する条文（第502条）がある．なお，性売を合法化する制度（許可・登録等）を定める規定は確認できない．

モロッコ刑法は1962年の制定以来改正を繰り返し，2014年の「アミナ・フィラリ事件[4)]」を契機に「強姦犯が被害少女と結婚すれば免責される」とした第475条が削除され，2016年には人身取引罪の条文が追加されている．

さらに，女性を暴力から守る法律として，「女性に対する暴力との闘いに関する法律（Loi 103-13 relative à la lutte contre les violences faites aux femmes（以下，対女性暴力法））」が2018年に制定され，同年9月に施行された．性犯罪や家庭内暴力の定義や罰則を強化し，ハラスメント，ストーキング，搾取的結婚の禁止が明文化された（図表4－7）．なお同法第10条には，裁判所，警察署，国家憲兵隊などに「女性被害者支援ユニット（Cellules de prise en charge des femmes victimes de violences)」の設置義務が明記され，裁判所88か所，警察に133か所，さらに病院に99か所のユニットが整備されたと記録されており（2023年時点），制度が段階的に拡充していることがわかる（ASF 2019；Association Adala et DCAF 2023）．

図表 4－7　「女性に対する暴力との闘いに関する法律（Loi 103-13)」の主要内容

主な規定	内容
暴力の定義	身体的・心理的・性的・経済的暴力を包括的に定義
家庭内暴力への対応強化	家庭内（配偶者等）で生じる暴力について刑事罰の枠組みを整備・強化
性的ハラスメント・付きまといの処罰	公共空間等における性的ハラスメント・付きまとい等の嫌がらせ行為を処罰対象として明確化（罰則強化）
未成年者保護	強制結婚等に対する処罰を規定
保護命令制度	裁判所による保護措置（接近・連絡禁止等）の導入
支援ユニット設置	警察・検察・裁判所に女性・子ども支援ユニットを設置
啓発と予防	予防（啓発）・関係機関の連携を促す枠組み（委員会設置等）

（出典）Bulletin Officiel du Royaume du Maroc（2018）Loi No.103-13 relative à la lutte contre les violences faites aux femmes, Bulletin Officiel, 12 mars 2018をもとに筆者作成

またモロッコの女性に関わる重要な法律として，通称ムッダワナと呼ばれる家族法典「Code de la famille/مدونة الأسرة (Moudawana al-Usra)」（以下，ムッダワナ）がある．これ

は，1957年に制定された「個人身分法典」を前身とし 2004年に大幅改正され（図表4－8），家庭の共同責任が明文化され，成人女性の婚姻における自立を認めた．また，結婚年齢を男女ともに18歳とし，一夫多妻制については，裁判所の許可，例外的・客観的理由，扶養能力等の要件を課し，既存の妻を手続に関与させるなど，制限を厳格化した．夫の専権事項であった離縁（répudiation）は裁判所の事前許可が必要とされ，女性による離婚（divorce）の権利も拡大された．加えて，家庭の運営は夫婦が協働で担うものとされ，離婚の際には監護権を得た親が住居を保持できるようになった（Outaleb, F. and Sadiqi, F. 2021）．

図表 4－8　2004年モロッコ家族法典「ムッダワナ」改正の主要点

改正点	内容
家族の共同責任	家庭の運営を夫婦の共同責任として位置づけ，夫婦の協働を明確化した
成人女性の婚姻後見の任意化	成年女性は後見人なしで結婚できることを明確化し，希望すれば父や親族に委ねることも可能となった
結婚最低年齢	男女とも結婚最低年齢を 18 歳に統一．裁判官の許可により例外が認められる場合がある
複婚制の制限	廃止されてはいないが，裁判所の許可，扶養能力，公平な処遇の可能性等が求められ，既存の妻を手続に関与させるなど，厳格に制限された
国外婚姻の承認	国外で成立した婚姻について，一定の要件（手続・証明等）を満たす場合に国内での承認が可能となる枠組みを整備した
離婚・離縁（répudiation）の司法関与	離婚（離縁を含む）は司法の関与の下で行う枠組みとし，裁判所手続（申立て・審理等）を通じて統制する仕組みを強化した
離婚（divorce）の権利拡大	女性も離婚を請求できるようになり，申請条件が緩和された
夫婦の権利義務	夫婦の相互の権利義務（相互扶助・尊重等）を整理し，家族関係を一方の専権に置かない規定構造を明確化した
離婚時の居住・監護の保護	離婚局面における居住の確保・住居からの排除の抑止等，居住に関する保護措置を位置づけた

（出典）Outaleb, F. and Sadiqi, F. (2021) The 2004 Moroccan Family Law (Moudawana): Home-grown Islamic Feminism with Potential to Growの 112-124.およびBulletin Officiel du Royaume du Maroc (2004) Moudawana：Code de la Famille, Bulletin Officiel, No.5184, 5 février 2004をもとに筆者作成

ムッダワナ改正により，モロッコは中東・北アフリカにおいて，ジェンダー平等の推進における最も先進的な法的枠組みを有する国の一つとなったと，国際人口開発会議（ICPD）25周年記念サミット報告書に記されている（公益財団法人アジア人口・開発協会 2020）．

（3） 刑法構造の課題

このように2000年以降大きくジェンダー主流化が前進するモロッコであるが，刑法をめぐっては課題も指摘されている．

NSWPの報告書には，モロッコ刑法典において「客引き（soliciting）」や「退廃行為の教唆（incitement to debauchery）」の概念が曖昧であり，日没後に一人でその場にいることや服装のあり方などを含め様々な行為に適用されうること，そして警察および司法制度による取り扱いは一貫性を欠くと指摘している．さらに同性愛行為の禁止（第489条）を規定しており，男性およびトランスジェンダーの性ビジネス従事者は二重に犯罪化されること，そして性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティに基づく差別とスティグマにも直面していることも指摘されている（NSWP 2022a）．また，婚外性交（第490条）等により当事者双方が処罰対象となりうるが，運用面では未婚女性の妊娠等を契機として女性が訴追されやすいことが報告されている（Mobilising for Rights Associates 2022）．

また，モロッコの30のアソシアシオンがまとめた女性の権利に関する報告書には，モロッコ刑法典の改正により未婚の母から生まれた子どもも戸籍上認められるようになった一方，父親が認知しなければその子の名前には差別的な接頭辞「Abd（召使い，奴隷の意）」が付され，「父不詳の子」として扱われることを指摘している（Association Démocratique des Femmes du Maroc 2022）．加えてNSWP（2022b）のモロッコ報告書には，有罪者の情報が国家の監視システムに登録されるため，有罪となった性ビジネス従事者と一緒にいるところを見られることが他の性ビジネス従事者にとって脅威となる．そのため有罪となった性ビジネス従事者は，釈放後にさらなるスティグマが付与されること，暴力の被害者でも被害を通報した場合に性売や同性愛行為で逮捕される可能性があること，人身取引法は体系的に適用されておらず，性売を強要されたトランスジェンダーの人々が保護の対象になっていないこと，また移住者の性ビジネス従事は法的地位（滞在資格）や差別に関連し特有の困難を抱える，と指摘する．

モロッコの性ビジネス関連法の規律構造を日本と比較すると，以下の図表4－9のようになる．

図表 4－9　モロッコと日本の性ビジネス関連法の規律構造（概略）

比較項目	モロッコ	日本
性を売る側	性売そのものを直接禁止する条文は確認できないが，婚外性行為（第490条）や公共の場における勧誘（第502条）等を通じて処罰対象となりうる	「売春」を禁止するが（売春防止法第三条）直接罰則を置かず，勧誘・周旋等の周辺行為が処罰対象となる
性を買う側	婚外性交（第490条）等により理論上処罰対象となりうるが，性の購入それ自体を処罰する規定ではない	性を買う側は原則として処罰対象とされない，児童買春等は別途処罰対象
実際の摘発	街頭等の可視化された場面（勧誘等）に集中しやすいとの指摘	客待ち・勧誘・周旋等の周辺行為を中心に取締り

（出典）筆者作成

モロッコは性売禁止の規定はないが，刑法典の複数条文を通じて処罰対象となりうるのに対し，日本は「売春」を禁止するが直接罰則は置かれず，両国の規定構造は対照的である．しかし，性売を制度的に承認しない枠組みの下で，性ビジネス従事者が社会的に否定的なまなざしに晒され得る点は共通しており，性ビジネス従事者の周辺化や支援へのアクセスの困難さへと結びつくことが示唆される．

2．モロッコの女性支援

（1）モロッコのアソシアシオン

モロッコに関する文献では，民間団体について「NGO」と表記される場合があるが，八田（2008）によれば，モロッコでは一般的に「アソシアシオン（association）」という語が用いられている．本研究では，文献上の「NGO」や「association」を，本研究における民間団体に含まれるものとして扱い，本節では，現地で一般的に用いられる「アソシアシオン」に統一する．

Sadiqi（2012; 2013）によれば，1980年代以降，女性の地位向上やジェンダー平等を掲げるアソシアシオンが都市部を中心に設立され，1990年代後半からは，地域の女性特有の問題を扱うことを目的としたローカルなアソシアシオン等が小都市や町にも生まれ，家庭内暴力・性的暴力の被害女性への支援が展開されてきた．また，1999年の国王即位後には，女性の権利侵害，不正，暴力，周辺化が社会の発展を阻害するという趣旨の国王声明が示され，女性を公的部門の役職に就任させる人事も行われた．こうした政治的環境の変化のなかで，市民社会レベルにおいても，女性支援アソシアシオンの活動が活発化していった．

Sadiqiは，この時期の女性支援アソシアシオンのタイプを，「国家の非効率な構造によって取り残されている人々とのギャップを埋めるためサービスを提供し，具体的な問題に対し現場で可能な手段を用いて対処する活動を行う」ものと，「アドボカシーやロビー活動を中心に活動し，女性の法的権利や市民的権利が尊重される社会の創造を目的とする」ものの二つに整理している．これらアソシアシオンは，モロッコ社会におけるジェンダー役割を変化させ，女性たちが自ら置かれている状況を批判的に捉え，社会変革を生み出すための条件を形成してきたとSadiqiは評価している（Sadiqi 2012）．

さらに，女性支援を含む多様なアソシアシオンの発展を後押ししたものとして，モロッコの国家政策「人間開発に係る国家イニシアティブ（Initiative Nationale pour le Développement Humain，以下，INDH）」がある．INDHは2005年に発表され（第1期は2006～2010年），①農村部貧困対策プログラム，②都市部における社会的格差対策プログラム，③生活困窮者対策プログラム，④横断的プログラム，の4つのプログラムで構成される．地方公共団体やアソシアシオンがプロジェクトを企画し，地方政府あるいは県庁等へ申請し審査を受けるという，参加型のボトムアップ・アプローチを採択した（在モロッコ日本国大使館 2007；八田 2008）．

八田（2008）は，このアプローチについて，ニーズに直結し，地域住民・アソシアシオン等の市民社会のオーナーシップおよびガバナンスの向上に期待できる点を評価している．また，同アプローチによって政府と住民との協議メカニズムが機能するようになり，アソシアシオンの数が増加し，市民社会の活性化を牽引したこと，そして未成熟なアソシアシオンに対しても政府の支援体制が整備されていたことを，八田は肯定的に捉えている．加えて，モロッコのアソシアシオンは，政府の対応が行き届かない様々な分野で活動してきた歴史を有し，貧困や格差の緩和にも寄与してきたとされる．

このようなINDHによる参加型の開発枠組みは，アソシアシオン一般の活動基盤を拡大しただけでなく，女性支援アソシアシオンが地域社会の課題に関与する条件を広げたと考えられる．Sadiqi（2012）は，女性支援アソシアシオンが，政治面では都市部と地方のギャップを橋渡しし，社会面では女性自身が公的問題に関する社会的役割を自覚する契機をつくり，経済面ではマイクロクレジット等を通じて女性の経済的自立を促してきたと述べる．この点から，モロッコの女性支援アソシアシオンは，行政の支援を補完するサービス提供主体にとどまらず，女性の権利保障，社会参加，経済的自立を支える市民社会の担い手として位置づけられる．そのうえでSadiqiは，モロッコを，女性支援アソシアシオンの活動家たちの取り組みが，国家レベルの人権問題や開発政策に明確な影響力を及ぼしてきた，目下のところアラブ世界における唯一の国として評価している．

以上を踏まえると，本節1．で整理した2000年以降のモロッコにおける刑法典・ムッダワナ改正，および対女性暴力法の制定といった法制度の変化は，Sadiqi（2012; 2013）が論じるように，アソシアシオンによる女性支援の実践や提言の蓄積を背景の一つとして位置づけることができる．

（2）モロッコの女性支援制度におけるアソシアシオンの位置づけ

ここまで，モロッコではアソシアシオンが市民社会活動の担い手として発展してきたことを概観した．そこで，次に，モロッコにおける女性支援政策や制度において，どのようにアソシアシオンが位置づけられているかを整理する．

モロッコでは，女性政策の横断的枠組みとして，「平等のための政府計画（Plan gouvernemental pour l’égalité，以下，ICRAM）」が実施されてきた．家族省によれば，「ICRAM 1（2012～2016年）」および「ICRAM 2（2017～2021年）」の二期にわたり，ジェンダー平等に関する政府部門の取組を統合・調整する参照枠として位置づけられている（Ministère de la Solidarité n.d.a）．ICRAM 2では，女性の経済的エンパワーメント，女性の権利保護，女性への暴力対策，ジェンダー主流化等が主要な柱として示されている（Ministère de la Solidarité 2018）．このように，モロッコでは，女性支援が個別の事業としてだけでなく，政府全体の平等政策のなかに位置づけられてきたことが確認できる．

こうした枠組みのもとで，家族省はアソシアシオンとの協働を重視し，毎年，アソシアシオンを対象に支援事業の提案を公募している．その主要な支援対象の一つが，「暴力被害女性のための相談・法的オリエンテーションセンター（Centres d’écoute et d’orientation

juridique des femmes victimes de violence，以下，暴力被害女性センター)」である．センターを運営するアソシアシオンに対しては，三年契約の財政支援が行われている．家族省のウェブサイトには，2012〜2020年の間に288センターが支援対象となったことが示されている．なお，これらのセンターは，主に相談と法的・社会的支援の拠点として位置づけられている（Ministère de la Solidarité n.d.b)．

また，暴力被害女性支援の体制強化は，相談拠点への財政支援にとどまらず，施設整備を通じても進められている．暴力被害女性のための施設強化の一環として「多機能施設（Etablissements multifonctionnels pour les femmes，以下，EMF)」の全国展開が進められている．政府のオープンデータでは，地域・県別に105施設が一覧化され，各施設に対応するアソシアシオン名が記載されている（Data.gov.ma 2024)．これは，行政が制度枠組みや資源配分を担い，アソシアシオンが現場の支援提供を担う形で，官民の役割分担に基づく協働が組織化されていることを示している．なお，EMFは主として困難な状況にある女性，とりわけ暴力被害女性に対する保護・相談・社会的支援の拠点として位置づけられているが，施設によっては職業訓練や経済的自立支援の機能を併せ持つ場合もある．

さらに，女性への暴力対策については，「女性・少女に対する暴力との闘いに関する国家政策2030（La Politique nationale de lutte contre la violence à l'égard des femmes et filles à l'horizon 2030)」が策定されている．同政策は，女性保護の強化を目的とし，予防，保護，支援・ケア，司法的追及を中心に構成されている．策定にあたっては，関係省庁，地方議員，市民社会組織，女性に対する暴力に取り組むアソシアシオン，暴力被害女性支援委員会，地域・地方レベルの支援調整機関，国際機関等との協議が行われた（Ministère de la Solidarité 2021)．このことから，モロッコの女性への暴力対策において，アソシアシオンは支援実施主体にとどまらず，政策形成過程にも関わっていることが確認できる．また，同政策が性的搾取や人身取引，移民女性，難民女性等にも言及している点は，性ビジネス従事女性が抱えうる困難が，暴力，搾取，脆弱性の枠組みを通じて女性支援制度に接続される可能性を示している．

また，2020年2月には，モロッコ全国女性連合（Union Nationale des Femmes Marocaines）が中心となり，家族省をはじめとする複数の政府機関との連携のもと，「Kolona Maak」というプラットフォームが立ち上げられた．これは，24時間週7日対応可能な電話とモバイルアプリを通じ，女性および少女からの相談・被害申告を受け付け，公的機関や支援サービスにつなげる仕組みである．就労や職業訓練，起業支援に関するオリエンテーション機能も備え，被害女性や困難な状況にある女性の社会的自立を後押しする役割を担っていることが報告されている（Ministère de la Solidarité n.d.b)．

他方で，モロッコの女性支援は，暴力被害への対応に限定されず，女性の経済的エンパワーメントにも広がっている．2020年7月には，「2030年に向けた女性と少女の経済的エンパワーメントのための国家統合プログラム（Maroc ATTAMKINE：Programme national intégré d'Autonomisation Économique des Femmes et des Filles à l'horizon 2030)」が承認されている．家族省の説明によれば，同プログラムの策定にあたっては，政府部局，国家

機関，地域アクター，技術・資金パートナー，研究機関に加え，市民社会アソシアシオンを含む多様な関係者との協議・ワークショップが実施された．このことから，アソシアシオンが支援の実施主体であるだけでなく，政策の設計にも参画していることがうかがえる．さらに，同プログラムは，女性の経済機会へのアクセス強化の手段として，アソシアシオンや協同組合への支援を重視している（Ministère de la Solidarité n.d.c）．このことから，モロッコの女性支援は，暴力被害への対応にとどまらず，職業訓練，起業，協同組合活動，収入創出活動を通じた経済的自立支援へと展開していることがわかる．

その後，2023年には，より包括的な政策枠組みとして政府平等計画「Plan gouvernemental pour l'égalité 2023-2026」が示された．同計画では，女性のエンパワーメントの促進，女性の保護と福祉の向上，権利と価値の推進を柱とする方向性が示され，省庁，国家機関，地方当局，市民社会組織，民間部門の参加にもとづくアプローチが構想されている（Le Chef du gouvernement 2023）．

以上より，モロッコの女性支援は，地域に根差したアソシアシオンの独自活動を基盤として展開してきたが，近年では国家の制度枠組みと接続するかたちで，制度化・組織化が進んでいることがわかる．その一方で，アソシアシオンはサービス提供の担い手にとどまらず，政策形成過程への参画や現場にもとづく提言を通じて，制度の形成や改善を支える役割を果たしているといえる．

（3）女性支援の運営主体としてのアソシアシオン

ここまで，モロッコにおけるアソシアシオンの発展と，現代女性支援における役割を概観した．そして「暴力被害女性センター」や「多機能施設（EMF）」などにおいて，アソシアシオンが運営主体として重要な役割を担っていることを整理した．

暴力被害女性センターについては，一般公開された形で全国網羅の連絡先一覧（データベース）が確認できず，支援対象者の安全確保や秘匿性への配慮から，公開されていない可能性がある．そのため，本研究では，一般公開された資料として確認できるEMFの公式リストおよびEFIのリーフレットを中心に，女性支援を担うアソシアシオンの整理を行った．

EMFについては105施設の一覧が公式データで確認できる．また，国際的な政策プラットフォームであるEuroMed Feminist Initiative（以下，EFI）の女性への暴力対策プロジェクトが作成した，女性の相談先や支援先を掲載したリーフレット（EFI 2025）には，①相談支援，②安全確保・住居（宿泊／保護・シェルター等），③心理社会的・心理的支援，④法律相談・法的援助，⑤研修・能力強化支援（職業訓練・スキル形成等），⑥経済的自立支援（エンパワーメント），⑦暴力防止に向けた啓発・参加促進，の項目ごとに110の支援先（主としてアソシアシオン）が整理されている．なおこの110の数は異なるアソシアシオンの数ではなく，窓口の数であり，同一アソシアシオンが複数都市・複数項目で重複掲載されているため，そのままアソシアシオンの数を示すものではない．

以上を踏まえ，本研究ではEFIのリーフレットを中心に，EMFの公式リスト，国際機関の報告書および各アソシアシオンの公式ウェブサイトの情報を照合し，女性支援を担うモロッコの主要なアソシアシオンを以下の図表4－10に整理した．

図表 4－10　モロッコの女性支援を担う主要なアソシアシオン

団体	設立年	主な活動都市	相談支援	シェルター	心理支援	法的支援	職業訓練	資金支援／経済的自立支援
団体I	1987年	カサブランカ，ラバト，アガディール，フェズ，マラケシュ、メクネス等，15都市	◎	○	○	○	○（調理・裁縫・美容・料理）	－
団体G	1999年	カサブランカ（周辺も含む），マラケシュ等	◎	○	○	○	○（調理・製菓，美容，裁縫）	△
団体K	1985年	カサブランカ市内（複数拠点）	◎	○	○	○	◎（サービス業，飲食，製菓，ハマム・フィットネス，受付，レジ業務等）	○
団体L	2003年	マラケシュ	○	△	○	○	△	△
団体M	2012年	マラケシュ	△	－	－	－	◎（調理・接客／団体運営レストランでの実地訓練）	－
団体N	1992年	カサブランカ	○	－	○	○	－	－
団体O	1995年	カサブランカ	○	－	○	○	△	－
団体P	1995年	ラバト	○	－	○	○	－	－

◎＝「団体の主要活動として強調されている（複数出典で確認）
○＝「実施が資料で確認できる」
△＝「限定的／部分的に確認」
－＝「出典から確認できず」

（出典）EuroMed Feminist Initiative (2025) Trouver de l'assistance près de chez vous. : Le répertoire des services disponibles pour les victimes et les survivantes de violence au Marocを中心に，各アソシアシオン公式ウェブサイトをもとに筆者作成

（注）本表は，複数の報告書，広報資料，公式ウェブサイト等を照合して作成したものであり，全てのアソシアシオンを網羅するものではない．

図表4－10のリストは，数多く存在するモロッコの女性支援アソシアシオンの一部である．小規模アソシアシオンについてはSNS等を介した情報提供が中心であり，実績を公開情報から確認できるアソシアシオンを中心に整理した．これらから，主要アソシアシオンが相談から自立までを包括的に支援していることが確認できる．また，モロッコでは，被害女性センターや多機能施設（EMF）などを通じて女性支援の制度化が進められており，その運営・実践においてアソシアシオンが重要な役割を担っていることがうかがえる．

一方で，本研究で確認した公開情報および事前調査の範囲では，数多く存在する女性支援団体のなかで，性ビジネス従事者を明示的に対象としているものは確認されなかった．この点は，筆者がモロッコの首都ラバトにて行った女性の権利擁護を中心とする団体への事前調査においても確認している．背景として，性売に関連する行為が刑法上の処罰対象となりうることや，スティグマの強さが，支援活動を「性ビジネス従事者」としてではなく，「暴力被害者」「未婚の母」「困難な問題を抱える女性」に内包する形で展開されている可能性がある．この点は，日本においても，本研究で確認した範囲では，性ビジネス従

事者を主な支援対象として明示する民間団体が限られていることと重なる．また，性ビジネスに対するスティグマを踏まえると，支援対象や用語の示し方が慎重になりやすい点にも共通性があると考えられる．

こうした状況をふまえ，図表4－10で整理した主要アソシアシオンのなかでも，アソシアシオンKは，モロッコにおいて比較的長い活動実績を有し，複数拠点をもち，相談支援と職業訓練を結び付けた支援枠組みを有する団体である．公開情報からは，相談支援，保護，職業訓練，経済的自立支援に関わる実践内容が比較的具体的に確認でき，特に「相談支援と職業訓練の結合」という特徴を有する．未婚母や困難な状況にある女性を対象に支援を行っており，性ビジネス従事者支援を明示的に掲げるものではないものの，貧困，暴力，妊娠・出産，住居不安定など，性ビジネス従事女性が抱えうる困難と重なる課題に対応している．そこで本研究では，アソシアシオンK（以下，団体K）を，モロッコ全体を代表するものとしてではなく，相談支援，保護，職業訓練，経済的自立支援を結び付ける女性支援アソシアシオンの実践と制度との関係を具体的に示す参照事例として取り上げる．

3．モロッコの民間団体による職業訓練・経済的自立支援

団体Kは，1985年に設立されたアソシアシオンである．同団体は，未婚母とその子どもを主な支援対象とし，母親が子どもを養育しながら生活を再建できるよう，相談，行政・法的手続への接続，心理的・医療的支援，託児，職業訓練，収入創出活動を組み合わせた包括的支援を展開している．その目的は，未婚母に子どもを尊厳ある形で育てるための手段を提供し，婚外子の遺棄を防ぐことにある．

団体Kの問題意識は，モロッコ社会において未婚母と婚外子が社会的排除を受けやすく，家族，住居，就労，法的地位などの生活基盤を失いやすい現実にある．婚外子については，出生登録や父子関係の承認をめぐる困難があり，法改正後も制度の適用や社会的スティグマなど，なお課題が残されている．このような状況のなかで，団体Kの支援は，母子関係の維持，子どもの養育環境の確保，母親の尊厳と社会的承認の回復をめざす実践として位置づけられる．

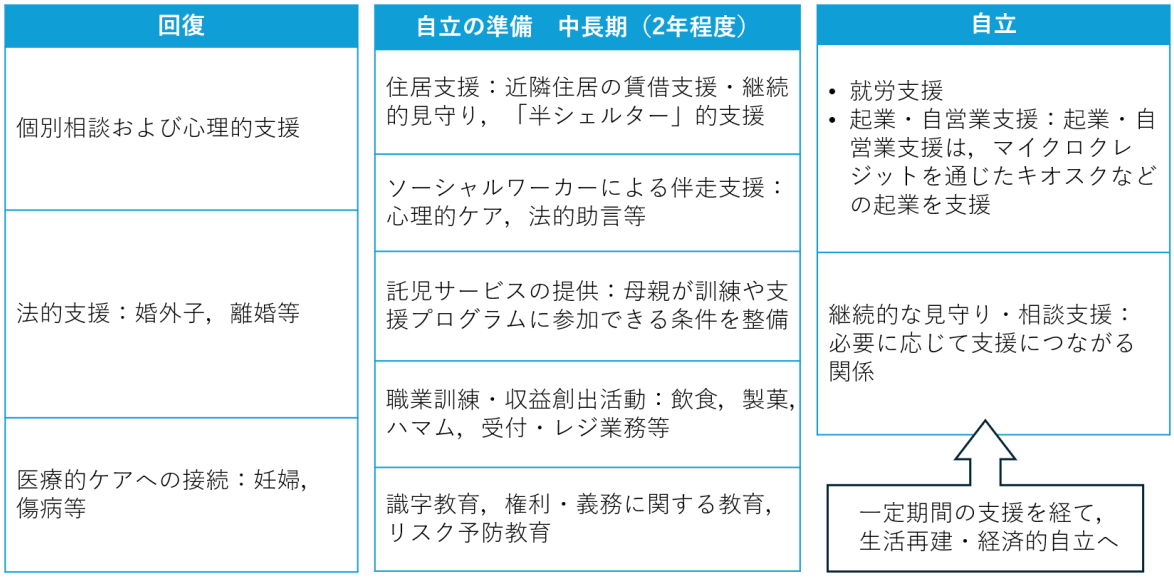
団体Kの支援内容は，①相談・オリエンテーション，②託児，③職業訓練，④起業・自営業支援に整理できる．①相談・オリエンテーションは，未婚母を中心に困難を抱える人に対し，受け入れ，傾聴，行政手続，法的支援，社会的支援，心理的支援，医療的支援を継続的に提供している．また，母親の自尊感情の回復に向けた働きかけや，若者へのリスク予防，社会への啓発活動も行われている．②託児は，母親が子どもを養育しながら訓練や支援プログラムに参加できるように，託児サービスを提供するものである．職業訓練と託児サービスを一体的に提供している点に，団体Kの母子一体型支援の特徴がある．③職業訓練と収入創出活動は，サービス業，飲食業，製菓，ハマム（伝統的公衆浴場）・フィットネスセンター，受付，レジ業務等の分野で行われている．職業訓練に加えて，識字教育，権利・義務に関する教育，リスク予防に関する教育も実施され，外部の資格取得のための訓練にも接続している．なお，ここには就労への移行支援，すなわち訓練を受けた後

に実際の仕事に就くための支援も含まれている．このことから，団体Kの職業訓練は，多様な職種に対応できる技能と，母子が生活するうえで必要な知識の習得という，二つの側面から構成されているといえる．さらに団体Kは，収益創出活動（activités génératrices de revenus, A.G.R.）を重視している．職業訓練の場，たとえばレストランやハマム・フィットネスセンターなど，団体が運営する収益創出活動の場において，実際に収益を得る活動を行い，週ごとの収入にもつながる仕組みを構築している．つまり，職業訓練は，技能習得の場であると同時に，経済的自立にもつながる実践の場として位置づけられる．④起業・自営業支援は，マイクロクレジットを通じたキオスクなどの起業支援を行い，女性自らが主体となって収入を得るための選択肢を提供するものである．これは，団体Kの支援が，就労への接続だけでなく，自営業や小規模事業を通じた経済的自立支援を含むことを示している．

以上のように，団体Kは，相談から経済的自立までの包括的かつ母子一体型の支援によって，困難を抱える女性を支えているといえる．なお，母子の住居について，AMVEFの報告書では，団体Kが女性による近隣地域での部屋の賃借を支援し，女性を継続的に見守る「半シェルター」的な支援形態をとっていると説明されている（AMVEF 2010）．もっとも，同報告書では，女性たちが団体施設の近隣で安価な住居を確保しなければならず，その環境において，性売や薬物等を含む搾取・取引の危険にさらされやすいことも指摘されている（AMVEF 2010）．

一方で，団体Kについて，フランスのPSPのような認可制度にもとづく明確な委託・実施体制のうえでの実践であることは，公開情報からは確認できなかった．また，フランスが制度化された枠組みのなかで，性ビジネスからの離脱と社会的・職業的統合を支援しているのに対し，モロッコの団体Kは，性ビジネス従事者を明示的な対象とする制度的枠組みのなかで活動しているわけではない．しかし，AMVEFの報告書では，団体Kが高い知名度を有し，当局とも良好な関係を築いているアソシアシオンであると説明されている（AMVEF 2010）．そして，団体Kは，未婚母，困難を抱える女性，暴力や社会的排除に直面する女性への支援を通じて，相談から経済的自立支援までを段階的に接続している．このような支援形態に，モロッコにおける女性支援アソシアシオンの特徴を確認することができる．

図表 4－11　団体Kの自立支援プロセス各段階の具体的内容



（出典）団体K公式ウェブサイトおよびAMVEF（2010）をもとに筆者作成

第 3 節　小括

第 1 章では，ジェンダー不平等を生み出す社会構造が，女性の選択肢や可能性を制約し，その結果として様々な困難を生じさせ，それが複合化するなかで，性ビジネス従事がやむを得ない現実的な選択肢として浮上する可能性がある点を整理した．第 2 章では，日本の性ビジネス関連法と女性支援制度を整理し，日本では性ビジネス従事女性の昼職移行支援が制度上明確に位置づけられていないことを示した．第 3 章では，現代における日本の民間団体のなかに，性ビジネスへの参入防止，性ビジネス従事者の権利擁護，あるいは福祉接続だけでは捉えきれない，「課題横断」アプローチを実践する団体があることを確認した．これらを踏まえ，本章では，第 II 部で日本の民間団体による昼職移行支援の実践を検討するための参照枠として，フランスとモロッコに焦点を当て，性ビジネス関連法と支援枠組み，そして民間団体の実践を整理した．

第 1 節では，フランスには推定約4万人の性ビジネス従事者が存在し，フランス国籍が53%を占める一方で，外国籍・移住者も少なくないことを整理した．加えて，近年はアパートやホテル等を拠点にSNS等を介して交渉する形態が拡大しており，推計数が過小評価となりうる点を確認した．このような状況において，フランスは2016年法により，性を売る側を犯罪化せず，性を購入する側を処罰する枠組みへと転換した．その大きな特徴は，国家政策としてPSP（性ビジネス離脱および社会的・職業的統合に向けた支援）を制度上位置づけた点にあり，本章ではその制度設計と実施体制について概観した．また，PSPの実施は，県知事から認可されたアソシアシオン（民間団体）が担い，複数のアソシアシオンが実施主体として位置づけられていることを確認した．これらのアソシアシオンの中から，参照対象の一例として団体Hを取り上げ，その実践を整理した．

第２節では，モロッコには約5〜7万人の性ビジネス従事者が存在するとされ，ジェンダー不平等が大きく，女性の就労機会が制約されやすい社会構造のもとで，生存のための「やむを得ない選択」として性ビジネスを選ぶ女性の存在が示唆されることを整理した．また，モロッコ刑法典において性売の「客引き」や「退廃行為の教唆」の曖昧な概念が様々な行為に適用され得ること，婚外性交等は運用面において女性が訴追されやすいなどの課題が残ることを整理した．さらに，性売を制度的に承認しない枠組みの下で，性ビジネス従事者が社会的に否定的なまなざしに晒され得る点において，日本と共通する側面があることを示した． 他方で，モロッコの刑法典やムッダワナ改正，対女性暴力法の制定といった法制度の変化は重要であり，これらはアソシアシオンが先導してきた女性支援の実践や提言の蓄積の上に位置づけられることを整理した．そして，女性支援は，アソシアシオンの独自活動を基盤としつつ，国家の制度枠組みとの接続のもとで制度化・組織化が進展している状況を概観した．こうした女性支援アソシアシオンの中から，参照対象の一例として団体Kを取り上げ，その実践を整理した．

以上のとおり，本章では，日本の民間団体による昼職移行支援を検討するための二つの参照枠を示した．すなわち，フランスは，性ビジネス従事者に特化した離脱および社会的・職業的統合支援を制度化し，認可アソシアシオンを実施主体として位置づける点で，昼職移行支援を制度上どのように位置づけ，民間団体とどのように連携するかを検討するための参照枠となる．

これに対してモロッコは，性ビジネス従事者支援を前面に出しにくい社会的・法的文脈にありながら，女性支援アソシアシオンが相談，保護，職業訓練，収益創出活動，経済的自立支援を包括的に担い，公的支援や政策枠組みと接続している点で，性ビジネス従事者支援を明示しにくい日本の文脈において，民間団体の実践をどのように支援枠組みに接続しうるかを検討するための参照枠となる．

したがって，フランスは「性ビジネス従事者に特化した制度化された移行支援」，モロッコは「性ビジネス従事を前面化しにくい状況における包括的女性支援と民間団体の役割」という，異なる二つの視点を提示している．これらを踏まえ，第Ⅱ部では，日本の民間団体による支援実践を検討し，性ビジネス従事女性の昼職移行支援の可能性と課題を明らかにする．

注釈

1）金銭的・物質的見返りを目的とした性的関係を意味し，日本の「援助交際」または「パパ活」に近い行為を指す．

2）金銭を受け取って顧客と時間を過ごす「付き添いサービス」．必ずしも性的行為を含むわけではないが，実際には性ビジネスとして機能する場合がある．

3）厚生労働省の報告によれば「フランスの社会扶助制度（Aide sociale）は，社会保険制度の給付を受けない高齢者，障害者，児童などの救済を目的とする補足的な制度であり，

数多くの困窮者救済策が国民連帯の思想に基づき発展してきた.」とあり，主要な制度の一つがRSAであるという．RSAは25 歳（一定の就労実績がある場合は18歳）以上の低所得者が対象，支給額は子の人数など家族状況によって異なる独立行政法人労働政策研究・研修機構の説明では，RSAは日本の生活保護制度に相当するものであると説明され，「積極的連帯手当」と日本語訳している（独立行政法人労働政策研究・研修機構 2011）.

4）2012年にモロッコのLaracheで発生した事件．16歳の少女が性暴力被害の後に加害者との結婚を強いられ，その後，殺鼠剤を飲んで自殺し，国内外に大きな反響を呼び，モロッコ刑法475条の削除につながった（日本ユニセフ協会 2012）.

第Ⅱ部　性ビジネス従事女性の「昼職移行支援」の可能性と課題
―民間団体による支援の有用性と公的支援の課題―

第Ⅱ部は，日本における性ビジネス従事女性支援の民間団体の実践を取り上げるとともに，参与観察で得られた元性ビジネス従事女性の経験も手がかりとして，昼職移行支援をめぐる可能性と課題を実証的に捉える．性ビジネス従事女性の昼職移行支援は就労への接続にとどまらず，住居，債務，病気，障害，生活リズム，人間関係など，多くの課題調整が必要な場合もあり，支援の射程は広い．そのため，第Ⅱ部では，第３章で確認した「課題横断」アプローチの実践に取り組む民間団体に着目する．

その際，2024年に施行された困難女性支援法の第九条において，困難な問題を抱える女性の自立を促進する観点から，就労支援や住宅確保等に関する情報提供・助言・関係機関との連絡調整等の援助を行うことが掲げられている．このことは，昼職移行支援が公的支援の枠組みとも関わり，官民協働のもとで展開される支援課題であるとも捉えられる．第Ⅱ部では，こうした制度上の位置づけを踏まえつつ，民間団体の実践と，昼職移行をめぐる困難の双方から，日本における昼職移行支援の可能性と課題を検討する．

なお，民間団体の支援の有用性を検討するための分析視点として，さしあたり次の二点を想定する．第一は，支援や制度との距離が生じやすい，困難な問題を抱え性ビジネスに従事する女性に対し，接点を形成し支援へ接続できる点である．この距離は，希望しても性ビジネスから離れることができず，従事が継続・固定化し，新たな問題が生じる可能性とも結びつくため，民間団体による接近は困難の深刻化を抑制するうえで，重要な役割を担う．こうした接点形成は，直ちに昼職移行へ向かわせるためのものではなく，女性が抱える困難を共有し，生活基盤の安定や制度・社会資源への接続を図るなかで，本人が望む場合に昼職移行を現実的な選択肢として検討できるようにする前提となる．第二は，昼職移行時および移行後の伴走である．女性が性ビジネスから昼職移行に至った場合であっても，移行後に生活上の困難が再燃すれば，生活維持のために性ビジネスに依拠せざるを得ない状況に置かれる可能性もある．このため，移行後のフォローを含む柔軟な伴走に着目する必要がある．

第５章では，第３章にて抽出した，性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点にしつつ，必要に応じて制度・社会資源への接続や本人の意思に基づく昼職移行も支援する「課題横断」アプローチに取り組む団体Aと団体Bについて，先に示した二つの視点，すなわち，支援や制度との距離が生じやすい女性との接点形成と支援への接続，および昼職移行時・移行後を含む伴走という観点から検討する．そして，両団体の支援実践のなかで昼職移行支援がどのように行われ，どのように位置づけられているのかを検討する．

第６章では，昼職移行の課題を理解する前提として，元性ビジネス従事女性の発言内容を中心に，性ビジネス従事の背景，大都市繁華街やホストクラブ等に見いだされる「居心地のよさ」，従事の継続に伴うリスク，離脱や昼職移行の障壁を整理する．また，これを

補足するものとして，支援実践を通して女性の状況を把握する民間団体代表の発言内容も参照し，「居心地のよさ」が性ビジネス従事の継続・固定化に結びつく過程と，性ビジネス従事の継続が昼職移行を困難にする要因を検討する．そのうえで，昼職移行を困難にする背景にある社会構造上の課題を明らかにする．

第７章は，第５章および第６章の検討を踏まえ，第Ⅰ部第４章で整理した諸外国の参照枠（フランスおよびモロッコ）を取り込みつつ，日本における昼職移行の公的支援の制度枠組みと民間団体の関係に着目し，その可能性と課題を考察する．

第５章　日本の性ビジネス従事女性を支援する民間団体の「昼職移行支援」

本章では，第３章で選定した団体Aおよび団体Bの実践に着目する．団体Aは性ビジネスを含む夜職従事女性を，団体Bは性風俗店に勤務する人を中心に，従事の内外で生じる課題に対応している．まず，両団体の支援実践の全体像を整理し，そのなかで，「昼職移行支援」がどのように行われ，また支援実践全体のなかでどのように位置づけられているのかを明らかにする．そのうえで，第Ⅱ部の冒頭で示した分析視点，すなわち，支援や制度との距離が生じやすい女性との接点形成と支援への接続と昼職移行の前後を通じた伴走を手がかりに，団体Aおよび団体Bの支援実践を整理し，昼職移行支援の方法と位置づけを検討する．

第１節　方法・倫理的配慮

１．方法

本章では，団体Aおよび団体Bの「昼職移行支援」の実践を検討するため，三つの方法を採用した．

第一に，民間団体の公式ウェブサイト，公開報告書，関連資料を用いて，各団体の支援方針，支援対象，活動内容，公的機関・他機関との連携等を整理した（序章に示した方法①）．これにより，各団体の活動の基本的枠組みと支援の特徴を把握した．

第二に，民間団体の代表者への半構造化インタビューを実施した（序章に示した方法②）．インタビューに際しては，あらかじめ団体ごとにインタビューガイドを作成し，支援対象，支援内容，活動の柱，支援方法，夜職からの移行支援・昼職移行支援，公的機関や他機関との連携，移行後の課題等について尋ねた．インタビュー内容は，調査協力者の承諾を得たうえでICレコーダーに録音し，調査後に逐語録を作成した．

第三に，民間団体が登壇する啓発イベント，報告会，活動同行等において参与観察を行った（序章に示した方法③）．これらの場では録音や撮影が許可されていなかったため，当日の手書きメモにもとづき，登壇者の発言内容および観察事項を文章として記録した．なお，本論文上の記述は，可読性と匿名性に配慮し，趣旨を損なわない範囲で一部表現を整えている．

分析にあたっては，資料，インタビュー記録，参与観察記録を相互に照合しながら，支援対象，支援内容，支援への接近方法，制度・他機関との接続，昼職移行支援の位置づけ，移行後の伴走という観点から，団体Aおよび団体Bそれぞれの支援実践を整理・検討した．そのうえで，両団体の実践が，民間団体の支援の有用性，すなわち，支援や制度との距離が生じやすい女性との接点形成と支援への接続，および昼職移行の前後を通じた伴走にどのように関わるのかを検討した．

図表 序－4　団体Aの調査概要（再掲）（半構造化インタビュー：②，啓発イベント参与観察：③）

方法	実施日	形式	協力者	備考
半構造化インタビュー ②-1	2023年4月 2024年11月	オンライン 対面	代表 代表	録音をもとに逐語録作成
啓発イベント参与観察* ③-1	2024年1月 2024年4月 2024年6月 2024年11月 2025年2月	対面 オンライン オンライン オンライン 対面	代表 代表 代表 代表 代表	手書きメモにもとづき，発言内容を文章として記録

*団体A代表が登壇した他団体主催啓発イベント

（出典）筆者作成

図表 序－5　団体Bの調査概要（再掲）

（半構造化インタビュー：②，活動・報告会・啓発イベント参与観察：③）

方法	実施日	形式	協力者/ 主な登壇者	備考
半構造化インタビュー ②-2	2023年2月	対面	代表	録音をもとに逐語録作成
活動参与観察　③-2	2023年2月	活動同行	代表・職員	手書きメモにもとづき，発言内容を文章として記録
報告会参与観察　③-3	2021年12月	オンライン	代表	
	2024年10月	オンライン	職員（弁護士・ソーシャルワーカー数名）	
啓発イベント参与観察 ③-4	2025年3月	オンライン	職員（弁護士・ソーシャルワーカー数名）	

（出典）筆者作成

２．倫理的配慮

本研究は，日本福祉大学大学院「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認（承認番号22-018）を得て実施した．インタビュー対象とした団体Ａおよび団体Ｂには，事前に担当者を通じてインタビューガイドを送付した．そのうえで，インタビュー時には，調査者自身が改めて書面を用いながら，研究の趣旨のほか，個人情報の収集を目的としないこと，インタビューのなかで個人事例の共有があった場合は，個人の特定がされる形では公表しないこと，研究参加は自由意志にもとづくものであり，一度同意した場合でも後日いつでも撤回可能であることを説明し，同意書による同意を得た．

第２節　団体の支援実践

１．団体Aの支援実践

（１）支援の概要

団体Aの支援対象は夜職従事女性である．そして，そのなかに多くの性ビジネスに従事する女性が含まれる．団体は，「望む人には誰に対しても必要な支援を提供できる存在が必要」との考えから設立され，「真に機能する官民協働体制の構築を目指す」としている．

団体A代表は，「『売春』する女性の支援は，福祉が踏み込んでこなかった領域」とインタビュー（②-1，以下省略）で述べている．また，啓発イベント（③-1）では，「日本社会は性ビジネス従事女性への理解が十分でなく，性ビジネスへの従事は自己責任論で片付けられがちで，困難を抱えていても助けを求めにくい状況がある.」と説明している．そして性ビジネスなどに従事する女性が直面する多様な困難の解決に対応し，希望をもって新たな生活を始められるところまで伴走する，という姿勢を示している．

活動は，「現場でのアウトリーチ」「一時的居場所の提供」「相談・同行支援」「社会啓発」に大きく分類でき，これらは相互に関連しながら，多層的に展開されている．

「現場でのアウトリーチ」について，代表は「時間も労力もかかるけれど，実践の中で自分から声をかけられない人が一定数いるということがわかった.」と述べ，その重要性を説明している．また，「『仕事を辞めました，でも次の仕事が見つからない，風俗に行こうかな』というように，状況が悪化してくると夜職への従事を検討する女性がいる.」とし，夜職従事を否定するものではないという前提で，「(困難を抱えた状況で）夜職に足を踏み入れると，管理売春などの性的搾取を受けやすくなる．そのためアウトリーチは被害予防支援という意味合いも含む.」と述べている．

さらに代表は，現場では何度も繰り返し声をかけ，時間をかけて関係性の構築を試みた結果，「今度会ったら話をしてみようと思っていた，もう体売るの嫌なんだよね」と話しかけてきた女性がいたことを述べている．繁華街に立つ女性たちは，路上での性売のための誘因行為が違法であると認識しており，相談することによって自らが不利益を被る可能性があるため，接触してくる相手の意図や信頼性を注意深く見極めていると，アウトリーチで出会う女性の様子について説明も受けた．

女性が団体Aの活動を理解し信頼性を確認すると，「一時的居場所（以下，滞在スペース)」に訪問するようになったり「相談・同行支援」へとつながることもある．２回目のインタビュー（2024年11月実施，②-1）は，団体Aが大都市繁華街の中心部に設置する滞在スペースで行われたが，トイレの利用や，スマートフォン充電ができるようになっており，生理用品等の日用品や妊娠検査薬の配布も行われていることが確認できた．最近では，高卒認定資格取得のための学習教材として，参考書等も設置されている．軽食・飲み物を提供し，利用者の話を聞く空間も設けられており，「女性がここに立ち寄った際にぽつりぽつりと悩みを話し始めることもある」と代表から説明された．インタビュー中に若年女性数名が来訪し，団体Aの代表やボランティアスタッフと日常的な会話を交わす様子も見られた．また，滞在スペースの開閉が，看板の点灯によって外から一目で分かるようになっていることについても説明された．さらに，団体Aは宿泊施設（シェルター）も運営し，一時的な保護の役割も担っていることを確認した．

団体Aは，アウトリーチや滞在スペースでの女性との対話において，女性から相談を受けるが，その内容は，「性ビジネスを辞めたい」「性ビジネスを辞め他の職種で収入を得たい」「アダルトビデオに出演を強制されている」「性感染症に罹患した」「ほかの夜職従事女性とトラブルになっている」等，夜職従事に起因する問題のほか，「家賃が払えない」

「同居人から暴力を振るわれる」「住む場所がない」「ホストクラブの借金がある」等，従事とは直接結びつかない生活上の問題も含まれ，多岐にわたることが啓発イベントで説明された（③-1，以下省略）．またインタビューでは，「新型コロナウイルス感染拡大期に昼間の仕事を失ったため夜職を検討している」「ブラック企業だったから辞めたけど，次の仕事が見つからないから当面風俗かパパ活でしのごうかと思っている」「同棲していた男性が全財産を持って，かつ自分の名義で消費者金融から満額借りて姿を消してしまったから，夜職を始めようか悩んでいる」のように，性ビジネスを含む夜職への接続を検討するきっかけになる困難の事例について，説明された．

団体Aでは相談を受けたのち，女性の抱える困難を一緒に整理する．そのうえで本人の主訴と今後の希望を確認し，関係機関との連携を通じて課題解決にあたる．啓発イベントでは，「深刻な状況にありながら，逡巡を経てようやく自治体の相談窓口に足を運ぶ女性の中には，自身の状況や必要な支援をうまく説明できない場合がある」「公的機関の窓口で相談しても解決に至らなかった経験を持つ場合は，過去の関わりを否定的に記憶しており，相談窓口に対する苦手意識を持つ女性もいる」「読み書きが苦手で書類の内容の理解や申請書類の記入に困難を抱える場合もある」とし，こうした背景をふまえ，団体Aでは「同行支援」に注力していることを説明している．

団体Aの活動は支援実践に留まらない．アウトリーチ活動で得られた現場の情報や支援事例をもとに，講演や研修など，社会的な「啓発活動」を行っている．警察庁，警視庁，厚生労働省，出入国在留管理庁，地方議会，大学，民間財団など，多岐にわたる機関への実施実績がある．また，人身取引に関連し政府関係省庁との意見交換会にも参加し，国際的な人身取引に関する報告書への情報提供や，在日外国公館との人身取引被害に関する意見交換等を行っている．さらに，一般市民やメディアへの情報発信に加え，他の民間団体との協働による啓発活動も積極的に行われていることが，資料等から確認できる．

（2）昼職移行支援

団体Aは，相談にもとづき，本人の希望に応じた生活保護への接続や，公的制度および民間事業者等への接続を通じて昼職移行支援が行われている．

インタビューでは，昼職移行支援における公的制度との接続として，「頑張りたいけど住むところがなくなった」という状況にあった女性を住居・就労支援制度につなぎ，三か月間の住居提供を受けながら就職活動を進めた事例が説明された．住居提供を受けている期間に女性は就職活動を行い，自立に至るまでの過程を団体Aが伴走したという．また，大都市繁華街で性売をしていた複数の女性が，介護分野の就職支援[1)]を活用して資格を取得し，その後，就職に至った事例についての説明も受けた．

団体Aは，夜職経験者向け昼職転職サービスを提供する民間事業者に女性をつなげる場合もある．そこでは，女性へのヒアリングをもとに関心を持ちそうな職場を紹介してもらい，そこで一定期間試行的に働くことで，昼職における就労体験を得る仕組みとなっている．事業者側は女性の背景を一定程度理解しており，団体A代表は「例えば一週間とか一

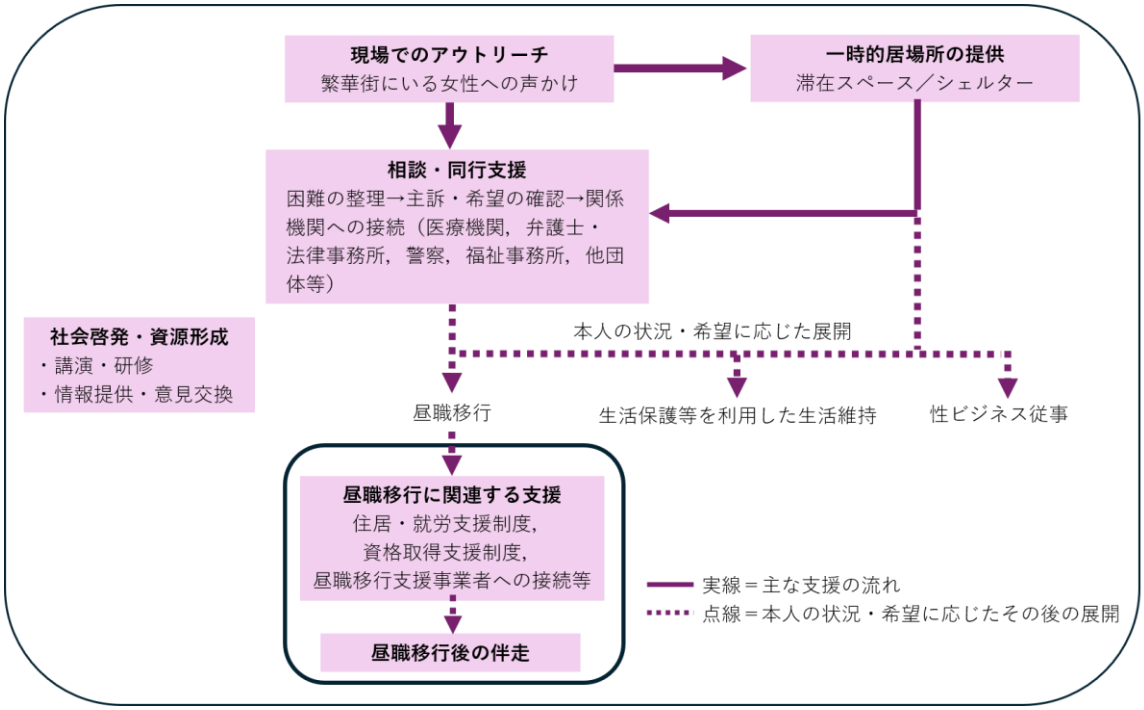
ヶ月とかアルバイトで働いてみて，本人が『ちょっと違うぞ』と思えば辞めれるし，気に入れば正社員に移行していくことも可能」と，段階的な取り組みについて説明している．

なお，昼職移行を支援し就職に至った女性の年齢層は，20～40代である．一方で，性ビジネス従事から昼職移行後に，職場での人間関係のつまずき等を契機として再び現場に戻ってしまうケースがあることもインタビューで言及された．この点について代表は「(現場に）戻ってこない支援を今後は考えていく必要がある.」とインタビューで述べている．

（3）団体Aの支援実践の整理

以上で述べた団体Aの支援実践を，支援の展開過程と昼職移行支援の位置づけとの関係から整理すると，図表5－1のとおりである．

図表 5－1　団体Aの支援実践の整理



（出典）筆者作成

2．団体Bの支援実践

（1）支援の概要

団体Bの公式ウェブサイトでは，性産業の領域には経済的・社会的に困難な状況にある人々が集まりやすく，必ずしも全ての性産業従事者が高収入を得ているわけではないとの説明がある．また，性産業に従事していること，あるいは従事経験が社会的スティグマの対象となり家族や友人との関係が絶たれることで，公的制度につながりにくく，社会的孤立に陥りやすい人々が含まれることも指摘している．

団体Bの支援の対象は「性風俗店に勤務する人」である（以下，性風俗店勤務者）．団体

設立の契機は，多重の困難を抱え性風俗に従事する女性の発言内容に接した設立者が弁護士やソーシャルワーカーに声をかけ，風俗店の協力を得て，風俗店での相談会を開始したことにある．

団体Bは，性風俗店勤務者を未来への選択肢へとつなげることを目的に活動を展開する．活動は「生活・法律に関する相談」「居場所の提供（現・元性風俗店勤務者同士の交流）」「性風俗店勤務者向けの情報発信」「社会啓発」に分類できる．そして，これらが相互に関連しながら多層的に展開されている．

まず，「生活・法律に関する相談」は，SNSやメールを通じて相談を受け付けるほか，対面やLINE通話での相談も行う．啓発イベントで団体Bのソーシャルワーカーは「一般的な相談窓口の場合，女性が性風俗従事について明かすことのハードルは高く，（明かさなければ）相談を受ける側には表面的な課題しか見えず，それ以上踏み込めないことが多いと感じます.」と述べ，「ここ（団体B）は性風俗店勤務者専用の相談窓口であり，大切な『前提』をはじめから共有できるため，ラポールの構築やその後の対話では同じ目線で物事を考えられると思っています.」とも話している（③-3）．

団体Bは，困難が多層化しているケースにおいて，相談の初期段階から，弁護士とソーシャルワーカーが協働して課題の解決に取り組む．啓発イベントでは，これは団体Bの強みであり，例えば弁護士が回答を急ぐ場面でも，ソーシャルワーカーが「そんなにすぐに答えられない」と女性に寄り添ってその気持ちを代弁するなど，「（相談者の）気持ちをまず受け止めてくれる人がそばにいることが，最終的には早期の課題解決につながっていく」と団体Bで相談に対応する弁護士は述べ（③-4），また別の弁護士は，団体Bの報告会において，「ソーシャルワーカーが弁護士による専門的で難解な説明を噛み砕いて伝えてくれるため，（相談者の）理解が進む」とも述べている（③-3）．加えて，活動開始当初は風俗店に出向いて対面で相談を受けていたが，新型コロナウイルス感染拡大を契機に相談を対面からオンラインに移行したところ，「『匿名・顔出し不要なら相談できる』と，相談者が増えたのはプラスの効果」であると，弁護士の一人が述べている（③-3）．

女性が率直な思いを語り合える「居場所の提供」はオンラインを中心に行われ，参加条件は現・元性風俗店勤務者とし，氏名を明かさず，顔を映し出すことも本人の選択に委ねられている．インタビューで団体B代表は，「性産業界は競争的な側面がある一方で，弱みや困難を分かち合う機会が乏しいため，生活，家族，仕事，病気など，話す内容に括りを設けず，参加する女性が自由に話をする，ピア的交流の場の提供をしている」と話している（②-2，以下省略）．交流の場では，ボランティアスタッフがファシリテーターを担い，安心して会話できるように配慮している．なお，この活動は自助グループのように当事者自身が主体的に運営するものではなく，団体が企画・運営を担っている．

また，団体Bは性産業従事に関する法律・社会的情報をわかりやすく伝えることを目的とし，SNSやウェブサイトを通じ，性産業従事者が現場で直面しやすい課題やトラブルへの対応を主なテーマとする「性風俗店勤務者向けの情報発信」を継続的に行っていることについて，報告会で説明した（③-3）．具体的には，「店の報酬未払いへの対応」や「住民

税・確定申告の方法」といった税制関連の情報，「不同意性交等罪」や「盗撮に関する法律」などの法制度に関する解説，「買い物依存」や「婦人科相談」などの生活・健康に関わる問題への対応，さらには「就労移行支援事業」（性産業以外の働き方に悩む人向け）」など，多岐にわたるテーマが含まれている．性病やインターネット上の誹謗中傷への対応，離婚手続きなど，性産業従事者の仕事や生活上で生じる具体的な問題に対応するオンラインセミナーも開催されている．

団体Bは，相談対応に関する事例や支援の工夫，また性産業従事女性が抱える困難等について，講演会，研修会，啓発イベント，報告会，メディア発信，論文掲載等を通じて発信する「啓発活動」を行っている．困難女性支援法の計画策定に携わる自治体職員に対しては，団体Bのこれまでの知見にもとづき，夜職従事女性の背景にある社会課題やSNS相談の実施方法について解説した事例もある．こうした啓発活動の意義について，啓発イベントではソーシャルワーカーが「ソーシャルワークは，本来は誰にでも平等な支援を提供するためのもの．だから，ありのままの姿で支援を受けられる，そんな環境がもっと広がっていって欲しい.」と述べている（③-4）.

（２）昼職移行支援

団体Bの活動報告会では，「性産業に従事しているそのこと自体が困りごとの根っこになっている場合が多々あるように感じる」と団体Bのソーシャルワーカーは述べ，例えば，「昼職に就きたいけれど，今まで性産業でしか働いたことがないから何ができるか分からないし，履歴書の書き方（性産業従事期間の書き方）もどうしよう」という悩みを抱える女性が多いと説明している．また，「障害があって就労が難しい」「仕事が長く続かない」という内容の相談も受けることがあると説明もされており（③-3），資料には，2023年は延べ約300人から「次の仕事を探したい」という相談を受けたと報告されている．

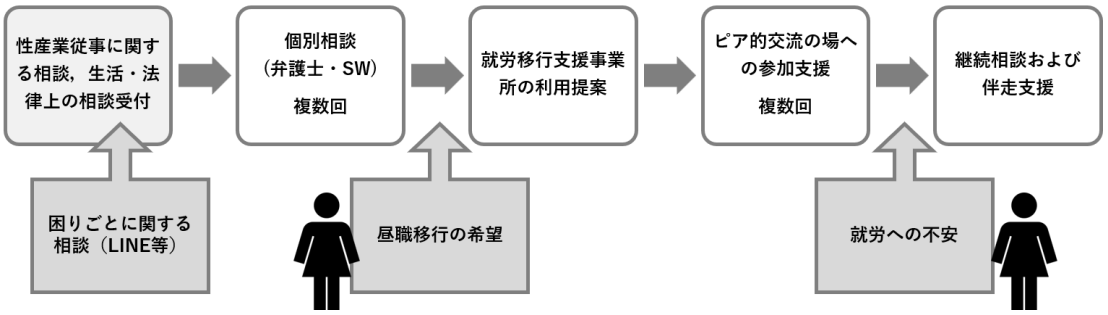
このような状況に対し，団体Bでは本人の希望に応じて生活保護等の制度への接続や昼職移行に関する支援を行っている．そして，昼職移行支援は団体A同様，公的制度，民間団体および民間事業者等への接続を通じて行われている．

公的制度においては，生活困窮者自立支援制度に関する支援（制度・窓口への接続）が行われ，報告会では2021年には約40名の女性が制度を利用したことが説明されている．また当時は昼職移行支援を主とする民間の支援資源への接続も行われ，十数名の利用実績について説明があった（③-3）.

なお，団体Bが公式ウェブサイト上で公開している報告書には，女性からの相談受付から昼職への移行に至る支援過程を示した図が掲載されている．その図をもとに，団体Bにおける昼職移行支援の過程を図表5－2として整理した．ここに示されるように，団体Ｂでは，女性から昼職移行の意思が示された時点で，就労移行支援事業所などの適切な制度資源に接続する流れが想定されている．そして，その後もピア的交流の場への参加や継続的な相談対応を並行しながら関係を維持し，就労継続を伴走する形となっている．このプロセスはあくまで典型例を示したものであるが，団体Bは昼職移行後も関係を継続し，女性

の昼職への定着を伴走することを示している.

図表 5－2　団体Bが想定する昼職移行支援プロセス



（出典）団体B（2024）2023-2024報告書をもとに筆者作成
（注）SWはソーシャルワーカーの略.

インタビューで団体Bの代表は,「ずっと風俗で働き続けるのは難しいから，年齢に応じて昼職に転職しようと考える人は多い．けれど，風俗勤務が長いと履歴書に書けることがなく，面接に臨みにくいという悩みは少なくない.」と述べ，加えて「風俗勤務は現金・日払い・完全自由出勤の世界で，一般の社会とは異なる.『決まった時間に行って決まった時間働くというのは難しい』と思い込んでいる人が少なくない.」と述べている．さらに，自ら昼職を選択し移行しても，急な移行は継続が難しくなる場合があることが言及された（②-2).

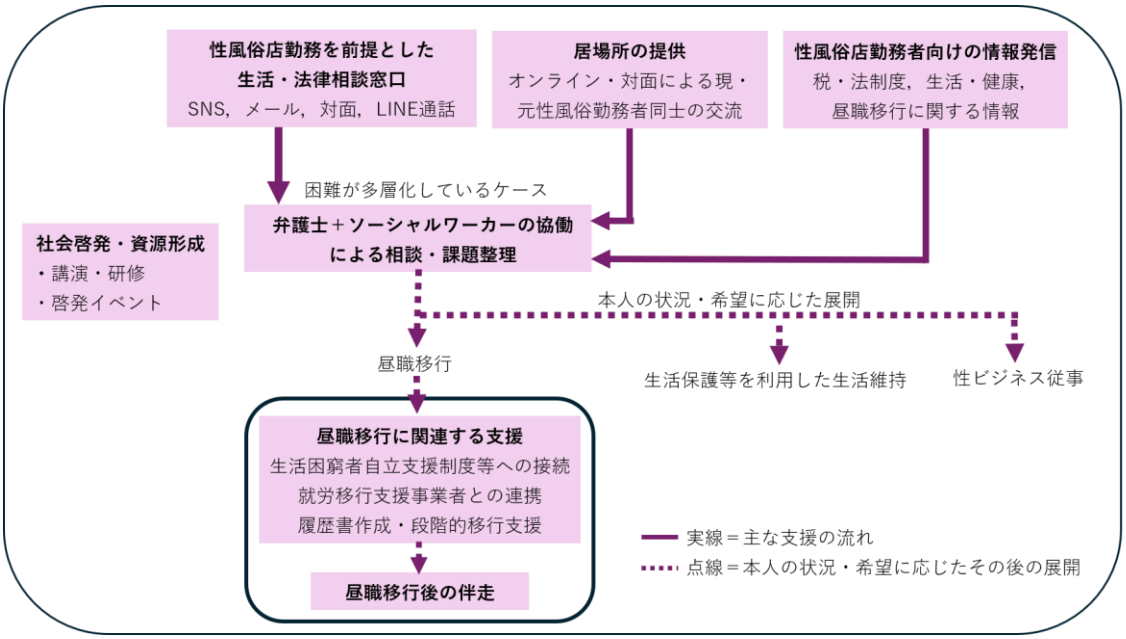
こうした背景から，団体Bは昼職への移行は段階的に進めることが望ましいと考え，民間の就労移行支援事業者と連携に至った経緯を，報告会で説明している（③-3)．当該就労移行支援事業については，就労のための資格取得，マナー，履歴書の書き方など，段階的に就職に役立つスキルを学べ，障害（手帳）がなくても利用可能である（ただし条件あり)，との説明をインタビュー時に受けた．一方で，報告会では，ソーシャルワーカーより，連携している事業者が限定的であること，加えて，この連携事業は開始から1年未満の新しい取り組みであること（2024年10月時点）の説明があった．あわせて，遠方から通所する利用者もおり，在宅支援等と組み合わせながら，それぞれが将来を見据えて取り組んでいることが紹介された（③-3).

なお，先にも触れたが，団体Bの公式ウェブサイトでは昼職移行時の「履歴書の書き方」や「就労移行支援事業の利用」について情報提供が行われている．また啓発イベントでは,「昼職に転職したら終わりではなく，（公式）ウェブサイト等では見えづらいが，かつて働いていた方（元性産業従事者）の相談も積極的に受けている.」と述べている.

（3） 団体Bの支援実践の整理

以上で述べた団体Bの支援実践を，支援段階（性産業従事の入口手前～外）との関係から整理すると，図表5－3のとおりである.

図表 5－3　団体Bの支援実践の整理



（出典）筆者作成

第３節　考察

１．民間団体の「昼職移行支援」

（１）団体Aの支援実践と「昼職移行支援」

団体Aは，「望む人には誰に対しても支援を提供」し，「新たな生活を開始できるまで伴走」しつつ，「官民協働体制」の構築を目指す．支援対象者の状況や課題の変化に応じて柔軟に支援内容を調整し，長期的かつ切れ目のない支援を実践している．

その特徴として，まず「アウトリーチからの段階的介入」があげられる．特に従来の婦人保護事業では把握や介入が限られてきたとされる領域，すなわち「直引き」で性売を行う若年層女性へのアプローチにおいて顕著である．性風俗店などに出向いて相談を行うインリーチや，SNS・オンライン相談等の非対面型アウトリーチなど，女性への接近方法が多様化する現代において，団体Aはあえて現場での声掛けを実践する．「今度会ったら話をしてみようと思っていた，もう体売るの嫌なんだよね」と話しかけてくる女性もいたと説明しているように，団体Aとの接続を契機として，性売の継続に葛藤を抱く女性が支援につながる可能性が示されている．そして，アウトリーチの現場で得られたつながりは，その後の同行支援や制度利用，さらには昼職移行支援へとつながる初期的な接点として，機能していると考えられる．この点は，支援につながること自体が困難な女性に対して，民間団体が昼職移行支援の入口の一つを担っていることを示している．

アウトリーチによって形成された接点は，休息・交流・相談の場として機能する一時的居場所としての滞在スペースへの立ち寄りに接続する．参与観察では，訪れた女性が団体

Aの代表やスタッフ，ボランティアと和やかに会話を交わす様子が見られたが，このような交流は女性が制度への接続や昼職移行を検討する契機となりうる．様々な事情から高校を卒業していない女性も滞在スペースを訪れるが，高卒認定資格取得のための参考書の設置など，滞在スペースは，女性が新たな経験に挑戦することを後押しする場にもなっている．夜職の現場とは異なる人間関係への接触や，安心できる環境の中で，昼職移行を含めた生活再建を目指す気持ちが芽生える可能性が示唆される．これらの場は，昼職移行がすぐに実現しない局面においても，生活の安定化と移行準備を支える支援として位置づけられる．すなわち，民間団体は，女性が昼職移行を具体的に検討可能な状態を整える役割を担っているといえる．

団体Aに寄せられる相談は，夜職従事に起因する問題や，「性ビジネスを辞めたい」「性ビジネスを辞め他の職種で収入を得たい」という移行の相談もあると，代表は啓発イベントで説明している．性ビジネス従事の中止や昼職への移行を率直に話せる相談窓口は，「性ビジネス従事者への理解が十分でない」，そして「自己責任論で片付けられがちで，困難を抱えていても助けを求めにくい状況がある」という現代の日本において，いまだ十分に整備されているとはいえない．そのため，性ビジネス従事を否定しない団体Aは，女性にとって抱える問題を隠さずに話せる重要な受け皿であり，相談への心理的ハードルを下げる可能性が示唆される．このことは，昼職移行支援において，女性が安心して困難や希望を話すことのできる場として民間団体が存在し，その必要性を同時に示している．

同行支援では，女性が直面する課題に対し，医療・福祉・法的支援機関など適切な社会資源への迅速な接続を行っている．自治体の相談窓口に苦手意識を持っていたり，自身の状況や必要な支援をうまく説明できない，あるいは読み書きが苦手な女性は，団体Aの同行支援が重要な意味を持つこととなる．また，同行により，女性が抱く公的窓口の否定的イメージの軽減にもつながりうる．したがって団体Aは，女性を制度へと結びつける調整役を担い，団体Aの同行支援によって，はじめて昼職移行に向けた制度利用が現実化する場合があると考えられる．

団体Aは，女性の要望を受け，性ビジネスから昼職への移行も支援し，伴走している．昼職移行の支援は公的制度および民間事業者等への接続を通じて行われ，団体Aは女性の挑戦を見守る役割を担っている．一方で，昼職移行後に人間関係などを理由に離職してしまう場合もあることが指摘されており，昼職移行後の定着において課題が示唆された．この点は，昼職移行支援が就職先への接続だけでは終結せず，移行後をも見据えた継続的支援を必要とすることを示している．

啓発活動は，社会全体に対し，活動で得られた現場の情報や支援事例をもとに講演や研修という形で行われる．性ビジネスに従事する女性に対するスティグマ軽減に寄与するにとどまらず，昼職移行の接続先の幅を広げ，寄付等の資源形成にもつながる可能性を広げる．

以上のように，団体Aは，現場でのアウトリーチから一時的居場所の提供，相談・同行支援へと段階的に接続することにより，女性の生活安定化と制度接続を支えていることが

確認できる．そして，性ビジネス従事女性を含む夜職従事女性を支援対象として掲げることにより，対象を焦点化していることに特徴的である．こうした実践は，支援や制度との距離が生じやすい女性に対して，昼職移行を含む生活再建を具体的に検討しうる契機を生み出す点で重要である．とりわけ，一時的居場所における交流や相談，制度利用への同行，必要に応じた公的制度・民間資源への接続は，昼職移行に向けた準備と伴走として位置づけられる．その一方で，昼職移行後の定着にはなお課題が残されており，移行後を含めた継続的支援の必要性が示唆された．

（2）団体Bの支援実践と「昼職移行支援」

団体Bは，性産業の領域には困難を抱えた人々が存在し，現・過去の従事経歴により公的制度から遠ざかり孤立しやすいとし，性風俗店勤務者の抱える困難な問題の解決に向け，包括的な支援を実践する．こうした実践は，性ビジネス従事女性の昼職移行支援においても，就労先への単純な接続のみでは対応しきれない課題が存在することを示している．

「女性が性風俗従事について明かすことのハードルは高い」というソーシャルワーカーの発言から，相談したいと思っても，性産業従事を批判的に捉えられるのではないかという不安を抱く女性の存在が示唆される．しかし，団体Bは性風俗店勤務が「前提」となる相談設計により従事の説明を不要とし，相談者の心理的負担を軽減している．また，相談を受ける側も「前提」が共有されることで課題の可視化が進み，早期の課題解決につながる可能性が広がると説明している．このことは，昼職移行支援において，女性が自身の従事経験や困難を隠さずに語れる相談の受け皿が必要であることを示している．

団体Bの最大の特徴は，弁護士とソーシャルワーカーによる司法と福祉の協働である．法的課題と生活課題を同時並行で扱うことにより，制度の縦割りによる対応の遅れや，複数窓口で説明を要する煩雑さを軽減している．これは，複合的課題を抱え早急な対応を望む女性にとって有効な介入手法であり，報告会等では，弁護士とソーシャルワーカー双方にとってやりがいと学びを生む相互作用があることも確認された．すなわち，団体Bの実践は，昼職移行の前提として，法的課題と生活課題を横断的に調整する支援が必要となることを示唆している．この点で，司法と福祉の協働は，女性が昼職移行を検討しうる生活条件を整える支援として有効性を持つと考えられる．

団体Bのソーシャルワーカーは「性産業に従事しているそのこと自体が困りごとの根っこになっている場合が多々ある」と述べ，昼職移行を希望しながらも，昼職経験がなく何ができるかわからない，履歴書上の性産業従事期間の書き方がわからない，といった悩みから，昼職への就労そのものを諦めてしまう女性の存在が示唆される．また，障害や病気を背景に，昼職への就労が困難な場合があることも示唆された．一方で「次の仕事を探したい」という昼職移行の相談も多くあり，こうした背景にもとづき，団体Bは生活困窮者自立支援制度や，昼職移行支援を主とする民間支援資源へと女性を接続している．この点からは，性ビジネス従事女性の昼職移行においては，一般的な就労支援のみでは十分でなく，本人の状況に応じて適切な制度や支援へとつなぐ調整役が必要であることが読み取れ

る．

代表は，性産業に長期に従事し続けることは難しい一方で，昼職への急な移行には無理があり「段階的な昼職移行」が有効であるとの考えから，民間の就労移行支援事業者との連携を開始している．こうした取り組みは調査時点ではまだ初期段階であり，連携先も限定的であることから，今後の実践の蓄積が課題である．また昼職移行が完了した後も，元性産業従事者の相談も積極的に受けているとソーシャルワーカーが述べ，移行後においても伴走する姿勢を示している．このことは，昼職移行支援が，就労先への接続のみで完結するものではなく，段階的な移行の準備と移行後をも見据えた支援が必要であることを示している．

団体Bが提供する交流の場は，性産業界における女性同士の売上競争やそれに伴う孤立を背景に，ピア的交流を促し，相互理解と精神的支えを形成する場として機能する．第三者ファシリテーターの存在により完全な自助グループとは異なるが，ファシリテーターによって安心感が担保され，参加者同士の信頼構築が促進される役割を果たしている．参加者は「現・元性産業従事者」に限定されており，昼職へ移行した参加者との交流により，体験談等が共有される場合には，移行を検討する際の不安軽減にもつながると考えられる．こうした場は，女性が孤立を緩和しつつ，将来の昼職移行を具体的な選択肢として捉えるための基盤として位置づけられる．

公式SNSやウェブサイトを通じて行われる情報発信は，性産業従事者が日常的に直面する課題に即し，かつ制度や社会資源へのアクセス方法を具体的に提示するものである．昼職移行に関しては，履歴書の書き方や就労移行支援事業についての説明が分かりやすく提示され，昼職移行の不安を軽減することに寄与している．さらに，こうした情報提供は，相談に至る前段階で生じやすい「何から始めればよいかわからない」「説明への不安」といった障壁を下げ，支援への接続を促す入口として機能し，昼職移行支援の一部として，移行準備を支える位置づけを有することが示唆される．

啓発活動は，活動で得られた現場の情報や支援事例を社会に還元する実践として位置づけられる．これは，スティグマ軽減と社会的包摂の促進に寄与するだけでなく，自治体等への研修を通じて女性支援の制度設計・運用へのフィードバックを図る取り組みとして位置づけられる．また，活動報告会や啓発イベントは，昼職移行の接続先の幅を広げ，寄付等による資源形成にもつながる可能性がある．

以上より，団体Bは性風俗店勤務を前提とした相談設計により心理的負担を軽減しつつ，課題の可視化を起点に，弁護士とソーシャルワーカーの協働によって法的課題と生活課題を横断的に扱う包括的支援を展開していることが確認できる．こうした実践は，支援や制度との距離が生じやすい女性との接点形成を支え，その後の課題整理や制度・民間資源への接続につながるものとして位置づけられる．また昼職移行支援は，就労移行制度や民間支援への接続，そして「段階的な移行」の発想にもとづく取り組みとして位置づけられるが，昼職従事自体を諦めてしまう女性や，障害や病気を背景に昼職継続が困難な場合も確認された．さらに，就労移行支援事業所への接続はなお初期段階にあり，接続先が限定的

であることも課題の一つである．

２．団体Aおよび団体Bの実践をふまえた「昼職移行支援」のプロセス分類

以上より，団体Aおよび団体Bの実践から，民間団体による性ビジネス従事女性への昼職移行支援とは，単純に性ビジネス従事女性を就労先へ接続することではないことがわかる．それは，昼職への移行に必要な条件を整え，移行後の継続までを含めて伴走する支援である．ただし，昼職移行は，女性が最初から明確に希望として持つ場合だけではなく，民間団体との接続を契機として，困難や希望を整理する過程のなかで具体化する場合もある．そのため，団体Aおよび団体Bの実践からみると，昼職移行支援は，民間団体との接点形成と支援関係の深まりを前提として展開されるプロセスとして捉えられる．すなわち，女性は，アウトリーチ，相談，居場所，情報提供等を通じて民間団体とつながり，自身の困難や希望を整理する過程のなかで，昼職移行が選択肢として具体化する場合がある．このような支援関係の深まりを踏まえると，昼職移行支援のプロセスは，①移行の前提条件を整える支援（昼職移行への準備），②昼職への接続を支える支援（昼職移行），③移行後の継続も含む伴走支援（昼職移行後）として整理できる（図表5－4を参照）．

①移行の前提条件を整える支援とは，昼職移行を行う上で必要とされる，女性の抱える困難の調整である．団体Aおよび団体Bとも，女性は住居，孤立，経歴，病気・障害など，昼職移行の前に解決あるいは緩和が必要な困難を複合的に抱えていることが少なくない．したがって，民間団体による支援は，昼職への移行に先立ち，生活基盤を立て直し，病気・障害等への対応を含めて，昼職移行が可能となる状態を整える支援を含むものとして理解する必要がある．そして，団体Aのアウトリーチや滞在スペースの提供，団体Bのピア的交流の場の提供などは，昼職移行の検討を始めるきっかけとなる場として位置づけられる．

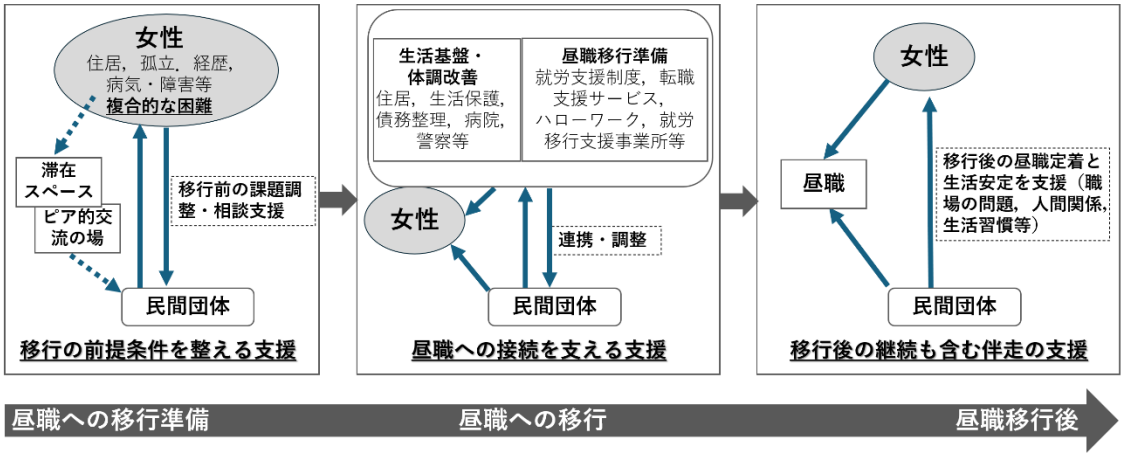
②昼職への接続を支える支援とは，本人の希望や状況に応じて，昼職従事に向けた準備を進め，適切な制度や資源へとつなぐ支援である．団体Aは公的な住居・就労支援制度や民間の夜職経験者向け昼職転職サービスへ接続し，団体Bは 「段階的な移行」の必要性から，民間の就労移行支援事業所と連携し，資格取得，マナー，履歴書の書き方など，段階的に就職に役立つスキルを学ぶ機会を提供していた．とりわけ，性ビジネス従事期間中の履歴書上の記載方法がわからず昼職移行を断念する女性が存在することを踏まえると，こうした支援が移行を後押しする意味は大きい．このように，昼職への接続を支える支援とは，本人にとって無理のない移行の経路や方法を女性とともに検討し，既存の資源へと接続することであり，民間団体はそのなかで，女性と資源をつなぐ調整役を担っているといえる．

③移行後の継続も含む伴走の支援とは，昼職への移行を到達点として考えるのではなく，移行後の昼職従事と生活の安定を支える支援である．団体Ａ代表は，性ビジネス従事から昼職移行後に，職場での人間関係のつまずき等を契機として性ビジネスに戻ってしまうケースについて述べており，団体Bのソーシャルワーカーは，性ビジネス従事しか経験がなく，昼職経験のない女性が存在することを説明している．加えて，「昼職に転職したら終

わりではなく，かつて働いていた方（元性産業従事者）の相談も積極的に受けている.」との団体Bのソーシャルワーカーの発言からは，昼職移行が支援の終了ではないことを示唆している．つまり，移行後に生じうる困難を見据えながら，女性にとって無理のない移行後の継続を支える支援として位置づけられることが示唆される．

以上より，民間団体による昼職移行支援は，移行前の課題調整や就労準備にとどまらず，移行後の継続可能性も視野に入れた支援として理解することができる．ただし，ここでの支援関係の整理は，支援者側から把握されたものにとどまる．性ビジネス従事女性の視点を取り入れて検討することが，次の第６章の課題となる．

図表５－４　民間団体との支援関係にもとづく「昼職移行支援」のプロセス分類



（出典）筆者作成

３．小括

本章では，性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点にしつつ，必要に応じて福祉的資源への接続や本人の意思に基づく昼職移行も支援する「課題横断」アプローチに取り組む，団体Aおよび団体Bの活動実践を検討した．

団体Aは，現場でのアウトリーチから一時的居場所の提供，相談・同行支援へと段階的に接続することで，女性の生活安定化と制度接続を支える実践を展開していた．昼職移行は，本人の要望に応じて制度・民間資源への接続を通じて図られており，就労先への接続のみに限定されるものではなかった．また，一時的居場所の提供や相談・同行支援を通じて，女性が昼職移行を一つの選択肢として検討できる条件を整えている点も確認された．さらに，啓発活動は，性ビジネス従事女性へのスティグマ軽減や支援資源の形成を通じて，昼職移行支援を支える環境づくりに関わる実践として位置づけられた．

団体Bは，性風俗店勤務を前提とする相談設計により心理的負担を軽減し，課題の可視化を起点に支援へとつなげていた．また，弁護士とソーシャルワーカーの協働により，法的課題と生活課題を横断的に扱う包括的支援を展開していた．昼職移行支援は，就労移行制度や民間支援への接続，段階的移行の発想にもとづく取り組みとして位置づけられてい

た．さらに，ピア的交流の場の提供や，昼職移行に関連する情報発信は，女性が昼職移行を一つの選択肢として検討できる条件を整えている点も確認された．啓発活動は，性産業従事者への理解を広げ，支援環境の整備や資源形成に関わる実践として位置づけられた．

以上より，両団体はいずれも，支援や制度との距離が生じやすい性ビジネス従事女性との接点を形成し，これを基盤に複合的な課題に対応する支援実践を展開していることが確認された．そして，昼職移行支援は，単純に就労先へ接続する支援ではなく，民間団体との接点形成を起点として，支援関係の深まりのなかで展開されるプロセスとして捉えられる．すなわち，女性が最初から昼職移行を希望しているとは限らず，アウトリーチ，相談，居場所，情報提供等を通じて民間団体とつながり，自身の困難や希望を整理する過程のなかで，昼職移行が選択肢として具体化する場合があることを確認した．そのうえで，民間団体による昼職移行支援は，①移行の前提条件を整える支援，②昼職への接続を支える支援，③移行後の継続も含む伴走支援として整理した．

ただし，昼職移行は女性たちにとって容易なものではなく，移行後の定着や接続先の少なさも課題として示された．また，ここでの支援プロセスの整理は，主として民間団体の支援実践から把握されたものである．そのため，次章では，元性ビジネス従事女性の発言内容等を手がかりに，昼職移行の困難を生み出す社会構造上の課題を検討する．

注釈

1） 「介護職支援コース」は，介護職員初任者研修を無料で受講できるほか，受講中の生活費貸付（3〜4か月，最大45万円）や，住まいを失った者への一時住宅の提供（3か月利用可）および新居の初期費用貸付等がある．講座修了後1年以内に就職し，介護職として6か月継続就労するなど一定の要件を満たした場合，貸付金は償還（返済）免除となる．

第６章　元性ビジネス従事女性の発言内容にみる昼職移行の困難

第５章では，団体Aおよび団体Bの実践をもとに，民間団体による昼職移行支援が，移行前の課題調整や就労準備にとどまらず，移行後の継続可能性をも視野に入れた支援として理解される必要があることを示した．また，女性と民間団体との支援関係の深まりを基盤として，昼職移行支援は，①移行の前提条件を整える支援，②昼職への接続を支える支援，③移行後の継続を含む伴走支援として整理できることを示した．しかし，なぜこのような段階的かつ継続的な支援が必要となるのかは，支援実践の整理のみでは，十分に明らかにならない．とりわけ，性ビジネス従事女性がどのような経験を経て昼職移行を捉え，その過程でいかなる困難に直面するのかを把握する必要がある．

性ビジネス従事の背景は多様であるが，困窮の有無にかかわりなく，生活費の獲得のために始める場合が多いことは，第１章で確認した（角間 2012；荻上 2012）．そして，学費や起業資金の準備のように目的が限定的で終結が見通される場合もあれば，困難な問題を抱え選択肢が乏しい状況のもとで開始され，継続や固定化につながる場合もある．後者では，抱える問題が解消されないまま性ビジネス従事が継続・固定化されることにより，新たな問題が生じたり，既存の問題が深刻化したりするだけではなく，心身の健康にも影響を及ぼすことが懸念される．さらに，昼職への移行を希望しても，その過程では雇用慣行をはじめ，性ビジネス従事にもとづく生活習慣や対人関係など，従事経験に由来する障壁に加え，従事以前からの社会的排除によって生じた健康，教育，生活基盤等の不足にも直面し，移行を断念せざるを得ない状況に置かれることも示唆される．こうした障壁の背景には，社会構造上の課題があると考えられる．

そこで，本章では，啓発イベント等における元性ビジネス従事女性の発言内容，すなわち啓発を目的とする公開の場における経験の振り返りをもとに，性ビジネス従事の背景と継続のなかでの経験，「居心地のよさ」として経験される大都市繁華街・ホストクラブの存在，そこに存在するリスク，さらに昼職移行をめぐる困難など，性ビジネス従事を経て，主体的に昼職移行を実現した立場からの経験として整理する．次に，これらを補完するものとして，支援実践を通して女性の状況を把握する民間団体代表の発言内容を取り上げる．そのうえで，第４節において，元性ビジネス従事女性の発言内容が昼職移行の困難を考えるうえでどのような意味を持つのかを検討し，昼職移行を困難にする要因と，その背景にある社会構造上の課題を明らかにする．

第１節　対象・方法と倫理的配慮

１．対象・方法

（１）対象

本章では，元性ビジネス従事女性および民間団体代表が登壇した一般公開の啓発イベント等を調査対象とする．元性ビジネス従事女性が登壇した啓発イベントでは，「居場所」

や「性ビジネスからの昼職移行」を主題として，元性ビジネス従事女性が，民間団体代表らとともに，公開の場で自身の経験や昼職移行をめぐる困難について発言している．

また，本章では，元性ビジネス従事女性が登壇した啓発イベントに加え，性ビジネス従事女性に関連する支援活動や支援課題を扱う啓発イベント等も対象に含める．これらには，民間団体代表が支援実践を通して把握した女性の状況や，昼職移行をめぐる支援課題について発言したものが含まれる．

これらの啓発イベント等において確認された発言内容を資料として用いる．そのうち，元性ビジネス従事女性の発言内容を中心的に取り上げ，それを補足するものとして，支援実践を通して女性の状況を把握する民間団体代表の発言内容を参照する．ただし，元性ビジネス従事女性の発言内容は，一般公開の啓発イベントにおいてなされたものであり，性ビジネス従事女性一般を代表するものではない．

（2） 方法

本章では，元性ビジネス従事女性および民間団体代表が登壇する，一般公開の啓発イベントおよび講座への参加（オンラインを含む）を通じた参与観察を行った（序章に示した方法④）．これらの啓発イベント等では録音や撮影が許可されていなかったため，当日の手書きメモにもとづき，登壇者の発言内容および観察事項を文章として記録した．

そのため，本章では，発言内容をナラティブ分析等における分析概念としての「語り」として扱うのではなく，発言の表現形式や物語構造そのものを分析対象としない．むしろ，性ビジネス従事の背景，従事の継続，居場所としての機能，リスク，離脱や昼職移行をめぐる困難，および支援課題を把握するための資料として整理・検討する．なお，本論文における発言内容の記述は，可読性と匿名性に配慮し，趣旨を損なわない範囲で一部表現を整えている．

図表 序−6　性ビジネス従事女性をめぐる発言内容に関連する調査一覧（再掲）

（啓発イベント等の参与観察：④）

方法	実施日	形式	協力者/ 主な登壇者	備考
啓発イベント参与観察（団体B主催）④-1	2024年1月	対面	団体A代表，団体B代表，元性ビジネス従事女性1名	手書きメモにもとづき，発言内容を文章として記録
啓発イベント参与観察（団体E主催）④-2	2025年1月	対面	団体A代表，団体E代表，元性ビジネス従事女性2名	
啓発イベント参与観察（民間団体ネットワーク主催院内集会）④-3	2024年4月	オンライン	団体A代表	
講座（自治体主催）④-4	2025年11月	オンライン	団体A代表	
団体E啓発イベント参与観察 ④-5	2025年6月	オンライン	団体E代表	

（出典）筆者作成

２．倫理的配慮

本研究は，日本福祉大学大学院「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認（承認番号22-018）を得て実施した．本章では一般公開の啓発イベントや講座における発言内容を扱うため，匿名性に配慮し，個人が特定されないよう記述した．

第２節　元性ビジネス従事女性の発言等の検討

１．「居心地のよさ」とリスク　―④-1 の女性の発言内容から―

（１）「居心地のよさ」が見いだされる場

④-1の啓発イベント開催時の2024年頃は，ホストクラブでの高額な利用料金の「売掛」による借金返済のため，路上で性売相手を探す女性が増加していることが，社会課題としてしばしば報道等で取り上げられていた時期である．元性ビジネス従事女性はその背景について主催者から問われると，「ホストクラブ通いと売春が必ずしもイコール（＝）ではない」と前置きしつつ，「ホストクラブ通いが夜職の世界から抜けられない理由になっている場合がある」と，二つの関係性を述べた．とりわけホストクラブについては，「いわゆる『夜職』従事女性にとって，人間として承認される場所」「精神的な癒しや自己肯定感を獲得できる場所」「一種のトランス的快感を得られる空間」となっている場合があり，そのような場であることと関連して，自己を承認・肯定してくれる「推し」の男性ホストに対し，売掛（借金）を抱えてでも貢ぐことに生きる価値を見いだしている女性，売掛があるからこそ頑張れると感じる女性，誰かのために頑張っている自分に存在意義を見いだしている女性が存在する状況について説明された．そして，ホストクラブにおいて得られる承認や自己肯定感への依拠が，それを維持するための金銭確保と結びつき，ときに性ビジネス従事につながる場合があることが示された．また，近年の路上で性売相手を探す女性の増加について，「風俗（店）は働き始めるまでに宣材写真の撮影や接客のための研修があり，稼働開始までにある程度の時間が必要」である一方，「『売春』は，思い立ったらすぐその日にスタートできる」と，収入の即時性が述べられた．さらに，「SNSなどの非対面型で『売春』相手を探すことは，冷やかしでメッセージを送ってきたり，直前にキャンセルされたりということがあるため，路上に立って相手を直接探す方がよい，という人もいる」と述べ，顧客確保の確実性という点も言及された．

また，この女性は，多様な夜職が密集する大都市繁華街の空間について，「人に対する評価は，『顔』と『金』という分かりやすい基準にもとづいていて，学歴，職歴，障害の有無にとらわれることがない」「障害などを抱えていても『普通の人』として扱ってくれる場所」「『ここに行けば自分を大切にしてくれる』と思える場所」であると述べた．そして「ホストクラブで得られる幸福感は，行政が与えることは難しい」「現行の福祉よりホストクラブの方が勝っている」と述べた．

このように，大都市繁華街やその中に存在するホストクラブなどは，性ビジネス従事を含む夜職の場であるだけでなく，一定の承認や受容を得られる居心地のよい場として説

明された．

（2）「居心地のよさ」とリスク

このような状況において，大都市繁華街やホストクラブという場に依拠する場合に生じるリスクについて，「ホストが女性を外の世界と断絶させてしまう．その結果，時間を守れない，遅刻する，連絡を入れないなど，社会生活を送るうえで必要なルールを守れなくなっていく」場合があると説明があった．「いかに（大都市繁華街の）外の世界と断絶しないでいられるか．しゃべる相手がホストだけだと世界が狭くなる．その存在が外の世界と女性を断絶させてしまう場合がある」と，大都市繁華街内に限定された人間関係や，ホストクラブへの通いが女性に及ぼす影響についても述べられた．

さらに，「幸福を見つけやすい教育が必要，今の日本の教育に合っていない人は疎外されていく」とし，そのような状況において夜の世界には引力があるため，教育から排除された人が，ホストクラブや夜職の世界自体に引き寄せられやすいと説明された．しかし，「夜職は，続ければ続けるほど価値が下がる．経験がないことがむしろ勝ち」であり，「性産業への従事はキャリア年数と収入が反比例する」という現実も説明された．また，元性ビジネス従事女性は自身の経験にもとづき，「アダルトビデオへの出演料は高額だけど，その肩書が一生メディアに残り続け，自分にずっとつきまとってくる．そう考えると，むしろその支払金額は安いもの」と，性ビジネス従事後の影響についても述べている．加えて「路上で売春する女性は低年齢化しているように感じる．容姿に気を使わない女性やコミュニケーション能力に乏しい女性は交渉金額を引き下げられ，搾取などの方向に向かってしまう危険性がある」と，路上で性売相手を探す女性の間に競争が存在すること，そしてそこにある危険性についても言及された．最後に，自分自身は戻れる場所があったことからこそ性ビジネスから「別のところ」に行けたと述べられ，「夜職から『別のところ』に行ける橋が必要」とし，また，女性については現代において様々な支援がある一方で，困難な問題を抱え夜職に従事する女性においては受け皿が少ないことにも言及された．

以上の発言内容を整理すると，大都市繁華街やホストクラブをめぐる「居心地のよさ」とリスクは，図表6－1のように整理できる．

図表 6－1　元従事女性の発言内容にみる「居心地のよさ」とリスクの整理

整理項目		発言内容の要点	該当する発言
居心地のよさ	ホストクラブが持つ意味	承認，癒し，自己肯定感，一種の快感	「人間として承認される場所」 「精神的な癒しや自己肯定感を獲得できる場所」 「一種のトランス的快感を得られる空間」
	承認と金銭確保	承認や自己肯定感への依拠が，売掛や性ビジネス従事と結びつく	「売掛を抱えてでも貢ぐことに生きる価値を見出している」 「売掛があるからこそ頑張れる」
	性売選択の実践的条件	即時性，顧客確保の確実性	「『売春』は，思い立ったらすぐその日にスタートできる」 「路上に立って相手を直接探す方がよい」
	大都市繁華街の空間の意味	普通の人として扱われる，受容される，自分を大切にしてくれると感じる	「障害などを抱えていても『普通の人』として扱ってくれる」 「『ここに行けば自分を大切にしてくれる』と思える場所」
居心地のよさの裏にあるリスク	場への依存がもたらす影響	外の世界との断絶，社会生活上のルールからの離脱	「ホストが女性を外の世界と断絶させてしまう」 「時間を守れない，遅刻する，連絡を入れない」
	継続に伴うリスク	価値の低下，収入の不安定化，被害や搾取の危険	「夜職は，続ければ続けるほど価値が下がって…」 「性産業への従事はキャリア年数と収入が反比例する」 「搾取などの方向に向かってしまう危険性がある」
	従事後を見据えた認識	従事経験が残り続けることへの懸念，別の場への移行の必要	「肩書が一生メディアに残り続け…」 「夜職から別のところに行ける橋が必要」

（出典）筆者作成

2．性ビジネス従事と昼職移行をつなげる意識 ― ④-2 の女性二名の発言内容から

（1）性ビジネス従事の背景と継続，リスクの認識

まず，一人の元性ビジネス従事女性は，幼少期からいじめ被害を受け，居場所がなかった過去を参加者に説明した．「ほとんど学校に行かず，給食も食べたことがありません．名前を書けば入れるような高校に入学したけど，一学期くらい通って辞めました」と述べ，はっきりと「自分は皆に嫌われていた」と述べた．その経験を背景に，幼少期から「裸になればみんなに好かれるはず」という考えを抱いていたことも説明された．

高校を中退後，芸術系の専門学校に通うようになり，学費のために学生時代は朝からアルバイトを掛け持ちし，10代の終わり頃に性産業に従事するようになったという．「裸になれば好かれるはず」との幼少期からの考えは，性ビジネスの世界に入った後，接客等の経験が十分ではなく，「お客さんからも嫌われた」と述べ，「裸になっても受け入れられない」ことを実感したという．しかし，「お金がないので風俗を転々とした」状況のなかで，「体力，精神ともボロボロで，困難しかなかった」と当時の心身の状況が述べられた．女性は性ビジネス従事について，「20～30代という経験を積み上げる期間に，（昼職の）キャリアを積み上げることができなかった」と自身の過去を振り返り，「(性ビジネスへの従事は）その後に生かすことが難しい，その後につながりにくい」という課題を述べた．

もう一名の元性ビジネス従事女性は，「性産業に関連するお店が近所にあり，幼いころから性の世界が身近で，なんとなく，抵抗もなくその世界に入りました」と述べた．また，性ビジネスの世界に偏見を持たず，サブカルチャーの一部のように捉えていたこと，「面白そう」という理由からアダルトビデオに出演するに至ったことが説明された．また，「売れたい」「昼職は自分に合ってない」「お金がない」「他にやることもない」という思いのなかで，なんとなく性ビジネスに従事していたが，ある時，前向きで意欲のある新人

女性を見て「勝てないと思った」と述べ，それが直接の原因かは明らかではないものの，体調不良に陥ったと説明していた．この女性は，その経験を契機に性ビジネスから離れたが，その後を見据えたとき，性ビジネスは「基本的に次につながりにくいもの」であり，アダルトビデオに出演していることで，「友達との共通点がなくなり，疎遠になっていく」とし，「孤独に陥りやすい仕事」であるとも説明された．さらに，「得られる自己肯定感はあるが，一瞬だけ」とも述べている．

図表 6－2　元性ビジネス従事女性2名の発言内容の整理
― 性ビジネス従事の背景と継続，リスクの認識―

整理項目	発言内容の要点	該当する発言
幼少期からの排除経験	いじめ被害，居場所のなさ，嫌われていたという感覚	「ほとんど学校に行かず・・・」 「自分は皆に嫌われていた」 「裸になればみんなに好かれるはず」
性ビジネス従事に至る背景	経済的事情，性ビジネスの短さ・抵抗感の低さ	「学費で年間100万円ほど必要」 「性風俗店が近所にあり…抵抗もなく」 「面白そう」
従事継続の背景	経済的必要性，昼職への不適合感，他選択の乏しさ	「お金がないので風俗を転々とした」 「昼職は自分に合ってない」 「他にやることもない」
従事過程での経験	受け入れられなさ，競争のなかでの限界意識	「お客さんからも嫌われた」 「裸になっても受け入れられない」 「勝てないと思った」
従事継続による影響	心身の疲弊，孤立，自己肯定感の不安定さ	「体力，精神ともボロボロ」 「孤独に陥りやすい仕事」 「得られる自己肯定感は，一瞬だけ」
従事経験を振り返る認識	キャリア形成の難しさ，将来へのつながりにくさ	「20～30代という経験を積み上げる期間に（昼職の）キャリアを積み上げることができない」 「その後に生かすことが難しい」 「基本的に次につながりにくいもの」

（出典）筆者作成

（2）主体的な昼職移行の選択についての発言内容

昼職移行の主体的な選択について，（1）に取り上げた最初の女性は，その契機が30代に入ってからであり，性ビジネス従事を継続することに疲れ果ててしまったことを述べている．だからこそ，結婚・出産，そして離婚を経て自立を試みる際，シングルマザーとして一人で子育てを担うことになっても，性ビジネスの世界に戻ろうとは思わなかったという．しかし，アルバイト先ではうまく働けず，10代の同僚に「おまえ辞めろ」と言われて退職し，相談窓口に行っても「何ができる？」と聞かれ，「何もない」と答えるしかなかった過去が説明された．なお，啓発イベントにおいてこの女性は繰り返し「文字を書いたことがなかった」と発言しているが，その背景として，学校でのいじめにより十分に学習できず，漢字やひらがなを書くことが苦手であったことを述べている．他方で，自らの生きた証を残したい，自身の人生を後悔したくないという気持ちが芽生え，書字の練習を始めるとともに，パソコン操作を学ぶ職業訓練にも数か月通い，ワード，エクセル，パワ

ーポイント等の使い方を習得したことが説明された．

二人目の女性は，「夜の仕事をしている人たちは基本的にパワフル」であり，昼職移行においてはその力をうまく活用すべきであると述べている．また，「自分の持っている力」があるとし，自身については「会社はキラキラしていて厳しい場所で，そこに入ることは無理と思っていた」が，後に「会社って厳しい場所ではなく，教えてくれる人がいる．できなくてもサポートしてくれる人がいる」と認識が変化したことを述べている．そのうえで，性ビジネス従事後にどうすればよいか悩み，自分には何もできないと感じる人に対しては，性ビジネス従事によって「人に尽くしてきたことと，自立して稼げていたことに自信を持つべき」と述べていた．

他方で，女性は，性ビジネス従事者に対しては「どうしても社会の偏見の目はある」としつつ，「自分が辞めたいときに辞められる社会であるべき」とも述べた．さらに，「夜職でしか働けない人がいる，夜職でしか輝けない人がいる」と述べ，昼職移行を一律に求めるのではなく，本人の意思が尊重される必要があることも示していた．

図表 6－3　元性ビジネス従事女性2名の発言内容の整理　―主体的な昼職移行の選択―

整理項目	発言内容の要点	該当する発言
昼職移行を考える契機	心身の疲労，生活上の転機，競争のなかでの限界意識	「性ビジネス従事を継続することに疲れ果ててしまった」 「結婚・出産・離婚を経て自立を試みた」 「勝てないと思った」 「体調不良に陥った」
昼職移行時に直面した困難	就労上のつまずき，学習機会の不足，自分にできることの乏しさ	「おまえ辞めろと言われて退職した」 「文字を書いたことがなかった」 「何ができる？と聞かれても『何もない』」
昼職移行に向けた取り組み	学び直し，職業訓練，技能の獲得	「書字の練習を始めた」 「パソコン操作を学ぶ職業訓練に通い，ワード，エクセル，パワーポイント等の使い方を習得した」
昼職移行を支える認識	自分の力の捉え直し，昼職の捉え方の変化	「夜の仕事をしている人たちは基本的にパワフル」 「自分の持っている力」 「会社って厳しい場所ではなく…サポートしてくれる人がいる」 「人に尽くしてきたことと，自立して稼げていたことに自信を持つべき」
昼職移行についての考え方	本人の意思の尊重，辞めたいときに辞められることの重要性	「どうしても社会の偏見の目はある」 「自分が辞めたいときに辞められる社会であるべき」 「夜職でしか働けない人がいる，夜職でしか輝けない人がいる」

（出典）筆者作成

このように，二人の元性ビジネス従事女性は昼職への移行を経験しているが，その発言内容からは，性ビジネス従事に伴うリスクを認識しつつ，それぞれが主体的に移行を模索してきたことが確認できる．ただし，二人の発言内容からは，昼職移行過程における民間団体との支援関係は確認できなかった．なお，最初に取り上げた女性は，シングルマザーとなった段階でひとり親サポートセンターや職業訓練などの公的支援との結びつきがあったことも述べている．現在，一人目の女性は芸術関連の仕事を，二人目の女性はフリーランスで執筆活動を行っており，啓発イベントでは，自身の経験をもとに発言する様子が

確認された．

第３節　民間団体代表の発言にみる昼職移行の障壁

１．性ビジネス従事女性の置かれた状況と「居場所」の意味

（１）性ビジネスへの参入背景

団体E代表は，「夜の世界は多様な社会課題の集積地」であるとし，困難な問題を抱えながら性産業に従事する女性は少なくないが，「行政に相談できない，あるいはしたくない女性もいる．そもそも相談窓口や制度の存在自体を知らない女性も少なくない」という現状を説明している．さらに団体E代表は，「困難な問題を抱えた女性の存在は，行政や支援者からは見えていない」と指摘している．2024年に困難女性支援法が施行されたものの，「全国の自治体では，自分たちの管轄地域に『困難を抱えた女性』が，どこに，どのくらいの人数がいるのか把握できていない」状況であるとし，「いつ，どこで，何をすれば女性たちにリーチできるかわからない状態で，SNS相談を始めてもほとんど相談が来ない状況」という実情を説明した．一方で，性産業における性風俗店勤務は，「即日採用・勤務が可能で，すぐに入居可能な寮が完備されている場合がある」「基本的に現金日払いで，一日に数万円の収入も可能な場合がある」というように，収入と住居を迅速に確保しうる側面があると述べている．そして，「経済面を中心とする困難な問題を抱える女性にとって，期限付きのセーフティーネットとなりうる可能性がある」と，性産業には困難を抱える女性の受け皿としての機能が備わっていることを述べている．さらに，「性風俗店勤務は学歴や昼職勤務の過去は一切問われず，完全な自由出勤．生活保護では家族への扶養照会が行われる可能性があるが，それに対し性風俗店勤務は家族に秘密にできる」とし，性産業には女性側にとっての参入しやすさがあり，生活維持や生活保護につながりにくい状況において，生活再建における生活保護の代替的手段として利用されている状況が説明された．また，「障害のある人が福祉的就労に就く場合，障害者として区別され，賃金の水準も一般就労よりも低賃金であることが少なくないけれど，性産業ではそうした障害による区別はされない」と，性産業は障害の有無によって区別されず，受け入れられやすい場であることも説明された（④-5）．

団体Aの代表も，啓発イベントにおいて，性ビジネスへの参入の背景の一部について，「精神疾患や障害を持っていて昼職への就業が難しい」「住居・身分証・連絡先（スマートフォン）がなく，昼職に従事したくてもできない」「受刑歴による就職制限がある」「未成年であることによる正規就労の制約がある」といった事情を抱えている場合があると，活動を通して把握した女性の状況を述べた．また，性産業を選ばず，路上に立って性売の相手を探す理由としては，「（路上に立つのは）時間に縛られない気楽さがある」「店に売上金のマージンを取られず収入が増える」「自分自身で客を選べ，値段交渉できる」と，女性たちが路上に立つことにメリットを感じていることが説明された（④-1）．なお，団体Aがアウトリーチ活動を行う大都市繁華街は，2018年ごろは生活のために立っている女性が少数であり，「経済的な困窮を背景に，長らく『売春』を生業としていると思われる

女性が多数を占めていた」のに対し，2020年5月のゴールデンウィーク頃からは路上に立つ女性が急増していったという．「新型コロナウイルス感染症の拡大期には『(昼職）を辞めさせられた』,『風俗（店）で働いていたが収入が減少した』という女性が路上に目立ちはじめ，感染拡大が落ち着いたのちには，生活が困窮している女性というよりは，ホストクラブなどの『推し活の資金確保』のために『売春』を行う若年女性が増えてきた」と，路上に立つ女性の層の変化を述べている（④-1)．

（2）性ビジネス等が持つ「居場所」の意味と，それを代替する「居場所」の必要性

団体B代表は,「昼職で傷ついてきた過去を持つ人は，風俗に勤めると『風俗が大好きだからやめられない』という気持ちになる人もいる」と述べ（④-1)，団体Eの代表は,「障害等のある人は社会の中で区別されやすいけれど，性産業の中では（一人の女性として)『お姫様扱い』を受ける」と説明している．「このような大事にされる環境は『風俗（に勤めること）が好き』という気持ちを生じさせ，承認欲求が満たされ，収入も確保できる性産業から抜け出せなくなる可能性がある」と指摘した（④-5)．

団体A代表は大都市繁華街に女性が集まる状況について,「家族からの虐待，モラルハラスメント，過干渉，ネグレクト等により家庭に居場所がないという状況の女性が一定数いる」とし,「(大都市繁華街）は『誰かに会って話せる』場所．寂しさを紛らわすために来る女性も少なくない」と，従来の大都市繁華街とはまた別の意味を持つ場ができていることを，現場アウトリーチ実践にもとづき述べている．団体Aは女性からのホストクラブに関する売掛金（借金）等の相談も多く寄せられるというが，女性がホストクラブに通うのは,「担当ホストから継続的な来店を促される」ことがあるからで，あわせて,「いつか自分を大切にしてくれる男性に出会える」と信じて通い続ける女性の姿が説明された．またホストクラブは,「障害を抱えていても普通に接してくれる」「家庭に代わる温かい居場所」となっている場合があり，女性はホストクラブに通うことにより「承認欲求が満たされ自己肯定感を保つことができる」と説明された．こうした発言を踏まえ，団体A代表は,ホストクラブ等が女性にとっての居場所になりうることに言及し,「当事者がそのまま受け入れられる安全な場所が不在」であると，居場所の必要性について指摘している（④-4)．

以上の発言内容を整理すると，性ビジネスを含む大都市繁華街は，女性にとって承認を得ることで自己肯定感を支える「居場所」として整理できる．そうした「居場所」を維持しようとすることが金銭確保の必要性と結びつき，性ビジネス従事の継続や性売への接続に関わるものとして述べられていた．

2．民間団体からみる性ビジネス従事女性の昼職移行時の障壁

団体E代表は，性ビジネスは女性の時間や魅力を即日で現金化できるという側面がある一方で,「その世界から離脱するときに,『死の谷』が立ちはだかる」と述べている．また,団体Eは啓発イベントや団体資料において，性ビジネス従事女性が昼職へ移行する際の障

壁として，三つの阻害要因を整理している．

第一の要因は，「現金日払いから月給制の仕事への転換過程で生じる無収入期間（魔の1カ月)」である．「月給制の仕事」，つまり昼職の給与は基本的に一か月に一度であり，貯蓄がない，頼る人がいない，などの場合は経済的な困難が生じる可能性がある．第二の要因は，「履歴書の職歴欄に生じる空白を埋められない問題（職歴の空白)」である．性ビジネス従事の間の履歴書の空白を埋める方法がわからず，昼職への応募自体が困難になる状況を指す．そして，第三の要因は，「決まった時間・場所で働くことへの適応困難（定時の壁)」である．この背景にはメンタル不調，生活リズムの乱れ，性ビジネス従事時とは異なる昼型の生活リズムに馴染めないこと等が存在すると，団体E代表は説明している（④-5)．

第4節　考察

本節では，第2節の元性ビジネス従事女性三名の発言内容と第3節の民間団体代表の発言内容を，「『居心地のよさ』と性ビジネス従事の継続・固定化リスク」，「性ビジネス従事の継続と昼職移行の困難」という二つの観点から考察し，昼職移行が困難となる背景にある社会構造上の課題にも触れる．

1．「居心地のよさ」と性ビジネス従事の継続・固定化リスク

大都市繁華街は，多様な人々を受け入れる場であると同時に，性ビジネス従事女性にとっての居場所が見いだされる場でもある．

元性ビジネス従事女性は，大都市繁華街の空間について，「障害などを抱えていても『普通の人』として扱ってくれる」「ここに行けば自分を大切にしてくれると思える」と述べ，そこが幸福感，肯定感，精神的な癒しを得られる場であることを示していた．また，同じような状況の仲間と話すことができ，寂しさが紛れるという説明からは，この空間がピア的な関係を生み，孤立を緩和する場として作用していることも示唆される．さらに，団体 A 代表は，性ビジネス従事女性たちがホストクラブ等を「家庭に代わる温かい居場所」と感じていることにも言及している．すなわち，大都市繁華街やその周辺空間は，社会的に排除されやすい女性にとって，人として承認されていると感じられる居心地のよさを持ち，他では得られなかった肯定感や安心感を得られる場として機能していると考えられる．

しかし，こうした「居心地のよさ」の発言からは，同時に，これまで「普通」の人として接してもらえず，大切にされず，学校や家庭内にも居場所がないという，女性たちが経験してきた「社会からの排除」が浮かび上がってくる．一人の元性ビジネス従事女性は，いじめによって学習機会から排除され「字を書いたことがない」状況であったことを述べている．「裸になればみんなに好かれるはず」という想いの背景に，居場所の不在と承認の欠如が深く関わっていることが示唆される．

さらに，こうした「社会からの排除」は，就労領域においては「昼職からの排除」として現れる場合がある．団体 B 代表は，昼職で傷ついた経験を持つ女性が「風俗（で働くこと）が好き」という感覚を抱く場合があると述べ，団体Ｅ代表は，性産業ではお姫様扱いを受け大事にされる状況を述べており，生活の維持，承認，そして居場所を得る一つの方法として，性ビジネス従事が位置づけられていることが示唆される．そして，その背景には，就労や生活維持・再建の前提となる条件が整わない状況がある．すなわち，病気や障害，年齢による制約，学歴・職歴，受刑歴等の要因に加え，住居・身分証・連絡先といった生活基盤の欠如などが重なり合うことで，希望しながらも昼職に就けない状況が生じやすいことが示されていた．特に障害については，元性ビジネス従事女性，団体 A 代表および団体Ｅ代表が啓発イベントのなかで触れており，障害のある女性が昼職から排除されやすい状況に置かれていることが示唆される．このように，昼職従事に必要な前提条件が欠けたり，障害を有していたりすることにより，女性が昼職から排除されやすい構造的条件が存在している．

本来であれば，こうした状況にある女性は支援や制度につながることが期待される．しかし，団体 E 代表は，「行政に相談できない，あるいはしたくない女性もいる．そもそも相談窓口や制度の存在自体を知らない女性も少なくない」と説明している．状況は個々に異なり，相談窓口や制度の未把握，過去の経験にもとづく行政への不信感など，背景は多様であろう．さらに，団体Ｅ代表は，困難な問題を抱える女性の存在が行政や支援者から見えておらず，自治体が管轄地域における対象者の所在や人数を把握できていない状況にも言及している．また，そのために，いつ，どこで，どのようにリーチすればよいのかが分からず，SNS 相談を開始しても相談につながりにくい実情があることも説明している．このことは，女性側にとっての相談や制度への「つながりにくさ」と，行政・支援側からみた女性の「みえにくさ」が相互に強化し合う循環として理解できる．加えて，女性にとって性ビジネス従事が，承認され，大切にされ，「普通の人」として存在できる場として経験されている場合には，支援や制度そのものが，必ずしも本人にとって現実的な選択肢となりにくいことも示唆される．

その一方で，性ビジネスには「相対的な参入容易性」がある．団体Ｅ代表の「経済面を中心とする困難な問題を抱える女性にとって，期限付きのセーフティーネットとなりうる可能性がある」という発言や，団体 A 代表の「時間に縛られない気楽さがある」「店に売上金のマージンを取られず収入が増える」「自分自身で客を選べ，値段交渉できる」といった発言は，そのことを示している．また，昼職とは異なり，病気，障害，学歴，職歴，受刑歴などが必ずしも問われない場合がある点も，参入容易性の一側面として理解できる．すなわち，「相対的な参入容易性」とは，性ビジネス側の条件だけで成り立つのではなく，昼職や公的支援へのアクセス障壁が高い状況のもとで，性ビジネスが相対的に参入しやすい選択肢として認識されやすいことを意味している．

以上より，大都市繁華街やホストクラブをめぐる「居心地のよさ」は，単に肯定的な感情や安心感として存在しているのではなく，社会からの排除や，その就労領域における

現れとしての昼職からの排除，承認や居場所の欠如，支援への接続困難，そして相対的な参入容易性と結びつくなかで成立していると理解できる．したがって，この「居心地のよさ」は，女性たちにとって一時的な受け皿として機能しながら，性ビジネスへの参入や継続を支える条件ともなる．しかし同時に，承認や安心感を夜の世界に依拠させ，外の世界とのつながりを弱め，昼職移行を困難にしうるというリスクを内包している．

２．性ビジネス従事の継続と昼職移行の困難

性ビジネス従事の継続は，生活の成立や自己の承認が得られる一方で，多様なリスクを生じさせる．元性ビジネス従事女性の発言からは，その継続による「収入の不安定化」「孤立の深まり」「心身への影響」が示されていた．また，民間団体代表の発言からは，これらのリスクが個人の問題にとどまらず，支援への接続困難や昼職移行の困難を強める社会構造上の条件と結びついていることが示唆された．

第一に，性ビジネス従事の継続は，「収入の不安定化」を生じさせる可能性がある．元性ビジネス従事女性は，経験のなさが「勝ち」とみなされる世界において，従事年数と収入が反比例すること，その結果として顧客がつきにくくなったり，競争の中で交渉価格を引き下げられたりすることを説明していた．すなわち性ビジネスは，短期的には収入確保の手段となりうる一方で，中長期的には収入の低下や不安定化を通じて，生活条件を脆弱化させる側面を持つ．

第二に，性ビジネス従事の継続は，「孤立の深まり」や被害リスクとも結びつく．性ビジネスの周辺にとどまり続けることで，家族や友人との関係が疎遠になり，孤立が深まる可能性がある．また，路上で性売相手を探す場合には，競争原理の中で搾取につながりやすいことも説明されており，被害リスクが高まる可能性もある．大都市繁華街は，同じような経験を持つ人々とのピア的なつながりを生む空間である反面，周囲がライバルとなる環境では，孤立や競争も深まりやすい．

第三に，性ビジネス従事の継続は，「心身への影響」を生じさせる．元性ビジネス従事女性は，「勝てないと思った」ことや体調不良に陥ったことを，性ビジネスから離れる契機として述べていた．周囲の女性がライバルになる環境で，常に勝ち続けなければならないというプレッシャーは，心身の負担を強めやすい．また，長期間の従事は収入面に影響するだけでなく，性ビジネスの世界の中で自分の価値が下がっていく感覚を生じさせ，精神的負担をさらに強める可能性がある．二人の元性ビジネス従事女性の発言内容からは，心身へのダメージという性ビジネスの危険性に加え，性ビジネス従事が固定化される前に，女性自身がリスクを認識し，別の生き方を考える重要性が示されていたとも考えられる．

第四に，民間団体代表の説明からは，「支援への接続困難の強まり」が示されていた．団体E代表は，困難な問題を抱える女性が性ビジネスに従事していることで，「ヘルプを出せない」「自分の意思でやっているから助けてはもらえないと思っている」「困難が複雑すぎて誰にも説明できない」という相談アクセスの三重の壁に直面しやすいことを説明していた．このような状況では，支援への接続困難が参入前よりも強まり，問題が複合化・

複雑化するおそれがある．また，従事の事実がメディア等で可視化されれば，その経歴や属性が長期にわたり残り続けるという影響も，元性ビジネス従事女性の発言内容から示されていた．さらに，性ビジネスをめぐる限定的な人間関係の中で，多様な選択肢を提示できる人が不在であることも，性ビジネス従事の継続・固定化に作用する条件であることが示唆される．したがって，性ビジネス従事の継続は，収入の不安定化，孤立や被害リスクの増大，心身への負担，支援への接続困難の強まりを通じて，従事の固定化を生じさせる可能性がある．

そして，こうした性ビジネス従事の継続・固定化が進むほど，昼職への移行は困難になりやすい．啓発イベント等での元性ビジネス従事女性および民間団体代表の発言から，その障壁は「キャリアの断絶」「移行の前提条件の不足」「移行時の生活・就労上のハードル」として整理できる．

第一に，性ビジネス従事の継続は，「キャリアの断絶」として昼職移行の困難に現れる．元性ビジネス従事女性は，「20〜30代という経験を積み上げる期間に，（昼職の）キャリアを積み上げることができない」「その後に生かすことが難しい」「基本的に次につながりにくいもの」と述べていた．これらの発言は，性ビジネスへのスティグマが強い社会において，従事経験を職業経験として示しにくく，その後のキャリア形成に結びつきにくい現状を示している．また，「得られる自己肯定感はあるが，一瞬だけ」という発言は，性ビジネスの中で得られる承認が，将来の展望や生活再建に必ずしもつながらないことへの認識を示すものである．

第二に，昼職移行には，「移行の前提条件の不足」が障壁として現れる．一人の元性ビジネス従事女性は，結婚，出産，離婚を経て性ビジネスから離れたが，自立を試みた際に，いじめによって学習機会から排除されていたために「字を書いたことがない」状況であり，昼職への移行時に困難が生じたことが示唆される．このことは，過去の社会的排除によって生じた困難が，昼職への移行局面において再び障壁として作用する場合があることを示している．

第三に，昼職移行には，「移行時の生活・就労上のハードル」がある．団体E代表は，昼職移行の際の課題として，月給制によって生じる無収入期間，履歴書の職歴欄への記入，定められた時間と場所での就労を挙げていた．月給が入るまでの生活を維持できるか，履歴書上に性ビジネス従事期間をどう記入するか，定時出勤・定時帰宅に適応できるかは，女性にとって昼職移行の具体的な障壁となる．また，性ビジネスが存在するコミュニティに適応してきた場合，昼職で求められる時間管理や連絡等のルールに適応することが難しくなり，昼職移行やその後の定着が困難になる可能性もある．

もっとも，啓発の場における発言内容からは，性ビジネス従事を経た後にも，別の生き方や仕事へ移行しうる可能性が示されていた．三人の女性は，自らの性ビジネス従事の過去を公の場で伝えることを通し，自分自身を全面的に否定するのではなく，自らが歩んできた道の一部として引き受けながら，そこから新たな人生を切り開くことができるという可能性を示していたと考えられる．また，「夜職から別のところに行ける橋が必要」「（性

ビジネスを）辞めたいときに辞められる社会であるべき」という発言は，昼職移行を個人の努力や自己責任に委ねるのではなく，移行を可能にする社会的条件や支援関係の必要性を示すものである．さらに，「現在の日本の教育に合わない人は疎外されていく，幸福を見つけやすい教育が必要」という別の元性ビジネス従事女性の説明は，性ビジネス従事を自己責任としてではなく，承認や居場所を得にくい社会，そして多様な生き方を支える教育の不在との関係から捉える必要があることを示している．その意味で，昼職移行は単なる「救済」としてではなく，本人の意思とタイミングを尊重しながら，性ビジネス従事後のセカンドキャリアの可能性として支える必要がある．

以上より，性ビジネス従事女性の昼職移行は，従事後に突然生じる個人の能力不足の問題ではなく，従事以前からの社会的排除と，従事の継続によって累積するリスクが重なるなかで困難化する社会構造上の課題として整理できる．したがって，女性が別の生き方や選択肢を具体化するためには，性ビジネスやそれを含む大都市繁華街に代わる「居場所」と，女性に別の生き方や選択肢を示すことのできる他者の存在が重要である．この点は，団体A代表の「様々な選択肢を提示できる人間が周囲にいない」という指摘や，団体E代表が示した相談アクセスの三重の壁とも重なるものであり，本研究で取り上げた民間団体のように，性ビジネス従事女性と目線を合わせながら関わり，生活再建や昼職移行を伴走的に支える存在の必要性を示している．

3．小括

本節では，第 2 節で整理した元性ビジネス従事女性の発言内容と，第 3 節で整理した民間団体代表の発言内容を踏まえ，「『居心地のよさ』と性ビジネス従事の継続・固定化リスク」，「性ビジネス従事の継続と昼職移行の困難」という二つの観点から考察した．

大都市繁華街やホストクラブをめぐる「居心地のよさ」は，単に肯定的な感情や安心感が得られる場ではなく，女性が経験してきた社会からの排除，承認や居場所の欠如と深く結びついていることが示された．さらに，こうした排除は，就労領域において昼職からの排除として現れる場合があり，病気や障害，学歴・職歴，生活基盤の欠如等により，昼職に就きにくい状況が生じていた．また，女性側にとっての相談や制度への「つながりにくさ」と，行政・支援側からみた女性の「みえにくさ」のなかで，支援や制度への接続困難が生じており，こうした状況のもとで，性ビジネスは相対的な参入容易性と結びついていた．したがって，「居心地のよさ」は女性たちにとって一時的な受け皿として機能する一方で，性ビジネスへの参入や継続を支え，夜の世界への依拠や外の世界とのつながりを弱め，昼職移行を困難にしうる固定化リスクを内包していると整理できる．

また，性ビジネス従事の継続は，収入の不安定化，孤立や被害リスクの増大，心身への負担，支援への接続困難の強まりを通じて，従事の固定化を生じさせる可能性があることが示された．そして，こうした継続・固定化が進むほど，昼職移行は，「キャリアの断絶」，「移行の前提条件の不足」，「移行時の生活・就労上のハードル」によって困難になり

やすい．これらの困難は，性ビジネス従事以前からの社会的排除と，従事の継続によって累積するリスクが重なるなかで生じる社会構造上の課題として整理できる．元性ビジネス従事女性の「夜職から別のところに行ける橋が必要」「(性ビジネスを）辞めたいときに辞められる社会であるべき」という発言は，社会に対して問題提起する啓発的な意味を持っていたと捉えることができる．そして，昼職移行は単なる「救済」としてではなく，本人の意思とタイミングを尊重しながら，別の居場所や選択肢を示す他者の存在，生活再建や昼職移行を伴走的に支える支援関係によって支えられる必要がある．

次章では，諸外国の参照枠を踏まえ，日本における昼職移行支援の可能性と課題を考察する．

第 7 章　日本における性ビジネス従事女性の「昼職移行支援」に関する考察 －民間団体による「昼職移行支援」の有用性と民間団体への公的支援の展望－

本章では，第 5 章で検討した民間団体による支援実践と，第 6 章で明らかにした昼職移行を困難にする社会構造上の課題を踏まえつつ，日本における性ビジネス従事女性の昼職移行支援をめぐる公的支援の制度枠組みと民間団体の関係に着目して考察する．とりわけ，日本では性ビジネス従事女性に特化した昼職移行支援が制度上明確に位置づけられていないなかで，民間団体がいかなる役割を担い，そのことがどのような有用性と課題を有するのかを明らかにする．

第 1 節では，性ビジネス従事女性の昼職移行支援をめぐる支援関係形成上の課題を整理し，日本の実践に即して，制度上明確に位置づけられていない領域において民間団体が果たしている役割，ならびにその有用性と課題を確認する．第 2 節では，フランスにおける性ビジネスからの離脱および社会的・職業的統合に向けた制度化された支援と，モロッコにおける性ビジネス従事者支援を前面化しにくい状況下での包括的な女性支援を参照し，民間団体への公的支援のあり方を考察する．第 3 節では，以上を踏まえ，日本における性ビジネス従事女性の昼職移行支援の展望を，支援関係形成を重視したプロセスとして提示する．

第 1 節「昼職移行支援」を目指す上での支援関係形成の課題と有用性

本節では，まず，第 5 章で整理した昼職移行支援の三つのプロセスを，第 6 章の元性ビジネス従事女性の発言内容から見えてきた課題を踏まえて捉え直し，昼職移行支援を目指す上での支援関係形成の課題を整理しておく．

第 5 章では，団体Aおよび団体Bの実践から，支援関係の深まりを踏まえた昼職移行支援の三つのプロセスを，①移行の前提条件を整える支援（昼職移行への準備），②昼職への接続を支える支援（昼職移行），③移行後の継続も含む伴走支援（昼職移行後）と整理した．これらのプロセスを，第 6 章の元性ビジネス従事女性の発言内容を踏まえて捉え直すと，単なる支援の段階ではなく，昼職移行支援を目指す上で求められる「支援関係」のあり方として，①相談や支援への接続が容易ではない性ビジネス従事女性との関係づくり，②昼職移行が現実的な選択肢となりにくい性ビジネス従事女性への支援，③移行時・移行後の困難をともに乗り越える支援関係の形成，の三点に再整理することができる．

１．二つの「にくさ」の悪循環

最初に，①相談や支援への接続が容易ではない性ビジネス従事女性との関係づくりについて再整理しておく．第 6 章では，女性側の相談や制度への「つながりにくさ」と，行政・支援側からみた女性の「みえにくさ」という二つの「にくさ」が相互に作用し合う悪循環構造が確認され，昼職移行支援の出発点となる支援（入口）への接続を困難にしている状況が明らかとなった．第 5 章で確認したように，団体Aは大都市繁華街でのアウトリ

ーチと，これによって接続する滞在スペースを提供し，団体Bは「性風俗店従事者」を前提とする相談窓口の設置や女性同士の交流の場の提供等を通じて，相談への心理的ハードルを下げる工夫を試みていた．これらの実践は，支援や制度との距離が生じやすい女性への接点形成を可能にし，女性側の「つながりにくさ」と，行政・支援側からみた女性の「みえにくさ」を緩和するための一つの方法といえる．とりわけ，売春防止法，自己責任論，そして社会的スティグマのもとで，自らの困難を語ることへのためらいが生じやすいなかで，二つの団体は，女性が困難を共有できる関係づくりを実践していた．このことは，女性全般を対象とする相談窓口だけでは，困難な問題を抱え，昼職から排除されてきた女性にとって，十分に接近可能な入口となりにくい場合があることを示しているともいえる．団体Bのソーシャルワーカーは「ソーシャルワークは，本来は誰にでも平等な支援を提供するためのもの．だから，ありのままの姿で支援を受けられる，そんな環境がもっと広がっていって欲しい.」と述べ，日本において性ビジネス従事女性との接点の場が限定されていることと，支援の場が増えることへの期待を示していた．

次に，②昼職移行が現実的な選択肢となりにくい性ビジネス従事女性への支援について，第６章での検討結果を踏まえて整理する．第６章では，病気・障害，年齢による制約，学歴・職歴，受刑歴のほか，住居・身分証・連絡先などの生活基盤の欠如が重なり合い，希望しながらも昼職から排除される状況が生じていたことを確認した．特に，元性ビジネス従事女性や団体A，団体E代表の発言内容に表れているように，病気や障害を抱える女性が昼職から排除されやすい状況に置かれ，その結果として，性ビジネスが相対的に参入しやすい選択肢として現れる場合があることが示された．このことは，病気や障害そのものが性ビジネス従事に直結するという意味ではなく，昼職従事を困難にする社会的条件が，性ビジネスへの参入や継続と結びつきやすい状況を生み出していることを示すものである．一方で，性ビジネスへの相対的な参入容易性により受け入れられた性ビジネスの世界は，元性ビジネス従事女性，団体B代表および団体E代表の発言内容のなかでは，昼職従事の場面で経験したような傷つきを伴わず，障害を持っていても「普通」の一人の人間として，大切にされる経験の場としても現れていた．また，性ビジネス従事の収入は，障害の有無による区別はなく，得られる収入の高さも相まって，自己肯定感が高まることも考えられる．そして，性ビジネスが存在する大都市繁華街はピア的機能も併せ持ち，排除され続けてきた女性の居場所として作用していた．このように，性ビジネス従事が昼職から排除された結果であると同時に，女性にとってその周辺に形成される承認や居場所と結びつき，一定の安心感や承認をもたらしている場合，昼職への移行は現実的な選択肢となりにくい．そのため，性ビジネスから一方的に切り離し，別の就労先へ移ってもらうという直線的な移行としては捉えがたい．社会的排除によって受けた傷や病気のケア，抱える困難な問題の緩和や解消，そして，性ビジネス周辺で形成されてきた承認や居場所などの関係性を別の形へと組み替えながら，女性の望むタイミングで新たな生活基盤を再構築していく過程として，昼職移行を捉える必要がある．

③移行時・移行後の困難をともに乗り越える支援関係の形成について，二つに分けて論じておきたい．一つは，移行後の継続的支援の不足である．性ビジネス従事女性の昼職移行支援は，生活全体の安定と就労への適応を含む段階的な過程を支える必要があり，移行前から移行後の定着に至るまで，継続的かつ柔軟な伴走支援が求められる．この際の伴走とは，移行準備や移行後の定着見守りにとどまらず，昼職従事によって生じる生活・就労・対人関係などの変化に，継続的に寄り添う支援を指す．第６章で示された昼職移行時の困難として，「現金日払いから月給制の仕事への転換過程で生じる無収入期間」や「決まった時間・場所で働くことへの適応困難」を整理したが，これらの困難は個人のみで乗り越えることが難しい場合もある．また，性ビジネス従事中とは異なる収入額，職場内のコミュニケーションや，周囲に前職を問われること，あるいは性ビジネス従事の過去を話せないことの葛藤など，昼職への移行は生活全体の再編を伴うものである．そのため，昼職移行の伴走においては，こうした変化に直面する過程に寄り添い，新たな生活に適応していくための支援が求められる．

もう一つ重要な点は，昼職移行後の居場所である．とくに，大都市繁華街の中で居場所を見いだしていた女性は，昼職移行後に自己肯定感や安心感を得られる関係性や環境を見いだせない場合，本人が望まない形で性ビジネスに再び依拠せざるを得なくなる可能性がある．本研究においては，性ビジネス従事の是非を問う立場には立たないが，第６章で確認したように，性ビジネス従事の継続は，収入の不安定化，孤立の深まり，性的搾取や犯罪被害への巻き込まれなど，新たな困難やリスクを生じさせる可能性を有し，再接続の場合は，そのリスクがより高まることが示唆される．そのため，昼職移行支援においては，性ビジネス周辺に形成されてきた承認や安心感を得られる居場所とは異なる形で，新たな別の人間関係や居場所を，支援のなかで確保することが必要となる．団体Bのような現・元性風俗店勤務者が弱みや困難を分かち合うピア的交流の場や，元性産業従事者が相談できる場などが求められていることが示唆される．

以上のように，昼職移行支援をめぐる支援関係形成上の課題は，①支援の入口への接続困難，②昼職移行が現実的な選択肢となりにくい状況，③移行時・移行後の継続的支援および居場所形成の課題として整理できる．これらの課題は，同時に，民間団体の実践を個々の団体の自助努力に委ねるのではなく，人材配置を含む活動基盤を制度的・財政的にいかに支えるのかという課題とも結びついている．

２．困難をともに乗り越える支援関係の形成－「昼職移行支援」の有用性

（１）接点形成と昼職移行前・移行後の伴走にみる有用性

第１章では，性ビジネス従事に至る背景は単一ではなく，異なる経路が併存するものとして把握する必要があることを整理した．しかし，日本のジェンダー平等の到達度は国際比較のなかで依然として低く，複合的困難の解消方法として，性ビジネス従事が現実的な選択肢として浮上することが示唆された．第２章では，2024年4月に施行された困難女性支援法への制度転換を踏まえつつ，性ビジネス従事女性がスティグマや制度の想定との

ずれにより，支援の入口に接続しにくい可能性があることを整理した．そのため，性ビジネス従事を直ちに否定しない相談の入口を確保し，本人の意思と生活条件に即して必要な制度利用へとつなぐ伴走支援が重要となることを確認した．第３章では，性ビジネス従事者を支援する民間団体に焦点を当て，要（2017）の性ビジネス従事に関連する日本の民間団体の分類を検討し，これらを①参入防止，②従事者の権利擁護，③福祉接続の三つのアプローチとして整理した．さらに，本研究では，性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点にしつつ，必要に応じて福祉的資源への接続や本人の意思に基づく昼職移行も支援する実践を，「課題横断」アプローチとして整理した．第５章で研究対象とした団体Aおよび団体Bは，この「課題横断」アプローチに対応し，困難女性支援法における官民協働の枠組みを視野に入れた性ビジネス従事女性支援において，支援への接続を可能にする接点形成を担う重要な主体として位置づけた．

日本において，制度上，性ビジネス従事女性支援の入口は明確に位置づけられていない．第５章では，女性が性ビジネス従事を明かすことのハードルは高く，性ビジネスに従事していること自体が相談への接続を困難にしている状況が明らかにされた．こうしたなかで，団体Aおよび団体Bの実践において重要なのは，両団体が，性ビジネス従事や夜職従事を支援対象から排除せず，むしろそれを相談の前提として受け止める接点を形成している点である．団体Aは，性ビジネスを含む夜職従事女性等を対象に，大都市繁華街で，従来の婦人保護事業では介入が限られてきたとされる「直引き」をする女性等に対して地道なアウトリーチを行い，これがその後の同行支援や制度利用，さらには昼職移行につながる初期的な接点として機能していた．また団体Bは，性風俗店勤務者を前提とする相談窓口を設けることで，ソーシャルワーカーの「女性が性風俗従事について明かすことのハードルは高い」という発言内容にみられたように，性産業従事を批判的に受け止められるのではないかという不安を抱く女性の相談への心理的負担を軽減していた．このように両団体は，支援や制度との距離が生じやすく，困難な問題を抱え性ビジネスに従事する女性に対し，接点を形成し，支援や制度と接続する役割を担っているといえる．つまり，性ビジネス従事女性支援を明示することは，女性が自らの従事経験を隠したり説明したりする負担を軽減し，支援につながりやすくする条件となっている．この点に，民間団体が支援や制度への接点形成を担う有用性を見いだすことができる．

さらに，こうした接点形成は，単に相談や支援の機会を提供するにとどまらず，女性が昼職移行を検討する契機ともなっていた．団体Aでは，アウトリーチによる接近の後，女性が団体の設置する滞在スペースに立ち寄ることが可能となり，大都市繁華街におけるピア的空間や，受け皿機能としてのホストクラブなどとは異なる，新たな居場所が提供されていた．そこにおけるスタッフらとの交流は，新たな世界にふれる機会となり，支援・制度の利用や昼職移行を検討する契機となることが示唆された．団体Bでは，「性産業に従事しているそのこと自体が困りごとの根っこになっている場合が多々ある」というソーシャルワーカーの発言内容に表れているように，昼職経験がないことや，履歴書上の性産業従事期間の書き方がわからないことなどに女性が悩んでいることが明らかとなった．こ

れは，性ビジネス従事者であることを前提とした相談であるからこそ，初めて可能となる相談である．さらに，元性ビジネス従事女性を含めたピア的交流は，昼職移行を現実的な選択として捉えうる場として機能していた．

昼職移行については，公的制度や民間事業者等への接続を通じて支えられており，団体Aにおいては，性ビジネス従事から介護職への移行などの具体的な事例も確認された．団体Bでは，民間事業者への接続や，「段階的な移行」の発想にもとづく就労移行支援制度への接続等に対応していた．さらに，参与観察等からは，自主的に昼職へ移行した後に，初めて団体Bの相談窓口につながったり，交流の場に参加したりする元性ビジネス従事女性も確認され，移行後に民間団体とつながるケースも確認された．

以上のように，団体Aおよび団体Bは，夜職従事や性風俗店勤務を相談の前提として明示することにより，女性が性ビジネス従事経験を隠さずに相談できる接点を形成していた．この接点形成は，相談への心理的負担を軽減するだけでなく，支援・制度への接続を通じて，本人が望む場合に昼職移行を検討する契機をつくりうるものである．また，両団体は，滞在スペースや交流の場を提供することにより，移行前から移行後まで女性が継続的につながることのできる居場所を形成していた．したがって，団体Aおよび団体Bの実践は，第1節で整理した，①相談や支援への接続が容易ではない女性との関係づくり，②昼職移行が現実的な選択肢となりにくい女性への支援，③移行時・移行後の困難をともに乗り越える支援関係の形成に対応するものである．この点に，性ビジネス従事女性の昼職移行支援において，民間団体が接点形成と移行前後の伴走を実質的に担う有用性を見いだすことができる．

（2）「有用性」を踏まえた昼職移行支援の課題

性ビジネス従事女性が昼職移行を希望する際には，性ビジネス従事歴を明かすことの困難，履歴書上の空白や従事期間の説明，現金日払い・自由出勤から月給制・定時勤務への移行，移行後の職場定着など，固有の課題が生じる．また，移行後に人間関係等を理由として離職してしまう場合や，発達障害などによって職場に馴染みにくい場合など，昼職移行後の定着支援に課題が残されていることが示唆された．これらは，昼職移行時の伴走が一定程度実践されているとしても，移行後の安定した就労継続までを十分に支えるには，なお困難が残されていることを示している．

上記のような性ビジネス従事に伴う固有の課題を踏まえると，女性が安心して相談できる場は，第3章で整理した「課題横断」アプローチに対応し，性ビジネス従事の是非を問わず，従事経験やそれに伴う困難を前提として受け止める団体Aや団体Bのような民間団体に限られやすい．したがって，性ビジネス従事女性への支援は，昼職移行支援に限定されるものではなく，生活相談，制度接続，昼職移行，移行後の居場所形成を含む広範な支援として，こうした民間団体の活動に委ねられやすい．

しかし，相談が特定の民間団体に集中すれば，複合的な課題に対応できる人材の確保や配置が必要となる．現状では，こうした人材配置を安定的に支える財政基盤は十分では

なく，ボランティアや団体の自助努力に依存せざるを得ない面があり，支援の継続性や広がりには制約がある．加えて，前述のように，移行を支える資源それ自体もなお限定されており，性ビジネス従事女性が安心して移行を頼ることのできる支援資源や企業は十分ではない．民間の昼職移行サービスにおいては，年齢条件が事実上の利用制約となる場合がみられ，一部の女性がここでも排除される可能性がある．

つまり，団体Aおよび団体Bの実践からは，性ビジネス従事女性が従事経験を隠さずに相談できる接点を形成し，相談，支援・制度接続，居場所の提供を含む継続的な関係のなかで，本人が望む場合に昼職移行を現実的な選択肢として検討できるようにする点に，民間団体の活動の有用性を見いだすことができる．しかし，こうした活動は制度的・財政的に十分支えられているとはいえず，人材配置，支援資源，移行後の定着支援，および支援の持続性の点で限界を有している．そこで次に，フランスおよびモロッコの参照枠を踏まえ，日本における民間団体の活動を基盤とした昼職移行支援の可能性を考察する．

第２節　「昼職移行支援」の民間団体への公的支援の必要性
―フランス・モロッコの参照枠から―

１．フランスの制度設計と民間団体の位置づけ

第４章で整理したフランスおよびモロッコの支援枠組みは，日本における昼職移行支援の可能性を考えるうえで，重要な参照枠となる．両国の制度的背景や社会的文脈は日本と大きく異なるため，そのまま日本に当てはめることはできない．しかし，フランスにおける性ビジネス従事者に特化した制度化された移行支援と，モロッコにおける性ビジネス従事者支援を前面に出しにくい法的・社会的文脈のなかでの，相談，職業訓練，経済的自立支援を段階的に接続する女性支援と民間団体の役割に着目することで，日本への示唆を見いだすことができる．

フランスから見えてくるのは，性ビジネス従事女性を支援対象として制度上可視化し，認可団体を通じて支援につながる入口を形成している点である．フランスでは2016年法のもとで性ビジネス従事を前提とした支援を制度として位置づけ，性ビジネス従事者を支援対象として制度上可視化し，支援への接続経路を明確化している点に特徴がある．この支援は，個別伴走支援，住居支援，社会的統合のための財政支援，一時滞在許可を柱とし，原則6か月，更新により最大24か月まで実施される．また，PSPの開始・更新は，県レベル委員会の意見を踏まえて県知事が判断する仕組みであり，認可を受けた民間団体が個別伴走を担う．このように，フランスの支援は，心身の回復，生活基盤の安定，職業経験の獲得，社会的・職業的統合に向けた過程を中長期的に支えるものとして位置づけられる．

第４章で参照した団体Hでは，制度上可視化された支援枠組みを背景に，清掃業，飲食業，クリーニング業などの分野で100社以上の企業との連携を形成していた．ただし，ここで重要なのは，企業連携それ自体ではなく，認可された民間団体が伴走しながら，参加者が就労に向かうための条件を段階的に整えている点である．

また，団体Hの就労支援は，単に就職先を紹介し，労働市場へ送り出すものではない．参加者は，職業訓練や就労経験を通じて，多職種にも応用できる「横断的スキル」と，就労の持続性に不可欠な「職業的スキルと態度」を獲得していく．同時に，団体との継続的な関係のなかで，PSP参加者は生活リズムを整え，心身の状態を回復させ，他者と関わり，社会的な場に参加する経験を重ねることによって，自己肯定感や将来への希望を回復していく過程が支えられている．この意味で，団体Hの支援は，「仕事に就くこと」そのものを目的とするだけでなく，参加者が就労できる状態，社会と関われる状態，自らの将来を構想できる状態を形成していく実践として捉えられる．

したがって，フランスの参照枠から見えてくるのは，昼職移行支援を，雇用への接続に限定せず，心身の回復，生活基盤の安定，社会参加，職業経験，移行後のフォローを含む中長期的な伴走として捉える視点である．また，そうした伴走を担う民間団体を制度上位置づけ，その実践を支えることの重要性も示されている．この点は，日本において，民間団体が昼職移行時・移行後の伴走を担いながらも，その役割が制度上明確に位置づけられていないという課題を考えるうえで重要な示唆を与えている．

２．モロッコの制度設計と民間団体の位置づけ

次に，モロッコから見えてくる，性ビジネス従事者支援を前面に出しにくい社会的・法的文脈のなかで，民間団体が相談から社会的・経済的自立までを包括的に担い，国がその活動を下支えしている点である．モロッコでは，フランスのように性ビジネス従事女性を制度上可視化した入口が設けられているわけではない．しかし，女性支援を担う民間団体は，相談，心理的支援，生活支援，職業訓練，経済的自立支援を組み合わせることにより，困難を抱える女性が生活を立て直し，自立に向けた選択肢を検討しうる受け皿を形成していることが，団体整理のなかで確認できた．また，モロッコの女性支援における民間団体への公的支援の一部において，三年契約による支援が確認された．これは，民間団体が単年度ごとの不安定な活動にとどまらず，一定期間の見通しをもって支援を継続的に展開するうえで重要な条件となる．

こうした相談から社会的・経済的自立までを包括的に担う女性支援の具体例として，団体Kの実践を位置づけることができる．団体Kは，性ビジネス従事女性の支援を直接の目的とするものではないが，未婚母とその子どもを主な対象とし，相談，行政・法的手続への接続，心理的・医療的支援，託児，職業訓練，収入創出活動，マイクロクレジットを活用した起業支援を組み合わせ，女性の自立を支えていた．ここで重要なのは，職業訓練が単なる技能習得にとどまらず，団体自身が運営するレストラン等の収益創出活動と結びつけられている点，さらに，それが子どもの就学や女性自身の起業など，次の生活段階への接続を可能にしている点である．母親は子どもを預けながら訓練に参加し，団体が運営するレストラン等の実際の仕事の場で経験を積み，週ごとの収入にもつながる活動を通じて，生活再建と経済的自立を段階的に進めることができる．つまり，団体Kの支援は，母子一体の支援を軸に，相談から職業訓練へ，さらに収入確保や自営業支援へと接続するこ

とで，母子の生活基盤を整備し，ジェンダー不平等が残る社会的文脈のなかで自立生活を確立していく過程を，中長期的に支えている．また，こうした支援の背景の一つには，イスラム社会においてなお重要とされる慈善や相互扶助の社会的価値観があると考えられる．そのような価値観に支えられながら，民間団体は，単なる制度的サービスの提供主体にとどまらず，母子にとって家族的なつながりをもたらす存在となり，その施設は，支援終了後も継続的に関わりうる居場所として機能していることが示唆される．

モロッコの参照枠から見えてくるのは，性ビジネス従事者支援を制度上前面化しにくい場合であっても，民間団体による包括的な女性支援を，国家が制度的・財政的に，かつ複数年の見通しをもって下支えすることで，女性が相談から生活再建，職業訓練，社会的・経済的自立へと進む支援基盤を形成しうるということである．さらに，その支援は，単なるサービス提供にとどまらず，女性や母子が継続的に関わりうる関係性や居場所を含むものとして機能しうる点にも特徴がある．

以下では，フランスおよびモロッコの相対化された考察を踏まえ，日本においては，性ビジネス従事女性が相談可能であると認識できる入口を整備し，生活基盤の調整から昼職接続，移行後の居場所形成までを伴走する民間団体の活動を，公的に支える仕組みをいかに構築するかを検討してみたい．

3．フランス・モロッコの参照枠からみる日本への示唆

以上のとおり，フランスおよびモロッコの検討を踏まえると，日本においては，性ビジネス従事女性が相談可能であると認識できる入口を整備し，生活基盤の調整から昼職接続，移行後の居場所形成までを伴走する民間団体の活動を，公的に支える仕組みをいかに構築するかが課題となる．

以上より，フランスおよびモロッコに共通する特徴は，民間団体が，支援への接続から生活再建，職業訓練，社会的・経済的自立に至るまで，中長期的に伴走している点にある．参照した団体Hおよび団体Kは，いずれも女性の自立が現実的なものとなるよう，単に相談や一時的保護を行うだけでなく，職業訓練，就労経験，収入創出活動，企業・事業所との接続など，女性が段階的に労働市場や社会生活へ移行していくための場や機会を提供していた．そして，この移行過程を民間団体が支え，促し，伴走している点に日本への示唆が得られる．

もっとも，両国の支援枠組みは同一ではない．フランスでは，PSPという性ビジネス従事者に特化した支援枠組みにより，性ビジネス従事者が制度上可視化され，認可団体を通じて支援の入口に接続しやすい条件が整備されていた．これは，女性が希望するタイミングで昼職移行の準備に取り組みうる環境が整備されていることを意味する．この点は，第２章で整理した，性ビジネス従事の是非をめぐる立場の相違を超えて，希望する人に対して性ビジネス以外の生活手段や就労手段へ移行する選択肢を保障する必要があるという議論と接続する．また，第６章の参与観察において確認された，元性ビジネス従事女性の

「夜職から『別のところ』に行ける橋が必要」，あるいは「辞めたいときに辞められる社会であるべき」という発言内容とも重なるものである．

モロッコにおいては，性ビジネス従事女性を前面化した支援枠組みは確認できなかったが，相談から社会的・経済的自立までを担う民間団体の存在は，性ビジネスに対するスティグマの強い社会において，困難を抱える女性が支援につながり，生活再建や自立に向けた選択肢を検討するうえで重要な意味を持つ．とりわけ，団体Kのように，未婚母とその子どもを対象に，相談，生活支援，職業訓練，収入創出活動を組み合わせる実践は，性ビジネス従事者支援を制度上前面化しにくい場合であっても，包括的な女性支援の枠組みのなかで，生活再建と社会的・経済的自立を支える可能性を示している．

しかし，日本の文脈においては，フランスおよびモロッコの参照枠に加えて，大都市繁華街や性ビジネス周辺に形成されてきた「居心地のよさ」に代わる居場所の確保が重要となる．本研究の第６章で確認したように，日本においては，社会的排除や昼職からの排除を背景として，女性たちが大都市繁華街や性ビジネス周辺に居場所や承認を見いだし，そのことが性ビジネス従事の継続と結びつく場合がある．そのため，日本における昼職移行支援では，単に性ビジネスから昼職へ接続するだけでなく，移行後にも安心感や承認を得られる別の関係性や居場所を形成することが重要である．

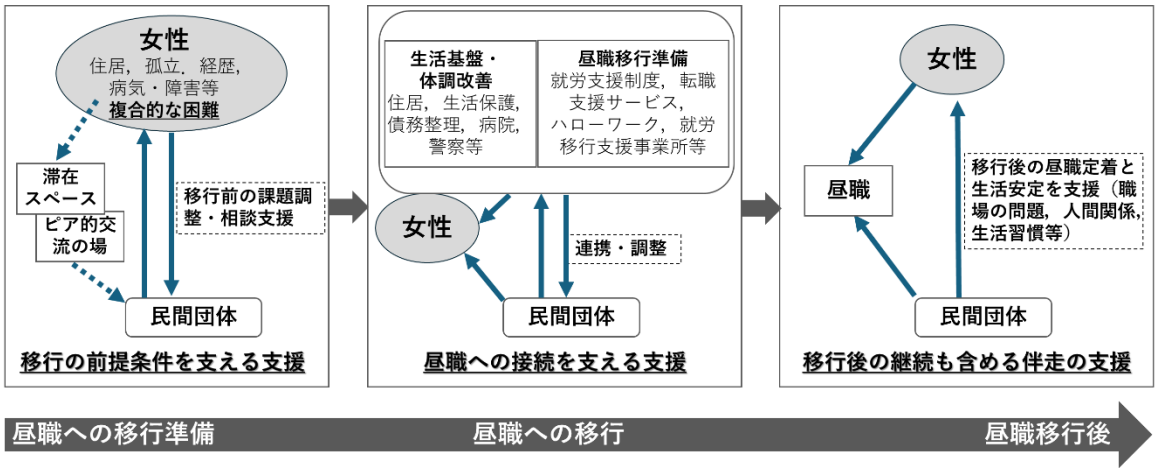
以上のとおり，フランスおよびモロッコの検討を踏まえると，日本においては，性ビジネス従事女性が相談可能であると認識できる入口を整備し，生活基盤の調整から昼職接続，移行後の居場所形成までを伴走する民間団体の活動を，公的に支える仕組みをいかに構築するかが課題となる．次節では，この課題を踏まえ，日本における昼職移行支援の展望を，支援関係形成を重視したプロセスとして検討する．

第３節　日本における昼職移行支援の展望－支援関係重視のプロセス

第２節までの考察を踏まえると，日本における昼職移行支援の可能性は，性ビジネス従事女性が相談可能であると認識できる入口を整備し，生活基盤の調整から昼職接続，移行後の居場所形成までを伴走する民間団体の活動を，公的に支える仕組みを構築する点にある．

以下では，第５章で示した図表5－4を再掲し，民間団体による昼職移行支援（支援関係重視）の三つのプロセスを確認したうえで，第１節および第２節の考察を踏まえて，日本における昼職移行支援の方向性を整理する．

図表 5－4　民間団体の実践をふまえた昼職移行支援の支援関係のプロセス分類（再掲）



（出典）筆者作成

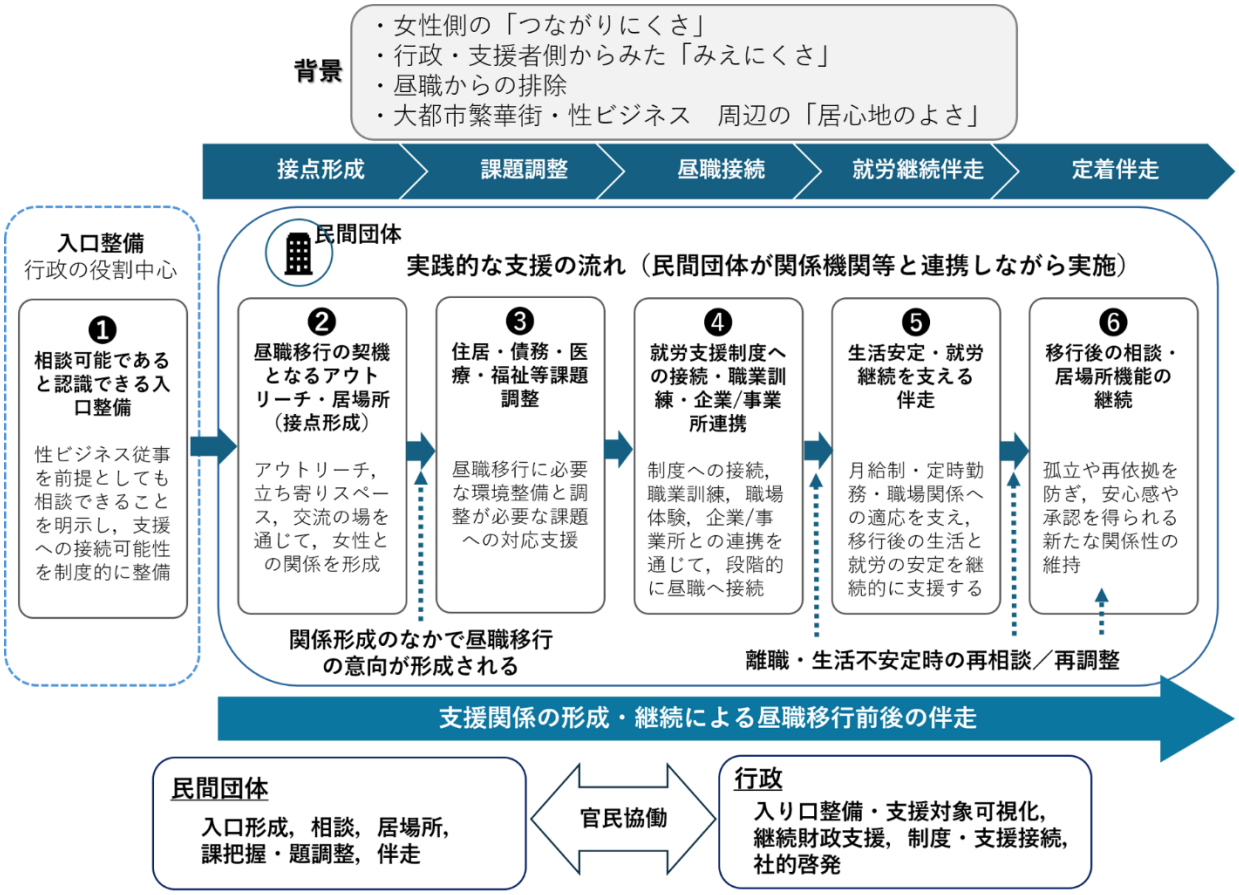
1．日本における官民協働による昼職移行支援の展望

第 1 節および第 2 節を踏まえると，日本における性ビジネス従事女性の昼職移行支援の方向性としては，①性ビジネス従事女性が自らを相談可能な対象として認識できる入口整備，②昼職移行の契機となるアウトリーチや居場所を通じた接点形成，③住居，債務，医療，福祉等を含む移行前の課題調整，④職業訓練や企業・事業所連携を含む昼職への接続，⑤移行後の生活安定と就労継続を支える伴走，⑥移行後の継続的な居場所・相談機能を，官民協働のもとで一体的に支える枠組みが考えられる．

この支援枠組みにおいて，行政は性ビジネス従事女性も相談可能であることを制度的に明示する入口整備を担うとともに，民間団体の活動を自発的努力や不安定な寄付・助成金に委ねるのではなく，継続的な財政支援を含む制度的基盤を整え，民間団体の柔軟な実践を支える役割を担う必要がある．一方で，民間団体は，アウトリーチ，相談，居場所等を通じて女性との接点を形成し，信頼関係の構築，個別課題の把握，制度や資源への接続，移行後の伴走を担う主体として位置づけられる．

そこで本研究においては，図表7－1のように，「官民協働による性ビジネス従事女性の昼職移行支援プロセス」として提示したい．

図表 7－1　官民協働による性ビジネス従事女性の昼職移行支援プロセス



（出典）筆者作成

このプロセスを成立させるには，いくつかの制度的条件があげられる．第一に，性ビジネス従事女性が自らを相談可能な対象として認識できる入口整備である．ただし，実際の支援入口の名称や運用においては，性ビジネス従事女性に限定して前面化するのではなく，夜職従事女性等を含む幅広い相談入口として設計することが，スティグマの緩和と相談しやすさを確保するうえで有効である．そのためには，行政が，性ビジネス従事女性も相談可能であることを制度的に明示し，周知や連携体制を整備するとともに，民間団体がアウトリーチや居場所を通じて，女性との接点を形成していくことが必要となる．

第二に，民間団体の活動基盤への公的支援である．団体Aおよび団体Bの実践からは，性ビジネス従事女性の相談は増加し続けていることが示唆された．団体Aおよび団体Bにおいても，公的支援等を活用しながら，クラウドファンディングや寄付を募り，自己資金を投じて活動を継続するなど，増加する相談に対応するなかで，資金不足による活動継続の困難さが示されていた．オンライン相談や情報提供の手段が広がるなかでも，「字が書けない」「行政が苦手」といった困難を抱える女性にとっては，民間団体による対面での相談，同行支援，継続的な関係形成が重要である．官民協働を掲げる困難女性支援法のもとでは，民間団体が継続して活動できる環境を早急に整備することが必要である．

２．移行後の伴走支援と「企業・事業所連携」の課題

日本においては，フランスのような性ビジネス従事者の特化型支援を直ちに導入するよりは，モロッコのような柔軟な女性支援の枠組みのなかに性ビジネス従事女性も位置付け，官民協働の仕組みを整えることが現実的な方向性である．

その方向性として，移行前における，①性ビジネス従事女性が自らを相談可能な対象として認識できる入口整備，②昼職移行の契機となるアウトリーチや居場所を通じた接点形成，③住居，債務，医療，福祉等を含む移行前の課題調整，④職業訓練や企業・事業所連携を含む昼職への接続，そして移行後における，⑤移行後の生活安定と就労継続を支える伴走，⑥移行後の継続的な居場所・相談機能を，官民協働のもとで一体的に支えることを，図表7－1に提示した．

これまでの民間団体は，②接点形成，③移行前の課題調整，⑤移行後の生活安定と就労継続を支える伴走，⑥移行後の継続的な居場所・相談機能を中心に実践を積み重ねてきた．他方で，①性ビジネス従事女性が自らを相談可能な対象として認識できる入口整備については，行政が制度的に支え，性ビジネス従事女性も相談可能であることを周知するとともに，民間団体との連携体制を整えることが必要である．また，これらの実践を個々の団体の自助努力に委ねるのではなく，困難女性支援法の官民協働の枠組みのなかで制度的・財政的に支援する仕組みが求められる．

これらを支える制度の一つとしては，「官民協働等女性支援事業」があげられ，令和６年の実績においては，28団体，13自治体で実施されている．また，「民間団体支援強化・推進事業」は，困難を抱える女性に対する多様な相談対応や自立に向けた支援を各地で行うために，支援を担う民間団体の育成等を図るものであり，令和６年度においては８自治体が実施している（厚生労働省社会・援護局 2025）．しかし，困難な問題を抱える女性が増加するなかで，これらの事業のさらなる活用と拡充が求められる．

④昼職への接続を目指した職業訓練や受け入れ企業・事業所との連携については，日本ではなお資源が限られている．そのため，民間企業や就労支援機関の参加を促し，性ビジネス従事女性の背景に配慮した職業訓練，職場体験，段階的就労，定着支援を組み込んだ試行的なモデル事業を検討する必要がある．しかし，そのためには性ビジネスに対する社会的スティグマが残るなかで，どこまで民間企業参加が実現できるかが課題となる．こうした取組みにより，性ビジネス従事女性への支援の輪が広がり，本人が望むときに支援や制度に接続し，昼職移行を現実的な選択肢として検討できる条件が整うことが期待される．

以上のように，日本における昼職移行支援は，性ビジネス従事女性を性ビジネスから直線的に切り離す支援ではなく，本人が相談可能であると認識できる入口を整え，生活基盤の調整，昼職接続，移行後の伴走と居場所形成を通じて，性ビジネス以外の生活手段を選択しうる条件を形成する支援として構想される必要がある．第６章で確認したように，女性たちは，大都市繁華街や性ビジネス周辺に形成される「居心地のよさ」に支えられる一方で，そこにとどまり続けざるを得ない状況にも置かれていた．そのため，昼職移行支

援において重要なのは，性ビジネス従事を一方的に否定することではなく，女性が望むときに「別のところに行ける橋」を用意し，「辞めたいときに辞められる社会」を支える条件を整えることである．そのためには，民間団体が形成してきた支援関係を制度的・財政的に支え，行政，民間団体，企業・事業所，就労支援機関が連携しながら，移行前から移行後まで継続的に支える官民協働の仕組みを整備することが求められる．

終章　本研究の結論，意義および今後の課題

第 1 節　本研究の結論

本論文では，性ビジネス従事女性への支援をめぐる国際的・国内的動向を踏まえつつ，日本の女性支援において官民協働のもとで重要な役割を担う民間団体の実践に着目し，昼職移行支援の民間団体による支援活動の有用性と公的支援の課題を，フランスとモロッコの制度および実践を参照枠として検討してきた．

第 I 部では，性ビジネス従事女性を取り巻く社会構造，関連法制度，支援枠組み，日本の性ビジネス従事女性を支援する民間団体，および諸外国の参照枠を整理した．まず，第 1 章では，諸外国と日本のどちらにおいても，性ビジネス従事に至る背景は，ジェンダー不平等を背景として，貧困，暴力，孤立などの困難が重なり，生活上の選択肢が狭められるなかで，現実的な選択肢として浮上する場合があることを確認した．第 2 章では，性ビジネス関連法を，NSWP（Global Network of Sex Work Projects）のデータにもとづき，「犯罪化モデル」「合法化モデル」「非犯罪化モデル」に整理した．国際的議論の中心は，犯罪化モデルに位置づけられる「北欧モデル」と，これに対する「非犯罪化モデル」である（森田 2021）が，両モデルは立場の相違を有しつつ，希望者に対して性ビジネスに依拠しない生活手段への移行を含む離脱の選択肢を提供することを求める点等で重なり合っていた．日本では，売春防止法と風営法のもとで，性ビジネス従事は犯罪化と合法化のはざまに置かれている．困難女性支援法が2024年に施行されたものの，法や社会の偏見のもとで，女性自身が支援につながりにくい状況にある．そして，性ビジネス従事女性が制度上の支援に接続しにくい可能性を踏まえ，入口整備と民間団体による接点形成・伴走支援の必要性を整理した．民間団体が，支援に接続しにくい女性に対し，官民協働のもとで入口形成と伴走役として位置づけられることを整理した．

第 3 章では，民間団体における性ビジネス従事者運動や支援を概観し，諸外国では反差別・アドボカシーを中心とする性ビジネス従事者運動が国際的ネットワークの形成を通じて展開されてきた経緯を概観した．要（2017）の分類にもとづき，日本の支援実践を三つのアプローチとして整理したうえで，近年，性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点に，必要に応じて福祉的資源への接続や本人の意思に基づく昼職移行も支援する「課題横断」アプローチを実践する民間団体の存在が示唆され，全国規模のデータベース検索等により 5 団体を確認した．第 4 章では，第II部における参照枠として，フランスとモロッコの性ビジネス関連法，支援制度，および民間団体の実践を整理した．フランスでは，2016年法のもとで，性を売る側を犯罪化せず，性を購入する側を処罰する枠組みへと転換し，性ビジネス離脱および社会的・職業的統合に向けた支援が制度上位置づけられている．モロッコでは，性売を制度的に承認しない法的枠組みや，婚外性交をめぐる法・社会規範のもとで，性ビジネス従事者支援を前面化しにくいが，アソシアシオンの独自活動を基盤としつつ，国家の制度枠組みとの接続のもとで女性支援の制度化・組

織化が進展してきたことを整理した．フランスは「性ビジネス従事者に特化した制度化された移行支援」，モロッコは「性ビジネス従事を前面化しにくい状況における包括的女性支援と民間団体の役割」という，異なる二つの参照枠を示していた．

第Ⅱ部は，日本における性ビジネス従事女性支援の民間団体の実践を取り上げるとともに，参与観察で得られた元性ビジネス従事女性の経験も手がかりとして，昼職移行支援をめぐる可能性と課題を実証的に捉えた．第5章では，研究対象とした団体Aおよび団体Bの実践から，民間団体による性ビジネス従事女性への昼職移行支援とは，単純に性ビジネス従事女性を就労先へ接続することではなく，昼職への移行に必要な条件を整備し，移行後の継続までを含めて伴走することであると整理した．また，その前提として，民間団体との接続によって生じうる女性本人の昼職移行の希望にもとづくものであることを確認した．そのうえで，支援関係の深まりを踏まえたプロセスにおいて，①移行の前提条件を整える支援（昼職移行への準備），②昼職への接続を支える支援（昼職移行），③移行後の継続も含む伴走支援（昼職移行後）として整理した．

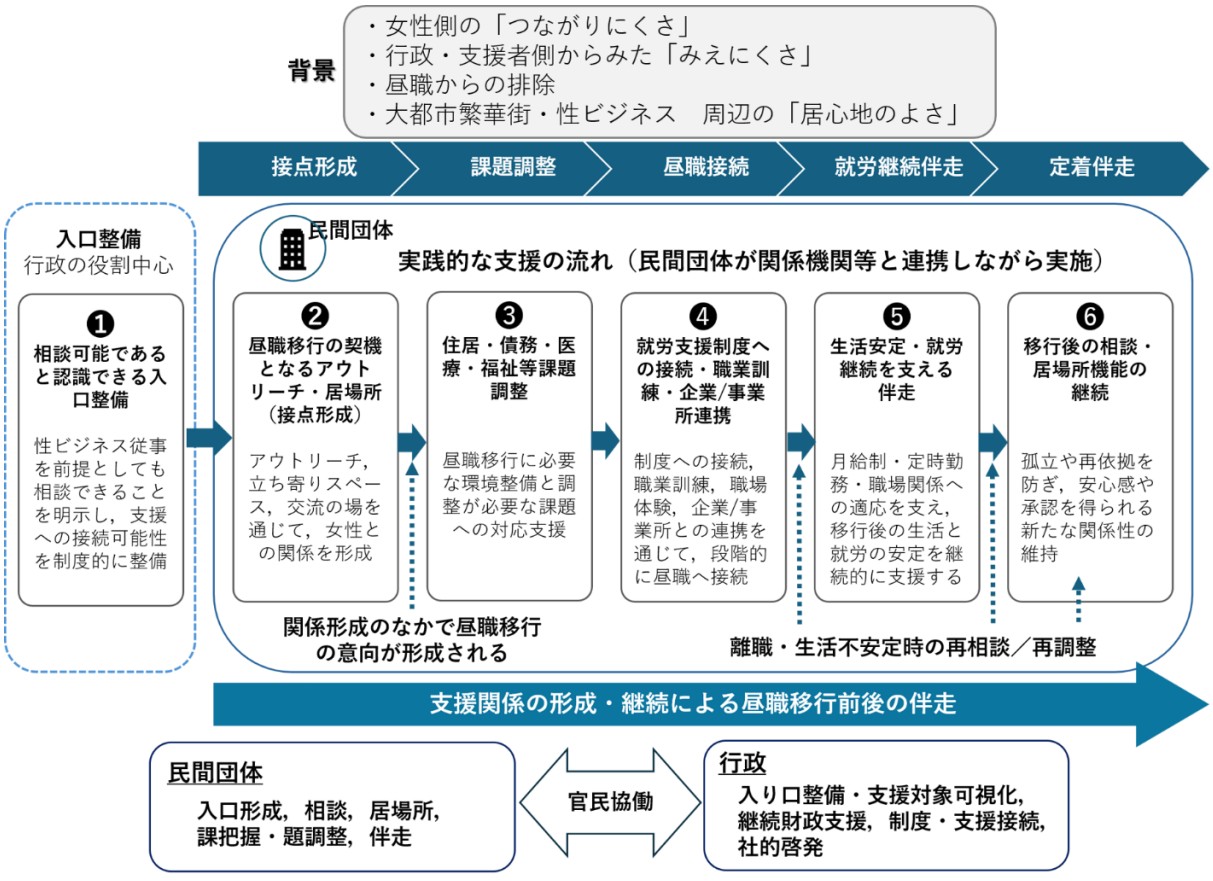
第6章では，性ビジネスの周辺に存在する大都市繁華街やホストクラブをめぐる「居心地のよさ」は，女性が経験してきた社会からの排除，承認や居場所の欠如と深く結びついていることを確認した．社会からの排除は昼職からの排除としても現れ，病気や障害等により昼職に就きにくい状況を生じさせる．また，女性側の支援・制度への「つながりにくさ」と行政・支援側にとっての女性の「見えにくさ」による接続困難のなかで，性ビジネスは相対的な参入容易性と結びついていた．性ビジネス従事の継続・固定化が進むほど，昼職移行は，困難になりやすい．これらは，従事以前からの社会からの排除と，従事の継続によって累積するリスクが重なるなかで生じる社会構造上の課題である．元性ビジネス従事女性の「夜職から別のところに行ける橋が必要」「辞めたいときに辞められる社会であるべき」という発言は，社会に対する問題提起として位置づけられる．昼職移行は，本人の意思とタイミングを尊重し，別の居場所や選択肢を示す他者の存在，生活再建や昼職移行を伴走的に支える支援関係によって支えられる必要があるとした．

第7章では，第5章で検討した民間団体による支援実践と，第6章で明らかにした昼職移行を困難にする社会構造上の課題を踏まえ，昼職移行支援を目指す上で求められる「支援関係」のあり方を検討した．具体的には，①相談や支援への接続が容易ではない性ビジネス従事女性との関係づくり，②昼職移行が現実的な選択肢となりにくい性ビジネス従事女性への支援，③移行時・移行後の困難をともに乗り越える支援関係の形成，の三点として整理した．そのうえで，昼職移行支援をめぐる支援関係形成上の課題として，女性側の支援・制度への「つながりにくさ」と，行政・支援側からみた女性の「みえにくさ」という二つの「にくさ」が相互に作用し，支援の入口への接続を困難にしていることを整理した．また，性ビジネス周辺に形成される承認や「居心地のよさ」は，排除を経験してきた女性にとって承認や安心感をもたらしており，女性を性ビジネスから直線的に切り離す支援ではなく，本人が望むときに性ビジネス以外の生活手段を選択しうる条件を整える支援として捉える必要があることを確認した．

日本の民間団体の実践からは，性ビジネス従事女性との接点形成，生活課題の把握，制度や資源への接続，移行前後の伴走を担う有用性を見いだすことができた．一方で，こうした実践は制度的・財政的に十分支えられているとはいえず，移行後の定着支援等の課題が残されていた．フランスの性ビジネス従事者に特化した制度化された移行支援と，モロッコの包括的な女性支援を参照すると，日本では，性ビジネス従事女性を柔軟な女性支援の枠組みのなかに位置づけ，民間団体が形成してきた支援関係を公的に支える官民協働の仕組みを整備することが求められる．

以上を踏まえ，本研究では，性ビジネス従事女性が自らを相談可能な対象として認識できる入口整備，アウトリーチや居場所を通じた接点形成，住居・債務・医療・福祉等を含む移行前の課題調整，職業訓練や企業・事業所連携を含む昼職接続，移行後の生活安定と就労継続を支える伴走，移行後の継続的な居場所・相談機能を一体的に支える「官民協働による性ビジネス従事女性の昼職移行支援プロセス」を提示した．このプロセスを通じて，日本における昼職移行支援は，女性が望むときに「別のところに行ける橋」を用意し，「辞めたいときに辞められる社会」を支えるために，民間団体が形成してきた支援関係を制度的・財政的に支える官民協働の支援枠組みとして構築される必要があることを示した．

図表 7－1　官民協働による性ビジネス従事女性の昼職移行支援プロセス（再掲）



（出典）筆者作成

第２節　本研究の意義

本研究は，次の三点において意義を示すことができる．

第一に，日本の性ビジネス従事女性支援を，国際的な法政策モデルの議論に照らしつつ，フランスおよびモロッコの制度と民間団体の実践を参照枠として位置づけ，昼職移行支援を検討する視点を拡張した点である．性ビジネスをめぐる国際的議論では，性サービス購入者を罰則化する「北欧モデル」と，性ビジネス従事を労働として捉える「非犯罪化モデル」が主要な政策モデルとして議論されてきた．しかし，日本における性ビジネス従事女性の昼職移行支援を検討するうえでは，これらの政策モデルのみでは，支援の入口への接続困難や，民間団体の実践を公的に支える仕組みの課題を十分に捉えきれない．そこで本研究では，フランスの「性ビジネス従事者に特化した制度化された移行支援」と，モロッコの「性ビジネス従事を前面化しにくい状況における包括的な女性支援」という，異なる二つの参照枠を提示した．これにより，日本における昼職移行支援を，性ビジネス関連法のあり方にとどまらず，制度上の入口整備，民間団体による接点形成，および民間団体を公的に支える支援枠組みの問題として捉え直した点に意義がある．

第二に，日本の民間団体実践に内在する「昼職移行支援」の実践と課題を明らかにした点である．先行研究においては，性ビジネス従事に関連する民間団体の活動について，参入防止，従事者の権利擁護，福祉接続という整理がなされてきた．この整理には，性ビジネス従事をめぐる立場の相違が含まれ，民間団体同士の方向性の違いも示唆されてきた．本研究では，これらの整理を踏まえつつ，性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点に，必要に応じて福祉的資源への接続や本人の意思に基づく昼職移行を支える実践を「課題横断」アプローチとして位置づけ，これを実践する民間団体の存在を明らかにした．さらに，女性との接点形成を契機に，生活相談，制度接続，居場所形成，昼職移行支援へと支援が展開していく可能性を示した点に意義がある．

第三に，民間団体の支援実践から抽出した昼職移行支援のプロセスを，元性ビジネス従事女性の発言内容を踏まえて捉え直した点である．民間団体や制度の側からのみではなく，元性ビジネス従事女性の発言内容を軸に昼職移行支援を検討することで，昼職移行が生活基盤，心身の状態，居場所，人間関係，職歴の空白などを含む生活全体の再編を伴う過程であることを示した．また，「夜職から『別のところ』に行ける橋が必要」「辞めたいときに辞められる社会であるべき」という発言は，希望する人に対して性ビジネス以外の生活手段や就労手段へ移行する選択肢を保障する必要があるという国際的議論と，日本における実践的課題とが接続していることを示している．本研究は，民間団体の実践と元性ビジネス従事女性の発言内容とを踏まえ，昼職移行支援を，単なる就労先への接続ではなく，女性が望むときに性ビジネス以外の生活手段を選択しうる条件を整える支援プロセスとして捉え直した点に意義がある．

第3節　今後の課題

最後に，本研究において残された課題を提示する．

第一に，本研究が提示した昼職移行支援プロセスの射程に関する課題である．本研究では，主として主体的に昼職へ移行した元性ビジネス従事女性の発言内容を取り扱っており，現に性ビジネスに従事している女性や，昼職移行を希望しつつもそれを実現できていない女性の経験は十分に含まれていない．また，調査過程で得られた補足的な聞き取りからは，昼職移行に挑戦している女性にとって，移行先が限定されやすい状況も示唆された．とりわけ，夜職から昼職への移行を支援する民間事業者は，20〜30代の女性を主な対象とし，年齢によって昼職への接続が制約されやすい現状がある．

本研究が提示した官民協働による昼職移行支援プロセスは，特定の年齢層に限定されるものではない．しかし，そのプロセスが，若年層以外の女性，長期にわたり性ビジネスに従事してきた女性，病気や障害等により就労上の制約を抱える女性にとっても実質的に機能しうるのかについては，なお検討の余地がある．

第二に，昼職移行の契機について十分に検討できていない点があげられる．本研究の参与観察では，元性ビジネス従事女性が，性ビジネスから離れたきっかけを自らの経験として語る場面があった．性ビジネスに従事する契機が個々に異なるように，性ビジネスから離れ，昼職移行を考える契機も，生活状況，健康状態，人間関係，収入の不安定化，支援者との出会い等によって多様であると考えられる．しかし，本研究では，女性がどのような時点で性ビジネス以外の生活手段を考え始め，何を契機として支援や制度につながり，昼職移行を現実的な選択肢として捉えるようになるのかについては，十分に明らかにできなかった．この点を検討することは，昼職移行支援における接点形成や伴走支援のあり方をさらに深めるうえで，今後の課題である．

第三に，フランスおよびモロッコの制度と民間団体の実践に関する実証的検討の限界である．本研究では，フランスとモロッコの制度および支援実践を，日本における昼職移行支援を検討するための参照枠として位置づけたが，それらを日本の民間団体に対する検討と同程度に実証的に分析したわけではない．とりわけモロッコについては，現地を訪問するなかで，性ビジネスについて語ることの難しさと同時に，困難を抱える女性を支援する民間団体の実践の重要性を確認したが，現地の民間団体や支援対象となる女性の発言内容を十分に収集・分析するには至らなかった．今後は，フランスおよびモロッコにおける民間団体の実践や，女性の経験をより実証的に把握し，日本の支援の特徴や課題をさらに相対化して検討することが課題である．

謝辞

本論文は，多くの方々のお力添えのもとで完成させることができました．ここに記して，心より御礼申し上げます．

まず，インタビュー調査に応じてくださった民間団体の皆様に，深く感謝申し上げます．アウトリーチや相談など，日々の支援活動で大変お忙しいなか，本研究の趣旨をご理解いただき，貴重なお話をお聞かせくださいました．皆様のご協力なくして，本論文を完成させることはできませんでした．皆様の実践に向き合う姿勢と熱意から，筆者は多くを学び，本論文を執筆する力をいただきました．また，啓発プログラム等の参与観察においては，登壇者の方々，現・元性産業従事女性の皆様，支援者の方々など，多様な立場の方々から多くを学ばせていただきました．さらに，啓発活動や相談ツールの開発の場に参加する機会をいただいたことは，筆者にとって，夜職や性産業をめぐる現場を理解するための貴重な経験となりました．それらの場は，研究を継続するうえでの「居心地のよい場」でもありました．ここに深く御礼申し上げます．

当初計画していた形でのモロッコ調査は叶いませんでしたが，モロッコでの事前調査に際しては，多くの方々にお力添えをいただきました．特に，民間団体へのコンタクトおよび訪問に同行してくださったユーネス・ダフビさん，情報をご教示くださり，現地訪問の際には空港まで迎えに来てくださった医師のファティマ・ザーラ・ベルクチさんに，厚く御礼申し上げます．また，現地の民間団体の皆様にも，お忙しいなか筆者を受け入れ，温かく迎えてくださいましたことに，心より感謝申し上げます．

そして，筆者の研究を支え，ご指導・ご助言くださった先生方に，心より感謝申し上げます．

とりわけ，平野隆之先生には，大学院修士課程から現在に至るまで，長きにわたりご指導・ご助言を賜りました．博士課程への進学は，筆者にとって想定しえなかった場へ踏み出すことでもありましたが，先生にはその一歩を後押ししていただきました．研究の過程で迷走し，論点が狭くなりがちな場面では，常に論文全体の構成と研究の目的へと引き戻していただきました．また，体調を崩し研究を中断した時期にも，変わらず寄り添い，励まし，辛抱強く見守ってくださいました．心より感謝申し上げます．

小松理佐子先生，川島ゆり子先生には，的確なご指導・ご助言を賜りました．小松先生には，本論文の強みを示していただき，研究の方向性を見定めるうえで大きな示唆をいただきました．川島先生には，研究方法や論文執筆の基礎について丁寧にご指導いただき，本論文の土台を支えていただきました．筆が進まず，十分にご報告できない時期もありましたが，そのようななかでも，お二人の先生方には辛抱強く見守っていただきました．改めて，ここに深く感謝申し上げます．

また，2024年度から主査としてご指導いただいた湯原悦子先生には，研究上の迷いや不安を抱えた折に，温かく話を聞いてくださり，励ましていただきました．先生に悩みを受け止めていただいたことは，筆者が本論文を最後まで書き上げるうえで大きな支えとなりました．心より御礼申し上げます．

このほか，日本福祉大学大学院の先生方および事務室の皆様，研究生活を支えてくださった友人，同僚，家族，そしてすべての皆様に，深く感謝いたします．長期にわたる研究の過程で，多くの方々から励ましと支えをいただきました．その一つひとつに支えられて，本論文を完成させることができました．

最後に，本研究に関わってくださったすべての皆様に，心より御礼申し上げます．

参考・引用文献

阿部彩（2020）「女性の貧困　中年・高齢女性の貧困が問題にされないワケ」（https://web.sekaishisosha.jp/posts/4193, 2021.8.15）.

阿部彩（2024）『相対的貧困率の動向（2022年調査update）』東京都立大学子ども・若者貧困研究センター(https://www.hinkonstat.net/，2025.02.18).

悪質ホストクラブ対策検討会（2024）『悪質ホストクラブ対策に関する報告書』.

Alsalem, Reem（2024）Prostitution and violence against women and girls, United Nations.

Amicale du Nid（2025）RAPPORT D'ACTIVITÉ 2024 Paris（https://amicaledunid.org/wp-content/uploads/2025/07/rapport-dactivite-2024-adn-75.pdf, 2025.9.9）.

Amnesty International（2016）Amnesty International Policy on State Obligations to Respect, Protect and Fulfil the Human Rights of Sex Workers（https://www.amnesty.org/en/documents/pol30/4062/2016/en/, 2024.4.22）.

Amnesty International（2019）Maroc : Mère courage（https://www.amnesty.fr/actualites/maroc-mere-courage, 2025.9.6）.

Andrews, Audrey（2020）The Coronavirus Recession is a "She-cession, Institute for Women's Policy Research（https://iwpr.org/media/press-hits/the-coronavirus-recession-is-a-she-cession/, 2021.8.15）.

青山薫（2014）「グローバル化とセックスワーク――深化するリスク・拡大する運動」『社会学評論』65(2), 224-238.

青山薫（2018）「セックスワーカーへの暴力をどう防ぐか――各国の法体系と当事者中心のアプローチ」SWASH編『セックスワーク・スタディーズ――当事者視点で考える性と労働』日本評論社，138-59.

青山薫（2022）「売買春にかかわる法的アプローチ『犯罪化』『合法化』『非犯罪』」『ヒューマンライツ』416，12-19

青山薫・Hélène Le Bail（2023）「安全な移住セックスワークを可能にする条件――聞き取りとネットワークの解釈から」社会学評論，74 (3)，451-468.

荒井和樹（2018）「若年被害女性等支援モデル事業におけるアウトリーチの方法――アウトリーチ(直接接触型)実践からの分析」『日本の科学者=Journal of Japanese scientists/日本科学者会議編』53 (12).

荒井和樹（2019）「児童家庭福祉からこぼれ落ちる若年者に対するソーシャルワーク――アウトリーチを実践する援助機関参加記録からの分析」『同朋福祉』26, 147-165.

朝日新聞（2011）「単身女性3人に1人が貧困 母子世帯は57%」（http://www.asahi.com/special/08016/TKY201112080764.html, 2023.4.1）.

朝日新聞（2025）「『買春こそ問題』女性支える法」.

Association Adala pour le droit à un procès équitable et Centre de Genève pour la Gouvernance du Secteur de la Sécurité（DCAF）（2023）LA RÉPONSE DU SECTEUR DE LA JUSTICE AUX VIOLENCES FAITES AUX FEMMES AU MAROC du cadre juridique, politique et institutionnel aux attitudes et pratiques professionnelles Rapport Décembre 2023.

Association Démocratique des Femmes du Maroc（2022）Report of Women's Rights NGOs in Morocco under the 4th Universal Periodic Review（UPR）（https://uprdoc.ohchr.org/uprweb/downloadfile.aspx?file=EnglishTranslation&filename=9806& , 2026.2.12）.

Association Marocaine de Lutte Contre la Violence à l'Égard des Femmes（AMVEF）(2010) L'hébergement dans le processus d'empowerment des femmes victimes de violence : Concepts, enjeux et défis, AMVEF.
Aux captifs, la libération (2025) Notre raison d'être (https://www.captifs.fr/, 2025.9.9).
Aux captifs, la libération (n.d.) Nos ateliers et chantiers d'insertion (https://www.captifs.fr/nos-actions/ateliers-dinsertion/https://www.captifs.fr/nos-actions, 2025.9.9).
Bulletin Officiel du Royaume du Maroc（2018）Loi No.103-13 relative à la lutte contre les violences faites aux femmes, Bulletin Officiel, 12 mars 2018 (https://www.chambredesrepresentants.ma/sites/default/files/103-13-fr.pdf, 2025.2.3）.
Chef du gouvernement (Royaume du Maroc)(2023) Le Chef du gouvernement préside la première réunion du Comité national pour l'égalité des genres et la promotion de la femme (https://www.cg.gov.ma/fr/node/11073, 2025.6.25).
中國新聞デジタル (2025)「産休育休伝えると雇い止め…どうして？1年ごと契約更新『非正規公務員』に取得の壁 自治体側『勤務態度が理由』」(https://news.yahoo.co.jp/articles/fac605a56c1f6f5ff7a411ce8e9a3cf29fca06df, 2025.2.16).
Committee on the Elimination of Discrimination against Women (CEDAW) (2008) General recommendation No. 26 on women migrant workers, The United Nations (=2008, 女性差別撤廃委員会「一般勧告第26号 女性移住労働者」).
Committee on the Elimination of Discrimination against Women (CEDAW) (2020) General recommendation No.38 (2020) on trafficking in women and girls in the context of global migration, The United Nations (=2020, 女性差別撤廃委員会「国際移住の文脈における女性及び女児の人身取引に関する一般勧告第38号 (2020年)).
Cour européenne des droits de l'homme (2024) CINQUIÈME SECTION : AFFAIRE M.A. ET AUTRES c. France (https://hudoc.echr.coe. int/#{%22itemid%22:[%22001-235143%22]}, 2025.4.20).
Data.gov.ma (2024) Liste des établissements multifonctionnels des femmes répartis selon la région et la province (https://data.gov.ma/data/fr/dataset/liste-des-etablissements-multifonctionnels-des-femmes-repartis-selon-la-region-et-la-province/resource/d3d54a94-033c-4921-975f-20445b595c57, 2025.9.13).
独立行政法人労働政策研究・研修機構 (2024a)『図12 専業主婦世帯と共働き世帯1980年～2023年』(https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/xls/g0212.xlsx, 2025.2.12).
独立行政法人労働政策研究・研修機構(2024b)『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査2022 第1回 (2011年) ～第6回 (2022年) 子育て世帯全国調査の基礎的集計』JILTP調査シリーズNo.239.
EuroMed Feminist Initiative (2025) Trouver de l'assistance près de chez vous. : Le répertoire des services disponibles pour les victimes et les survivantes de violence au Maroc (https://www.efi-rcso.org/sites/default/files/2025-07/maroc-le-repertoire-des-services-disponibles-pour-les-victimes-de-violence.pdf, 2025.9.5).
Euronews (2024) Prostitution : en Belgique, la décriminalisation, une avancée pour les travailleuses du sexe? (https://fr.euronews.com/2024/06/21/prostitution-en-belgique-la-decriminalisation-une-avancee-pour-les-travailleuses-du-se#:~:text=En%202022%2C%20la%

20Belgique%2C%20est,000%20prostitu%C3%A9es%20selon%20les%20estimations., 2025.4.20).
European Parliament (2014) Sexual exploitation and prostitution and its impact on gender equality : European Parliament resolution of 26 February 2014 on sexual exploitation and prostitution and its impact on gender equality (2013/2103(INI)), (https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-7-2014-0162_EN.html, 2025.12.15).
Fondation Scelles (2019) Système prostitutionnel : Nouveaux défis, nouvelles réponses (5ème rapport mondial) (https://www.fondationscelles.org/pdf/RM5/MAROC_extrait_5eme_rapport_mondial_Fondation_SCELLES_2019.pdf, 2025.9.21).
「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」ワーキングチーム (2018)『婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究報告書』みずほ情報総研株式会社 (https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000340184.pdf, 2023.4.13).
外務省 (2020)「ジェンダー――分野をめぐる国際潮流」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/gender/index.html, 2025.12.26).
外務省 (2024)「JAPAN SDGs Action Platform」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html, 2025.3.14).
外務省 (2025)「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント――国際社会におけるジェンダー主流化の動き」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html, 2025.12.26).
外務省 (2026)「SDGグローバル指標 (SDG Indicators)」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal5.htm, 2026.1.27).
Giametta, Calogero and Le Bail, Hélène (2023) The national and moral borders of the 2016 French law on sex work: An analysis of the 'prostitution exit programme', Critical Social Policy, 43(2), 214–233.
Global Network of Sex Work Projects (NSWP) (2021a) Global Mapping of Sex Work Laws (https://www.nswp.org/ex-work-laws-map, 2024.4.16).
Global Network of Sex Work Projects (NSWP) (2021b) Mapping-country list (https://www.nswp.org/sex-work-laws-map/country-list, 2024.4.16).
Global Network of Sex Work Projects (NSWP) (2021c) Comment les lois relatives au travail du sexe sont-elles mises en œuvre sur le terrain et quel est leur impact sur les travailleurSEs du sexe? : Étude de cas sur le Sénégal (http://www.nswp.org/sites/nswp.org/files/fr_senegal_legal_case_study.pdf, 2024.7.26).
Global Network of Sex Work Projects (NSWP) (2022a) BRIEFING PAPER : How Sex Work Laws Are Implemented on the Ground and Their Impact on Sex Workers, A Study of Ten African Countries (https://www.nswp.org/sites/default/files/en_regional_briefing_paper_-_legal_case_studies_nswp_-_2022_final.pdf, 2026.2.12).
Global Network of Sex Work Projects (NSWP) (2022b) How Sex Work Laws are Implemented on the Ground and Their Impact on Sex Workers, Morocco Case Study (https://www.nswp.org/sites/default/files/2022-10/Morocco_legal_case_study_-_EN.pdf, 2026.2.12).
Global Network of Sex Work Projects (NSWP) (2025a) Who we are (https://www.nswp.org/who-we-are, 2025.6.21).

Global Network of Sex Work Projects (NSWP) (2025b) Where our members work (https://www.nswp.org/members, 2025.6.21).
Global Network of Sex Work Projects (NSWP) (2025c) Members by country (https://www.nswp.org/members/members-by-country, 2025.6.21).
Global Network of Sex Work Projects (NSWP) (2025d) Become an NSWP member (https://www.nswp.org/members/join, 2025.6.21).
八田善明 (2008)「モロッコ王国の『人間開発に係る国家イニシアティブ(INDH)』――貧困・格差問題と格差是正政策の観点から」『外務省調査月報』, 2008年度 (2), 23-58.
檜谷美恵子 (2001)「民間非営利組織アソシエーションの制度的位置付けとその活動実態」『都市住宅学』35, 69-74.
生駒明 (2022)『フーゾクの現代史――元情報誌編集長が見た「歴史の現場」』清談社Publico.
Impact Consulting (2013) Sex Worker Population Size Estimation Study : Estimating the size of the sex worker population in South Africa.
International Commission of Jurists (ICJ) (2023) The 8 March Principles for a Human Rights-Based Approach to Criminal Law Proscribing Conduct Associated with Sex, Reproduction, Drug Use, HIV, Homelessness.
International Labour Organization (2012) ILO 2012 Global estimate of forced labour Executive summary (https://www.ilo.org/media/357096/download, 2024.8.7).
International Labour Organization (2014) The ILO Women at Work Centenary Initiative : Where we are, and where we want to be (https://www.ilo.org/media/6501/download, 2025.12.23).
一般社団法人若草プロジェクト・特定非営利活動法人日本NPOセンター (2023)「生きづらさを抱える女性の支援にかかわる団体の活動実態調査報告書2022年度」.
Joint United Nations Programme on HIV/AIDS (2014) GAP REPORT (https://www.unaids.org/sites/default/files/media_asset/UNAIDS_Gap_report_en.pdf, 2024.8.5).
Joint United Nations Programme on HIV/AIDS (2021) HIV AND SEX WORK, HUMAN RIGHTS FACT SHEET SERIES.
Joint United Nations Program on HIV/AIDS (2023) Zero Discrimination Day 2023 (https://www.unaids.org/en/2023-zero-discrimination-day, 2024.5.1).
Joint United Nations Program on HIV/AIDS (2024a) HIV and sex work : Human rights fact sheet series 2024.
Joint United Nations Program on HIV/AIDS (2024b) HIV and sex workers : Thematic briefing note, 2024 global AIDS update (http://www.unaids.org/sites/default/files/media_asset/2024-unaids-global-aids-update-sex-workers_en.pdf, 2025.12.23).
Joint United Nations Program on HIV/AIDS (2025) The Key Populations Atlas (https://kpatlas.unaids.org/dashboard, 2025.12.13).
戒能民江・堀千鶴子 (2020)『婦人保護事業から女性支援法へ――困難に直面する女性を支える』信山社.
角間惇一郎 (2017)『風俗嬢の見えない孤立』光文社.

要友紀子（2017）「第73回ジェンダーセッション――性風俗で働く人々と"女性自立支援"」『立教大学ジェンダーフォーラム年報』19，117-124.
要友紀子（2019）「セックスワークを通して考える当事者論――個人的なことは政治的なことかつ個人的なこと （特集 生きるためのフェミニズム）」『福音と世界』74 (1), 31-35.
要友紀子（2020a）「夜の街バッシング――“正義”は権力と一緒に暴走した（特集 コロナ・パンデミックと人権問題） 」『部落解放』794, 50-57.
要友紀子（2020b）「セックスワーカー運動といくつもの壁――私たちの経験を示す言葉を探求する (特集 脱逸脱をめぐる当事者活動の社会学)」『社会学評論』71 (2), 233-246.
片居木英人（1996）「売春防止法40年の理論的到達点と問題点――尊厳原理・性秩序原理分離論」『北方園生活福祉研究所年報』(2)，1-7.
片居木英人（2018）「強制性交等罪の成立・施行による『売春』概念の再検討の必要性」『社会福祉学会第66回秋季大会研究報告概要集』, 125-126.
警察庁 (1990)「平成2年警察白書」.
警察庁 (1991)「平成3年警察白書」.
警察庁 (2023)「令和5年版警察白書」.
警察庁 (2025)「令和7年版警察白書」.
木下大生・及川博文（2016）「性産業で働く女性へのアウトリーチ実践展開までのプロセス――「風テラス」の立ち上げから相談会開催までの整理からの検討」『ソーシャルワーク研究』中央法規出版，42 (2)，129–137.
国立社会保障・人口問題研究所（2023a）『日本の将来推計人口 令和3(2021)～52(2070)年――人口問題研究資料第347号』.
国立社会保障・人口問題研究所（2023b）『2021年社会保障・人口問題基本調査(結婚と出産に関する全国調査)現代日本の結婚と出産――第16回出生動向基本調査(独身者調査ならびに夫婦調査)報告書』調査研究報告資料第40 号.
公益財団法人アジア人口・開発協会（2020）「ICPD25ナイロビ・コミットメント進捗報告――モロッコ」(https://www.apda.jp/pdf/p06_jinkou_kaihatu/reviewmorocco_2020_jp.pdf, 2026.2.10).
厚生労働省（2004）「婦人保護事業実施要領」(https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/kanrentsuchi/pdf/03/r_03_1202002.pdf, 2025.2.16)
厚生労働省（2022）『令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告(令和3年11月1日現在)別添2』(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12862028/www.mhlw.go.jp/content/11920000/001027808.pdf，2025.2.16).
厚生労働省（2023a）『第9回今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会』(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33561.html, 2025.02.20).
厚生労働省 (2024)「2023 (令和5) 年 国民生活基礎調査の概況」.
厚生労働省 (2025)『令和6年賃金構造基本統計調査の概況』(https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2024/dl/14.pdf, 2025.8.20).
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課（2022）「『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』について」(https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/001056014.pdf, 2025.8.25).

厚生労働省雇用環境・均等局（2024）『計画実行・監視専門調査会(第35回)資料2 男女間賃金差異に関する取組について』（https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_kanshi/siryo/pdf/ka35-2.pdf，2025.2.15）.
厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室（2024）「婦人保護事業の全体概要『困難な問題を抱える女性への支援について』厚生労働省.
厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室（2025）「困難な問題を抱える女性への支援について」（https://www.mhlw.go.jp/content/001514101.pdf, 2026.1.17）.
熊田陽子（2017）『性風俗世界を生きる「おんなのこ」のエスノグラフィ―― SM・関係性・「自己」がつむぐもの』 明石書店.
Lavaud-Legendre Bénédicte (2012) Autonomie et protection des personnes vulnérables : le cas des femmes nigérianes se prostituant en France (https://shs.hal.science/halshs-01050850, 2024.8.7).
Le Bus des Femmes (2025) Rapport d'Activité 2024 (https://busdesfemmes.org/wp-content/uploads/2025/05/LBDF-RA2024-digital.pdf. 2025.9.9).
Le Monde diplomatique (2018) Prostituées nigérianes victimes du «juju» (https://www.monde-diplomatique.fr/2018/11/HAREL/59215, 2024.8.6).
Le Mouvement du Nid and PSYTEL (2015) PROSTCOST : Estimation du coût économique et social de la prostitution en France.
Le360 (2015) Une étude recense 19.000 prostituées dans 4 villes du Maroc (https://fr.le360.ma/societe/une-etude-recense-19000-prostituees-dans-4-villes-du-maroc-41353/, 2025.6.28).
Lyons, C. E., Schwartz, S. R., Murray, S. M., et al.(2020) The role of sex work laws and stigmas in increasing HIV risks among sex workers, Nature Communications，volume 11, Article number 773.
圓田浩二（2022）「『パパ活』の定義論――『援助交際』と何がどう違うのか?」『沖縄大学経法商学部紀要』5，1-17.
丸山里美（2021）「政策の実施場面に見る婦人保護事業の実態とジェンダー規範ある婦人保護施設の資料から」『福祉社会学研究』18，35-55.
Médicos del Mundo (2020) La prostitución como forma de violencia de género : la percepción de las mujeres en situación de prostitución (https://www.medicosdelmundo.org/sites/default/files/la_prostitucion_como_forma_de_violencia_de_genero.pdf, 2025.4.21).
Ministère chargé de l'Égalité entre les femmes et les hommes et de la Lutte contre les discriminations (2024) Stratégie de Lutte Contre le Système Prostitutionnel et l'Exploitation Sexuelle.
Ministère de la Solidarité, de l'Insertion Sociale et de la Famille (Royaume du Maroc) (2018) Plan gouvernemental de l'égalité Icram 2 2017-2021 (https://social.gov.ma/wp-content/uploads/2021/04/icram-2-fr.pdf, 2026.6.28).
Ministère de la Solidarité, de l'Insertion Sociale et de la Famille (Royaume du Maroc) (2021) La Politique nationale de lutte contre la violence à l'égard des femmes et filles à l'horizon 2030 (https://social.gov.ma/strategie-nationale-de-lutte-contre-la-violence-a-legard-des-femmes-2/, 2026.6.28).

Ministère de la Solidarité, de l'Insertion Sociale et de la Famille (Royaume du Maroc) (n.d.a) Plan Gouvernemental pour l'Egalité « ICRAM 2 » (https://social.gov.ma/plan-gouvernemental-pour-legalite-icram-2/, 2026.6.28).
Ministère de la Solidarité, de l'Insertion Sociale et de la Famille (Royaume du Maroc) (n.d.b) Programme d'appui aux centres d'écoute et d'orientation juridique des femmes victimes de violence (https://social.gov.ma/programme-dappui-aux-centres-decoute-et-dorientation-juridique-des-femmes-victimes-de-violence/, 2025.9.6).
Ministère de la Solidarité, de l'Insertion Sociale et de la Famille (Royaume du Maroc) (n.d.c) MAROC - ATTAMKINE - Programme National Intégré d'Autonomisation Économique des Femmes et des Filles, à l'Horizon 2030 (https://social.gov.ma/maroc-attamkine-programme-national-integre-dautonomisation-economique-des-femmes-et-des-filles-a-lhorizon-2030/, 2025.9.6).
Ministre du Travail, de la Santé, des Solidarités et des Familles (France) (2022) Parcours de sortie de la prostitution et aide à l'insertion sociale et professionnelle (AFIS)(https://solidarites.gouv.fr/parcours-de-sortie-de-la-prostitution-et-aide-linsertion-sociale-et-professionnelle-afis#anchor-navigation-896, 2025.1.13).
Ministerio de Igualdad (2022) Plan Operativo para la Protección de los Derechos Humanos de mujeres y niñas víctimas de trata, explotación sexual y mujeres en contextos de prostitución (2022–2026).
Mission interministérielle pour la protection des femmes contre les violences et la lutte contre la traite des êtres humains (Miprof, France) (2015) Prostitution en France : ampleur du phénomène et impact sur les personnes prostituées, Lettre thématique de l'Observatoire national des violences faites aux femmes n° 7 (https://arretonslesviolences.gouv.fr/sites/default/files/2024-07/Lettre-thematique-observatoire-national-prostitution-octobre-2015.pdf, 2025.4.20).
Mission interministérielle pour la protection des femmes contre les violences et la lutte contre la traite des êtres humains (Miprof, France) (2024) La prostitution en France, Lettre thématique de l'Observatoire national des violences faites aux femmes n° 20 (https://arretonslesviolences.gouv.fr/sites/default/files/2024-06/Miprof-Observatoire-national-des-violences-faites-aux-femmes-Lettre-prostitution-2024.pdf, 2025.4.20).
宮台真司 (1994)『制服少女たちの選択』講談社.
宮本節子 (2013a)「第1章 社会福祉施設としての婦人保護施設の現実――その概観と実態」須藤八千代・宮本節子編『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題――女性支援の変遷と新たな展開』明石書店, 13–52.
宮本節子 (2013b)「第2章 差別, 貧困, 暴力被害, 性の当事者性――東京都5施設の実態調査から」須藤八千代・宮本節子編『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題――女性支援の変遷と新たな展開』明石書店, 53–107.
Mobilising for Rights Associates (2022) Protection Not Prison : How the criminalization of sexual relations outside of marriage promotes violence against women Action Research Report (https://mrawomen.ma/wp-content/uploads/doc/English%20490%20report%20FINAL.pdf, 2026.2.12).

森田成也（2021）『マルクス主義，フェミニズム，セックスワーク論――搾取と暴力に抗うために』慶應義塾大学出版会.
内閣府男女共同参画局（2004）「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策　2. 売買春・児童買春・人身取引（トラフィッキング），(1) 売春防止法違反検挙件数(33)」内閣府 (https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/houkoku/pdf/hbo04d-2-1.pdf, 2026.1.14).
内閣府男女共同参画局 (2021)「みんなで目指す！SDGs×ジェンダー平等」(https://www.gender.go.jp/public/subtextbooks/pdf/subtextbooks.pdf, 2025.3.19).
内閣府男女共同参画局 (2024a)『男女共同参画白書令和6年版』.
内閣府男女共同参画局 (2024b)『配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等(令和5年度分)』(https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2023soudan.pdf, 2025.2.21).
内閣府男女共同参画局 (2024c)『性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移(令和5年度)』(https://www.gender.go.jp/research/weekly_data/12.html, 2025.2.21).
内閣府男女共同参画局 (2025)『男女共同参画社会に関する世論調査（令和６年９月調査)』(https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryo/pdf/kondan250507-s-6.pdf, 2026.1.12).
内閣府NPOホームページ (2025)「NPO法人ポータルサイト」(https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/，2025. 5 .11).
中村淳彦 (2014)『日本の風俗嬢』新潮社.
中園直樹 (2003)『性産業労働者(CSW)の性感染症危険因子と性行動変容要因の分析』科学研究費助成事業2003年度実績報告書，神戸大学.
NHK NEWS WEB (2024)「歌舞伎町で売春目的の客待ちを集中的に取締り 50人逮捕 警視庁」(https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241204/k10014658101000.html, 2025.2.28).
日本NPOセンター (2025)「NPO法人データベース――NPOヒロバ」(https://www.npo-hiroba.or.jp/，2025.5.11).
日本ユニセフ協会 (2012)「モロッコ：子どもたちを苦しめている刑法の改正を求める声」(https://www.unicef.or.jp/children/children_now/morocco/sek_moro_02.html, 2025.3.20).
日本財団 (2025)「CANPAN FIELDS――団体情報データベース」(https://fields.canpan.info/organization/，2025.5.11).
西島太一 (2007)「ニュージーランドの2003年売春改革法について」『オーストラリア研究紀要』33，139-176.
荻上チキ (2012)『彼女たちの売春(ワリキリ) ――社会からの斥力，出会い系の引力』扶桑社.
Outaleb, F. and Sadiqi, F. (2021) The 2004 Moroccan Family Law (Moudawana): Home-grown Islamic Feminism with Potential to Grow. Al-Raida, 44(2), 112-124.
小澤千咲・岡野憲一郎 (2014)「性産業従事者(commercial sex worker)に見られる心理的傾向および問題――半構造化面接の質的分析と心理検査から」『こころの健康』，29 (1), 77-86.

Préfecture de la région d'Île-de-France, Direction régionale aux droits des femmes et à l'égalité (France) (n.d.) Repérage et accompagnement des personnes en situation de prostitution : Guide pratique à destination des professionnel.le.s. Paris (https://www.prefectures-regions.gouv.fr/content/download/50571/334568/file/Guide%20prostitution.pdf, 2025.9.9).
PwCコンサルティング合同会社 (2024a)『令和５年度 厚生労働省委託事業 職場のハラスメントに関する実態調査報告書』厚生労働省 (https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001256079.pdf, 2025.2.22) .
PwCコンサルティング合同会社 (2024b)『令和５年度困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業事業報告書』厚生労働省 (https://www.mhlw.go.jp/content/001253320.pdf, 2026.1.15).
Raymond, Janice G. (2003) Ten Reasons for Not Legalizing Prostitution and a Legal Response to the Demand for Prostitution, Journal of Trauma Practice, Volume 2, Pages 315-332.
Rocha, Luis E.C., Holme, Petter, and Linhares, Claudio D.G. (2022) The global migration network of sex-workers, Journal of Computational Social Science, Volume 5 (1), 969–985.
労働省婦人少年局 (1958)「売春に関する資料――第三号」婦人関係資料シリーズ一般資料第四二号.
Sadiqi, Fatima (2012)「第2章モロッコのフェミニズム運動における家族法の中心的役割」『中東・北アフリカにおけるジェンダー――イスラーム社会のダイナミズムと多様性』明石書店, 71-97.
Sadiqi, Fatima (2013) Women's NGOs and the Struggle for Democracy in Morocco, Non-State Actors in the Middle East, 42-53.
坂爪真吾 (2018)『「身体を売る彼女たち」の事情』筑摩書房.
坂爪真吾 (2019)『性風俗シングルマザー――地方都市における女性と子どもの貧困』集英社.
坂爪真吾 (2021)『性風俗サバイバル――夜の世界の緊急事態』ちくま新書.
坂爪真吾 (2024)「性風俗の世界で孤立・困窮している女性への支援」『社会福祉研究』150, 20-31.
櫻庭隆浩・松井豊・福富護・ほか (2001)「女子高校生における『援助交際』の背景要因」『教育心理学研究』日本教育心理学会, 49(2), 167-74.
Santé publique France (2023) C'est quoi le michetonnage? (https://www.onsexprime.fr/faire-face-aux-abus/les-dangers-de-la-prostitution/c-est-quoi-le-michetonnage, 2025.8.23).
佐藤博樹 (2012)『男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会報告書――最終報告』内閣府男女共同参画局基本問題・影響調査専門調査会.
Service statistique ministériel de la sécurité intérieure (SSMSI, France)(2023)Base des victimes de crimes et délits 2023.
柴田敦子 (2015)「性産業に従事する女性の問題構造と支援団体による多様な実践――支援団体はどこまで問題解決に接近できるのか」日本福祉大学大学院社会福祉学研究科2014年度修士論文.
衆議院事務局 (1956)「第24回国会衆議院法務委員会議録第31号」(https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/102405206X03119560509, 2023.12.24).
Solenciel (2025a) Solenciel (https://www.solenciel.fr/, 2025.9.10).

Solenciel (2025b) Rapport d'activité 2024.
総務省統計局（2017）『労働力調査（基本集計）平成28年（2016年）平均結果（速報）結果の要約』(https://www.stat.go.jp/data/roudou/rireki/nen/ft/pdf/2016.pdf, 2025.2.15).
総務省統計局 (2021)『令和3年社会生活基本調査の概要』(https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/gaiyou.html, 2025.8.29).
総務省統計局 (2022)『令和 3 年社会生活基本調査 生活時間及び生活行動に関する結果――結果の概要』(https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/pdf/gaiyoua.pdf, 2025.2.15).
総務省統計局 (2025a)『労働力調査（基本集計）2024年（令和6年）平均結果の概要』(https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/pdf/gaiyou.pdf, 2025.8.19).
総務省統計局 (2025b)『労働力調査（詳細集計2024年（令和6年）平均結果の要約』(https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000040248465&fileKind=2, 2025.02.17).
Statistisches Bundesamt (2023) Ende 2022 rund 28280 Prostituierte bei Behörden angemeldet, (https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2025/07/PD25_240_228.html, 2025.4.21).
Steinberg Chad・中根誠人(2012)「Can Women Save Japan?」『IMF Working Paper』WP/12/248.
すべての女性が輝く社会づくり本部・ 男女共同参画推進本部 (2024)『女性活躍・男女共同参画の重点方針2024 (女性版骨太の方針2024 (案))』(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kagayakujosei/dai14/gijisidai.html, 2025.2.21).
武子愛・児島亜紀子 (2022)「反抑圧アプローチの視点から見る婦人保護施設職員がとらえた知的障害女性――知的障害と性を中核とした課題との交差性を中心に」『社会問題研究』71(150), 45-60.
武子愛・児島亜紀子 (2024)「性産業従事を経た知的障害のある女性への反抑圧アプローチの有効性――自ら性産業従事をする女性たちへのソーシャルワークの可能性」島根大学社会福祉論集9, 18-30.
TAMPEP International Foundation (2009) Sex Work in Europe：A mapping of the prostitution scene in25 European countries.
上野千鶴子 (2018)『女ぎらい――ニッポンのミソジニー』朝日新聞出版.
United Nations (2020) Policy Brief : The Impact of COVID-19 on Women (https://www.un.org/sexualviolenceinconflict/wp-content/uploads/2020/06/report/policy-brief-the-impact-of-covid-19-on-women/policy-brief-the-impact-of-covid-19-on-women-en-1.pdf, 2025.03.14).
United Nations Development Programme (UNDP) (2024) Human Development Report 2023-2024 : Breaking the gridlock, Reimagining cooperation in a polarized world.
United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1997) UN Economic and Social Council Resolution 1997/2: Agreed Conclusions (https://www.refworld.org/legal/resolution/ecosoc/1997/en/41501, 2025.12.26).
United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC) (2022) GLOBAL REPORT ON TRAFFICKING IN PERSONS 2022.

United Nations Statistics Division (2015) Sex workers : Population size estimate (https://data.un.org/Data.aspx?d=UNAIDS&f=inID%3A111, 2024.8.5).
United Nations Women（2017）Women in the changing world of work: Facts you should know (https://www.unwomen.org/en/news/in-focus/csw61/women-in-informal-economy, 2025.12.23).
World Bank (2021) Policy Note Female Labor Force Participation in Morocco : Constraints and Priority Actions (https://documents1.worldbank.org/curated/en/099620210212226439/pdf/P1710000a36450070aa070178f5ec6d934.pdf, 2026.2.10).
World Bank (2025) MOROCCO Gender Data Landscape (https://documents1.worldbank.org/curated/en/099040007012221532/pdf/IDU05f4cc46501267045a90a94d02aad100cff64.pdf, 2026.2.10).
World Economic Forum (WEF) (2025) Global Gender Gap Report 2025 Insight Report, June 2025.
World Health Organization (WHO) (2024) Violence against women (https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/violence-against-women, 2025.12.23).
矢島正見・宮台真司（1997）「現代若者文化と性行動――援助交際を手がかりに」『犯罪心理学研究』, 35 (特別号), 154-157.
米津敦子（2024）「性ビジネスに従事する女性を支援する団体の活動内容の分析――婦人保護事業の補完性・代替性・協働性の視点から」日本福祉大学大学院福祉社会開発研究, 第19号.
米津敦子（2025）「諸外国の性ビジネス関連法の動向に関する研究――犯罪化・合法化・非犯罪化モデルを用いた分析から」日本福祉大学大学院福祉社会開発研究，第20号.
湯澤直美 (2019)「社会福祉におけるセクシュアリティ統制の構図――婦人保護事業・母子福祉事業に焦点をあてて」首都大学東京博士(社会福祉学)乙第172.
湯澤直美 (2022)「女性への相談支援の必要性――コロナ禍の経験からの考察」『学術の動向』27 (5), 17-23.
湯澤直美 (2025a)「女性支援法制定に伴う売春防止法の改定を読み解く――ジェンダーとセクシュアリティの視点からの課題『ソーシャルワーク研究』3 (1), 17-24.
湯澤直美 (2025b)「『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』の政策的射程――制度転換とジェンダー化された貧困をめぐって」『貧困研究』34，35-46.
在モロッコ日本国大使館 (2007)「「人間開発に係る国家イニシアティブ(INDH: Initiative Nationale pour le Développement Humain)」(https://www.ma.emb-japan.go.jp/japonais/oda_indh-jp.htm，2025.5.6).

資料

本研究で用いたインタビュー調査関連資料は，以下のとおりである．

なお，これらの資料は，調査実施時に用いた資料をもとに匿名化・一部修正したものである．

資料1.　インタビューガイド（団体A）
資料2.　インタビューガイド（団体B）
資料3.　研究協力同意のための説明書
資料4.　研究協力同意書
資料5.　研究協力同意撤回書

インタビューガイド（団体A）

1. 支援対象者について

（1）支援対象範囲について

性ビジネスに従事する人々を支援する団体は，近年徐々に増えていると認識しています．これらの団体の支援対象は，以下の分類①～⑤の一部，あるいは全部を対象としています．貴団体の性ビジネス従事者（風俗や売春等）に対する支援は，活動内容から②～④を対象としていると理解しております．もし①や⑤も含まれるようでしたら，ご教示ください．

① 性ビジネスの入口支援（まだ性ビジネスに従事していない方）
② 性ビジネスの入口支援（性ビジネスに従事し始めたばかりの方）
③ 性ビジネスの中の支援（性ビジネス従事が定着している方）
④ 性ビジネスの出口支援（性ビジネスから離れようとしている方）
⑤ 性ビジネスから離れた後の支援（性ビジネスから離れた方）

（2）支援対象者の年齢層について

貴団体が支援対象としている年齢層があれば，ご教示ください．

2. 支援内容について

（1）活動の柱

貴団体の活動は，「困難を抱え夜職に従事する女性への支援」と「性に関連する被害者支援」という大きく二つの柱から成り，支援はアウトリーチによる関係構築によって可能になるものと理解しています．これらの活動について，可能な範囲でお聞かせください．

（2）新型コロナウイルス感染拡大前と後の変化

2020年4月以降，路上で性売の相手方を探す若年女性が増えているとも言われています．貴団体によるアウトリーチでは，このような女性にお声がけしていますでしょうか．例えば，新型コロナウイルス感染拡大前と拡大後の貴団体の相談内容に変化があるようでしたら，お聞かせください．

（3）居場所の設置

活動実績のなかで，貴団体は夜職従事者向けの居場所提供をしているとうかがっています．この居場所ではどのような活動が行われているか，差し支えない範囲でお聞かせください．

（4）昼職移行支援

「就労支援」や「昼職移行支援」について，他機関との連携や，昼職移行のプロセス等，具体的な活動内容について，可能な範囲でお聞かせください．また，貴団体独自の昼職移行支援活動があればお聞かせください．

性ビジネス従事者は昼職に移行しても，再度戻ってきてしまうことが多いとも言われています．貴団体において，昼職移行後の継続・定着を支える支援など行っているようでしたら，お聞かせください．

（5）官民協働

近年，女性支援をめぐる官民協働が進められていますが，貴団体における他機関との連携の実態について，可能な範囲でお聞かせください．また，そのなかで課題に感じていることや，公的支援に期待することがあれば，あわせてご教示ください．

以上

インタビューガイド（団体B）

1. 支援の分類について

（1）入口・中・出口支援

貴団体の公式サイトでは，支援を「入り口支援」「中支援」「出口支援」に分けて説明されていますが，それぞれはどのような方々を対象としているのか，ご教示いただけますと幸いです．また，「入り口支援」はコロナ禍との関係で急増したようですが，緊急事態が解除された後の状況，相談の内容の変化など，可能な範囲でお聞かせください．

公式サイトにもとづく支援内容の分類

対象	目的	支援内容
入り口支援	啓発・情報提供	・性産業に従事することで発生する悩みを解決するための，情報発信（インターネット） ・LINE チャットボットでの情報提供（インターネット） 性風俗の現場で起こりがちなトラブルの解決法や情報提供
中支援	働くリスクを減らす	・弁護士・ソーシャルワーカーによる生活・法律相談（対面） 借金，離婚，DV，店舗とのトラブル，ストーカー，ホストの売掛，ネットの誹謗中傷，性暴力被害，メンタルヘルス，社会保障の手続き，子どもの学費など． ・性ビジネス従事女性たちが集い，話し合える自助グループの運営（インターネット）
出口支援	「風俗の仕事を辞めた後」の支援	・セカンドキャリア支援 ・昼職移行支援
その他		・無料での受診＋ピル処方を行っている医療機関の紹介（インターネット）

（2）「働くリスク」について

貴団体の資料には，性産業の「中支援」の説明に働くリスクの軽減が示されています．この「働くリスク」とは性産業に従事することで生じるリスクであると理解しました．そのうえで相談支援や自助グループの設置が，どのように「働くリスクを減らす」ことにつながるとお考えなのか，また具体的な取り組みがあればお聞かせください．

2. 支援内容について

（1）性産業従事後の支援

貴団体の公式サイトでは，性産業から離れた後の支援の重要性が述べられています．これら支援は「出口支援」として，セカンドキャリア支援や昼職移行支援，また孤立防止として実施されていると理解しました．これら支援について，具体的にどのような実践が行われているか，ご説明いただければ幸いです．

（2）幅広い年代の性産業従事女性のセカンドキャリア形成支援について

若年女性を対象とした支援を行う団体が多い中，貴団体は年齢制限を設けていないのが特徴と捉えています．貴団体のデータを確認すると，相談者は20代前半から後半が最も多

く，特徴として10代よりも40代，50代の女性からの相談が多いことも確認できます．こうした幅広い年代の性産業従事女性に対応するセカンドキャリア支援について，具体的な取組や課題がありましたら，可能な範囲でご教示いただけますと幸いです．

（3）官民協働

近年，女性支援をめぐる官民協働が進められていますが，貴団体における他機関との連携の実態について，可能な範囲でお聞かせください．また，そのなかで課題に感じていることや，公的支援に期待することがあれば，あわせてご教示ください．

以上

研究協力同意のための説明書

１．調査と説明書について

本調査は，「『性ビジネス』従事女性への支援団体による活動の国際比較」研究の一環として，性ビジネスに従事する女性を支援する民間団体を対象に，インタビュー調査および活動観察調査を実施するものです．貴団体に研究へのご協力をお願いするにあたり，本説明書を用いて調査内容をご説明いたします．貴団体の皆様には，内容をご理解いただいたうえで，調査への参加をご検討いただけますと幸いです．

なお，本研究への協力をご希望されない場合も，皆様方が不利益を受けることは一切なく，また協力に同意した後でもいつでも撤回が可能です．研究にご協力いただける場合は，別紙の同意書にご署名をお願いいたします．ご不明点，懸念される事項等ございましたら，下記連絡先までご連絡いただけますと幸いです．

２．研究計画の概要に関する事項

（１）研究の目的について

本研究は，性ビジネスに従事する女性への支援が，民間団体によってどのように展開されているのかを明らかにすることを目的としています．具体的には，相談支援，アウトリーチ支援，昼職移行支援に着目し，日本における支援活動の特徴と課題を検討します．あわせて，性ビジネス従事者支援をめぐる国際的動向を整理し，モロッコの民間団体の事例も参照しながら，日本における支援の意義を検討します．

（２）調査の方法について

調査は代表者へのインタビューの他，貴団体の啓発活動（活動報告会等）の開催予定があれば参加し，観察を行わせていただきます．インタビューは1時間～1時間半程度を予定しております．インタビューの回数は1回を予定しておりますが，場合によっては後日追加インタビューの依頼をさせていただく可能性があることをご了承ください．

方法：　①　インタビュー（半構造化インタビュー）
　　②　報告会等の啓発活動への参加による観察（参与観察）
期間：　2022年12月～2023年4月の間

（３）研究対象とする民間団体について

日本とモロッコの性ビジネスに従事する女性を支援する民間団体を対象としており，日本の民間団体，モロッコの3支援団体に対し研究協力依頼を行う予定です．

３．個人情報保護の方法に関する事項

本研究では個人情報の収集は行いません．貴団体の活動に関するお話をうかがう中で個人情報の共有があった場合，これらを公にすることはなく，個人情報を守った上で研究が行わ

れます．内容については博士論文で公表予定ですが，公表の際は個人が特定されることはありません．研究内容や結果については，以下の5.に記載の連絡先にお問い合わせください．

４．インフォームド・コンセントに関する事項

- 調査への協力については，貴団体にてご判断ください．
- 調査への協力を希望しない場合も貴団体が不利益を受けることはありません．
- 一度調査協力に同意した場合でも，いつでもどのような理由でも同意撤回書により，とりやめることができます．
- 一度同意した調査協力を途中で撤回した場合も，貴団体が不利益を受けることはありません．
- 一度同意した調査協力を途中で撤回した場合，それまでに収集した情報は破棄いたします．
- 調査結果については，博士論文および学術論文等での公表を予定しています．
- 貴団体より収集したデータについては，請求がありましたら開示いたします．
- 調査に関しては，貴団体が費用を負担することはありません．

研究の内容を理解し，参加してもよいと思われましたら，同意書に署名をお願いいたします．同意された後に同意を撤回されたい場合には，同意撤回書をご提出ください．

５．説明者と問い合わせ先

本調査は以下の者が実施します．調査についての疑問や質問については，下記までお問い合わせください．

調査実施者：　米津　敦子
所　　属：　日本福祉大学大学院　福祉社会開発研究科
　　社会福祉学専攻　博士課程
電　　話：　○○○　○○○○　○○○○
メ　ー　ル：　△△△△△@n-fukushi.ac.jp

以上

添付資料：
１．同意書
２．同意撤回書

同 意 書

日本福祉大学
　米津　敦子　様

私は，「『性ビジネス』従事女性への民間団体の活動に関する研究－諸外国の事例をふまえた日本における昼職移行支援の可能性」の研究の実施について，説明者より，
　年　　月　　日，＿＿＿＿＿＿　において，説明書を用いて説明を受けました．
※説明を受けて理解した項目（□の中にご自分でレ印をつけてください.）

1　□ 調査と説明書について
2　研究計画の概要に関する事項
　□ 研究の目的について
　□ 調査の方法について
　□ 研究対象とする支援団体について
3　□ 個人情報保護の方法に関する事項
4　インフォームド・コンセントに関する事項
　□　実施計画への参加は任意であること
　□　実施計画の参加に同意しないことにより不利益な対応を受けないこと
　□　実施計画の参加に同意した後でも，いつでも文書により同意を撤回することができること
　□　同意を撤回しても，そのことにより何ら不利益を蒙らないこと
　□　同意を撤回した場合，提供されたデータ等は廃棄されること
　□　研究成果の発表の方法について，論文や投稿での発表の予定
　□　請求があれば，データを開示すること
　□　実施計画参加に対して謝礼を支払うこと
　□　調査に関して費用を負担がないこと

十分理解しましたので，計画に参加し，求められた情報，データ等を提供することに同意いたします．なお，同意書の写しを受け取りました．

同意年月日　西暦　　年　　月　　日
　氏 名

別紙同意説明文書について，説明しました．
　記入年月日　西暦　　年　　月　　日
　説明者氏名

同 意 撤 回 書

日本福祉大学
　米津　敦子　様

　私は，本研究の実施に当たり，研究に参加することに同意いたしましたが，同意を撤回することにいたしました．
　ここに同意撤回書を提出します．

　同意年月日　西暦　　年　　月　　日
　参加者署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　【研究実施者記入欄】
　本研究に関する同意撤回書を受領したことを証します．

　氏名（自署）

　※いったん実施計画への参加に同意した場合でも，インタビューの実施中でも実施後でもこの同意撤回書により同意を撤回することができる．